

【表紙】	
【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年 4 月27日
【計算期間】	第 8 期（自 平成28年11月 1 日 至 平成29年10月31日）
【ファンド名】	レッド・アーク・グローバル・インベストメンツ（ケイマン）トラスト - カントリー・セレクター 外貨建てシリーズ (Red Arc Global Investments (Cayman) Trust - Country Selector Foreign Currency Series)
【発行者名】	シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッド (Citigroup First Investment Management Limited)
【代表者の役職氏名】	取締役 ソン・リ (Song Li, Director)
【本店の所在の場所】	香港、セントラル、ガーデン・ロード 3、 チャンピオン・タワー50/F (50/F, Champion Tower, Three Garden Road, Central, Hong Kong)
【代理人の氏名又は名称】	辯護士 三 浦 健
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内二丁目 6 番 1 号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所
【事務連絡者氏名】	辯護士 三 浦 健 辯護士 飯 村 尚 久
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目 6 番 1 号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所
【電話番号】	03 (6212) 8316
【縦覧に供する場所】	該当事項なし。

（注 1）アメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」という。）の円貨換算は、2018年2月28日現在の株式会社三菱ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１米ドル＝107.37円）によります。以下同じです。

（注 2）サブ・ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づいて設定されているが、米ドルクラス受益証券は米ドル建てのため、本書の金額表示は、別段の記載がない限り米ドルをもって行う。

（注 3）本書の中で金額および比率を表示する場合、適宜の単位に四捨五入または切り捨てしている場合がある。従って、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してある。従って、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

- （注４）本書の中で、計算期間（以下「会計年度」ともいう。）とは、11月１日に始まり翌年の10月31日に終了する１年をいう。ただし、第１会計年度は、2010年６月４日から2010年10月31日までの期間をいう。なお、サブ・ファンドの運用開始日は、2010年７月16日である。
- （注５）用語の定義については、本書別紙Ａ「定義」を参照のこと。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

a．ファンドの目的、信託金の限度額

レッド・アーク・グローバル・インベストメンツ（ケイマン）トラストは、受託会社と管理会社の間で2008年10月21日に締結された信託証書（2015年3月10日付修正・再録信託証書により変更・再録済。（当該変更は2015年5月12日付で効力発生。））（以下、総称して、「信託証書」という。）に基づき設立されたオープン・エンドのアンプレラ型ユニット・トラストである。

トラストは、アンプレラ型ユニット・トラストとして設立されている。関連するサブ・ファンドに帰属する資産および債務が適用される個別ポートフォリオまたはサブ・ファンドが設定、設立されることができる。各サブ・ファンドに限定的に関係する受益証券が発行される。

本書に基づき受益証券の募集を行うサブ・ファンドは、カンントリー・セレクトアー 外貨建てシリーズであり、米ドルクラス受益証券が発行される。サブ・ファンドの基準通貨は、米ドルとする。米ドルクラス受益証券は、米ドルで表示される。

信託証書は、ケイマン諸島の法律に準拠する。すべての受益者は、信託証書および信託証書を補足する追補信託証書に定める条項の利益を受ける権利を有し、かかる規定に拘束され、かつかかる規定について通知を受けたとみなされる。（a）本書に定める条件と（b）当該サブ・ファンドに関係する信託証書および追補信託証書に定める条件との間に不一致がある場合は、後者の条件が優先する。

サブ・ファンドの投資目的は、受益者に対し、シティ・カンントリー・セレクトアー・ストラテジー（米ドル建て）に対するエクスポージャーを提供することである。本ストラテジーは、モデル・スポンサーによって開発された計量的株式市場選択モデル（以下「本モデル」という。）に基づく。

サブ・ファンドについて、ファンドの信託金の限度額は定められていない。発行される米ドルクラス受益証券の価額の上限は、10億米ドルである。

b．ファンドの基本的性格

サブ・ファンドは、信託証書および2010年6月4日付追補信託証書（2015年4月17日付変更証書により変更済。）（以下、総称して、「追補信託証書」という。）に基づいて受託会社および管理会社によって設定された。

シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッドは、トラストの管理会社である。管理会社は、各サブ・ファンドに関して一定の管理事務業務（受益証券の割当て、発行、譲渡および買戻しの調整を含むが、これらに限られない。）を実行する責任を有する。

受託会社は、信託証書に基づき、各サブ・ファンドの信託財産を構成する投資対象を運用する責任を有する。

受託会社は、管理会社との間で投資運用契約を締結しており、投資運用契約に基づき、受託会社は、各サブ・ファンドの資産の投資および再投資ならびに投資運用サービスの履行に関する自由裁量の責務を管理会社に委譲している。

受託会社は、サブ・ファンドの資産を保管する任務を保管会社に委託している。さらに、受託会社は、サブ・ファンドの管理事務を管理事務代行会社に委託しており、管理事務代行会社は、サブ・ファンドに関する管理事務業務を担当する。管理事務代行会社は、受益証券1口当たり純資産価格を計算する責任を負う。受託会社および管理会社は、サブ・ファンドの登録名義書換代理人として、シティトラスト・リミテッドを選任している。

有価証券届出書「第二部 ファンド情報、第2 管理及び運営、3 資産管理等の概要、（5）その他、（イ）トラストまたはサブ・ファンドの終了」の項に定める規定に従い早期に終了する場合を除き、サブ・

ファンドは償還日に終了する予定である。償還日とは、（ ）いずれかのファンド営業日において純資産価額が1,000万米ドル以下となった後、かつ（ ）管理会社はその絶対的な裁量において、当該日以後においてサブ・ファンドが相当数の追加の受益証券の申込みを受ける見込みがないと判断した後において、管理会社および受託会社が販売会社と協議の上合意した日をいう。

受託会社は、各サブ・ファンドの信託財産を、当該サブ・ファンドの信託期間中、当該サブ・ファンドの受益者の利益のために個別のサブ・ファンドとして、信託証書（関連する追補信託証書を含む。）の条件において、またその権限および規定に従って、個別の独立した信託としてかつケイマン諸島の信託法（2018年改正）（以下「信託法」という。）に基づき保有するものとする。

受託会社は（管理会社と協議の上）、サブ・ファンド決議または受益者決議による承認を得ることなく、大要追補信託証書の様式による共同宣言を行うことにより、随時サブ・ファンドを設定および設立することができる。当該サブ・ファンドは、信託証書（関連する追補信託証書を含む。）の条項に基づき、またその権限および規定に従い行使されるものとする。

各受益証券は無額面とする。

いずれのサブ・ファンドの受益証券も、その保有者に対して、当該サブ・ファンドの信託財産の特定部分における利益または不可分の持分を付与しないものとする。疑義を避けるため付言すると、あるサブ・ファンドの受益証券の保有者は、当該受益証券を保有していることを理由として、他のサブ・ファンドに対して利益を有さないものとする。

いずれかの信託財産の一部を構成する一切の金銭は、信託証書の規定に従い保有または投資されるものとする。

受託会社は、サブ・ファンドに関して、書面による決議をもって、当該サブ・ファンドの受益証券について1以上の独立したクラスおよび／またはシリーズを参照して、随時受益証券を設定し、指定し、発行することができ、また受託会社は、管理会社と協議の上、以下に掲げる方法などを含むかかるクラスまたはシリーズの受益証券を当該サブ・ファンドのその他のクラスまたはシリーズの受益証券と差別化するものとする。

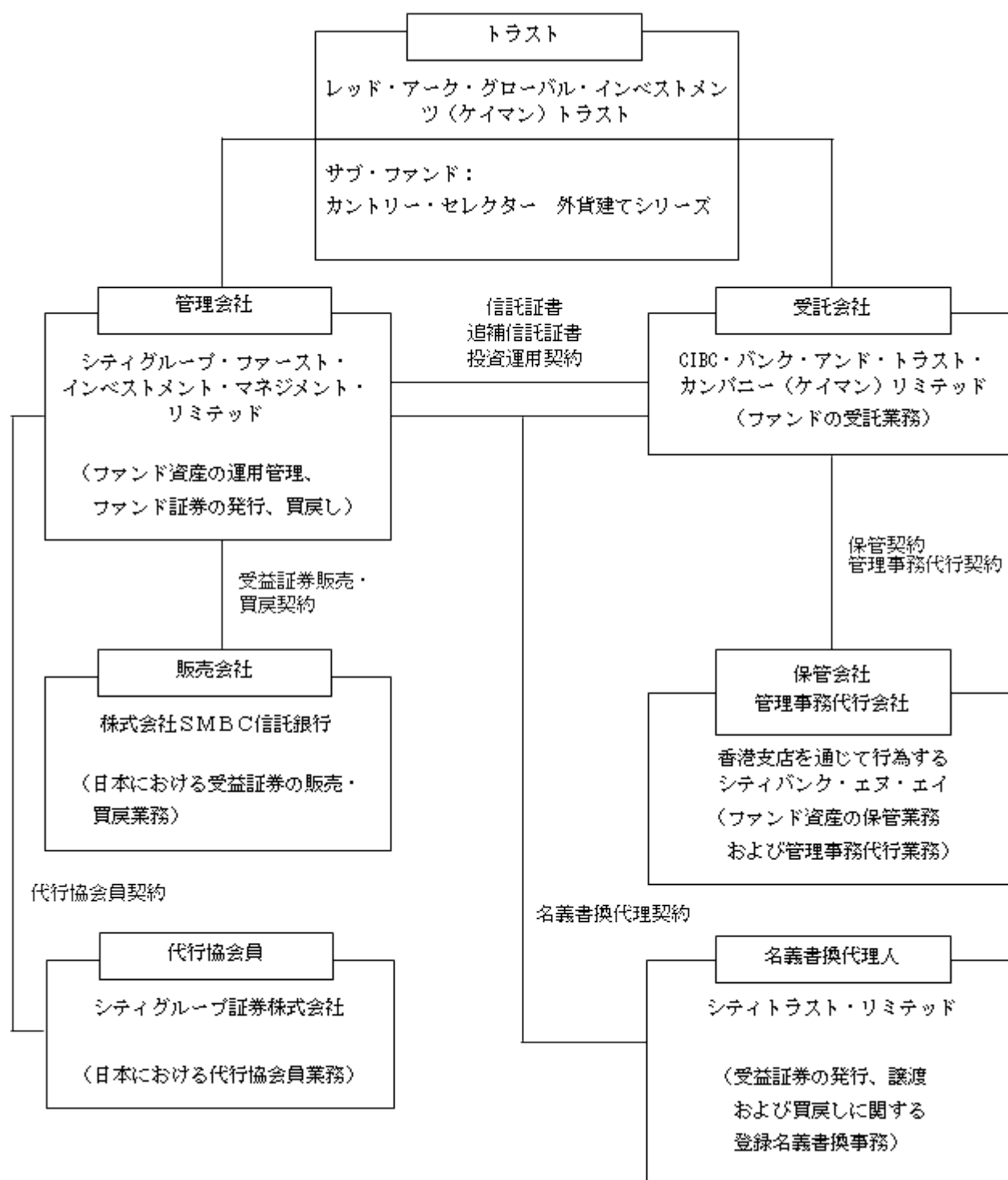
- （a）資産、債務、経費および費用をかかるクラスおよび／またはシリーズ間で割り当てる方法
- （b）かかるクラスまたはシリーズの純資産価額を計算する方法
- （c）受託会社または管理会社によって選任されたサービス提供者に支払うべき報酬（管理報酬、業績報酬および買戻手数料などを含むが、これらに限られない。）をかかる各クラスまたはシリーズの受益者から徴収し、請求する方法
- （d）為替ヘッジに起因する費用および損益をかかる各クラスまたはシリーズの受益証券の保有者から徴収し、請求する方法
- （e）当該サブ・ファンドの信託財産に関するその他資産または債務をかかる各クラスまたはシリーズに帰属させ、負担させる方法

（２）【ファンドの沿革】

1971年 1 月15日	管理会社設立
2008年10月21日	信託証書締結
2010年 6 月 4 日	追補信託証書締結
2010年 6 月28日	サブ・ファンドの申込開始
2010年 7 月16日	サブ・ファンドの運用開始（設定日）
2015年 3 月10日	修正・再録信託証書締結
2015年 4 月17日	追補信託証書の変更証書（以下「変更証書」という。）締結
2015年 5 月12日	修正・再録信託証書および変更証書効力発生
2015年 5 月12日	トラストおよびサブ・ファンドの名称の変更

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名称	ファンドの 運営上の役割	契約等の概要
シティグループ・ファースト・イン ベストメント・マネジメント・リミ テッド (Citigroup First Investment Management Limited)	管理会社	受託会社との間で信託証書および追補信託証書を、2015年 3月10日付で投資運用契約（注1）を締結（2015年5月12日効 力発生）。管理会社はサブ・ファンドの資産の運用管理お よび受益証券の発行を行う。
CIBC・バンク・アンド・トラスト・ カンパニー（ケイマン）リミテッド (CIBC Bank and Trust Company (Cayman) Limited)	受託会社	管理会社との間で信託証書および追補信託証書を、2015年 3月10日付で投資運用契約（注1）を締結（2015年5月12日効 力発生）。受託会社はサブ・ファンドの資産の受託会社と しての業務を提供する。
香港支店を通じて行為するシティバ ンク・エヌ・エイ (Citibank N.A., acting through its Hong Kong branch)	保管会社 管理事務 代行会社	2010年6月4日付で受託会社との間で保管契約（注2）を締 結。保管会社は、サブ・ファンドの資産の保管を行う。 2010年6月4日付で受託会社との間で管理事務代行契約（注 3）を締結。サブ・ファンドの管理事務代行業務について、 委任されている。
シティトラスト・リミテッド (Cititrust Limited)	名義書換 代理人	2010年6月4日付で管理会社および受託会社との間で名義 書換代理契約（注4）を締結。受益証券の登録名義書換代理人 を務める。
シティグループ証券株式会社	代行協会員	2010年6月9日付で管理会社との間で代行協会員契約（変 更済）（注5）を締結。日本において代行協会員業務を行う。
株式会社S M B C 信託銀行	販売会社	2010年6月9日付で管理会社との間で受益証券販売・買戻 契約（注6）を締結。日本において販売・買戻業務を提供す る。

（注1）投資運用契約とは、受託会社がサブ・ファンドの資産の投資および再投資ならびにサブ・ファンドに関する投資運用サービスの履行に関する自由裁量の責務を管理会社に委譲する契約である。

（注2）保管契約とは、受託会社によって資産の保管会社として選任された保管会社が、サブ・ファンドの名義による保管口座の開設および維持ならびに証券および現金等の保管および管理等の保管業務を行うことを約する契約である。

（注3）管理事務代行契約とは、受託会社がその権限の一部を管理事務代行会社に授權する契約である。

（注4）名義書換代理契約とは、名義書換代理人が受益証券の発行、譲渡および買戻しに関して登録名義書換事務を提供することを約する契約である。

（注5）代行協会員契約とは、代行協会員が受益証券に関する目論見書の配布、受益証券1口当たり純資産価格の公表ならびに日本の法令および日本証券業協会規則により作成を要する運用報告書等の文書の販売取扱会社への送付等を行うことを約する契約である。

（注6）受益証券販売・買戻契約とは、受益証券の日本における募集の目的で管理会社から交付を受けた受益証券を販売会社が、日本の法令・規則および目論見書に準拠して販売することおよび受益者からの買戻注文を管理会社に取次ぐことを約する契約である。

管理会社の概要

（ ）設立準拠法

管理会社は、香港の法律に基づき設立された。

（ ）会社の目的

管理会社の目的は、投資ファンドを運営、管理することである。香港法第571章の証券先物法（以下「SF0」という。）第116条に従って、管理会社は、SF0の別紙5に定義されるタイプ4および9の規制対象活動に関して認可を受けている。かかる規制対象活動は、証券および資産運用に関する助言を含む。

（ ）株式資本の額

管理会社の資本金は、200万200香港ドル（約2,742万円）で、2018年2月末日現在全額払込済である。なお、1株100香港ドル（約1,371円）の記名式株式2万2株を発行済である。

また、管理会社の純資産の額は、2018年2月末日現在215,565,622香港ドル（約29億5,540万円）であった。

（注）香港ドルの円換算額は、便宜上、2018年2月28日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1香港ドル＝13.71円）による。

（ ）会社の沿革

1971年1月15日設立。

管理会社は、2007年2月16日香港の証券先物委員会からタイプ4および9の認可を受けた。

（ ）大株主の状況

（2018年2月末日現在）

名称	住所	所有株式数	比率
シティグループ・グローバル・マー ケッツ・ホンコン・ホールディング ス・リミテッド (Citigroup Global Markets Hong Kong Holdings Limited)	香港、セントラル、ガーデン・ロード3、チャ ンピオン・タワー50/F (50/F, Champion Tower, Three Garden Road, Central, Hong Kong)	2万2株	100%

（4）【ファンドに係る法制度の概要】

準拠法の名称

トラストは、信託法に基づき設立されている。トラストは、また、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（2015年改正）（以下「ミューチュアル・ファンド法」という。）により規制される。

準拠法の内容

（ ）信託法

ケイマン諸島の信託の法律は、基本的には英国の信託法に従っており、英国の信託法のほとんどの部分を採用しており、かつ信託に関する英国判例法のほとんどのを採用している。さらに、信託法は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託会社に対して資金を払い込み、受益者たる投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、受託会社は、一般的に保管銀行としてこれを保持する。各受益者は、信託資産の持分比率に応じて権利を有する。

受託会社は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務を負う。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。

大部分のユニット・トラストは、免税信託として登録申請される。その場合、信託証書、ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を、（限られた一定の場合を除き、）受益者としめない旨宣言した受託会社の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に届出される。

免税信託の受託会社は、受託会社、受益者、および信託財産が50年間課税に服さないとの約定を取得することができる。

信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できる。

免税信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

（ ）ミューチュアル・ファンド法

後記「監督官庁の概要」の記載を参照。

（ ）一般投資家向け投資信託（日本）規則（2018年改正）

一般投資家向け投資信託（日本）規則（2018年改正）（以下「ミューチュアル・ファンド規則」という。）は、日本で公衆に向けて販売されるケイマン諸島の一般投資家向け投資信託に関する法的枠組みを定めたものである。

ミューチュアル・ファンド規則は、新たな一般投資家向け投資信託に対し、ケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」という。）への投資信託免許の申請を義務づけている。かかる投資信託免許の交付には、CIMAが適当とみなす条件の適用がある。かかる条件のひとつとして一般投資家向け投資信託は、ミューチュアル・ファンド規則に従って事業を行わねばならない。

ミューチュアル・ファンド規則は、一般投資家向け投資信託の設立文書に、証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、純資産総額ならびに証券の発行価格および買戻価格の計算方法、証券の発行条件（証券に付随する権利および制限の変更にかかる条件および状況（もしあれば）を含む。）、証券の譲渡または転換の条件、証券の買戻しまたは買戻しの中止の条件ならびに監査人の任命の条項を入れることを義務づけている。

ミューチュアル・ファンド規則は、一般投資家向け投資信託に対し、ミューチュアル・ファンド法に基づきCIMAが承認した管理事務代行会社を任命し、維持することを義務づけている。管理事務代行会社を変更する場合、CIMA、一般投資家向け投資信託の投資家および管理事務代行会社以外の業務提供者に対し、変更の1か月前までに書面で通知しなければならない。一般投資家向け投資信託は、CIMAの事前承認を得ない限り、管理事務代行会社を変更することができない。

また、管理事務代行会社は、投資家名簿の写しを通常の営業時間中に投資家が閲覧できるようにし、かつ、請求に応じて証券の最新の発行価格、償還価格および買戻価格を無料で提供しなければならない。

一般投資家向け投資信託は、ケイマン諸島、承認済法域またはCIMAが承認したその他の法域で規制を受けている保管会社（もしくはブライムブローカー）を任命し、維持しなければならない。保管会社を変更する場合、一般投資家向け投資信託は、当該変更の1か月前までにその旨を書面でCIMA、当該投資信託の投資家および保管会社以外の業務提供者に通知しなければならない。「承認済法域」とは、ケイマン諸島犯罪収益に関する法律に基づきケイマン諸島のマネー・ロンダリング防止対策グループにより承認された法域をいう。

一般投資家向け投資信託は、ケイマン諸島、承認済法域またはCIMAが承認したその他の法域で設立され、または適法に事業を営んでいる投資顧問会社を任命し、維持しなければならない。投資顧問会社を変更する場合には、変更の1か月前までにCIMA、投資家および投資顧問会社以外の業務提供者に当該変更について通知しなければならない。さらに、投資顧問会社の取締役を変更する場合には、運用する各一般投資家向け投資信託の運営者の事前の承認を要する。運営者は、かかる変更について、変更の1か月前までに書面でCIMAに通知することが要求される。

一般投資家向け投資信託は、各会計年度が終了してから6か月以内に、監査済財務諸表を織り込んだ財務報告書を作成し、ミューチュアル・ファンド法に従って投資家に配付しなければならない。また、中間財務諸表については当該投資信託の英文目論見書の中で投資家に説明した要領で作成し、配付すればよいものとされている。

（5）【開示制度の概要】

ケイマン諸島における開示

（イ）ケイマン諸島金融庁（CIMA）への開示

トラストは、英文目論見書を発行しなければならない。英文目論見書は、受益証券についてすべての重要な内容を記載し、投資者となろうとする者がトラストに投資するか否かについて十分な情報に基づく決定をなしうるために必要なその他の情報を記載し、またミューチュアル・ファンド規則の要求する情報を記載しなければならない。英文目論見書は、トラストについての詳細を記載した申請書とともにCIMAに提出しなければならない。

トラストは、CIMAが承認した監査人を選任し、会計年度終了後6か月以内に監査済会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程において、トラストに以下の事由があると信ずべき理由があることを知ったときは、CIMAに報告する法的義務を負っている。

- ・ 弁済期に債務を履行できないことまたはできないであろうこと。
- ・ 投資者または債権者に有害な方法で自発的にその事業を遂行しもしくは事業を解散し、またはその旨意図していること。
- ・ 会計を適切に監査しうる程度に十分な会計記録を備置せずに事業を遂行し、または遂行しようと思意図していること。
- ・ 詐欺的または犯罪的な方法で事業を行い、または行おうとしていること。
- ・ ミューチュアル・ファンド法もしくはその下位規則、ケイマン諸島の金融庁法（2018年改正）、マネー・ロンダリング防止規則（2018年改正）または受託会社の認可条件を遵守せずに事業を行い、または行おうとしていること。

トラストの監査人は、ケーピーエムジー ケイマン諸島である。サブ・ファンドの会計監査は、香港において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づいて行われる。

サブ・ファンドは、毎年4月30日までには前年10月31日に終了する会計年度の監査済会計書類をCIMAに提出する。

管理事務代行会社は、(a) サブ・ファンド資産の一部または全部が目論見書に記載された投資目的および投資制限に従って投資されていないこと、または(b) 受託会社もしくは管理会社がその設立文書または目論見書に定める規定に従って、サブ・ファンドの業務および投資活動を実質的に遂行していないことを認識した場合、かかる認識後速やかに、() 当該事実を受託会社に書面で報告し、() 当該報告書の写しおよび報告に適用ある詳細をCIMAに提出し、その報告書または適切な概要については、サブ・ファンドの次回の年次報告書、および次回の半期報告書または定期報告書が次回の年次報告書に先立ち交付される場合には半期報告書または定期報告書に記載されなければならない。

管理事務代行会社は、(a) サブ・ファンドの募集または償還もしくは買戻しの停止および当該停止理由、ならびに(b) サブ・ファンドを清算する意向および当該清算理由について、実務上速やかに書面でCIMAに通知しなければならない。

受託会社は、各会計年度末の6か月後から20日以内にCIMAにサブ・ファンドの事業について書面で報告書を提出するか、または提出するよう手配しなければならない。当該報告書には、サブ・ファンドに関する以下の事項を記載しなくてはならない。

- (a) すべての旧名称を含むサブ・ファンドの名称
- (b) 投資者により保有されている各組入証券の純資産価額
- (c) 前報告期間からの純資産価額および各組入証券の変動率
- (d) 純資産価額
- (e) 当該報告期間の新規募集口数および価額
- (f) 当該報告期間の償還または買戻しの口数および価額
- (g) 報告期間末における発行済有価証券総数

受託会社は、(a) 受託会社が知る限り、サブ・ファンドの投資方針、投資制限および設立文書を遵守していること、ならびに(b) サブ・ファンドが投資者または債権者の利益を損なうような運営をしていないことを確認する旨の受託会社により署名された宣誓書を、毎年、CIMAに提出するか、または提出するよう手配しなければならない。

サブ・ファンドは、管理事務代行会社の任命について提案された変更を、CIMA、投資者および管理事務代行会社以外の業務提供会社に、当該変更の少なくとも1か月前に、書面で通知しなければならない。

サブ・ファンドは、保管会社の任命について提案された変更を、CIMA、投資者および保管会社以外の業務提供会社に、当該変更の少なくとも1か月前に、書面で通知しなければならない。

サブ・ファンドは、管理会社について提案された変更を、CIMA、投資者およびその他の業務提供会社に、当該変更の少なくとも1か月前に、書面で通知しなければならない。

（ロ）受益者に対する開示

監査済年次報告書および未監査半期報告書は、決算日から5か月以内および半期（毎年4月末日）終了時から3か月以内に、それぞれ受益者に送付され、管理会社において、閲覧または入手可能である。

サブ・ファンドの会計年度は、毎年10月31日に終了する。

日本における開示

（イ）監督官庁に対する開示

（a）金融商品取引法上の開示

管理会社は日本における1億円以上の受益証券の募集をする場合、有価証券届出書を関東財務局長に提出しなければならない。投資者およびその他希望する者は、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）等において、これを閲覧することができる。

販売会社は、交付目論見書（金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいう。）を投資者に交付する。また、投資者から請求があった場合は、請求目論見書（金融商品取引法の規定により、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいう。）を交付する。管理会社は、その財務状況等を開示するために、各特定期間終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、各半期終了後3か月以内に半期報告書を、さらに、サブ・ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはそのつど臨時報告書を、それぞれ関東財務局長に提出する。投資者およびその他希望する者は、これらの書類をEDINET等において閲覧することができる。

（b）投資信託及び投資法人に関する法律上の開示

管理会社は、受益証券の募集の取扱い等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」という。）に従い、サブ・ファンドに係る一定の事項を金融庁長官に届け出なければならない。また、管理会社は、サブ・ファンドの信託証書を変更しようとするとき等においては、あらかじめ、変更の内容および理由等を金融庁長官に届け出なければならない。さらに、管理会社は、サブ・ファンドの資産について、サブ・ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項につき交付運用報告書および運用報告書（全体版）を作成し、金融庁長官に提出しなければならない。

（ロ）日本の受益者に対する開示

管理会社は、信託証書を変更しようとする場合であってその変更の内容が重大なものである場合等においては、あらかじめ、日本の知れている受益者に対し、変更の内容および理由等を書面をもって通知しなければならない。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実は、販売会社を通じて日本の受益者に通知される。

上記のサブ・ファンドの交付運用報告書は、日本の知れている受益者に交付され、運用報告書（全体版）は、電磁的方法によりファンドの代行協会員であるシティグループ証券株式会社のホームページにおいて提供される。

（6）【監督官庁の概要】

ミューチュアル・ファンド法

トラストは、ミューチュアル・ファンド法に基づく投資信託として規制される。CIMAは、ミューチュアル・ファンド法の遵守を確保するための監督および執行の権限を有する。ミューチュアル・ファンド法に基づく規

則は、CIMAに対する年次の所定の事項の報告および監査済年次財務書類の提出を規定する。規制された投資信託として、CIMAは、いつでも、受託会社に対し、トラストの財務書類の監査を行い、同書類をCIMAが指定する一定の期日までにCIMAに提出するよう指示することができる。これらのCIMAの指示を遵守しない場合、受託会社は、高額な罰金に服することがあり、また、CIMAは、裁判所にトラストの解散を請求することができる。

規制された投資信託が、履行期の到来した義務を履行できないかもしくは履行できなくなる可能性がある場合、投資者や債権者の利益を害する方法で業務を遂行もしくは遂行を企図し、または任意解散を行おうとしている場合、トラストのような免許投資信託の場合、規制された投資信託がミューチュアル・ファンド法に反して、免許の条件を遵守せずに業務を行っているか、行おうとしている場合、規制された投資信託の指示および運営が適正かつ正当な方法で行われていない場合、または、規制された投資信託のマネジャーの地位にある者が、その任務にあたる適正かつ正当な者ではない場合、CIMAは、一定の措置を取ることができる。CIMAの権限には、受託会社の交替を要求すること、受託会社の適切な業務遂行について受託会社に助言を与える者を任命すること、またはトラストの業務監督者を任命すること等が含まれる。CIMAは、その他の権限（その他措置の承認を裁判所に申請する権限を含む。）を行使することができる。

マネー・ロンダリング規制

マネー・ロンダリングの防止を目的とする法律または規則を遵守するために、受託会社は、マネー・ロンダリング防止手続を採用し、維持する必要がある、そして申込者に対して、その身元と資金源を証明する証拠の提出を要求することができる。許可された場合、一定の条件に基づき、受託会社はまた、そのマネー・ロンダリング防止手続（デュー・ディリジェンス情報の取得を含む。）の維持を適切な者に委託することができる。

また、受託会社およびその適式に選任された委託先は、申込者または譲受人の身元および資金源を証明するために必要な情報を請求する権利を留保する。ただし、場合によっては、受託会社およびその適式に選任された委託先は、随時改正または変更されるケイマン諸島のマネー・ロンダリング防止規則（2018年改正）またはその他の適用ある法律に基づく免除規定が適用される場合で、完全なデュー・ディリジェンスが必要ないと考えられる場合には、情報を要求しないこととすることもできる。

申込者が証明の目的で要求される情報の提出を遅延するか、または怠った場合、受託会社およびその適式に選任された委託先は、申込みの受理を拒絶することができ、その場合、受領された資金は利息を付することなく、当該資金の送金元口座に返金されるものとする。

受託会社、管理会社またはこれらの適式に選任された委託先は、受益者に対する買戻代金の支払いまたは分配金の支払いが適用ある法律もしくは規制に従っていない疑いがあると受託会社、管理会社またはこれらの適式に選任された委託先が自ら判断もしくはその旨の助言を受けた場合、またはかかる支払いの拒絶が、受託会社、管理会社またはこれらの適式に選任された委託先にとって適用ある法律もしくは規制の遵守を確保するために必要もしくは適切と考えられる場合、当該受益者に対する買戻代金または分配金の支払いを拒絶することができる。

ケイマン諸島の居住者は、他の者が犯罪行為に従事しまたはテロ行為もしくはテロリストの資産に関与していることを知り、もしくはそのような疑惑を抱き、またはこれらを知り、もしくは疑惑を抱くことについて合理的な根拠を得た場合、またかかる認識もしくは疑惑に関する情報を規制を受ける部門における業務もしくはその他の取引、専門業務、事業もしくは雇用の遂行の過程で知った場合、当該居住者は、上記の確信または疑惑を、（ ）その通報が犯罪行為またはマネー・ロンダリングに関するものである場合はケイマン諸島犯罪収益に関する法律（2018年改正）に基づきケイマン諸島の財務報告当局に、または（ ）その通報がテロ行為またはテロリストの資金提供および資産への関与に関するものである場合はケイマン諸島のテロリズム法（2018年改正）に基づき巡査以上の階級の警察官または財務報告当局に対して行う義務を負う。かかる通報は、法律等で課せられた情報の機密保持または開示制限の違反とはみなされない。

2【投資方針】

（１）【投資方針】

サブ・ファンド

サブ・ファンドの投資目的は、受益者に対し、シティ・カンントリー・セクター・ストラテジー（米ドル建て）に対するエクスポージャーを提供することである。本ストラテジーは、モデル・スポンサーによって開発された計量的株式市場選択モデル（以下「本モデル」という。）に基づく。

管理会社は、受益証券の発行手取金の実質的に全部を、米ドル建ての一定のシティグループ金融商品に投資することにより、サブ・ファンドの投資目的の達成を追求する。現在、サブ・ファンドの計算において投資される予定のシティグループ金融商品は、米ドル建ての証書となる予定である。シティグループ金融商品のパフォーマンスは、本ストラテジーの純資産価格のパフォーマンスに等しく、その算定は、後記「本ストラテジー、本ストラテジーの純資産価格」の項において詳述されるところにより、調整係数の適用を含む。シティグループ金融商品の要項もしくは条件として、シティグループ金融商品のパフォーマンスが本ストラテジーのパフォーマンスを反映するにあたり影響を与えるその他の報酬または費用が適用されることは一切ない。詳細は、後記「本ストラテジー」の項において記載されている。

シティグループ金融商品が債券、短期債または証書の場合において、これらは、シティグループ発行会社の無担保非劣後債務証券のシリーズの一部を成し、またシティグループ発行会社のすべてのその他の無担保かつ非劣後の債務と同順位である。したがって、またシティグループ金融商品が店頭スワップまたはその他類似の二当事者間の金融取引である場合において、受益者はシティグループ発行会社の信用リスクの影響を受ける。

シティグループ・グローバル・マーケッツ・リミテッドまたはその関連会社の一つは、各ファンド営業日において買呼値および売呼値（関連する時点におけるシティグループ金融商品の市場価額に基づく価格であって、その価格で同社またはその関連会社がシティグループ金融商品の売買を行う用意がある価格）を提供することによって、シティグループ金融商品の流通市場を形成し、または関連会社をしてこれを形成することを手配するために合理的な努力をすることを約している。

サブ・ファンドの投資目的が達成されるとの保証はない。

本ストラテジー

本ストラテジーは、モデル・スポンサーによって開発された計量的株式市場選択モデルに基づく。

本ストラテジーは、ストラテジー・スポンサーによって提供およびリバランスされる。

本ストラテジーは、毎月選定される６か国の特定の株価指数に対して均等に加重された想定エクスポージャーを持つ米ドル建ての買立てのみによる株式戦略である。本ストラテジーの各単位は、2010年７月16日の本ストラテジーの開始日（以下「**開始日**」という。）において100米ドルの純資産価格を有した。

本モデルによって観測される株式市場の国の数は、本モデルが進化し、またモデル・スポンサーによってさらなる開発が行われることにより、時の経過とともに変化することがある。本書の日付現在、本モデルは、25か国の株式市場を観測する。国の株式市場のパフォーマンスを分析するにあたり、本モデルは、(i) オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブラジル、カナダ、フランス、ドイツ、香港、インド、イタリア、日本、マレーシア、メキシコ、オランダ、中華人民共和国、ロシア、シンガポール、南アフリカ、韓国、スペイン、スウェーデン、スイス、台湾および英国のそれぞれに関するMSCI インク（MSCI）デイリー・トータル・リターン・ネット・インデックスならびに(ii) スタンダード・アンド・プアーズ 500[®]トータル・リターン・インデックス（以下、総称して「投資先指数」という。）のリターンを定期的に斟酌する。

本ストラテジーは、本モデルの結果に基づき毎月リバランスされる。

本モデルは、随時進化し、また、さらにモデル・スポンサーによって随時開発されることが予想されている。ストラテジー・スポンサーは、かかる本モデルの変化を反映させるため、本ストラテジーを修正する権利を留保している。

本モデルの説明

本モデルは、各暦日の初めに、上記のすべての国の株式市場を観測した上で、翌月のこれらの株式市場の平均よりも株価上昇する（アウトパフォームする）ことが期待できる可能性が統計的に最も高いと考えられる6か国の株式市場を特定する。

本モデルは、(i) 投資先指数のうちの1つにより代表される株式市場をそれぞれ1つ有する観測対象国の株式市場のユニバースおよび(ii) いずれの国の株式市場のユニバースが6つの潜在的にアウトパフォームするところであることを特定するために分析されるファンダメンタルおよびマクロ経済の要素から開始する。

本書の日付現在、本モデルは、17のファンダメンタルおよびマクロ経済の要素を用いることにより25か国の株価指数を分析する。ただし、本モデルによって評価される国の株式市場（および国の指数）の数ならびに分析において本モデルによって用いられる要素の数は、モデル・スポンサーが本モデルのさらなる開発を行うのに伴い、時の経過によって変動することがある。

本モデルの適用には、以下に掲げる3段階によって要約される過程を通じた各国の株式市場に関するデータの定型的な分析が必要となる。

(a) データ検索

(b) 各株式市場に関して、将来におけるアウトパフォーマンスの（17のうち）最良の5つの指標として本モデルが統計的に決定した要素を選択し、加重すること

(c) 本ストラテジーを構成するため該当する上位6つの投資先指数の選定

データ検索

本モデルは、本モデルのそれぞれの要素およびほとんどの国の株式市場について、原則として1990年から1998年までの期間に関して集計されたデータに基づき、モデル・スポンサーによって開発された。要素または国に関するかかる期間におけるデータが入手可能ではないか、または信頼できるものではない場合、当該情報が入手可能になった時点から本モデルのデータに追加される。例えば、本モデルは、南アフリカに関しては1996年以後のもののみ、ならびにロシア、インドおよび中国に関しては1998年以後のもののみ要素データを取り込んでいる。

モデル・スポンサーは、観測対象となっているそれぞれの国の株式市場に関する本モデルの要素に関して、毎月データを検索し、集計している。したがって、各国に関する本モデルのそれぞれの要素の新規データのセットは、本モデルを通じた分析用のデータのセットに毎月追加される。

本書の日付現在の本モデルによって観測される国の株式市場および対応する投資先指数は、次のとおりである。

ブルームバ ー・ティッ カーシンボル	指数詳細	国名
NDDUAS	MSCI デイリー・トータル・リターン・ネット・オーストラリアUSD	オーストラリア
NDDUAT	MSCI デイリー・トータル・リターン・ネット・オーストリアUSD	オーストリア
NDDUBE	MSCI デイリー・トータル・リターン・ネット・ベルギーUSD	ベルギー
NDDUFR	MSCI デイリー・トータル・リターン・ネット・フランスUSD	フランス
NDDUGR	MSCI デイリー・トータル・リターン・ネット・ドイツUSD	ドイツ
NDDUIT	MSCI デイリー・トータル・リターン・ネット・イタリアUSD	イタリア
NDEUSRU	MSCI デイリー・トータル・リターン・ネット・ロシアUSD	ロシア
NDDUJN	MSCI デイリー・トータル・リターン・ネット・日本USD	日本
NDDUNE	MSCI デイリー・トータル・リターン・ネット・オランダUSD	オランダ
NDEUSSA	MSCI デイリー・トータル・リターン・ネット・南アフリカUSD	南アフリカ
NDDUSP	MSCI デイリー・トータル・リターン・ネット・スペインUSD	スペイン
NDDUSW	MSCI デイリー・トータル・リターン・ネット・スウェーデンUSD	スウェーデン
NDDUSZ	MSCI デイリー・トータル・リターン・ネット・スイスUSD	スイス
NDDUUK	MSCI デイリー・トータル・リターン・ネット・英国USD	英国
NDEUCHF	MSCI デイリー・トータル・リターン・ネット・中国USD	中華人民共和国
NDEUSIA	MSCI デイリー・トータル・リターン・ネット・インドUSD	インド
NDEUSKO	MSCI デイリー・トータル・リターン・ネット・韓国USD	韓国
NDDUMAF	MSCI デイリー・トータル・リターン・ネット・マレーシアUSD	マレーシア
NDDUSG	MSCI デイリー・トータル・リターン・ネット・シンガポールUSD	シンガポール
NDEUSTW	MSCI デイリー・トータル・リターン・ネット・台湾USD	台湾
NDDUHK	MSCI デイリー・トータル・リターン・ネット・香港USD	香港
NDEUBRAF	MSCI デイリー・トータル・リターン・ネット・ブラジルUSD	ブラジル
NDEUMXF	MSCI デイリー・トータル・リターン・ネット・メキシコUSD	メキシコ
NDDUCA	MSCI デイリー・トータル・リターン・ネット・カナダUSD	カナダ
SPTR	S&P 500 [®] トータル・リターン・インデックス	米国

本書の日付現在、本モデルにおいて用いられるファンダメンタルおよびマクロ経済の要素のユニバースは、次の11のグループに整理される。

- (a) 機関投資家向け証券情報サービス（Institutional Brokers Estimates System（IBES））のアナリスト予測の数の変更
- (b) 配当利回り
- (c) 現行の内国金利
 - （ ）金利控除後の今期機関投資家向け証券情報サービス（IBES）収益利回り
 - （ ）金利控除後の来期機関投資家向け証券情報サービス（IBES）収益利回り
- (d) 株主資本利益率
- (e) 市場動向
 - (i) 金利動向
 - （ ）長期（260日）価格モメンタム

- () 中期（65日）価格モメンタム
- () 短期（20日）価格モメンタム
- (f) 現金収入利回り
- (g) 収益安定性
- (h) 収益利回り
 - (i) 今期機関投資家向け証券情報サービス（IBES）収益に基づく収益利回り
 - () 来期機関投資家向け証券情報サービス（IBES）収益に基づく収益利回り
- (i) 純資産倍率
 - (i) 株価純資産倍率
 - () 株価売上高倍率
- (j) アナリスト収益修正率
- (k) 実質実効為替レートの変動

本モデルの要素に関するデータは、公に利用可能な（実質実効為替レートの変動を除き）第三者のデータベースから収集される。かかるデータベースには、現在、ファクトセット、データストリーム、MSCI、ワールドスコープ、および実質実効為替レートの変動に関してはシティバンクの競争的取引加重為替相場（かかる情報源が利用できない場合は、国際通貨基金から）が含まれる。各要素に関するデータは、上記データベースから直接的に入手可能か、または上記データベースを使用して定型的に決定される。

各国に関する上位5つの要素の決定および加重

本モデルは、各観測対象国の株式市場に関して、いずれの5つの本モデルの要素が各国の将来における株式のアウトパフォーマンスを予測する能力が統計的に優れているかを決定するため、集計されたデータを処理する。かかる処理は、それぞれの国に関して、異なる上位5つの要素を決定することがあり、また、かかる処理には以下の手続きが含まれる。

本モデルの要素および比較可能性に係る1か月フォワード・リターン標準化

毎月、すべての観測対象国の株式市場における本モデルの要素それぞれの平均値（以下「**要素平均**」という。）が算定される。その後、各国の各要素の要素平均からの標準偏差が算定され、各国の要素値がどの程度要素平均から乖離しているかの標準偏差に基づくスコアが算定される。ある国の要素値が要素平均を上回る場合、かかる国は、関連する月について、正の要素スコアを有する。同様に、ある国の要素値が要素平均を下回る場合、かかる国は、関連する月について、負の要素スコアを有する。単独の要素が特定の国の結果を極端に左右しないことを確保するために、国の要素のスコアは、-2.5から+2.5の範囲を限度とする。

各国の1か月フォワード・リターンについても同様の計算が実行され、これは直前月の最終指数営業日における関連する投資先指数の終値を2か月前の最終指数営業日における関連する投資先指数の終値で除すことにより算定される。これらの計算結果から、すべての国におけるフォワード・リターン平均および各国の国別リターン・スコアが得られる。国別の要素スコアと同様に、ある国が正のリターン・スコアを有する場合、その国の1か月フォワード・リターンの値がフォワード・リターン平均を上回り、したがってその国が他の観測対象国に関してアウトパフォームしていることを意味する。反対に、ある国が負のリターン・スコアを有する場合、その国の1か月フォワード・リターンの値がフォワード・リターン平均を下回り、したがってその国が他の観測対象国に関してアンダーパフォームしていることを意味する。

アウトパフォーマンスの要素相関の発見

特定の国の株式市場の将来におけるアウトパフォーマンスの最良の指標となる可能性のある5つの要素を特定するため、本モデルは各国の本モデルの要素とかかる国の1か月フォワード・リターンとの相関を調査する。それゆえ、例えば、9月末の本モデルの要素のデータは、各国の10月のリターンと比較される。かかる分析は、時系列回帰を通じて実施され、これにより、それぞれの国と本モデルのそれぞれの要素に関して、本モデルの要素のスコアは、すべての利用可能なデータ期間において、1か月フォワード・リターン・スコアで回帰され、それぞれの相関係数が得られる。

結果として得られる各国の株式市場に係る本モデルの要素それぞれの相関係数は、各要素の情報係数を得るため、各相関係数の標準誤差で除される。

上位 5 つの要素およびその加重の特定

それぞれの国に関して、最も高い情報係数を有する 5 つの要素が特定される。上位 5 つの情報係数のうち 2 以上が同一の要素のグループに属する場合、当該グループにおいて最も高い情報係数を有する要素のみが選定される。これらの 5 つの情報係数は、各情報係数のかかる国に係る残りの情報係数に対する比率に基づき加重される。

単独の要素が結果を極端に左右しないことを確保するために、情報係数の加重値は、75パーセントを上回ってはならず、または 2 パーセントを下回ってはならない。

国別スコアの決定および上位 6 か国の選定

前記の本モデルを通じて特定される上位 5 つの要素およびその加重を用いて、それぞれの国の国別スコアが得られる。すべての国別スコアが算定された時点で、本モデルは、国別スコアによって各国の順位付けを行い、最も高い国別スコアを有する 6 か国を選定し、等しく加重することにより本ストラテジーを構成する。後記のとおり、本モデルは毎月繰り返され、本ストラテジーは毎月リバランスされる。

順位付けられた上位 6 か国は、毎月のリバランス時点における本モデルによる最良の予想または見通しを表示するものであるが、これはシティグループまたはその関連会社によって公表されるリサーチ・レポートまたはメモに含まれる他の見通しまたは意見とは異なる可能性がある。

本ストラテジーの提供

ストラテジー・スポンサーは、遅くとも毎月第 5 ストラテジー・リバランス日までに、本モデルによって決定されるところによりかかる月の本ストラテジーに含まれる予定である 6 か国に基づき、本ストラテジーをリバランスし、かつ再構成する。

「ストラテジー・リバランス日」とは、ストラテジー・スポンサーによって決定されるところにより、(i) 観測対象国の株式市場それぞれに関する本モデルの要素の算定に必要となる一切のデータが公表され、またはその他当該データを直ちに入手可能であり、かつ、本ストラテジー（またはいずれかの承継ストラテジー）が計算および公表され、(ii) 各投資先指数に係る指数スポンサーが当該投資先指数の水準を公表し、(iii) 各投資先指数に関連する各取引所および関連取引所がその通常の立会取引を行っており、ならびに(iv) 当該時において本ストラテジーを構成しているか、または本ストラテジーに追加される予定である各投資先指数それぞれの価額の 20 パーセントを超える銘柄が関連する取引所または関連取引所の通常の立会時間中に、これらの当該取引所または関連取引所において取引不能ではない日をいう。

インドを除き、本ストラテジーは、かかる月に関して本モデルによって特定される 6 つの投資先指数に対する想定エクスポージャーを持つことにより提供される。インドが上位 6 か月の株式市場に位置付けられる月においては、本ストラテジーは、MSCI ネット TR インド・インデックス (MSCI Net TR India Index) ではなく、i シェアール MSCI インド ETF (iShare MSCI India ETF) (ブルームバーグ: INDIA SP) に対する想定エクスポージャーを持つ。関連する月の本ストラテジーのパフォーマンスは、MSCI ネット TR インド・インデックスではなく、i シェアール MSCI インド ETF のパフォーマンスを反映する。

ストラテジー・スポンサーは、本ストラテジーに含まれなくなる国の投資先指数（またはインドの場合、i シェアール MSCI インド ETF）に対する想定エクスポージャーを除外し、本ストラテジーに新たに含まれる国の投資先指数（またはインドの場合、i シェアール MSCI インド ETF）に対する想定エクスポージャーを追加する。かかるリバランスの手続きは、1 日以上の上記ストラテジー・リバランス日において実行されることがある。インドを除き、すべての計算は、本ストラテジーがリバランスされる毎月のストラテジー・リバランス日における各投資先指数（除外または追加されるかを問わない。）の公式の終値に基づく。インドについては、すべての計算は（除外または追加されるかを問わない。）、毎月の本ストラテジーがリバランスされるストラテジー・リバランス日における i シェアール MSCI インド ETF の公式の終値に基づく。

ある月から翌月にかけて本ストラテジーを構成する国が変化しない場合においても、ストラテジー・スポンサーは、当該時点において本ストラテジーを構成する国の市場が均等に加重され、それぞれが本ストラテジーの価額の 6 分の 1 を構成するように、ストラテジー・リバランス日における各投資先指数の終値（またはインドの場合、i

シェアMSCIインドETFの終値）に基づき、遅くとも毎月の第5ストラテジー・リバランス日までに、本ストラテジーをリバランスする。

本ストラテジーの純資産価格

開始日における本ストラテジーの各単位の米ドル建てによる純資産価格（以下「NAV」という。）は、100米ドルである。開始日後のいずれかの日におけるNAVは、ストラテジー・スポンサーが以下の公式に従い毎ストラテジーの営業日に1回以上計算する金額とする。

$$NAV = S - AF$$

上記の公式における記号は次のとおりである。

$$S = \sum_{j=1}^6 (N_j \times P_j)$$

「AF」は、以下の公式に従いストラテジー・スポンサーによって算定される調整要素（以下「調整係数」という。）である。

$$\frac{n}{365} \times 1.5\text{パーセント} \times RV$$

「 N_j 」は、開始日または関連する月に関するリバランス開始時（場合による。）時点の選定指数 j に対する本ストラテジー1単位当たりの米ドル建てによる想定エクスポージャーの金額を、開始日または当該リバランスの初日（場合による。）における当該選定指数の公式の終値で除した額に相当する。

「 P_j 」は、選定指数 j の公式の終値をいう。ただし、当該選定指数に関してストラテジー市場不全事由が発生したとストラテジー・スポンサーが判断した場合には、ストラテジー・スポンサーは、その絶対的な裁量において、 P_j を当該ストラテジー市場不全事由の発生直前における当該選定指数の水準と決定することができる。

「RV」は、毎月のリバランス開始時における本ストラテジー1単位当たりの米ドル建てによる価額に相当する。ただし、開始日から初回リバランスまでの期間に関するRVは、100米ドルとする。

「 n 」は、最後にリバランスが開始された日（または、開始日から初回リバランスまでの期間に関しては、開始日）（当日を含まない。）から当日（当日を含む。）までの日数に相当する。

「**ストラテジー市場不全事由**」は、理由の如何を問わず選定指数のすべてに関して信頼できる水準が入手可能ではないとストラテジー・スポンサーがその単独かつ絶対的な裁量において判断した場合発生するものとし、(i) いずれかの選定指数に係る指数スポンサーがかかる選定指数の水準の公表を行うことができず、(ii) いずれかの選定指数に関連する取引所もしくは関連取引所が通常の立会取引を行っておらず、または(iii) 関連する取引所または関連取引所の通常の立会時間中にいずれかの選定指数の価額の20パーセント以上を構成する銘柄が当該取引所または関連取引所において取引不能である場合を含むが、これらに限られない。

ある指数に関する「**指数スポンサー**」とは、当該指数に関連する計算および調整（もしあれば）の規則および手続きおよび方法の設定ならびに見直しを担当し、当該指数の水準を（直接または代理人を通じて）定期的に公表する法人またはその他の団体をいう。

「**選定指数 j** 」とは、関連する月に関する6つの選定指数のそれぞれをいう。

「**選定指数**」とは、関連する月における上位6か国の株式市場のうちの一つに関連する投資先指数をいう。インドが関連する月における上位6か国の株式市場のうちの一つである場合、iシェアMSCIインドETFが関連する選定指数として選定される。

以上にかかわらず、関連する月のリバランス手続きが1ストラテジー・リバランス日を超える日数にわたり実行された場合、当該リバランス完了前のストラテジー・リバランス日のうちのいずれかの日におけるNAVは、ストラテジー・スポンサーがその単独かつ絶対的な裁量において決定するものとする。

投資先指数の中断

MSCIまたはS&Pがいずれかの投資先指数の公表を中断した場合であって、ストラテジー・スポンサーがその単独の裁量において、中断された投資先指数に相当すると判断した承継指数または代替の指数をMSCIもしくはS&Pまたは他の団体が公表した場合、かかる中断された投資先指数の価額は、代替の指数（以下「**承継投資先指数**」という。）の価額を参照して決定される。

MSCIまたはS&Pがいずれかの投資先指数の公表を中断した場合であって、当該中断された投資先指数の価額が決定される任意の日において承継投資先指数がストラテジー・スポンサーによって選定されていないか、または公表されなくなった場合、かかる日に関して当該中断された投資先指数に代替する価額は、当該中断前に当該中断された投資先指数を計算するために用いられた直近の手続きに従いかかる日に関してストラテジー・スポンサーが算出した値とする。本モデルは、本ストラテジーの翌リバランス時において、中断された投資先指数が関連していた国の株式市場の観測を中断する。

以上のとおり承継投資先指数が選定され、またはストラテジー・スポンサーが中断した投資先指数の代替として価額を算定した場合、承継投資先指数またはかかる価額は、一切の目的において、当該中断された投資先指数の代わりとなる。

ストラテジー・スポンサーが下す一切の判断は、ストラテジー・スポンサーの単独の裁量による。

さらに、投資先指数により代表される国のいずれかが、ストラテジー・スポンサーの単独の裁量において判断されるところにより、(i) 当該国の通貨から米ドルへの交換を制限する外国為替管理（以下「外国為替管理」という。）を課し、または(ii) 立法、公式の発表もしくは懲罰的課税により当該国の持分証券の外国人持株比率に対し何らかの形の規制を課した場合、当該国は、ストラテジー・スポンサーの単独の裁量において、上記(i) および(ii) の事由が発生し、または継続している各月に関して本ストラテジーから除外されることがある。ただし、当該時点において本ストラテジーを構成する投資先指数により代表される国が外国為替管理の対象となった場合であっても、当該投資先指数は、かかる外国為替管理が継続している各月において本ストラテジーに残ることができ、当該時点において本ストラテジーを構成する残りの投資先指数のうち影響を受けないもののみが必要に応じて再構成される。

投資先指数の方法

MSCI デイリー・トータル・リターン・ネット・インデックスの方法

本ストラテジーの裏付けとなる一切のMSCI指数は、特定の有価証券が気配付けされる日において当該指数に現金配当を再投資するため、MSCIのデイリー・トータル・リターン（DTR）の方法を適用する。MSCI デイリー・トータル・リターン・ネット・インデックスは、可能な範囲における最低限の配当再投資に近似する。配当は、機関投資家に対して適用される最高税率を適用した源泉徴収税の控除後に再投資される。MSCIは、指数のシリーズが国際的なものであるか、または国内のいずれかであるかによって、異なる源泉徴収税を利用する。国際的な指数に関しては、二重課税防止条約の恩恵を受けない非居住の機関投資家に適用ある最高税率が適用される。関連する各投資先指数に適用ある源泉徴収税率は、MSCI バーラのウェブサイトに掲載される。

S&P 500[®] トータル・リターン・インデックスの方法

S&P 500[®] トータル・リターン・インデックスは、マグロウヒル・カンパニーズ・インクの一部門であるスタンダード・アンド・プアーズ（S&P）により公表される。S&P 500[®] トータル・リターン指数は、S&P 500[®] ・インデックスの配当込みのバージョンであり、以下に記載されるS&P 500[®] ・インデックスと同様の方法で計算される。ただし、S&P 500[®] ・インデックスがその投資先株式の価格変動を反映する一方、S&P 500[®] トータル・リターン・インデックスは、株価変動およびその投資先株式からの配当利益の再投資の双方を反映する。

S&P 500[®] トータル・リターン・インデックスの計算において、普通現金配当は、配当落ち日に適用される。**特別配当**とは、発行体である会社によって歴史的に確立された通常の支払方式とは異なる配当をいう。かかる配当は、会社により「特別」、「臨時」、「期末」または「資本払戻し」と表現される場合がある。配当が営業利益またはその他の現金による資金源のいずれより調達されるかは、配当が普通または特別のいずれであるかの判断には影響しない。「特別配当」は、相殺価格および除数調整を伴うコーポレート・アクションとして扱われ、トータル・リターン・インデックスシリーズは、普通配当および特別配当の双方を反映する。S&P 500[®] トータル・リターン・インデックスは、投資先の価格指数を追跡するポートフォリオにおいて得られるトータル・リターンを代表し、また配当利益を、配当を支払う特定の株式ではなく、指数全体に対して再投資する。トータル・リターンの構成は、価格指数とは異なり、価格指数および日々の配当収入の総額から指数を構築する。

指数提供者の免責事項

MSCI

この金融商品は、MSCIインク（以下「MSCI」という。）、MSCIの関連会社またはMSCIの指数に関与もしくは関連し、またはこれらを作成もしくは集計するその他いずれの当事者によっても、支援、保証、販売または販売促進されるものではない。MSCIの指数は、MSCIの専属的な財産である。MSCIおよびMSCIの指数の名称は、MSCIまたはその関連会社のサービスマークであり、シティグループによる一定の目的における使用につき許諾されている。MSCI、その関連会社またはMSCIの指数に関与もしくは関連し、またはこれらを作成もしくは集計するその他いずれの当事者も、この金融商品の保有者または公的機関の構成員に対して、一般的な金融証券もしくは特定のこの金融商品に対する投資の適合性または対応する株式市場パフォーマンスを追跡するMSCIの指数の能力に関して、明示的であるかまたは黙示的であるかを問わず、一切の表明または保証も行わない。MSCIまたはその関連会社は、一定の商標、サービスマークおよび商号ならびにMSCIの指数の許諾者であり、MSCIの指数は、この金融商品またはこの金融商品の発行者もしくは保有者を考慮することなく決定、構成または計算される。MSCI、その関連会社またはMSCIの指数に関与もしくは関連し、またはこれらを作成もしくは集計するその他いずれの当事者も、MSCIの指数の決定、構成または計算において、この金融商品の発行者または保有者の要望を斟酌する義務を負わない。MSCI、その関連会社またはMSCIの指数に関与もしくは関連し、またはこれらを作成もしくは集計するその他いずれの当事者も、この金融商品が発行される時期、価格もしくは数量の決定またはこの金融商品の現金による償還に用いられる等式の決定もしくは計算に関して責任を負わず、またはこれらに参加していない。MSCI、その関連会社またはMSCIの指数に関与もしくは関連し、またはこれらを作成もしくは集計するその他いずれの当事者も、この金融商品の保有者に対して、この金融商品の事務管理、マーケティングまたは募集に関連して、一切の義務または債務を負わない。

MSCIは、MSCIが信頼できると判断する情報源から、MSCIの指数の計算に含まれ、または使用される情報を取得するものとするが、MSCI、その関連会社またはMSCIの指数に関与もしくは関連し、またはこれらを作成もしくは集計するその他いずれの当事者も、MSCIの指数またはこれに含まれるデータの真正性、正確性および/または完全性を確約または保証しない。MSCI、その関連会社またはMSCIの指数に関与もしくは関連し、またはこれらを作成もしくは集計するその他いずれの当事者も、被許諾者、被許諾者の顧客もしくは取引相手方、金融証券の発行者、金融証券の所有者またはその他のいずれの者もしくは団体が、本書に基づき許諾される権利に関連して、またはその他の使用目的においてMSCIの指数もしくはこれらに含まれるデータの使用により得られる結果に関して、明示的であるかまたは黙示的であるかを問わず、一切の保証も行わない。MSCI、その関連会社またはMSCIの指数に関与もしくは関連し、またはこれらを作成もしくは集計するその他いずれの当事者も、MSCIの指数またはこれに含まれるデータに関連する誤謬、脱漏または中断に関して責任を負わない。また、MSCI、その関連会社またはMSCIの指数に関与もしくは関連し、またはこれらを作成もしくは集計するその他いずれの当事者も、MSCIの指数およびこれに含まれるデータに関して、商業上の適合性または特定の目的への適合性につき、明示的であるかまたは黙示的であるかを問わず、いかなる種類の保証も行わず、またここに一切の保証を明示的に排除する。上記のいずれも制限することなく、いかなる場合においても、MSCI、その関連会社またはMSCIの指数に関与もしくは関連し、またはこれらを作成もしくは集計するその他いずれの当事者も、直接的損害、間接的損害、特別損害、懲罰的損害、派生的損害またはその他の損害（逸失利益を含む。）に関して、当該損害の可能性を通知されていた場合であっても、何ら責任を負わない。

この金融商品の買主、売主もしくは保有者またはその他の者もしくは団体のいずれも、最初にMSCIの許可の必要性の判断を仰ぐためにMSCIに連絡することなく、この金融商品の支援、保証、マーケティングまたは販売促進において、MSCIの商号、商標またはサービスマークを使用し、またはこれに言及すべきではない。いかなる状況においても、いずれの者または団体も、MSCIの事前の書面による許可なくして、MSCIとの関係を主張してはならない。

スタンダード・アンド・プアーズ

この金融商品は、マグローヒル・インクの一部門であるスタンダード・アンド・プアーズ（以下「S&P」という。）により、支援、保証、販売または販売促進されるものではない。S&Pは、この金融商品の保有者または公的機関の構成員に対して、一般的な有価証券もしくは特定のこの金融商品に対する投資の適合性または一般的な株式市場パフォーマンスを追跡するS&P 500®・インデックスの能力に関して、明示的であるかまたは黙示的であるかを問わず、一切の表明または保証も行わない。S&Pは、S&Pまたはその関連会社の一定の商標および商号を許諾しており、またシティグループによる一定の目的における使用につき許諾されている。S&Pのシティグループとの唯一の

関係は、S&Pの一定の商標および商号ならびにS&P 500[®]・インデックスの許諾であり、S&P 500[®]・インデックスは、シティグループまたはこの金融商品を考慮することなくS&Pによって決定、構成または計算される。S&Pは、S&P 500[®]・インデックスの決定、構成または計算において、シティグループまたはこの金融商品の所有者の要望を斟酌する義務を負わない。S&Pは、この金融商品が発行される時期、価格もしくは数量の決定またはこの金融商品の現金化に用いられる等式の決定もしくは計算に関して責任を負わず、またはこれに参加していない。S&Pは、この金融商品の事務管理、マーケティングまたは取引に関連して、一切の義務または責任も負わない。

（２）【投資対象】

前記「（１）投資方針」の項を参照のこと。

（３）【運用体制】

シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッドは、トラストの管理会社である。

管理会社は、管理会社が受託会社に対して当該委託が生ずる前または当該委託が生じた後合理的な期間内に当該委託について書面により通知することを条件に、受託会社の事前の承認を得ることなく、管理会社が決定する１以上の個人、団体または法人に対して、その権利、特典、権能、義務および裁量の全部または一部ならびに信託証書に基づくそのいずれかの職務の履行を（関連するサブ・ファンドの費用で）委託する権能および権限を有する。ただし、以下に掲げる事項をその条件とする。

- （ａ）管理会社は、各委託先が信託証書の規定（適用ある範囲において）を遵守することを確保するために、あらゆる合理的な努力をする。
- （ｂ）適用ある法律によって要求される限りにおいて、管理会社は、当該委託先の作為または不作為についてかかる作為または不作為が管理会社自身のものであるかのように責任を負うが、その他当該委託先またはその再委託先の行為を監督することを義務付けられず、かつ、かかる損失が管理会社の現実の詐欺または故意の不履行の結果として発生した場合を除き、委託先または再委託先の作為または不作為を理由としてトラスト（いずれかのサブ・ファンドを含む。）が被った損失について一切責任を負わない。
- （ｃ）当該者との書面による合意は、個別的に受託会社に対してではなく、関連するサブ・ファンドの信託財産のみに対して当該合意に基づく求償を制限する条項を含む。

管理会社は、いかなる場合または理由においても、信託財産またはそのいずれか一部が被ったまたはその収益について生じた損失または損害につき責任を負わない。ただし、かかる損失または損害が管理会社の現実の詐欺または故意の不履行により生じたものである場合はこの限りではない。

管理会社は、トラストに関する潜在的債権者との取引においても、当該債権者に対して支払義務を負うもしくは将来その可能性がある債務、義務または負債を満足させるために、当該債権者が関連するサブ・ファンドの資産に対してのみ求償を有することを確保する。

管理会社は、関連するサブ・ファンドの管理会社として負担しまたは当事者となった訴訟、訴訟手続、債務、経費、請求、損害、費用（すべての合理的な弁護士費用、専門家費用およびその他の類似費用を含む。）または要求の全部もしくは一部に対して、当該サブ・ファンドの信託財産より補償される。上記にかかわらず、

- （ａ）管理会社は、あるサブ・ファンドの信託財産から、他のサブ・ファンドに関して被った債務に対して補償を受ける権利を有さない。
- （ｂ）管理会社は、管理会社が被った訴訟、訴訟手続、債務、経費、請求、損害、費用または要求で、ケイマン諸島の裁判所によって管理会社またはその関連会社およびこれらの取締役、役員もしくは従業員の現実の詐欺または故意の不履行より生じたものであることが認定されたものに関しては、いかなる補償も受けることができない。

管理会社は、受託会社に対して90日前（または受託会社が合意するより短い期間）の書面による通知を行うことにより退任することができる。管理会社が退任の意思を示した通知を行ってから60日以内に承継管理者が任命されていない場合、すべてのサブ・ファンドが終了する。

管理会社は、受託会社が信託証書に基づくその義務の重大な違反を行い、かつ（当該違反が治癒可能である場合に）当該違反の治癒を要求する管理会社による通知の受領から30日以内にこれを是正しない場合、受託会社に対して書面による通知を行うことにより、いつでも信託証書に基づくその任務から退く権利を有する。

管理会社が退任するかまたは解任された場合であって、かつかかる退任または解任の後受託会社が決定する期間内にあらゆる点において管理会社に代わる者として相応しい者であると受託会社が決定する後任の管理会社を受託会社が特定することができない場合、受託会社は、直ちに全受益者による集会を招集する。当該受益

者集会において、受益者は、受益者決議をもって管理会社の任務を受諾する意思のある他の者、団体または会社を受益者の望む後任の管理会社として指名することができ、受益者は、受託会社に対して、その旨を書面により通知するものとする。当該通知後直ちに、受託会社は、追補信託証書および／または適切な場合、投資運用契約の条項により、望ましい後任の管理会社を管理会社として選任する。受益者が管理会社の任務を受諾する意思のある他の者、団体または会社を受益者の望む後任の管理会社として指名しなかった場合、受託会社は、トラストを終了させることができる。

受託会社は、投資運用契約に定める条件でトラストおよび各サブ・ファンドの投資運用者として行為するよう管理会社を任命している。投資運用契約の条件に基づき、管理会社は、各サブ・ファンドの資産の投資および再投資ならびに投資運用サービスの履行につき責任を負う。

投資運用契約に基づき、管理会社は、いかなる場合または理由においても、受託会社、信託財産またはいずれかのサブ・ファンドが負担しまたは被った損失または損害につき責任を負わない。ただし、かかる損失または損害が管理会社の現実の詐欺または故意の不履行により生じたものである場合はこの限りではない。管理会社は、間接的、特別または派生的な損失につき責任を負わない。管理会社は、関連するサブ・ファンドの管理会社として負い、負担しまたは被る可能性のある訴訟、訴訟手続、債務、経費、請求、損害、費用（すべての合理的な弁護士費用、専門家費用およびその他の類似費用を含む。）または要求の全部もしくは一部に対して、当該サブ・ファンドの信託財産から補償を受ける権利を有する。ただし、管理会社は、管理会社が被った訴訟、訴訟手続、債務、経費、請求、損害、費用または要求で、ケイマン諸島の裁判所によって管理会社またはその関連会社およびこれらの取締役、役員もしくは従業員の現実の詐欺または故意の不履行より生じたものであることが認定されたものに関しては、いかなる補償も受けることができない。投資運用契約は、管理会社が受託会社に対して90日以上前に書面による通知を行うことにより（その逆の場合も同様とする。）、または投資運用契約に定めるその他の状況において終了する。

シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッドは、香港で設立された会社であり、シティグループ・インクの間接完全子会社であるシティグループ・グローバル・マーケッツ・ホンコン・ホールディングス・リミテッドの完全子会社である。香港法第571章の証券先物法（以下「SF0」という。）第116条に従って、管理会社は、SF0の別紙5に定義されるタイプ4および9の規制対象活動に関して認可を受けている。かかる規制対象活動は、証券および資産運用に関する助言を含む。

管理会社の取締役は以下のとおりである。

シリル・トルブレウィッチ氏は、シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメントのアジア・パシフィックの取締役兼アジア・パシフィック・マルチ・アセット・グループの長である。マルチ・アセット・グループは、資産家、個人、企業および機関顧客に対する投資商品および投資ソリューションの販売の考案、組成および手配を行う地域的投資ソリューションの基盤となる組織である。トルブレウィッチ氏は、グループ長の職務に就くまで、アジアの機関顧客および販売パートナーに対する新商品戦略の指揮をとり、受賞歴のある幅広いソリューション開発を監督していた。トルブレウィッチ氏は、2003年にロンドンのシティグループ・グローバル・マーケッツ・リミテッドにマルチ・アセット・デリバティブ・ストラクチャラーとして入社し、2007年にアジアに異動した。

ソン・リ氏は、シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメントのアジア・パシフィックの長であり、シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメントのアジア・パシフィックの地域の投資ファンド事業の運営および開発に責任を負う。シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメントのアジア・パシフィックは、アジア・パシフィックの機関投資家、富裕投資家および一般投資家のために投資ファンドおよびファンド・ソリューションを作り出す。リ氏は、ウォール・ストリートおよびアジアにおいて23年以上の投資経験を有する。シティグループに入社する前は、ニューヨークおよび最近では香港のアライアンス・バーンスタイン・アセット・マネジメントにおいて、少数の主力商品で1,600億米ドルにのぼる運用資産額を監督するブレンド・ソリューション・チームでシニア・ポートフォリオ・マネジャーを務めた。アライアンス・バーンスタインに勤務する前は、ニューヨークのドイチェ・アセット・マネジメントおよびシ

ティグループ・アセット・マネジメントでポートフォリオ管理およびリサーチに関する様々な職務に携わっていた。

（４）【分配方針】

サブ・ファンドが分配可能な相当利益を有することは想定されていない。サブ・ファンドの計算において受領された利益は、管理会社が別段の決定をしない限り、分配される予定はない。

（５）【投資制限】

投資制限

管理会社は、サブ・ファンドの計算においてサブ・ファンドの総資産の50パーセント超を金融商品取引法に定義される「有価証券」（社債、国債、コマーシャル・ペーパー、証券投資信託の受益証券およびミューチュアル・ファンドの投資証券など）（有価証券とみなされる金融商品取引法第2条第2項各号に掲げる権利を除く。）およびかかる有価証券に関連するデリバティブに対して投資する。

管理会社は、サブ・ファンドのために以下に掲げることを行わない。

- （a）自己取引を行い、または本人としての管理会社の取締役と取引を行うこと
- （b）管理会社、または受益者以外の者の利益を図る目的で取引を行うこと
- （c）取得の結果として管理会社が運用するすべてのミューチュアル・ファンドが保有するいずれかの会社の議決権の総数が当該会社の全議決権の総数の50パーセントを超える場合において、当該会社の株式を取得すること
- （d）取得の結果として管理会社が運用するすべてのミューチュアル・ファンドが保有するいずれかの会社の株式の総数が当該会社の発行済株式総数の50パーセントを超える場合において、当該会社の株式を取得すること
- （e）取得の結果としてサブ・ファンドが保有するいずれかの会社の株式の総数が当該会社の発行済株式総数の50パーセントを超える場合において、当該会社の株式を取得すること
- （f）空売りの結果、サブ・ファンドのために空売りされる有価証券の価額の総額が直近の純資産価額を超える場合に、空売りを行うこと
- （g）サブ・ファンドによって保有される上場されていないか、または容易に換金することができない投資対象の価額の合計が、当該投資対象の取得の結果、かかる取得の直後に直近の純資産価額の15パーセントを超えることとなる場合において、上場されていないか、または容易に換金することができない投資対象を取得すること

サブ・ファンドが保有する投資対象の価格の変動、再構成または合併、サブ・ファンドの資産からの支払いまたは受益証券の買戻しなどの結果として上記の制限を超えた場合、管理会社は直ちに投資対象を売却する義務はない。しかしながら、違反が確認された後、合理的な期間内に、上記の制限を遵守するために、受益者の利益に配慮しつつ、合理的に実行可能な措置を講じるものとする。

借入れ

管理会社は、サブ・ファンドの計算において金銭を借り入れることができるが、借入残高の総額が純資産価額の10パーセントを超える結果とはならないことを条件とする。ただし、合併等の特別かつ緊急の状況において、一時的にかかる10パーセントの制限を超える場合はこの限りではない。

3【投資リスク】

（１）リスク要因

各投資者は、自らの投資アドバイザーおよび／独立専門家から独立した投資助言（法律上、規制上、税務上、財務上および／または会計上の助言を含む。）を得るべきである。

これらのリスク要因は、投資アドバイザーまたは投資者が利用する銀行による独立した助言に代わるものではなく、各投資者は、これらの助言をいかなる場合においても受益証券の買付けの決定前に得るべきである。本書に含まれる情報は、投資者の要件、投資目的、経験、知識および状況に合わせてなされる独立した助言に代わるべきものとはなり得ないため、投資決定は、これらのリスク要因のみに依拠して行われるべきではない。

投資者は、受益証券の価値が上昇することもあれば下落する可能性があることを認識すべきである。サブ・ファンドへの投資には重大なリスクが伴い、多くの予測不可能な要因に影響を受ける。サブ・ファンドのリスク特性の急激な変化は、受益証券の価値に重大な悪影響を及ぼしうる。受益証券に流通市場が存在する可能性は低い。投資者は、サブ・ファンドにおけるその投資の相当部分または全部を損失する場合もある。従って、各投資者は、サブ・ファンドへの投資のリスクに耐えることができるか否かを慎重に考慮すべきである。以下に掲げるリスク要因の記載は、サブ・ファンドへの投資に伴うリスクの完全な説明を意図するものではない。

流通市場の不在

受益証券に関して流通市場が形成されることは予定されない。従って、受益者は、有価証券届出書「第二部 ファンド情報、第2 管理及び運営、2 買戻し手続等、（２）日本における買戻し」の項に定める手続および制限に基づく買戻方法によってのみその受益証券を処分することができる場合もありうる。関連する買戻通知の日付から関連する買戻日までの期間中にその受益証券の買戻しを請求する受益者によって保有される受益証券に帰属する純資産価額の減少に関するリスクは、買戻しを請求する受益者が被る。

投資目的および取引リスク

サブ・ファンドの投資ポートフォリオが、いずれかの期間（とりわけ短期）において、元本の成長を達成するとの保証はない。

投資者は、受益証券の価値が上昇することもあれば下落する可能性があることを認識すべきである。

－以上の市場価格、金利、指数、ボラティリティ、相関性または流動性等の他の市場の要素の水準の変化の結果、サブ・ファンドに関して損失が発生するというリスクがある。

とりわけ、サブ・ファンドの主たる投資目的は、サブ・ファンドの資産の実質的に全部をシティグループ金融商品に投資することにより、受益者に対し、本ストラテジーに対するエクスポージャーを提供することである。それゆえ、市場の力の結果シティグループ金融商品の価値が下落した場合、サブ・ファンドは、相当な損失を被ることがある。

政治および規制上のリスク

サブ・ファンドの資産の価額は、政治的不安、政府政策および課税の変更、外国投資および通貨の本国送金の制限ならびに適用ある法律および規制における他の動向などの不確実性の影響を受ける場合がある。

本ストラテジーの実行に悪影響を与え、またストラテジー・スポンサーが本ストラテジーの変更を必要とする規制が本ストラテジーの運用に関連して将来課されることがある。規制の変更は、シティグループ金融商品のリターンに対して重大な悪影響を与えることがある。

信用リスク

サブ・ファンドは、支払不能、破産またはその他の要因のいずれによるものにかかわらず、シティグループ金融商品に関するシティグループ発行会社の義務の履行不能に関するリスクの影響を受ける。投資者は、金融およびビジネスに関する事項についての知識および経験ならびに信用リスクを評価する専門的知見を有しなければならない。またシティグループ発行会社に関連する信用リスクを含むシティグループ金融商品に対する投資の長所、リスクおよび適合性を評価する能力を持たなければならない。サブ・ファンドに対する投資を選択することにより、受益者は、サブ・ファンドに内在する特有の信用リスクを承認し、および管理会社がサブ・ファンドの取引相手方に対するエクスポージャーおよび信用リスクが複数の金融機関の間において分散化され

ることを確保する義務を一切負っていないということを受諾し、ならびに受益者は、サブ・ファンドの取引相手方に対するエクスポージャーおよび信用リスクが複数の金融機関の間において分散化されることについて、一切の期待を抱いてはならない。

決済リスク

有価証券の決済ならびに他の資産の取引および保管に関連する市場慣行は、リスクを増大させることがある。取引を執行するために利用可能な清算、決済および登録のシステムは、取引の決済および譲渡の登録に関連して、遅延または他の重大な困難という結果となることがある。顧客または取引の相手方がその契約上の約束を履行しないという可能性もある。決済についての問題は、純資産価額およびサブ・ファンドの流動性に影響を与えることがある。

サブ・ファンドの実績

管理会社が運用する投資ファンドの過去の実績は、必ずしもサブ・ファンドの将来の結果を予示するものではない。

シティグループ金融商品に対する投資

サブ・ファンドによるシティグループ金融商品に対する投資はリスクを伴う。投資リスクに関する以下の記載は、シティグループ金融商品に対する投資に関連するすべてのリスクを網羅した説明を目的とするものではない。

シティグループ金融商品は、適合的な投資対象ではない場合がある。

受益者は、シティグループ金融商品に対する間接的なエクスポージャーを有する。当該エクスポージャーは、以下のすべてを満たす投資者が適合する。

- (a) シティグループ金融商品に対する投資の利点およびリスクを評価するため、金融および事業に関する事項について必要な知識と経験を有している投資者
- (b) シティグループ金融商品に対する投資による経済的リスクを負担することができる投資者
- (c) 自己の財務状態において、シティグループ金融商品に対する投資によるリスクを引受ける用意のある投資者

投資予定者は、各自の固有の状況において、シティグループ金融商品に対するエクスポージャーを有することが適切なものか否かを判断しなければならず、またサブ・ファンドによるシティグループ金融商品に対する投資への結論を判断するため各自の法律、ビジネスおよび税務に関する専門家と相談すべきである。

シティグループ金融商品のリターンは、同等の信用および満期を有する標準的な債務証券のリターンを下回る場合がある。

シティグループ金融商品の価額は、市況に応じて変動する選定指数に連動する。その結果、シティグループ金融商品の実効利回りは、類似の信用格付を有し、満期を同じくする通常の固定利付債務証券について支払われる実効利回りを下回る場合がある。

シティグループ金融商品の売却により実現される金額は、シティグループ金融商品に対して当初に投資された金額を下回る場合がある。

管理会社が、受益証券の買戻しの資金を調達する目的で、シティグループ金融商品を売却する場合、当該売却により受領される金額はシティグループ金融商品に対して当初に投資された金額を下回る場合がある。

シティグループ金融商品は、違法性がある場合において消却または終了される場合があり、かかる場合における支払いは、シティグループ金融商品に対して当初に投資された金額を下回る場合がある。

シティグループ発行会社がシティグループ金融商品に基づくその債務を履行することが違法となると判断した場合において、シティグループ発行会社は、シティグループ金融商品を消却または終了することができる。シティグループ金融商品がこのように消却または終了される場合、シティグループ発行会社は、通常、シティグループ金融商品の保有者それぞれに対して、保有される各シティグループ金融商品に関して、シティグループ金融商品の計算代理人によって算定されるところにより、シティグループ金融商品の公正な市場価格に等しい金額からシティグループ発行会社および／またはその関連会社の投資対象となっている関連するヘッジ取引

の手仕舞いに係る経費を控除した金額を支払う。サブ・ファンドの投資者に返還される金額がサブ・ファンドによる関連するシティグループ金融商品への当初の投資以上になるとの保証はない。

シティグループ金融商品は、流動性に欠ける投資対象である。受益証券の買戻代金の支払いは、シティグループ金融商品の買付けに関連する約束を履行するシティグループ・グローバル・マーケッツ・リミテッドまたはその関連会社の一つに依拠することがある。

本書において開示されているものを除き、シティグループ金融商品の流通市場の存在について、表明は一切行われていない。シティグループ金融商品に関して他には買い手または売り手がない場合もある。

シティグループ金融商品は、利益相反の対象となる。

シティグループ金融商品は、シティグループ証券株式会社またはその関連会社の一つがシティグループ金融商品について計算代理人として行為し、また、かかるサービスおよびシティグループ金融商品に関連して提供するその他のサービスに対する報酬を受領するという事実を含む（ただし、これらに限られない。）利益相反の対象となる。

計算代理人の裁量

計算代理人は、シティグループ金融商品の要項に定める計算を実行することおよびシティグループ金融商品に係る一定の決定を行うことにつき単独かつ絶対的な裁量を有する。計算代理人は、誠実に行為するという一般的な業務を負ってはいるが、シティグループ金融商品の要項においては計算代理人に対してシティグループ金融商品の投資者の最良の利益を考慮して行為することについて何らの明示的な契約上の義務も課してはならず、受益者は、計算代理人によりなされる決定がシティグループ金融商品の財務上のリターンに対して予期しない悪影響を及ぼすおそれがあることを認識すべきである。計算代理人によって行使されたかかる裁量または計算代理人によって行われた計算は、（明白な誤りがない限り）シティグループ発行会社およびシティグループ金融商品の投資者に対して拘束力を有する。

以上のリスク要因の記載は、サブ・ファンドへの投資に伴うリスクの完全な説明を意図するものではない。投資予定者は、サブ・ファンドへの投資を行うか否かを決定する前に、本書をすべて読了すべきである。

以下は、ファンドのもつリスクについて、簡潔に、かつ、分かりやすく記載したものである。

サブ・ファンドは、その計算において証書（カバード・ワラントなど）、債券、スワップ取引など値動きのあるシティグループ金融商品に対して、投資対象として投資されるので、受益証券1口当たり純資産価格は変動することになる。したがって、シティグループ金融商品の価格下落、連動する金融商品の発行体や取引相手方の財務状況の悪化等の影響により、サブ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格が下落し、損失を被ることがある。サブ・ファンドの運用に関する損益はすべて受益者に帰属するので、申込みの際は、サブ・ファンドに対して投資することのリスクを十分に認識・検討し、慎重に投資の判断を行う必要がある。

価格変動リスク

サブ・ファンドが投資するシティグループ金融商品の価額は本ストラテジーで選定された6か国の株式市況の影響を大きく受ける。一般的に株式や債券、為替相場の動向は、個々の企業の活動や国内および国際的な政治・経済情勢の影響を受けるのでこれらの様々な要素の相互作用により、シティグループ金融商品の価額は、予測困難な態様で変動することがある。さらに、一つの要素の変化がシティグループ金融商品の価値に対して良い方向に作用したとしても、他の要素が悪い方向に作用することによって、これが減殺されてしまうことがある。シティグループ金融商品の価額が値下がりした場合、サブ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格が下落し、損失を被る場合がある。

流動性リスク

サブ・ファンドが投資するシティグループ金融商品に関して十分な流通市場がない場合がある。比較的流動性が低い市場は、流動性の高い市場に比べて変動性が大きい傾向がある。比較的流動性の低い市場に投資した場合、サブ・ファンドの投資対象を機動的に期待する価格で処分できないことがあり、受益者が損失を被ることがある。

発行体の信用リスク

サブ・ファンドが投資するシティグループ金融商品には、支払不能、破産などシティグループ金融商品に関する発行体の義務の履行に関するリスクがある。債務不履行が生じた場合は、投資者の投資元本の大部分、または全部が回収できなくなることがある。また、シティグループ金融商品の発行体の信用状況の悪化により、シティグループ金融商品の価額が値下がりし、サブ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格が下落する。その結果として、損失を被る場合がある。

金利変動リスク

債券の価格は、市場金利の影響を受け変動する。一般に金利低下時には価格が上昇し、逆に金利上昇時には価格が下落する傾向がある。

為替変動リスク

サブ・ファンドの基準通貨が米ドルであるため、金融資産を米ドル以外の通貨で評価する投資者は、外国為替相場の変動の影響を受ける。よって、ある投資者による受益証券の保有の価値は、米ドル建てによる受益証券1口当たり純資産価格が上昇した場合であっても、当該投資者の金融資産を評価する通貨へ換算された際に下落することがある。シティグループ金融商品は、シティグループ証券株式会社がシティグループ金融商品について計算代理人として行為し、また、かかるサービスおよびシティグループ金融商品に関連して提供するその他のサービスに対する報酬を受領するという事実を含む（ただし、これらに限られない。）利益相反の対象となる。

取引相手方のリスク

本ストラテジーのパフォーマンスに連動するシティグループ金融商品がスワップ取引の場合、ファンドはスワップ取引の相手方当事者（シティグループ関連会社など）の信用リスクにさらされ、また、決済不履行リスクを負うことがある。決済に係る問題は、サブ・ファンドの1口当たり純資産価格および流動性に影響を及ぼすことがある。また、スワップ取引は流動性に欠けることがあり、不利なポジションを迅速に処分できず、損失を被ることがある。

法的リスクおよび法令遵守リスク

国内および／または外国の法律または規制は、サブ・ファンドに悪影響を及ぼす形で変更される場合がある。各国間または各法域間の法律の差異により、受託会社または管理会社は、サブ・ファンドに関して締結された法的契約を執行することが困難となる可能性がある。受託会社および管理会社は、法律またはその解釈の変更による悪影響を制限または防止するための措置を講じる権利を留保する。

停止リスク

受託会社（管理会社と協議の上）または管理会社は、信託証書の条件に基づき、特定の状況において、受益証券の申込みおよび買戻しを停止することに加え、純資産価額の算定を停止することができる。投資者は、停止が実行された場合、受益証券の申込みまたは買戻しを行うことはできない。投資者は、純資産価額の算定が停止されている場合、自らの投資対象の市場価格を取得することはできない。この点に関するさらなる情報については、有価証券届出書「第二部 ファンド情報、第2 管理及び運営、3 資産管理等の概要、（1）資産の評価、（ロ）純資産価額の算定の一時停止」の項を参照されたい。

無保証

サブ・ファンドは、保証されておらず、元本保護されていない。そのため、受益者が当初投資の総額を取り戻すことができる保証はない。受益者は、投資総額を上限とする損失を被る準備をしておくべきである。

早期終了リスク

サブ・ファンドは、特定の状況において、有価証券届出書「第二部 ファンド情報、第2 管理及び運営、3 資産管理等の概要、（5）その他、（イ）トラストまたはサブ・ファンドの終了」の項に記載されるとおり、予定の終了日の前に終了する場合がある。

（2）リスクに対する管理体制

リスク管理、投資運用の査定および法務管理

管理会社は、定期的にサブ・ファンドのポートフォリオのリスク要因を討論し、サブ・ファンドが過度なリスクにさらされていないかを検討するためにポートフォリオを検討する委員会を開催する。サブ・ファンドの投資哲学および投資方針に関する事項は、サブ・ファンドの投資運用に関する目論見書の他の一切の関連する事項とともに、管理会社およびサブ・ファンドの管理事務代行会社である香港支店を通じて行為するシティバンク・エヌ・エイによって常に監視され、かつ統制されている。

リスクの管理体制

サブ・ファンドに固有のリスクは、管理会社の取締役会によって管理される。とりわけサブ・ファンドの主たる投資対象であるシティグループ金融商品の発行会社または相手方の財政状態については、シティグループ金融商品の発行会社または相手方であるシティグループ発行会社に関し公表され入手可能な情報（財務書類および年次報告書、プレス・リリースおよびメディアで報道されるニュースならびに各種機関によって公表されるアナリスト・レポートを含むがこれに限定されない。）に基づき定期的に精査される。

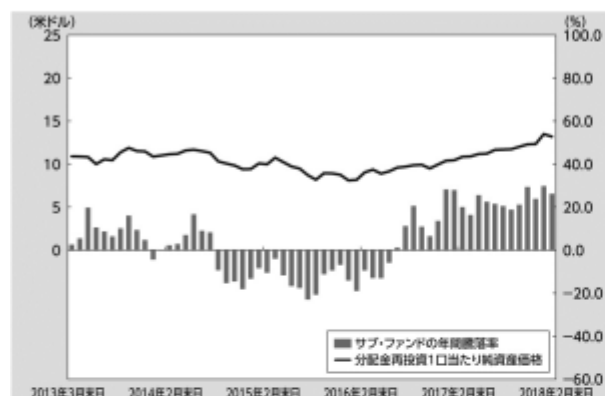
規制および投資制限の遵守はまた、管理事務代行契約に基づきサブ・ファンドに対して一般的な管理事務（会計および評価サービスならびに年次報告書および半期報告書の作成を含む。）を提供する管理事務代行会社の協力を得て、管理会社の取締役会によって監督される。

サブ・ファンドはデリバティブ取引等を行っていない。

(3) リスクに関する参考情報

下記グラフは、サブ・ファンドの投資リスクをご理解いただくための情報の一つとしてご利用ください。

サブ・ファンドの年間騰落率および 分配金再投資1口当たり純資産価格の推移



※分配金再投資1口当たり純資産価格は、分配金(税引前)を再投資したものとみなして計算した1口当たり純資産価格が記載されており、実際の1口当たり純資産価格と異なる場合があります。

※ファンドは設定以来、本書の日付現在時点まで分配を行っていないため、本項でいう「分配金再投資1口当たり純資産価格」の値は「受益証券1口当たり純資産価格」の値と同じとなります。

※サブ・ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の1口当たり純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※サブ・ファンドの年間騰落率は、サブ・ファンドの基準通貨である米ドル建てで計算されており、円貨に為替換算されておりません。したがって、円貨に為替換算した場合、上記とは異なる騰落率となります。また、各指数には外貨建てのものが含まれるため、これらを円貨換算した場合、上記とは異なる騰落率となります。

○ 各資産クラスの指数

日本株・・・TOPIX(配当込み)

先進国株・・・MSCI Daily TR Net Kokusai USD

新興国株・・・MSCI Daily TR Net Emerging Markets USD

日本国債・・・FTSE日本国債インデックス

先進国債・・・FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・米ドルベース)

新興国債・・・FTSE新興国市場国債インデックス(ヘッジなし・米ドルベース)

TOPIX(東証株価指数)は、株式会社東京証券取引所(株東京証券取引所)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、株東京証券取引所が有しています。なお、サブ・ファンドは、株東京証券取引所により提供、保証または販売されるものではなく、株東京証券取引所は、サブ・ファンドの発行または売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を負いません。

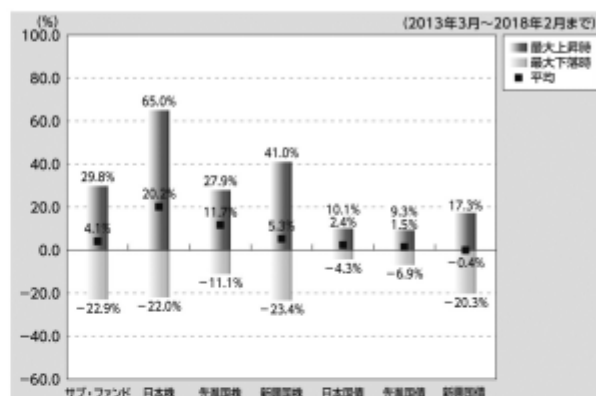
MSCI公表指数に関する著作権、知的財産権およびその他一切の権利はMSCI Inc.に帰属し、また内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。

FTSE日本国債インデックス、FTSE世界国債インデックスおよびFTSE新興国市場国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。

同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

サブ・ファンドと他の代表的な資産クラスとの 騰落率の比較

グラフは、サブ・ファンドと代表的な資産クラスのリスクを定量的に比較できるように作成したものです。



出所:Bloomberg L.P.のデータを基に森・濱田松本法律事務所が作成

※全ての資産クラスがサブ・ファンドの投資対象とは限りません。

※2013年3月から2018年2月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値をサブ・ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。

※決算日に対応した数値とは異なります。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

海外における申込手数料

該当事項なし。

日本国内における申込手数料

販売会社により、受益証券の取得申込みにあたって、上限3.24パーセント（税抜き3.00パーセント）の申込手数料が課される。購入（申込み）手数料は、商品および関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務手続きの対価である。申込手数料の詳細については、販売会社に照会のこと。

販売会社については、下記に照会のこと。

株式会社S M B C 信託銀行

東京都港区西新橋1丁目3番1号

ホームページアドレス：<http://www.smbctb.co.jp>

（注１）管理会社と販売会社が随時合意することによりこれと異なる取り決めを行うことができる。

（注２）申込手数料については、販売会社の定める乗換優遇措置または償還乗換優遇措置を適用される場合がある。

（注３）円資金から該当通貨に交換したうえでお申し込みの場合、別途、為替手数料が片道1円／往復2円（上限）かかる。

（注４）手数料率は、消費税率に応じて変更となることがある。

（２）【買戻し手数料】

海外における信託財産留保額

買戻しが行われる米ドルクラス受益証券1口当たり買戻価格は、関連する買戻日における受益証券1口当たり純資産価格から受益証券1口当たり純資産価格の0.50パーセントに相当する信託財産留保額を控除した価格とする。

本書の日付現在、日本の消費税は、信託財産留保額には課されない。

日本国内における信託財産留保額

買戻しが行われる米ドルクラス受益証券1口当たり買戻価格は、関連する買戻日における受益証券1口当たり純資産価格から受益証券1口当たり純資産価格の0.50パーセントに相当する信託財産留保額を控除した価格とする。

本書の日付現在、日本の消費税は、信託財産留保額には課されない。

（３）【管理報酬等】

受託会社の報酬

受託会社は、サブ・ファンドの信託財産から、年額5,000米ドルの受託報酬を受領する権利を有し、毎年後払いで支払われる。

受託会社の報酬は、ファンドの受託業務およびこれに付随する業務の対価として受託会社に支払われる。

2017年10月31日に終了した会計年度中の上記受託会社報酬は、6,233米ドルであった。

管理会社の報酬

管理会社は、サブ・ファンドの信託財産から、毎日計算され、発生し、毎月後払いで支払われる、純資産価額に対する年率0.50パーセントの料率による管理会社報酬を受領する権利を有する。

管理会社の報酬は、ファンド資産の運用管理、ファンド証券の発行、買戻し業務の対価として管理会社に支払われる。

2017年10月31日に終了した会計年度中の上記管理会社報酬は、64,556米ドルであった。

管理事務代行会社および名義書換代理人の報酬

管理事務代行会社および名義書換代理人は、サブ・ファンドの信託財産から、毎日計算され、発生し、毎月後払いで支払われる、純資産価額に対する年率0.10パーセントを上限とする合計報酬を受領する権利を有する。

管理事務代行会社および名義書換代理人の報酬は、ファンド資産の管理事務代行業務、受益証券の発行、譲渡および買戻しに関する登録名義書換事務の対価として管理事務代行会社および名義書換代理人に支払われる。

2017年10月31日に終了した会計年度中の上記管理事務代行会社および名義書換代理人の報酬は、12,910米ドルであった。

保管会社の報酬

保管会社は、サブ・ファンドの信託財産から、毎日計算され、発生し、毎月後払いで支払われる、純資産価額に対する年率0.01パーセントを上限とする報酬を受領する権利を有する。

保管会社の報酬は、ファンド資産の保管業務の対価として保管会社に支払われる。

2017年10月31日に終了した会計年度中の上記保管会社の報酬は、3,998米ドルであった。

代行協会の報酬

代行協会は、サブ・ファンドの信託財産から、毎日計算され、発生し、毎月後払いで支払われる、純資産価額に対する年率0.05パーセントを上限とする報酬を受領する権利を有する。

代行協会の報酬は、目論見書の配布、受益証券1口当たり純資産価格の公表、運用報告書等の文書の販売取扱会社への送付等の業務の対価として代行協会に支払われる。

2017年10月31日に終了した会計年度中の上記代行協会の報酬は、6,456米ドルであった。

販売会社の報酬

各販売会社は、サブ・ファンドの信託財産から、毎日計算され、発生し、毎月後払いで支払われる、販売会社が登録受益者となっている各受益証券の受益証券1口当たり純資産価格に対する年率0.75パーセントを上限とする報酬を受領する権利を有する。

販売会社の報酬は、日本におけるファンドの受益証券の販売業務、購入・買戻しの取次ぎ業務、運用報告書の交付等購入後の情報提供業務、およびこれらに付随する業務の対価として販売会社に支払われる。

2017年10月31日に終了した会計年度中の上記販売会社の報酬は、96,835米ドルであった。

（４）【その他の手数料等】

受託会社は、関連するサブ・ファンドの信託財産からのみ、受託会社、管理会社またはその他により負担される、以下のいずれか（またはすべて）を含むがこれらに限定されない当該サブ・ファンドの設立、運用、管理および維持に関するすべての費用を支払い、またはその支払いを確保することができる。（a）当該サブ・ファンドの設立、登録または存続に関して受託会社または管理会社が正当に負担するすべての経費および費用、（b）すべての合理的な法律、監査、会計および税務費用ならびに当該サブ・ファンドに関して提供されたサービスに関するすべてのその他の専門家およびその他の手数料、（c）受託会社および／または管理会社と当該サブ・ファンドの受益者との関係より発生するすべての経費および費用（当該サブ・ファンドの受益証券の名義書換ならびに当該サブ・ファンドの受益者に対する通達および通知を含むがこれに限定されない。）ならびに受託会社および／または管理会社と第三者との関係より発生するすべての経費および費用、（d）当該サブ・ファンドに関する年次報告書および半期の未監査報告書ならびにそれに添付される報告書または文書ならびに受託会社または管理会社が当該サブ・ファンドの受益者に対して行うその他の通信の作成、印刷および郵送またはその他発送において正当に発生したこれに付帯するすべての合理的な費用、（e）英文目論見書または当該サブ・ファンドの受益証券の公募に関する英文目論見書の関連する補遺または当該サブ・ファンドに関する情報を投資予定者に提供する内容説明書または類似文書の作成および印刷において発生する経費、（f）当該サブ・ファンドの純資産価額の計算および詳細の提供に関する費用、（g）受益者集会の招集および開催において発生するすべての費用、（h）ファンドもしくは当該サブ・ファンドまたは当該サブ・ファンドのいずれかの投資対象に対する権原証書の安全な保管に関する追補

信託証書、契約書またはその他の文書に関して、またはこれらの作成において発生するすべての費用、（ i ）当該サブ・ファンドに関する預金または貸付におけるもしくはこれに付帯するあらゆる性質のすべての合理的な費用、（ j ）当該サブ・ファンドのいずれかの投資対象の取得または換金に関して支払うべき印紙およびその他の課徴金、税金、政府の課税、仲介手数料、譲渡手数料、登録料ならびにその他の手数料、（ k ）当該サブ・ファンドまたはその代理人によるすべての借入に係る利息ならびに当該借入の手配に関するまたこれより発生する手数料および費用、（ l ）当該サブ・ファンドがいずれかの法域の政府もしくはその他の当局またはその機関に対して支払うべきすべての税金および法人手数料、（ m ）宣伝または広告費用（もしあれば）、（ n ）郵便、電話およびファックスに係る経費ならびにその他のすべての運営費用、（ o ）当該サブ・ファンドの運営、管理または宣伝に関して選任されたサービス提供者（管理事務代行会社、保管会社または販売会社を含むがこれらに限られない。）に対して受託会社または管理会社のいずれかが支払義務を負うすべてのもしくはいずれかの報酬、経費または費用、（ p ）当該サブ・ファンドの投資対象の取得、保有および／または処分に関して発生する債務、経費および費用（手数料、謝礼、運用コンサルタントの報酬または類似の支払いを含むがこれらに限られない。）、（ q ）当該サブ・ファンドの通常業務および／または運用一般に関して発生する債務、経費および費用、（ r ）関連する信託財産の清算においてもしくはこれに関してまたはその他当該サブ・ファンドの終了において発生する債務、経費および費用、および（ s ）受託会社または管理会社が信託証書に基づくそれぞれの義務に関してトラストに関して正当に負担するいずれかの支出または立替費用。特定のサブ・ファンドのみに帰属するものではないと管理会社が判断するいずれかの上記の費用は、通常、各サブ・ファンドの当該時の純資産価額に基づきまたは管理会社が随時特定の場合に決定するその他の基準においてサブ・ファンドの信託財産間で配分される。

2017年10月31日に終了した会計年度中の上記 および に記載された費用、経費、手数料、報酬の合計は、81,234米ドルであった。

（ 5 ）【課税上の取扱い】

投資者は、適用ある法域の関連の法律に基づく受益証券の取得、保有、買戻しの請求、譲渡または売却が当該投資者に与える効果（税務上および規制上の効果ならびに為替管理規制を含む。）に関して、各自の専門家の顧問と相談すべきである。投資者に対する当該効果（適用可能性を含む。）および税金控除の金額は、投資者の国籍、住所、本籍または設立を有する国の法律および慣行ならびに各自の個人的な状況によって異なる。

ケイマン諸島の課税に関する以下の記載は、本書の日付の時点においてケイマン諸島で有効な法律および慣行に関して管理会社が受けた助言に基づくものである。投資者は、課税の水準および基準が変動する場合があります、また税金控除の金額が納税者の個人的な状況に依拠する旨を認識すべきである。

（ A ）日本

本書の日付現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

- （ 1 ）受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。
- （ 2 ）国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。
- （ 3 ）国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、日本の個人受益者が支払いを受けるファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。日本の個人受益者は、申告分離課税が適用されるので原則として確定申告をすることになるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。確定申告不要を選択しない場合、一定の上場株式等（租税特別措置法に定める上場株式等をいう。以下同じ。）の譲渡損失（繰越損失を含む。）との損益通算が可能である。

- (4) 日本の法人受益者が支払いを受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等（所得税法別表第一に掲げる内国法人をいう。以下同じ。）または金融機関等を除く。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される（2038年1月1日以後は15%の税率となる。）。)
- (5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合（他のクラスの受益証券に転換した場合を含む。）は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益（譲渡価額から取得価額等を控除した金額（邦貨換算額）をいう。以下同じ。）に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。
- (6) 日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(5)と同様の取扱いとなる。
- (7) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。
- (注) 日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ない。

ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

- (1) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。
- (2) 国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。
- (3) 国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、日本の個人受益者が支払いを受けるファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が行われる。日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることもできるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。申告分離課税を選択した場合、一定の上場株式等の譲渡損失（繰越損失を含む。）との損益通算が可能である。
- (4) 日本の法人受益者が支払いを受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等を除く。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される（2038年1月1日以後は15%の税率となる。）。)
- (5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合（他のクラスの受益証券に転換した場合を含む。）は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。

（６）日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、（５）と同様の取扱いとなる。

（７）日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

（注）日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ない。

本書の日付現在では、ファンドは、税法上、公募外国株式投資信託として取り扱われる。

ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もある。

税制等の変更により上記 ないし に記載されている取扱いは変更されることがある。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認することを推奨する。

（Ｂ）ケイマン諸島

現行法に基づいて、ケイマン諸島政府はトラスト、サブ・ファンドまたは受益者に対して所得税、法人税、キャピタル・ゲイン税、遺産税、相続税、贈与税または源泉徴収税を賦課しない。またトラストに関する支払に対して適用あるケイマン諸島が当事者となっている二重課税防止条約はない。本書の日付の時点において、ケイマン諸島には為替管理が存在しない。

トラストは、信託法第81条に従って、ケイマン諸島総督より保証書を受領している。かかる保証書には、トラストの設定の日付から向こう50年間にケイマン諸島でその後制定された所得、資本資産、資本利得またはキャピタル・ゲインに租税を課す法律および相続税的な性格を有する租税を課す法律は、トラストを構成する資産もしくはトラストに帰因する所得、またはかかる資産もしくは所得に関連して受益会社または受益者には適用されないことが明記される。ケイマン諸島において、受益証券の譲渡または買戻しに印紙税は課されない。

サブ・ファンドの計算において保有されるシティグループ金融商品に係る税金

サブ・ファンドの計算において受託会社により実現される利子、キャピタル・ゲイン、配当およびその他の所得は、シティグループ金融商品（またはその他の資産）に関連し、当該所得の源泉となる法域または関連するその他の法域により課税される源泉徴収税およびその他の税金の対象となる場合がある。受託会社がサブ・ファンドの計算において支払う税金の率は、特に、時の経過とともに、シティグループ金融商品が与える想定エクスポージャーの各国の株価指数および関連する税金を軽減するサブ・ファンドの能力（もしあれば）が明らかではないため、予測することは不可能である。

ケイマン諸島—金融口座情報の自動的交換

ケイマン諸島は、国際的な税務コンプライアンスの向上および情報交換の促進のため、米国および英国との間で２つの政府間協定に調印した（以下、米国との間の協定を「US IGA」といい、英国との間の協定を「UK IGA」という。）。また、ケイマン諸島は、80か国を超える他の諸国とともに、金融口座情報の自動的交換に関するOECD基準—共通報告基準（以下「CRS」といい、US IGAとUK IGAとあわせて「AEOI」という。）を実施するための多国間協定に調印した。

US IGA、UK IGAおよびCRS（以下「AEOI規則」と総称する。）の効力を生じさせるため、ケイマン諸島規則が発行されている。AEOI規則に基づき、ケイマン諸島税務情報局（以下「ケイマン諸島税務情報局」という。）は、US IGAおよびUK IGAならびにCRSの適用に関する手引書を公表している。UK IGA、関連する規則および手引書の関連する規定は廃止され、またCRSをもって置き換えられる予定である。

ケイマン諸島のすべての「金融機関」は、AEOI規則の登録要件、デュー・ディリジェンス要件および報告要件を遵守する義務を負う。ただし、かかる金融機関が—または複数のAEOI規制に関して「非報告金融機関」（関連するAEOI規則において定義される。）となることを認める免除に依拠することができる場合はこの限りではなく、この場合においては、登録要件のみがCRSに基づき適用される。

AEOIの目的において、サブ・ファンドは、トラストの一部である。トラストは、非報告金融機関の免除のいずれにも依拠することを企図しておらず、それゆえAEOI規則のすべての要件を遵守することを意図している。

AEOI規則により、報告金融機関としてのトラストは、とりわけ、（ ）（US IGAに服する場合のみ）GIN/グローバル仲介人識別番号を取得するためにIRS/米国内国歳入庁（以下「IRS」という。）に登録すること、（ ）ケイマン諸島税務情報局に登録し、これにより「報告金融機関」としての自らの地位をケイマン諸島税務情報局に通知すること、（ ）トラストがCRSに基づく自らの義務に対処する方法を記載する書面による方針および手続を採用および実施すること、（ ）「報告対象口座」とみなされるか否かを確認するため、自らに開設されている口座のデュー・ディリジェンスを実施することおよび（ ）当該報告対象口座に関する情報をケイマン諸島税務情報局に報告することを義務付けられている。ケイマン諸島税務情報局は、毎年、ある報告対象口座に関連する海外の財政当局（例として、米国の報告対象口座の場合はIRS）に対し、ケイマン諸島税務情報局に報告された情報を自動的に送信する。

US IGAの定めにより、US IGAを実施するAEOI規則を遵守するケイマン諸島の金融機関は、アメリカ合衆国の外国口座税務コンプライアンス法（以下「US FATCA」という。）のデュー・ディリジェンスおよび報告要件を充足するとみなされ、したがってUS FATCAの要件を「遵守しているとみなされ」、FATCA源泉徴収税を課税されることはなく、および非協力的口座を解約する必要はない。ケイマン諸島の報告金融機関は、FATCA源泉徴収税の課税を免除されるために、自らのUS FATCA上の地位に関し、米国の納税申告用紙に身元証明確認書類を添付して米国源泉徴収代理人に対して提供することが必要となることがある。US FATCA源泉徴収税は、US IGAの条項に基づき、トラスト/サブ・ファンドに対する支払いに対して課されないが、トラスト/サブ・ファンドが「重大な不遵守」の結果として不参加金融機関（US IGAに定義される。）とみなされた場合には、この限りではない。US IGAを実施するAEOI規則の下では、ケイマン諸島の金融機関は、US FATCAその他による口座保有者による支払いまたは口座保有者に対する支払いに対して税金を源泉徴収する義務を負わない。

サブ・ファンドに対する投資および/またはサブ・ファンドに対する投資の継続により、投資者は、トラストに対する追加情報の提供が必要となることがあること、トラストによるAEOI規則への遵守の結果、投資者情報の開示に至ることがあること、および投資者情報が海外の財政当局との間で交換されることがあることを了解したとみなされるものとする。投資者が（結果にかかわらず）要求された情報を提供しない場合、受託会社は、その裁量において、対象となる投資者の強制償還または強制買戻しを含む（ただし、これらに限られない。）対応措置を講じ、および/またはすべての救済措置を求める権利を留保している。

受益証券の購入を検討する投資者は、サブ・ファンドに関する税金の勘案事項について自身の税務顧問に相談するべきである。

（C）香港

管理会社の活動を理由としてトラストが香港において恒久的施設を有するとみなされる場合があるが、トラストが営業地を香港に置くことは想定されていない。かかる事実により、トラストがケイマン諸島の法律に基づき、同法に準拠して設定されるにもかかわらず香港歳入庁によって香港の収益税の課税対象に該当するとはみなされない旨の保証が付与されているとはいうことができない。香港の収益税の潜在的負担を最小化する方法により、トラストの活動が実行され、および管理されることが想定されている。

香港は、（a）香港に源泉を有し、および（b）香港において実行された取引、事業または職務に帰せられる収益に対して、16.5パーセントの固定税率による収益税を課す。投資対象の売却により生じたキャピタル・ゲインは、原則として香港の課税目的において収益とはみなされず、それゆえ香港の課税の対象

とはならない。しかしながら、単純な投資活動とは対照的に、香港において実行される取引活動によって生じたとみなされる収益は、潜在的に香港の収益税の課税対象となる。

歳入（オフショア・ファンドについての収益税免除）規則（以下「規則」という。）は、2006年3月10日に発効した。規則に基づき、トラストは、規則に基づく特定の要件を満たすことを条件として、一定の取引に関する潜在的な収益税の義務を免除されることになる。

（Ｄ）米国の課税

米ドルクラス受益証券を買付けることにより、各投資者は、各投資者が米国の連邦所得税の目的における米国人ではないことおよび各投資者が米国の連邦所得税の目的における米国人に対して米ドルクラス受益証券を譲渡しないことを表明する。

「配当等価物」に対する米国源泉徴収税

米国内国歳入法典の第871条(m)および同条に基づく米国財務省規則（以下、総称して、「第871条(m)」という。）は、米国の株式（または米国の株式を含む指数）に連動する一定のデリバティブ取引および他の金融商品に関して、非米国人に対して支払われるものとして取り扱われる「配当等価物」に対して、30パーセントの源泉徴収税を課す。適用ある規則に定める審査に基づき、関連する商品の発行時に決定されるところにより、一般的に、一または複数の米国の株式の経済的パフォーマンスを実質的に複製する金融商品に対して、第871条(m)の適用がある。第871条(m)は、かかる源泉徴収の制度の一定の例外を規定しており、とりわけ一定の広範囲の指数に連動する商品または当該指数を追跡する有価証券に係るものがある。

第871条(m)の源泉徴収税の制度は、2017年以後に発行される金融商品に関して効力を有するが、米国内国歳入庁は、2017年において、限定された種類の金融商品に対してのみその適用がある旨公表している。

サブ・ファンドまたはトラストは、米国の株式に関連を有するデリバティブ取引を行う予定である。これらの金融商品に対して、第871条(m)の適用がある場合、原則として、サブ・ファンドまたはトラストは、商品の期間を通じて、対象となる米国の株式について支払われる配当の30パーセントを上限とする税額の米国の税金について、納税義務を負い、これは、源泉徴収によって、そこから通常徴収される。第871条(m)は、複雑であり、またその適用が不明確なことがあることから、米国内国歳入庁は、第871条(m)に基づくサブ・ファンドまたはトラストによるある商品の取扱いに対して、異議を申し立てることに成功することがあり、また潜在的には制裁を課すことがある。いずれの場合においても、その結果による債務は、サブ・ファンドまたはトラストに対する投資からのリターンに悪影響を及ぼす。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

資産別および地域別の投資状況

(2018年 2 月末日現在)

資産の種類	発行地	時価合計（米ドル）	投資比率（％）
ワラント	アメリカ合衆国	11,275,202.40	100.34
現金・その他の資産（負債控除後）		- 38,523.02	- 0.34
合計 （純資産価額）		11,236,679.38 (約1,206百万円)	100.00

(注) 投資比率とは、サブ・ファンドの純資産価額に対する当該資産の時価の比率をいう。以下同じ。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(2018年 2 月末日現在)

順位	銘柄	発行地	種類	口数	取得金額		時価		投資比率 （％）
					単価 (米ドル)	合計 (米ドル)	単価 (米ドル)	合計 (米ドル)	
1	CITI COUNTRY SELECTOR STRATEGY 02	アメリカ合衆国	ワラント	74,690.000	116.37	8,691,988	150.96	11,275,202	100.34

【投資不動産物件】

2018年 2 月末日現在、該当事項なし。

【その他投資資産の主要なもの】

2018年 2 月末日現在、該当事項なし。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

下記会計年度末および2018年2月末日までの期間における各月末の純資産の推移は、次の通りである。

	純資産価額		1口当たり純資産価格	
	(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(円)
第1会計年度末 (2010年10月末日)	46,673,791.28	5,011,365	11.347	1,218
第2会計年度末 (2011年10月末日)	96,911,531.38	10,405,391	10.663	1,145
第3会計年度末 (2012年10月末日)	88,306,184.59	9,481,435	10.245	1,100
第4会計年度末 (2013年10月末日)	57,563,086.24	6,180,549	11.889	1,277
第5会計年度末 (2014年10月末日)	27,147,474.51	2,914,824	10.074	1,082
第6会計年度末 (2015年10月末日)	15,995,877.40	1,717,477	8.949	961
第7会計年度末 (2016年10月末日)	13,756,319.90	1,477,016	9.928	1,066
第8会計年度末 (2017年10月末日)	12,046,313.16	1,293,413	12.027	1,291
2017年3月末日	13,273,812.84	1,425,209	10.857	1,166
4月末日	12,894,358.32	1,384,467	10.900	1,170
5月末日	12,835,617.71	1,378,160	11.181	1,201
6月末日	12,692,372.02	1,362,780	11.225	1,205
7月末日	12,781,640.89	1,372,365	11.665	1,252
8月末日	12,012,076.22	1,289,737	11.698	1,256
9月末日	12,084,952.90	1,297,561	11.737	1,260
10月末日	12,046,313.16	1,293,413	12.027	1,291
11月末日	11,915,813.28	1,279,401	12.303	1,321
12月末日	11,958,758.90	1,284,012	12.340	1,325
2018年1月末日	11,976,032.32	1,285,867	13.499	1,449
2月末日	11,236,679.38	1,206,482	13.199	1,417

(注) 各会計年度末の純資産価額および1口当たり純資産価格の財務書類（ファンドの経理状況）記載の数値との差異は、一定の調整の結果生じている。

【分配の推移】

該当事項なし。

【収益率の推移】

計算期間	収益率（注）
第 1 会計年度	13.47%
第 2 会計年度	- 6.03%
第 3 会計年度	- 3.92%
第 4 会計年度	16.05%
第 5 会計年度	- 15.27%
第 6 会計年度	- 11.17%
第 7 会計年度	10.94%
第 8 会計年度	21.14%

（注）収益率（％）＝ $100 \times (a - b) / b$

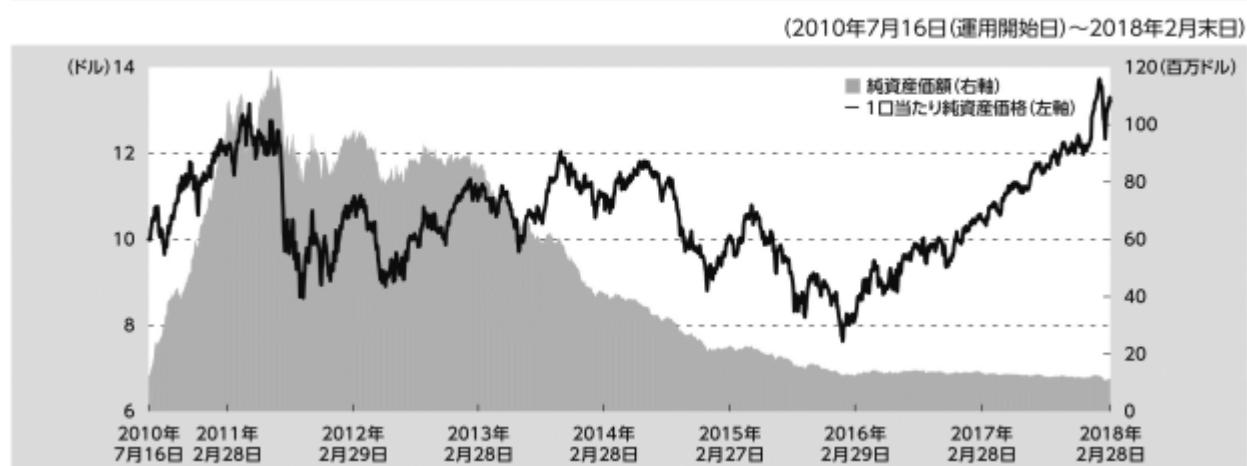
a = 各会計年度末の1口当たり純資産価格（当該会計年度の分配金（税引前）の合計額を加えた額）

b = 当該会計年度の直前の会計年度末の1口当たり純資産価格（分配落の額）

（第1会計年度の場合、当初発行価格である10米ドル）

< 参考情報 >

純資産価額および受益証券1口当たり純資産価格の推移



分配の推移(税引前、1口当たり)

米ドルクラス受益証券については、運用開始後2018年2月末日現在まで、分配の実績はありません。

収益率の推移

計算期間	収益率 ^(注)
第1会計年度(2010年6月4日(設立日)～2010年10月末日)	13.47%
第2会計年度(2010年11月1日～2011年10月末日)	-6.03%
第3会計年度(2011年11月1日～2012年10月末日)	-3.92%
第4会計年度(2012年11月1日～2013年10月末日)	16.05%
第5会計年度(2013年11月1日～2014年10月末日)	-15.27%
第6会計年度(2014年11月1日～2015年10月末日)	-11.17%
第7会計年度(2015年11月1日～2016年10月末日)	10.94%
第8会計年度(2016年11月1日～2017年10月末日)	21.14%

(注) 収益率(%)=100×(a-b)／b

a = 各会計年度末の1口当たり純資産価格(当該会計年度の分配金(税引前)の合計額を加えた額)

b = 当該会計年度の直前の会計年度末の1口当たり純資産価格(分配落の額)(第1会計年度の場合、当初発行価格である10米ドル)

なお、設立日から2018年2月末日までの期間の収益率は、以下のとおりです。

期間	収益率 ^(注)
2010年6月4日(設立日)～2018年2月末日	31.99%

(注) 収益率(%)=100×(a-b)／b

a = 上記期間末の1口当たり純資産価格(当該期間の分配金(税引前)の合計額を加えた額)

b = 1口当たり当初発行価格(10米ドル)

(4) 【販売及び買戻しの実績】

下記会計年度における販売および買戻しの実績ならびに下記会計年度末日現在の発行済口数は以下のとおりである。

会計年度	販売口数	買戻口数	発行済口数
第 1 会計年度	6,805,859.151 (6,805,859.151)	2,692,406.241 (2,692,406.241)	4,113,452.910 (4,113,452.910)
第 2 会計年度	12,518,542.693 (12,518,542.693)	7,556,763.626 (7,556,763.626)	9,075,231.977 (9,075,231.977)
第 3 会計年度	115,141.303 (115,141.303)	580,547.527 (580,547.527)	8,609,825.753 (8,609,825.753)
第 4 会計年度	319,009.451 (319,009.451)	4,159,680.436 (4,159,680.436)	4,769,154.768 (4,769,154.768)
第 5 会計年度	136,686.304 (136,686.304)	2,214,056.669 (2,214,056.669)	2,691,784.403 (2,691,784.403)
第 6 会計年度	110,251.000 (110,251.000)	1,014,504.000 (1,014,504.000)	1,787,531.403 (1,787,531.403)
第 7 会計年度	5,681.765 (5,681.765)	407,603.379 (407,603.379)	1,385,609.789 (1,385,609.789)
第 8 会計年度	105,149.945 (105,149.945)	489,157.665 (489,157.665)	1,001,602.069 (1,001,602.069)

(注 1) () 内の数は本邦内における販売・買戻しおよび発行済口数である。

(注 2) 第 1 会計年度の販売口数は、当初申込期間（2010年 6 月28日から2010年 7 月14日まで）中の販売口数を含む。

(注 3) 本「(4) 販売及び買戻しの実績」の数値は、財務書類と基準時点や端数処理方法が異なるため、財務書類の数値とは一致していない（「第 3 ファンドの経理状況、 1 財務諸表」の財務諸表に対する注記 8 参照。）。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

（1）海外における販売

米国の課税

米ドルクラス受益証券を買付けることにより、各投資者は、各投資者が米国の連邦所得税の目的における米国人ではないことおよび各投資者が米国の連邦所得税の目的における米国人に対して米ドルクラス受益証券を譲渡しないことを表明する。

申込

米ドルクラス受益証券は、以下に記載する場合を除き、各取得日における申込価格で申込みることができる。

米ドルクラス受益証券1口当たり申込価格は、当該取得日現在の受益証券1口当たり純資産価格である。

手続

米ドルクラス受益証券の申込者および追加の米ドルクラス受益証券の申込みを希望する受益者は、記入済の申込書を（必要に応じて申込者の身元および申込金の資金源を証明する補足書類と併せて）、名義書換代理人によって関連する取得日に関する申込日の午後6時（東京時間）までに受領されるように送付しなければならない。また当該受益証券に係る支払は、関連する取得日の後2ファンド営業日目の午後5時（東京時間）までに販売会社によって名義書換代理人またはその指図先に対して行われるものとする。ただし、管理会社および販売会社は、かかる決済の期限を、特定の場合において両者が必要とみなす日時まで、延長することを合意することができる。

すべての申込金は、申込者名義で保有される口座から払出されなければならない。第三者方払いは認められない。

米ドルクラス受益証券は、管理会社が特定の場合について別途決定した場合を除き、米ドルで支払われなければならない。

米ドルクラス受益証券は、米ドルクラス受益証券の1,000分の1口単位までの端数により発行されることができる。

受託会社、名義書換代理人または管理会社は、それぞれの絶対的な裁量において、何らかの理由によりまたは理由なしに申込を拒絶することができ、かかる理由を開示する義務を負わない。

記入済の申込書は、一旦名義書換代理人により受領された場合、撤回不能となる。名義書換代理人は、記入済の申込書の原本ならびに要求される場合は申込者の身元および申込金の資金源の証明に必要なすべての書類を受領した後に、受理された申込者に対して、所有確認書を発行する。名義書換代理人が所有確認書の発行を認める前に、名義書換代理人が申込者からの追加情報が必要であると判断した場合、名義書換代理人は、申込者に対して書面による通知を行い、必要な情報を請求する。

疑義を避けるため付言すると、要求された申込者の身元および申込金の資金源の証明に必要なすべての情報および書類が受領されるまで、受益証券の申込は処理されず、受益証券は発行されない。名義書換代理人が関連する取得日から1か月以内にかかる情報および書類を受領しない場合、受領された申込金は、利息を付することなく、当該申込金の払出口座に返金される。

最低申込金額

米ドルクラス受益証券の当初申込の最低申込金額は、3,000米ドル以上0.01米ドル単位または管理会社が一般的にもしくは特定の場合について決定するその他の金額とする。米ドルクラス受益証券の追加申込の最低申込金額は、100米ドル以上0.01米ドル単位または管理会社が一般的にもしくは特定の場合について決定するその他の金額とする。上記にかかわらず、管理会社と該当する販売会社が合意した場合、申込者1人当たり最低申込金額は、米ドルクラス受益証券0.001口以上米ドルクラス受益証券0.001口単位とすることができ、小数第3位までの端数の米ドルクラス受益証券が発行される。

非適格申込者

申込書は、各申込予定者が、とりわけ、各自が適格投資家であり、かつ適用ある法律に違反することなく受益証券の取得および保有を行うことができる旨を表明し、保証することを要求する。

受益証券は、管理会社の意見において、サブ・ファンドが本来負担することのない納税義務を負い、または本来被ることのないその他の金銭的な不利益を被る可能性がある状況においては、いかなる者に対しても募集され、または発行されることができない。

受益証券の申込者は、とりわけ、サブ・ファンドに対する投資のリスクを評価するための金融に関する知識、専門能力および経験を有し、サブ・ファンドが投資する資産への投資に伴うリスクならびに当該資産の保有および／または取引の方法を認識し、またサブ・ファンドに対するそのすべての投資の損失を負うことができる旨を申込書において表明し、保証しなければならない。

受益証券の様式

すべての受益証券は、記名式受益証券である。受益者の権原は、受益証券の券面ではなく、受益者名簿への記載により証明される。

（２）日本における販売

日本においては、有価証券届出書「第一部 証券情報、（７）申込期間」に記載される申込期間中の日本における営業日に、同「第一部 証券情報」に従い、米ドルクラス受益証券の申込みが行われる。その場合、販売会社は、「外国証券取引口座約款」を投資者に交付し、投資者は、当該約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出する。投資者は、申込みに関しては関連する取得日の後２ファンド営業日目に、申込金額等を販売会社に支払うものとする。

なお、日本における販売会社であるＳＭＢＣ信託銀行では、通常申込の日に申込金額等の引き落としを行う。

申込単位（購入単位）は、販売会社が随時決定しかつ投資者に申込み前に通知する発行最低価額とする。申込単位（購入単位）の詳細については、販売会社に照会のこと。

日本の受益者は、関連する取得日に関する申込日の午後３時（東京時間）までに販売会社に通知を行うことにより、受益証券の購入を請求することができる。

販売会社により、受益証券の取得申込みにあたって、上限3.24パーセント（税抜き3.00パーセント）の申込手数料が課される。申込手数料の詳細については、販売会社に照会のこと。

（注１）管理会社と販売会社が随時合意することによりこれと異なる取り決めを行うことができる。

（注２）申込手数料については、販売会社の定める乗換優遇措置または償還乗換優遇措置を適用される場合がある。

（注３）円資金から該当通貨に交換したうえでお申し込みの場合、別途、為替手数料が片道１円／往復２円（上限）かかる。

（注４）手数料率は、消費税率に応じて変更となることがある。

発行される米ドルクラス受益証券の価額の上限は、10億米ドルである。

投資者は、米ドルクラス受益証券の保管を販売会社に委託した場合、申込金額および申込手数料の支払いと引換えに、取引残高報告書または他の通知書を販売会社から受領する。申込金額の支払いは、米ドルで支払うものとする。

なお、日本証券業協会の協会員である販売会社は、ファンドの純資産が１億円未満となる等、同協会の定める「外国証券の取引に関する規則」中の「外国投資信託受益証券の選別基準」に受益証券が適合しなくなったときは、受益証券の日本における販売を行うことができない。

販売会社は、申込者が過度な取引を行った履歴がある場合、受益証券の取得申込注文を、その単独の判断において拒否する合理的な努力を行うことについて合意している。受益証券の短期取引をすべて防止できる保証はない。

２【買戻し手続等】

（１）海外における買戻し

以下に定めるところに従い、受益証券は、各買戻日において受益者の任意により買い戻されることができる。

受益証券の買戻しを希望する受益者は、記入済の買戻通知または名義書換代理人が随時決定するその他の通知を、関連する買戻日に関する申込日の午後 6 時（東京時間）までに名義書換代理人によって受領されるように送付しなければならない。

いずれの受益者も、管理会社または名義書換代理人が別段に同意しない限り、一旦提出した買戻通知を撤回することはできない。

いずれかの受益者がいずれかの買戻日に買い戻すことのできる受益証券の最小口数は、1 口以上1,000分の1 口単位である。ただし、受益者が保有する受益証券の総計が1 口に満たない場合、保有者はその全部を買戻しに供することができる。

受託会社、管理会社または名義書換代理人は、その絶対的な裁量において、いずれかの受益者に対する買戻代金の支払いによって、関連する法域においていずれかの者がマネー・ロンダリング防止に関する法律に抵触または違反する結果となる疑いがあると判断しもしくはその旨の助言を受けた場合、またはかかる支払いの拒絶が、受託会社、管理会社または名義書換代理人による関連する法域のマネー・ロンダリング防止に関する法律の遵守を確保するのに必要である場合、当該受益者に対する買戻しの支払いを拒絶することができる。

買戻価格

買戻しが行われる米ドルクラス受益証券 1 口当たりの買戻価格は、関連する買戻日における受益証券 1 口当たり純資産価格から受益証券 1 口当たり純資産価格の0.50パーセントに相当する信託財産留保額を控除した金額とする。

本書の日付現在、日本の消費税は、信託財産留保額には課されない。

決済

名義書換代理人は、適用あるシティグループ金融商品の売却代金が受領されることを条件として、通常、買戻代金（送金費用の控除後）を、関連する買戻日から 4 ファンド営業日以内に米ドルにより受益者の指図に応じて電信送金する。受託会社または管理会社のいずれも、かかる手続に従った結果として発生する損失につき責任を負わない。買戻代金は、関連する買戻日から実際の支払いまでの期間に関して利息を付されない。

一時停止

受託会社は、管理会社と協議の上、有価証券届出書「第二部 ファンド情報、第 2 管理及び運営、3 資産管理等の概要、（１）資産の評価、（ロ）純資産価額の算定の一時停止」の項に記載される一定の状況において、受益証券の発行および／または買戻しを停止することができる。いずれの受益証券も、かかる停止期間中に発行され、および／または買い戻されることはない（該当する方）。

強制買戻しおよび譲渡

受託会社は、いつでも影響を受ける受益者に対して事前の書面による通知を行うことにより、適用ある買戻価格（送金費用の控除後）により、関連する買戻日において、当該受益者によって保有されるすべてのまたはいずれかの受益証券を買い戻すことができる。かかる強制買戻しは、以下に掲げる状況において行われることができる。

- (a) 受益証券が、直接または実質的に以下の者によって所有されていると受託会社もしくは管理会社が認識し、またはそのように認識することについて理由がある場合。
- (i) いずれかの国、政府、司法または財務当局の法律、規制または法的拘束力を有する要件に違反する者
- () 関連するサブ・ファンドについて適格投資家でない者、または関連するサブ・ファンドに関する適格投資家でない者の利益のために受益証券を取得した者
- () 受託会社または管理会社の意見において関連するサブ・ファンドの信託財産、受託会社または管理会社が本来であれば負うはずのない納税責任を負い、または法律上、金銭上、規制上もしくは重大な運営上、結果的に不利益を被ることになると受託会社または管理会社が判断する状況下にある者
- (b) 受益証券が、受益者に対して、有価証券届出書「第二部 ファンド情報、第4 外国投資信託受益証券事務の概要、(八) 受益者に対する特典、譲渡制限」の項に要約される信託証書の適用ある規定に違反して譲渡された場合。

(2) 日本における買戻し

「買戻日」とは、各ファンド営業日および/または管理会社が随時書面により指定するその他の日をいう。

米ドルクラス受益証券は、以下に定める手続に従って、各買戻日に、かかる買戻日現在の米ドルクラス受益証券1口当たり純資産価格から受益証券1口当たり純資産価格の0.50パーセントに相当する信託財産留保額を控除した買戻価格で買い戻すことができる。

受益者がいずれかの買戻日に買い戻すことのできる受益証券の最小口数は、1口以上1,000分の1口単位である。ただし、受益者が保有する受益証券の総計が1口に満たない場合、保有者はその全部を買戻しに供することができる。

日本の受益者は、関連する買戻日に関する申込日（買戻申込期限）の午後3時（東京時間）までに販売会社に通知を行うことにより、受益証券の買戻しを請求することができる。買戻請求は当該申込日の午後6時（東京時間）までに名義書換代理人に申込まなければならない。

販売会社が買戻しの注文を確認した日を日本における約定日といい、通常、買戻日の日本における翌営業日である。

日本の投資者に対する買戻代金の支払いは、通常、買戻日から4ファンド営業日後の海外受渡日のさらに日本における2営業日後の日に行われる（日本における受渡日）。したがって、関連する買戻日から2週間程度で受益者の口座へ入金される予定である。

買戻代金の支払いは、外国証券取引口座約款の定めるところに従って、米ドルにより行われるものとする。

3【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

（イ）純資産価額の算定

管理事務代行会社は、純資産価額を、サブ・ファンドの基準通貨により、各ファンド営業日の営業終了時に計算する。管理事務代行会社は、受益証券１口当たり純資産価格を同じ日に公表する。

受益証券１口当たり純資産価格は、純資産価額を発行済米ドルクラス受益証券の口数で除すことにより計算される。受益証券１口当たり純資産価格は、小数第３位または管理会社が受託会社と協議の上決定するその他の位まで四捨五入される。

純資産価額および受益証券１口当たり純資産価格の算定において、管理事務代行会社は、以下の評価方針および手続に従う。

- （ａ）店頭市場商品は、管理会社が受託会社と協議の上、適切とみなす取引業者から受領する売値に基づき管理会社の誠実な裁量により評価される（当該評価方針により、仮に香港において一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して評価が行われた場合とは異なる評価となることがあるが、これにもかかわらず行われる。）。
- （ｂ）短期金融市場商品および銀行預金は、取得価額に経過利息を加えた額で評価される。
- （ｃ）特定可能な市場価額のない資産および負債を含むその他一切の資産および負債は、受託会社と協議の上、管理会社の誠実な裁量により評価される。

（ロ）純資産価額の算定の一時停止

受託会社は（管理会社と協議の上）、以下に掲げる状況において、いずれかのサブ・ファンドの純資産価額または受益証券１口当たり純資産価格の決定、ならびに／またはいずれかのサブ・ファンドの受益証券の発行および／もしくは買戻しを停止することができる。

- （ａ）当該サブ・ファンドの信託財産中の投資対象の相当部分が当該時に相場付けされ、上場され、取引されもしくは取扱いされている主要な市場または取引所であるいずれかの市場または取引所が閉鎖している期間（通常の休日を除く。）または取引が相当程度に制限されもしくは停止している期間
- （ｂ）緊急事態により受託会社によるまたは受託会社のための当該サブ・ファンドの信託財産内の投資対象の現実的な処分が妨げられている期間
- （ｃ）当該サブ・ファンドについて指定されるいずれかのシリーズ会社の純資産価額の計算または当該シリーズ会社の投資対象を買い戻す権利もしくは買い戻させる権利が停止している期間
- （ｄ）当該サブ・ファンドのいずれかの投資対象の価格またはいずれかの市場もしくは取引所の現行価格を算定するのに通常使用している通信手段が故障している期間
- （ｅ）当該サブ・ファンドのいずれかの投資対象の換金または支払いに伴うまたはその可能性のある金銭の送金を行うことができない期間
- （ｆ）管理会社に対して当該サブ・ファンドの信託財産を構成する資産の相当な割合を清算させまたは当該サブ・ファンドを終了させる事由の発生
- （ｇ）管轄を有するいずれかの司法当局または監督当局により命令された場合

受託会社は、上記の停止が発生した場合、当該停止から７日以内に関係するサブ・ファンドの受益者全員が書面により通知を受けることを確保し、また停止が解除された場合、その旨を当該サブ・ファンドの受益者全員に通知するものとする。

（２）【保管】

海外において販売される受益証券については、受益証券の確認書が受益者の責任において保管される。

日本の投資者に販売される受益証券の確認書は、販売会社の名義で保管され、日本の投資者に対しては、販売会社から受益証券の取引残高報告書が定期的に交付される。

（３）【信託期間】

有価証券届出書「第二部 ファンド情報、第２ 管理及び運営、３ 資産管理等の概要、（５）その他、（イ）トラストまたはサブ・ファンドの終了」の項に定める規定に従い早期に終了する場合を除き、サブ・ファンドは償還日に終了する予定である。償還日とは、（ ）いずれかのファンド営業日において純資産価額が1,000万米ドル以下となった後、かつ（ ）管理会社はその絶対的な裁量において、当該日以後においてサブ・ファンドが相当数の追加の受益証券の申込みを受ける見込みがないと判断した後において、管理会社および受託会社が販売会社と協議の上合意した日をいう。

（４）【計算期間】

サブ・ファンドの計算期間は、各年の10月31日に終了する。

（５）【その他】

（イ）トラストまたはサブ・ファンドの終了

サブ・ファンドは、以下のいずれかの事項が最初に発生した場合に終了する。

- （ａ）当該サブ・ファンドが違法となるか、または受託会社もしくは管理会社の意見において、当該サブ・ファンドを継続させることが実行不能であり、経済的ではなく、得策ではなくもしくは当該サブ・ファンドの受益者の利益に反する場合
- （ｂ）上記「（３）信託期間」の項に規定される日付または条件に該当する場合
- （ｃ）任意または強制的買戻しのいずれかを問わず当該サブ・ファンドのすべての発行済受益証券が買い戻されている場合
- （ｄ）当該サブ・ファンドの受益者がサブ・ファンド決議により決定した場合
- （ｅ）信託証書の日付より開始しその149年後に満了する期間の最終日である場合

サブ・ファンドが終了した場合、受託会社は、当該サブ・ファンドの受益者全員に対して、速やかに当該終了の通知を行う。

（ロ）信託証書の変更

信託証書に定める条項に従って、受託会社および管理会社は、関連するサブ・ファンドの受益者に対して書面による通知（かかる通知はサブ・ファンド決議によって免除されることができる。）をした上で、追補信託証書により、当該サブ・ファンドに関連する信託証書の規定を変更し、修正し、または追加することができる。

管理会社および受託会社が、（ ）受託会社がかかる修正、変更、削除、追加によっても関連するサブ・ファンドの既存の受益者の利益を重要な点において損うことがなく、また当該サブ・ファンドの受益者に対する管理会社または受託会社の責任は免除されないか、または（ ）かかる修正、変更、削除、追加が、会計上、法律上もしくは当局の要求（法律による強制を伴うものがどうかは問わない。）により必要であると判断することを書面で保証しない限り、かかる修正、変更、削除、追加を行うには当該サブ・ファンドのサブ・ファンド決議による修正、変更、削除、追加にかかる承認を得ることを要するものとする。上記（ ）または（ ）の項に基づき行われる信託証書の変更は、変更が行われた後可能な限り速やかに関連する受益者に対して通知される。信託証書の修正、変更、削除、追加は、受益者に対して保有する受益証券に関して追加の支払義務を課すものであってはならない。

（ハ）関係法人との契約の更改等に関する手続

管理事務代行契約

管理事務契約に定めるところにより、受託会社または管理事務代行会社のいずれも、他方当事者に対して90日前の事前の書面による通知を行うことにより、およびその他一定の状況において管理事務代行契約を終了させることができる。

管理事務代行契約は、香港の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

投資運用契約

投資運用契約に定めるところにより、投資運用契約の各当事者は、他方当事者に対して90日前の事前の書面による通知を行うことにより、およびその他一定の状況において投資運用契約を終了させることができる。

投資運用契約は、ケイマン諸島の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

保管契約

受託会社または保管会社のいずれも、他方当事者に対して90日前の事前の書面による通知を行うことにより保管契約を終了させることができる。

保管契約は、保管会社が所在し、保管契約に基づく義務を履行する国の国内法に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

名義書換代理契約

名義書換代理契約に定めるところにより、名義書換代理契約の各当事者は、他方当事者に対して90日前の事前の書面による通知を行うことにより、およびその他一定の状況において名義書換代理契約を終了させることができる。

名義書換代理契約は、香港の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

代行協会員契約

代行協会員契約は、一方当事者から他方当事者に対し、3か月以上前までに書面による通知をすることにより終了することができる。

同契約は、日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

受益証券販売・買戻契約

受益証券販売・買戻契約は、一方当事者から他方当事者に対し、3か月以上前までに書面による通知をすることにより終了することができる。

同契約は、日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

4【受益者の権利等】

（１）【受益者の権利等】

受益者が管理会社または受託会社に対し受益権を直接行使するためには、受益証券の名義人として登録されていなければならない。

従って、販売会社に受益証券の保管を委託している日本の受益者は、受益証券の登録名義人でないため、直接受益権を行使することはできない。これらの日本の受益者は、販売会社との間の外国証券取引口座約款に基づき販売会社をして受益権を自己に代わって行使させることができる。受益証券の保管を販売会社に委託しない日本の受益者は、本人の責任において権利行使を行う。

受益者の有する権利は次のとおりである。受益証券の買戻しおよびサブ・ファンドの終了に関する金額の分配および支払はそれまでにサブ・ファンドのすべての債務を払い終えることに劣後する。

（ ）分配請求権

受益者は、管理会社の決定したサブ・ファンドの分配金を、受益証券の口数に応じて請求する権利を有する。

（ ）買戻請求権

受益者は、受益証券の買戻しを信託証書の規定および本書の記載に従って請求することができる。

（ ）残余財産分配請求権

サブ・ファンドが清算される場合、受益者は、保有する受益証券の持分に応じて残金財産の分配を請求する権利を有する。

（ ）受益者集会に関する権利

受託会社または管理会社は、以下に掲げる場合において、トラストまたは関連するサブ・ファンド（場合による。）の受益者集会を、当該集会の招集通知に定める時間および場所において招集する。

（ a ）信託証書の規定により要求される場合

（ b ）管理会社または受託会社の書面による請求がある場合

（ c ）（全受益者集会の場合）当該時点において発行済受益証券の合計10分の1以上の保有が登録されている受益者の書面による請求がある場合

（ d ）（いずれかのサブ・ファンドの受益者集会の場合）当該サブ・ファンドの当該時点において発行済受益証券の合計10分の1以上の保有が登録されている受益者の書面による請求がある場合

集会は、トラストまたは関連するサブ・ファンドの受益者に対して中10日以上前の事前の通知により招集されなければならない。通知は、集会の日時および場所ならびに当該集会で提案される決議の議題を明記しなくてはならない。受益者決議、議決または定足数に関する計算は、関連する基準日（ただし、当該基準日が評価日ではない場合、当該基準日の直前の評価日）の時点における純資産価額を参照して行われる。いずれかの集会に関する基準日は、管理会社により決定される日（集会の招集通知に明記される集会の日から中14日以上前）とする。事故によるいずれかの受益者に対する通知の不到達または受益者による通知の不受領は、集会の議事を無効にするものではない。受託会社または管理会社の授権された代理人は、集会に出席し発言する権利を有する。集会の定足数は、トラストまたはサブ・ファンド（場合による。）の当該時点における発行済受益証券の保有者の単純過半数である。集会の議決に付される決議は、書面で行われる投票により決定され、当該決議がサブ・ファンド決議または受益者決議（場合による。）の必要過半数により承認された場合、投票の結果は、集会の決議とみなされる。投票において、議決は本人または代理人により行使されることができる。

（２）【為替管理上の取扱い】

受益証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ケイマン諸島における外国為替管理上の制限はない。

（３）【本邦における代理人】

森・濱田松本法律事務所 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

上記代理人は、管理会社から日本国内において、

- () 管理会社またはサブ・ファンドに対するケイマン諸島および日本の法律上の問題ならびに日本証券業協会の規則の問題についての一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限、および
- () 日本における受益証券の募集、販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、争点および見解の相違に関連して一切の裁判上および裁判外の行為を行う権限を委任されている。また財務省関東財務局長に対する受益証券の募集に関する届出および継続開示に関する代理人および金融庁長官に関する届出代理人は、

辯護士 三 浦 健

東京都千代田区丸の内二丁目 6 番 1 号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所

である。

(4) 【裁判管轄等】

日本の投資者が取得した受益証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権は、下記の裁判所が有することを管理会社は承認している。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目 1 番 4 号

確定した判決の執行手続は、関連する法域の適用法律に従って行われる。

第3【ファンドの経理状況】

1【財務諸表】

- a．ファンドの直近2会計年度の日本文の財務書類は、香港における諸法令および一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである。（ただし、円換算部分を除く。）これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b．ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるケーピーエムジー ケイマン諸島から監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c．ファンドの原文の財務書類は、米ドルで表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、2018年2月28日現在における株式会社三菱ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝107.37円）で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。日本円に換算された金額は、四捨五入のため合計欄の数値が総数と一致しない場合がある。

(1) 【貸借対照表】

財政状態計算書

2017年10月31日現在

(表示：米ドル)

		2017年		2016年	
	注	米ドル	千円	米ドル	千円
資産					
現金および現金同等物	3,9	83,174	8,930	15,279	1,641
損益を通じて公正価値で測定する金融資産	4,9	12,093,043	1,298,430	13,816,580	1,483,486
ブローカーに対する債権	5	-	-	66,042	7,091
資産合計		12,176,217	1,307,360	13,897,901	1,492,218
負債					
未払買戻金	6	57,764	6,202	57,804	6,206
未払費用およびその他債務	9	72,125	7,744	83,777	8,995
負債合計		129,889	13,946	141,581	15,202
受益証券保有者に帰属する純資産	8(a),8(b)	12,046,328	1,293,414	13,756,320	1,477,016
内：					
資本合計		12,046,328	1,293,414	13,756,320	1,477,016
発行済受益証券1,001,601口(2016年：1,385,609口)に基づく受益証券 1 口当たり純資産価格					
	8(a)	12.027	1,291円	9.928	1,066円

2018年3月22日に受託会社および管理会社によって発行を承認、認可された。

)
 メイリン・フィリップス)CIBC・バンク・アンド・トラスト・カンパニー
)(ケイマン)リミテッド(「受託会社」)
 アードリアン・デッドナム)を代表して
)
)シティグループ・ファースト・インベストメント・
)マネジメント・リミテッド(「管理会社」)
 ソン・リ)を代表して
)

12ページから30ページ(訳注：原文のページ)の注記は本財務書類の一部である。

（２）【損益計算書】

包括利益計算書

2017年10月31日に終了した会計年度

(表示：米ドル)

	注	2017年		2016年	
		米ドル	千円	米ドル	千円
受取利息	9	140	15	-	-
損益を通じて公正価値で測定する金融資産 に係る実現純利益 / (損失)		282,750	30,359	(728,221)	(78,189)
損益を通じて公正価値で測定する金融資産 に係る未実現純利益		2,419,736	259,807	2,294,043	246,311
正味為替差(損) / 益		(67)	(7)	292	31
利益合計		2,702,559	290,174	1,566,114	168,154
管理会社報酬	9	(64,556)	(6,931)	(69,185)	(7,428)
管理事務代行会社報酬	9	(12,910)	(1,386)	(13,837)	(1,486)
販売会社報酬		(96,835)	(10,397)	(103,777)	(11,143)
保管会社報酬	9	(3,998)	(429)	(3,082)	(331)
受託会社報酬	9	(6,233)	(669)	(7,050)	(757)
監査報酬		(32,615)	(3,502)	(33,121)	(3,556)
代行協会員報酬	9	(6,456)	(693)	(6,918)	(743)
財務書類作成費用	9	(10,104)	(1,085)	(8,011)	(860)
その他		(38,515)	(4,135)	(56,831)	(6,102)
営業費用合計		(272,222)	(29,228)	(301,812)	(32,406)
運用による受益証券保有者に帰属する純資 産の変動および当期包括利益合計		2,430,337	260,945	1,264,302	135,748

12ページから30ページ(訳注：原文のページ)の注記は本財務書類の一部である。

資本変動計算書

2017年10月31日に終了した会計年度

(表示：米ドル)

注	2017年		2016年	
	米ドル	千円	米ドル	千円
期首現在残高	13,756,320	1,477,016	16,026,451	1,720,760
運用による受益証券保有者に帰属する純資産の変動および当期包括利益合計	2,430,337	260,945	1,264,302	135,748
資本に直接計上される、受益証券保有者との取引				
受益証券の販売	8(a) 1,182,547	126,970	46,928	5,039
受益証券の買戻し	8(a) (5,322,876)	(571,517)	(3,581,361)	(384,531)
受益証券保有者との取引合計	(4,140,329)	(444,547)	(3,534,433)	(379,492)
期末現在残高	12,046,328	1,293,414	13,756,320	1,477,016

12ページから30ページ(訳注：原文のページ)の注記は本財務書類の一部である。

キャッシュ・フロー計算書

2017年10月31日に終了した会計年度

(表示：米ドル)

	2017年		2016年	
	米ドル	千円	米ドル	千円
営業活動				
運用による受益証券保有者に帰属する純資産の変動および当期包括利益合計	2,430,337	260,945	1,264,302	135,748
調整:				
受取利息	(140)	(15)	-	-
運転資本変動前営業利益	2,430,197	260,930	1,264,302	135,748
損益を通じて公正価値で測定する金融資産の減少	1,723,537	185,056	2,261,841	242,854
ブローカーに対する債権の減少 / (増加)	66,042	7,091	(17,122)	(1,838)
未払費用およびその他債務の(減少) / 増加	(11,652)	(1,251)	17,740	1,905
利息受取額	140	15	-	-
営業活動から生じた正味現金	4,208,264	451,841	3,526,761	378,668
財務活動				
受益証券の販売による収入	1,182,547	126,970	46,928	5,039
受益証券の買戻しに係る支払額	(5,322,916)	(571,521)	(3,568,340)	(383,133)
財務活動に使用した正味現金	(4,140,369)	(444,551)	(3,521,412)	(378,094)
現金および現金同等物の純増加	67,895	7,290	5,349	574
期首現在の現金および現金同等物	15,279	1,641	9,930	1,066
期末現在の現金および現金同等物	83,174	8,930	15,279	1,641

12ページから30ページ(訳注：原文のページ)の注記は本財務書類の一部である。

財務書類に対する注記

(表示：米ドル)

1 概要

レッド・アーク・グローバル・インベストメンツ(ケイマン)トラスト(以下「トラスト」という。)は、管理会社としてのシティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッド(以下「管理会社」という。)と受託会社としてのCIBC・バンク・アンド・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッド(以下「受託会社」という。)(以下あわせて「経営陣」という。)の間で2008年10月21日に締結され、2015年3月10日に修正および改訂された信託証書によりケイマン諸島の信託法に基づいて免除信託として設立されたアンブレラ型ユニット・トラストである。トラストは、2008年10月27日にケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法に基づいて登録された。カントリー・セクター外貨建てシリーズ(以下「サブ・ファンド」という。)は2010年6月4日に設立された。サブ・ファンドは、日本の金融庁に登録されている。サブ・ファンドの最初の取引日は2010年7月16日であった。

サブ・ファンドの投資目的は、注記7(a)に記載されている投資戦略のパフォーマンスに連動した投資収益を投資家に提供することである。

2017年10月31日および2016年10月31日現在、トラストおよびサブ・ファンドに従業員はいなかった。サブ・ファンドの投資活動は、管理会社によって管理されている。サブ・ファンドの管理事務代行および保管機能は、シティバンク・エヌ・エイの香港支店(以下「管理事務代行会社」および「保管会社」という。)に委託されている。株式会社SMB C信託銀行は、サブ・ファンドの販売会社(以下「販売会社」という。)である。

2 重要な会計方針

(a)法令遵守の表明

本財務書類は、該当するすべての香港財務報告基準(以下「HKFRS」という。)に準拠して作成されている。HKFRSとは、香港公認会計士協会(以下「HKICPA」という。)が公表したすべての適用可能な個別のHKFRS、香港会計基準(以下「HKAS」という。)および解釈指針、ならびに香港で一般に公正妥当と認められている会計原則を含む総称である。サブ・ファンドが適用した重要な会計方針の要約は、以下に記載されている。

HKICPAは、サブ・ファンドの当会計期間に初度適用される、または早期適用が可能である、特定の新規および改訂されたHKFRSを公表している。注記2(c)には、これらの変更の初度適用による会計方針の変更に関する情報が、本財務書類に反映される当会計期間および過年度の会計期間においてサブ・ファンドに関連する範囲で記載されている。

(b)作成の基礎

サブ・ファンドの受益証券は米ドル建で発行および買戻しが行われ、サブ・ファンドのパフォーマンスは米ドル建で測定されるという事実を反映して、本財務書類の機能通貨および表示通貨は、ケイマン諸島の現地通貨ではなく、米ドルである（１米ドル単位に四捨五入される）。

本財務書類の作成に使用される測定基準は、取得原価主義である。ただし、一部の金融商品は、下記の注記2 (d)の会計方針において説明されているように、その公正価値で計上されている。

H K F R S に準拠した財務書類の作成において、経営陣は、会計方針の適用ならびに資産および負債、収益および費用の報告金額に影響を与える判断、見積りおよび仮定を行うことが要求される。見積りおよび関連する仮定は、状況に応じて合理的であると考えられる過去の実績およびその他の様々な要因に基づいており、その結果は、他の根拠からでは算定が容易でない資産および負債の帳簿価額について判断を下す際の根拠となっている。実際の結果はこれらの見積りとは異なる可能性がある。

見積りおよび基礎となる仮定は、継続的に検証される。会計上の見積りの変更が特定の期間だけに影響を与える場合は、見積りの変更が行われる期間に認識され、変更が当期と将来の期間の両方に影響を与える場合は、変更が行われる期間および将来の期間に認識される。

財務書類に重要な影響を及ぼすH K F R S の適用に際して経営陣が行った判断および見積りの不確実性の主な原因については、注記10に記載されている。

(c)会計方針の変更

H K I C P A は、サブ・ファンドの当会計期間に初度適用される、多くのH K F R S の修正を公表した。このうち、サブ・ファンドの業績および財政状態に関連する変更はない。

サブ・ファンドは、当会計期間において未発効の新基準または解釈指針を適用していない(注記11参照)。

(d)外貨換算

期中の外貨建取引は、取引日における為替レートで米ドルに換算されている。外貨建の貨幣性資産および負債は、報告期間末現在の為替レートで米ドルに換算されている。

換算により生じる外貨換算差額は、正味為替差損益として損益に認識される。ただし、損益を通じて公正価値で測定する金融商品から生じるものを除く。これは、損益を通じて公正価値で測定する金融商品による純損益の構成要素として認識される。

(e)金融商品

() 当初認識

サブ・ファンドは、下記()に記載されるように、設立時にその金融商品を様々なカテゴリーに分類している。金融商品は当初、公正価値で測定されるが、これは通常、取引価格と同額である。損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債に係る取引費用は、直ちに費用計上される。

サブ・ファンドは、金融資産および金融負債を、当該商品の契約上の規定の当事者になった日に認識する。損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債の通常の売買は、取引日基準で認識される。当該取引日より、損益を通じて公正価値で測定する金融資産または金融負債の公正価値の変動から発生する損益が発生時に計上される。

()区分

損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債は、売却目的で保有する金融資産および金融負債、ならびに当初認識時に損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産および金融負債から構成される。

売買目的の金融商品は、主に短期の利益獲得目的で取得または負担する売買目的の金融資産および金融負債である。また、デリバティブは売買目的の金融商品として会計処理される。

金融商品は、以下の場合、当初認識時に損益を通じて公正価値で測定される。

- 資産または負債が公正価値基準で管理、評価および内部報告される。
- 公正価値での測定により、発生する可能性のある会計上のミスマッチが解消または大幅に軽減される。
- 資産または負債が、契約に基づいて要求される可能性のあるキャッシュ・フローを大幅に修正する組込デリバティブを含んでいる。
- 金融商品からの組込デリバティブの分離が禁止されていない。

この区分の金融資産および金融負債は公正価値で計上される。公正価値の変動は発生期間の損益に含まれる。売却または買戻しの時点で、売却純収入または正味支払額と帳簿価額の差額は損益を通じて公正価値で測定する金融資産に係る実現純利益 / 損失に含まれる。

サブ・ファンドは、認識の中止に際して損益に認識される実現損益の決定に加重平均法を利用している。

貸付金および債権に分類される金融資産は、該当する場合には減損控除後の実効金利法を用いた償却原価で計上される。貸付金および債権に分類される金融資産には、現金および現金同等物、ブローカーに対する債権ならびに受益証券販売未収金が含まれている。

損益を通じて公正価値で測定するものとして指定されない金融負債は、実効金利法を用いた償却原価で測定され、未払買戻金、未払費用およびその他債務を含む。

()公正価値測定基準

公正価値とは、主要な市場、あるいは主要な市場がない場合には、測定日においてサブ・ファンドがアクセスを有する最も有利な市場での、測定日における市場参加者間の秩序ある取引において、資産を売却するために受け取るであろう価格または負債を移転するために支払うであろう価格である。負債の公正価値は、不履行リスクを反映している。

入手可能な場合には、サブ・ファンドは、活発な市場における相場価格(将来の見積販売費用については控除しない)を用いて金融商品の公正価値を測定する。資産または負債の取引が、継続的に価格付けの情報を提供するのに十分な頻度と量で行われている場合に、市場が活発であるとみなされる。

公認証券取引所の取引相場価格や取引所で取引されない金融商品に関するブローカー／ディーラーによる価格がない場合、もしくは市場が活発でない場合、当該商品の公正価値は、実際の市場取引において入手し得る価格に関する確実な見積りを提供する評価技法を用いて見積られる。

当初認識時における金融商品の公正価値についての最善の証拠は通常、取引価格 - すなわち、与えた、または受領した対価の公正価値である。サブ・ファンドが、当初認識時における公正価値が取引価格と異なっており、公正価値が、同一の資産または負債に関する活発な市場における相場価格によって証明されていない、もしくは観察可能な市場からのデータのみを使用した評価技法に基づいていないと判断する場合、金融商品は、当初認識時における公正価値と取引価格の間の差異を繰り延べるために調整された公正価値で当初測定される。その後、この差異は、当該商品の存続期間にわたって適切な基準により損益に認識される。ただし、評価が観察可能な市場データにより全面的に裏付けられている期間、または取引が完了するまでの期間に限られている。

割引キャッシュ・フロー法が利用される場合、見積将来キャッシュ・フローは、経営陣の最善の見積りに基づいており、使用される割引率は条件が類似する商品に適用される報告期間末現在の市場レートである。他の価格決定モデルが利用される場合、インプットは報告期間末現在の市場データに基づいている。

サブ・ファンドは、振替が生じる報告期間の期末時点で公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替を認識する。

()減損

取得原価または償却原価で計上される金融資産は、減損の客観的証拠があるかどうかを判断するために報告期間の期末時点で検討される。かかる兆候がある場合には、減損損失は、当該資産の帳簿価額と見積将来キャッシュ・フローを当該金融資産の当初の実効金利で割り引いた現在価値との差額として損益において認識される。

以後の期間において、償却原価で計上された金融資産に対して認識される減損損失の額が減少し、その減少が評価減の後に発生した事象に客観的に関連付けることができる場合には、当該評価減は損益を通じて戻し入れられる。過年度において減損損失が認識されなかったと仮定した場合に算定される、当該資産の帳簿価額を限度として減損損失の戻入れが行われる。

()認識の中止

金融資産は、当該金融資産からのキャッシュ・フローを受け取る契約上の権利が消滅した場合、あるいは当該金融資産が所有に関する実質的にすべてのリスクおよび経済価値とともに譲渡された場合に、認識が中止される。

金融負債は、契約で特定された債務が免除、取消または消滅した場合に、認識が中止される。

()相殺

金融資産および金融負債は、サブ・ファンドが該当金額を相殺する法的権利を有しており、純額で決済するか、資産の換金と負債の決済を同時に実行するかの意図を有している場合にのみ、相殺して財政状態計算書に純額で表示される。

(f)現金および現金同等物

現金および現金同等物は、銀行に対する預金から構成される。現金同等物とは、容易に換金可能であり、価値の変動について僅少なりスクしか負わない、取得時点で満期まで3ヶ月以内である流動性の高い短期投資である。

(g)受取利息

受取利息は、取得日または発生日に算定される商品の当初の実効金利を用いて、発生時に損益に認識される。受取利息には、割引またはプレミアムの償却費、取引費用あるいは利付商品の当初の帳簿価額と実効金利ベースで算定される満期時の金額とその他の差額が含まれている。

本国で課税された源泉徴収税の総額が計上され、かかる税金がある場合には、個別に損益に認識される。

(h)損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純損益

損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純損益には、すべての実現および未実現の公正価値の変動と為替換算差額が含まれている。

(i)費用

費用はすべて、発生基準で損益に認識される。

(j)法人税

ケイマン諸島

ケイマン諸島の現行の課税制度に基づいて、サブ・ファンドは、収益、利益またはキャピタル・ゲインに係る税金の支払いを免除されている。トラストは、ケイマン諸島の総督から、トラストの設立日から50年間、税金が免除となる保証を受けている。したがって、法人税等引当金は本財務書類において計上されていない。

香港

サブ・ファンドには、その投資活動のいずれに関しても香港の税金が課されないことが予想される。

(k)受益証券保有者による受益証券の現金化

受益証券保有者は、香港、ロンドン、ムンバイ、ニューヨーク、シンガポール、サンパウロおよびロシアの各地において主要な証券取引所が営業している日、および/または管理会社により適宜書面で指定される他の日(以下「買戻日」という。)に、受益証券を現金化できる。受益証券は、関連する買戻日の受益証券1口当たり純資産価格から受益証券1口当たり純資産価格の0.5%に相当する部分的買戻費用を控除した金額で現金化される予定である。受益証券1口当たり純資産価格は、該当する買戻日現在のサブ・ファンドの純資産価額を参照して算定される。

(l)発行済受益証券

サブ・ファンドは、金融商品の契約内容に応じて、発行済金融商品を金融負債または持分商品に分類している。

発行体が現金または別の金融資産で当該商品の買戻しまたは償還を行う契約債務を含んでいるプッタブル金融商品は、以下の条件をすべて満たす場合に資本として分類される。

- () サブ・ファンドの清算の場合に、保有者にサブ・ファンドの純資産の比例持分に応じた権利を与える。
- () その他すべての商品クラスに劣後する商品のクラス内にある。
- () その他すべての商品クラスに劣後する商品のクラス内にある金融商品がすべて同じ特性を有する。
- () サブ・ファンドが現金または別の金融資産で当該商品の買戻しまたは償還を行う契約債務以外に、当該商品に負債としての分類が必要となる他の特性が含まれていない。
- () その契約期間にわたって当該商品に帰属する予想キャッシュ・フローの合計は、実質的に、当該商品の契約期間にわたるサブ・ファンドの損益、認識される純資産の変動、または認識・未認識純資産の公正価値の変動に基づいている。

サブ・ファンドは買戻可能受益証券を1つのクラスとして発行している。これは、サブ・ファンドにおける金融商品のうち最劣後のクラスであり、すべての重要な点で同順位であり、同一の条件が付されている。買戻可能受益証券は、各買戻日またはサブ・ファンドの清算時に、サブ・ファンドの純資産に対する受益証券保有者の持分に比例する価額の現金で買戻しを請求する権利を受益証券保有者に提供している。

サブ・ファンドの現金化可能な受益証券はこれらの条件を満たしており、資本として分類される。

受益証券の発行または買戻しに直接帰属する追加費用は、収入からの控除または取得原価の一部として資本に直接認識される。

(m) 関連当事者

(a) 個人または当該個人の近親者は、当該個人が次のいずれかに該当する場合には、サブ・ファンドと関連がある。

- () サブ・ファンドに対する支配または共同支配を有している。
- () サブ・ファンドに対する重要な影響力を有している。あるいは
- () サブ・ファンドまたはサブ・ファンドの親会社の経営幹部の一員である。

(b) 企業は、次のいずれかの条件に該当する場合には、サブ・ファンドと関連がある。

- () 当該企業とサブ・ファンドが同一のグループの一員である(これは、親会社、子会社および兄弟会社は互いに関連があることを意味している)。
- () 一方の企業が他方の企業の関連会社または共同支配企業(あるいは他方の企業が一員となっているサブ・ファンドの一員の関連会社または共同支配企業)である。
- () 双方の企業が同一の第三者の共同支配企業である。
- () 一方の企業が第三者の共同支配企業であり、他方の企業が当該第三者の関連会社である。
- () 当該企業がサブ・ファンドまたはサブ・ファンドと関連がある企業のいずれかの従業員の給付のための退職後給付制度である。
- () 当該企業が(a)に示した個人に支配または共同支配されている。
- () (a)()に示した個人が当該企業に対する重要な影響力を有しているか、あるいは当該企業(または当該企業の親会社)の経営幹部の一員である。
- () 当該事業体、あるいはその一部であるグループの一員が、サブ・ファンドまたはサブ・ファンドの親会社に経営幹部サービスを提供する。

個人の近親者とは、サブ・ファンドとの取引において当該個人に影響を与えるか、または影響されると予想される親族の一員のことである。

3 現金および現金同等物

2017年
米ドル

2016年
米ドル

銀行に対する当座預金	83,174	15,279
------------	--------	--------

サブ・ファンドが保有する現金は、シティバンク・エヌ・エイの香港支店に預けられている。

4 損益を通じて公正価値で測定するものと指定された金融資産

	2017年 米ドル	2016年 米ドル
仕組債	12,093,043	13,816,580

仕組債は、管理会社の中間親会社であるシティグループ・グローバル・マーケット・ホールディングス・インクが発行した証書の形式である。仕組債の投資収益は、注記7(a)に記載されているように、シティ・カンントリー・セクター・ストラテジーのパフォーマンスに連動している。当該証書は2020年7月31日に現金の支払いによって決済される予定である。当該証書が2020年7月31日に決済された後は、管理会社は、当該証書からの償還金を、シティ・カンントリー・セクター・ストラテジー(米ドル建)(以下「ストラテジー」という。)のパフォーマンスに連動した投資収益を提供するシティグループの金融商品に投資する予定である。

2017年10月31日に終了した会計年度において、サブ・ファンドはそれぞれ、705,451米ドル(2016年：0米ドル)の仕組債を購入し、5,131,474米ドル(2016年：3,827,662米ドル)の仕組債を売却した。

5 ブローカーに対する債権

当該残高は、報告日現在、売却済であるがまだ決済されていない投資に関する債権の金額を示している。当該残高は1ヶ月以内に決済される見込みである。

6 未払買戻金

当該残高は、報告日現在、買戻されたがまだ決済されていない受益証券に関する受益証券保有者に対する債務の金額を示している。当該残高は1ヶ月以内に決済される見込みである。

7 金融商品および関連リスク

サブ・ファンドは、その投資活動により、投資戦略に従って投資を行う金融商品および市場に関連する様々なタイプの金融リスクにさらされている。サブ・ファンドがさらされているリスクは、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクである。市場リスクには、金利リスク、為替リスクおよび価格リスクが含まれる。

報告期間末現在で保有している金融商品の性質と範囲および関連する金融リスク、ならびにサブ・ファンドが採用しているリスク管理方針は、以下のとおりである。

(a) 投資戦略

注記1に記載のとおり、サブ・ファンドの投資目的は、ストラテジーのパフォーマンスに連動した投資収益(報酬および費用控除後)を投資家に提供することである。サブ・ファンドは、受益証券の発行による収入の実

質的にすべてをシティグループ・グローバル・マーケッツ・ホールディングス・インクが発行した米ドル建証券に投資している。当該証券のパフォーマンスは、英文目論見書に記載の計算方法に従って計算されたストラテジーの純資産価額に基づいている。

ストラテジーは、米ドル建のロング・ポジション限定の株式投資戦略で、シティグループのグローバル・クオンティタティブ・リサーチ・チーム(以下「モデル・スポンサー」という。)が開発した計量株式選択モデル(以下「モデル」という。)を用いて月次で選択された6ヶ国の特定の株式インデックスに対して、均等の保有割合による想定エクスポージャーをとる。

毎月月初に、モデルは、翌月にモデルが観察するすべての国の株式市場の平均パフォーマンスを上回る可能性が統計的に最も高いと考えられる6ヶ国の株式市場を特定する。

各国の株式市場のパフォーマンスの分析において、モデルは定期的に以下の国のインデックスのリターンを検討する：() オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブラジル、カナダ、フランス、ドイツ、香港、インド、イタリア、日本、マレーシア、メキシコ、オランダ、中国、ロシア、シンガポール、南アフリカ、韓国、スペイン、スウェーデン、スイス、台湾、英国および米国の各国についてのモルガン・スタンレー・キャピタル・インターナショナル・インク(MSCI)デیلیー・トータル・リターン・ネット・インデックス、() スタンダード・amp・プアーズの500トータル・リターン・インデックス(以下「対象インデックス」と総称する。)。

毎月、ストラテジーはモデルの結果に基づき、リバランスされる。

(b)市場リスク

サブ・ファンド保有の投資はすべて、損益を通じて公正価値で測定されるものであり、市況のあらゆる変動が損益に直接影響を及ぼす。市場リスクとは、金利、為替レートまたは価格の変動の結果、投資の価値が変動するリスクである。

()金利リスク

サブ・ファンドは、金利リスクの対象となる重要な利付金融商品を保有していない。

()為替リスク

為替リスクはストラテジーのパフォーマンスに係る為替レートの変動の影響により生じ、ストラテジーは月次で選択された6ヶ国の特定の株式インデックスに対して、均等の保有割合による想定エクスポージャーをとる。サブ・ファンドが投資する仕組債の公正価値は、ストラテジーに連動している。

()価格リスク

価格リスクとは、個別の投資銘柄または発行体に固有の要素によるか、あるいは市場で売買されるすべての金融商品に影響を及ぼす要素によるかにかかわらず、市場価格の変動の結果、金融商品の価値が変動するリスクである。

仕組債のパフォーマンスはストラテジーに連動しており、ストラテジーは月次で選択された6ヶ国の特定の株式インデックスに対して、均等の保有割合による想定エクスポージャーをとる。2017年10月31日現在、ストラテジーが選択したインデックスは、オーストラリア、オーストリア、ブラジル、中国、韓国およびロシア(2016年：ロシア、スペイン、韓国、ドイツ、オーストラリアおよびブラジル)についてのMSCIデیلیー・トータル・リターン・ネット・インデックスである。株式インデックスに対するエクスポージャーは12,093,043米ドル(2016年：13,816,580米ドル)であった。

感応度分析

2017年10月31日現在、関連する株式市場インデックスが10%(2016年：10%)上昇したならば、サブ・ファンドの受益証券保有者に帰属する純資産および包括利益合計が1,209,304米ドル(2016年：1,381,658米ドル)増加すると見積もられている。関連するリスク変数が低下したならば、受益証券保有者に帰属する純資産および包括利益合計に、それとほぼ同額の減少をもたらす効果があると考えられている。

感応度分析は、報告期間末現在で関連するパラメータに変動が生じており、かつ、同日にサブ・ファンドを株価リスクにさらすサブ・ファンド保有の金融商品の再測定に適用したと仮定した場合に発生すると考えられる、サブ・ファンドの受益証券保有者に帰属する純資産および包括利益合計の瞬間的な変動を表している。

(c)信用リスク

サブ・ファンドは、銀行預金および仕組債の発行体がタームシートに基づくコミットメントの履行を怠る可能性があるという仕組債に係るカウンターパーティ・リスクにさらされている。

サブ・ファンドが保有するすべての現金は、シティ・バンク・エヌ・エイの香港支店(管理事務代行会社および保管会社でもある。)に預けられている。2017年10月31日および2016年10月31日現在、仕組債の発行体はシティグループ・グローバル・マーケッツ・ホールディングス・インクであるため、サブ・ファンドはシティグループ・グローバル・マーケッツ・ホールディングス・インクの信用リスクにさらされていた。シティグループ・グローバル・マーケッツ・ホールディングス・インクは、スタンダード&プアーズによりBBB+ (2016年：BBB+)の格付を受けている。

信用リスクに対する最大エクスポージャーは、財政状態計算書上の現金および現金同等物ならびに仕組債の帳簿価額で表される。

(d)流動性リスク

流動性リスクは、管理会社が、適時に、現金化のニーズを満たすように投資を換金することができない可能性があるリスクから生じる。受益証券保有者はいずれの買戻日にでも受益証券を現金化することができるため、サブ・ファンドは、受益証券保有者の買戻しに応じるための流動性リスクにさらされている。受益証券の現金化に関して受益証券保有者に支払われる金額は、該当する仕組債の売却収入を受取ることを条件として、通常、関連する買戻日(注記2(j)に定義)後、4営業日以内に支払われるものとする。

負債の期日までの残存期間別内訳

以下の表は、2017年10月31日および2016年10月31日現在のサブ・ファンドの負債の、契約上の期日までの残存期間の詳細を示している。

	2017年						
	合計 米ドル	要求払い 米ドル	1ヶ月未満 米ドル	1ヶ月から 3ヶ月以内 米ドル	3ヶ月超 1年以内 米ドル	1年超 5年以内 米ドル	5年超 米ドル
非トレーディング負債							
未払買戻金	57,764	-	57,764	-	-	-	-
未払費用およびその他 債務	72,125	-	24,959	-	47,166	-	-
合計	129,889	-	82,723	-	47,166	-	-

2016年

	合計 米ドル	要求払い 米ドル	1ヶ月未満 米ドル	1ヶ月から 3ヶ月以内 米ドル	3ヶ月超 1年以内 米ドル	1年超 5年以内 米ドル	5年超 米ドル
非トレーディング負債							
未払買戻金	57,804	-	57,804	-	-	-	-
未払費用およびその他 債務	83,777	-	34,872	-	48,905	-	-
合計	141,581	-	92,676	-	48,905	-	-

(e) 公正価値

(i) 公正価値で計上される金融商品

継続的に報告期間末現在で測定されるサブ・ファンドの金融商品の公正価値について、HKFRS第13号「公正価値測定」に定義された3つのレベルの公正価値ヒエラルキーの内訳は、以下の表のとおりである。公正価値測定が分類されるレベルは、評価技法に用いられるインプットの観察可能性および重要性を参照して決定されており、以下のとおりである。

- レベル1の評価：レベル1のインプット、すなわち測定日現在の同一の金融資産または金融負債に関する活発な市場における無調整の相場価格のみを用いて測定される公正価値。
- レベル2の評価：レベル2のインプット、すなわちレベル1の基準を満たさない観察可能なインプットを用いるが、重要で観察不能なインプットは用いずに測定される公正価値。観察不能なインプットとは、市場データを入手できないインプットである。
- レベル3の評価：重要で観察不能なインプットを用いて測定される公正価値。

2017年

	レベル1 米ドル	レベル2 米ドル	レベル3 米ドル	合計 米ドル
資産				
損益を通じて公正価値で測定する 金融資産：				
- 仕組債	-	12,093,043	-	12,093,043

2016年

	レベル1 米ドル	レベル2 米ドル	レベル3 米ドル	合計 米ドル
資産				
損益を通じて公正価値で測定する 金融資産：				
- 仕組債	-	13,816,580	-	13,816,580

2017年10月31日および2016年10月31日に終了した会計年度において、レベル1、レベル2およびレベル3の金融商品の間で振替はなかった。

() 公正価値以外で計上される金融商品

損益を通じて公正価値で測定されない金融商品は、帳簿価額が公正価値に近似する短期金融資産および金融負債である。

以下の表は、公正価値で測定されない金融商品の公正価値を示しており、公正価値測定が区分される公正価値ヒエラルキーのレベルにより分析している。

2017年

	レベル1 米ドル	レベル2 米ドル	レベル3 米ドル	合計 米ドル
金融資産				
現金および現金同等物	-	83,174	-	83,174
受益証券販売未収金	-	-	-	-
	-	83,174	-	83,174
金融負債				
未払買戻金	-	57,764	-	57,764
未払費用およびその他債務	-	72,125	-	72,125
	-	129,889	-	129,889

2016年

	レベル1 米ドル	レベル2 米ドル	レベル3 米ドル	合計 米ドル
金融資産				
現金および現金同等物	-	15,279	-	15,279
ブローカーに対する債権	-	66,042	-	66,042
	-	81,321	-	81,321
金融負債				
未払買戻金	-	57,804	-	57,804
未払費用およびその他債務	-	83,777	-	83,777
	-	141,581	-	141,581

8 受益証券保有者に帰属する純資産

(a)発行済受益証券

	受益証券口数	
	2017年	2016年
期首現在	1,385,609	1,787,530
受益証券の期中販売	105,150	5,682
受益証券の期中買戻し	(489,158)	(407,603)
期末現在	1,001,601	1,385,609

2017年10月31日および2016年10月31日現在、サブ・ファンドが発行したすべての受益証券は資本に分類されている。

サブ・ファンドに関する議案決議についての受益証券保有者の総会において、受益証券保有者は、本人出席、委任状出席または代理出席により、本人が保有する受益証券1口につき1議決権を有している。

トラストおよびサブ・ファンドは外部から資本要件を課されていない。2017年10月31日現在、サブ・ファンドの資本合計は12,046,328米ドル(2016年：13,756,320米ドル)であった。サブ・ファンドは、受益証券保有者が受益証券の買戻しを請求する場合の資金需要を満たす十分な流動性を維持すると同時に、サブ・ファンドの投資目的に沿った投資に受益証券の発行から受領した資金を投資するよう努めている。

サブ・ファンドの受益証券保有者は、保有受益証券をトラストの他のサブ・ファンドの受益証券と交換できない。

サブ・ファンドには、当期に配当金またはその他分配金を支払う意思がない。

(b)純資産の調整

サブ・ファンドの英文目論見書に従い、サブ・ファンドの純資産は、すべての取引についてあらかじめ定められた締切時間に基づいて計算されている。英文目論見書に基づいた締切時間後の取引は、翌日に計上される。HKFRSの要求の下では、当該取引は、金融商品の認識および認識中止基準に従うように同日に計上される。このアプローチにより、HKFRSの純資産および発行済受益証券と英文目論見書の純資産および発行済受益証券との間に期間差異が生じる。

純資産に関して、評価目的で算定された額とHKFRSに従い算定された報告額との調整は以下のとおりである。

	2017年	2016年
評価目的上の受益証券保有者に帰属する純資産	12,046,313	13,756,320
期間差異に係る調整	15	-
財務書類において報告された受益証券保有者に帰属する純資産	12,046,328	13,756,320

発行済受益証券に関して、評価目的で使用した口数とHKFRSに従い計上された報告口数との調整は以下のとおりである。

	受益証券口数	
	2017年	2016年
評価目的上の発行済受益証券	1,001,601	1,385,609
期間差異に係る調整	-	-
財務書類において報告された発行済受益証券	1,001,601	1,385,609

9 関連当事者

サブ・ファンドに提供されたサービスに関して関連当事者から生じる報酬および費用は以下のとおりである。

管理会社報酬： 管理会社は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.50%の管理報酬を受け取る権利を有している。この報酬は日々発生し毎月後払いされる。

管理事務代行会社報酬： 管理事務代行会社は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.10%を上限とする結合報酬を受け取る権利を有している。この報酬は日々発生し毎月後払いされる。

保管会社報酬： 保管会社は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.01%を上限とする報酬を請求する。この報酬は日々発生し毎月後払いされる。

受託会社報酬： 受託会社は毎年後払いされる年間5,000米ドルの報酬を請求する。

代行協会員報酬： 代行協会員は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.05%を上限とする報酬を請求する。この報酬は日々発生し毎月後払いされる。

財務書類作成費用： 管理事務代行会社は、年間8,000米ドルの報酬を受け取る権利を有している。この報酬は日々発生し毎月後払いされる。

サブ・ファンドの重要な関連当事者取引は以下のとおり要約される。

	2017年		2016年	
	費用計上額 米ドル	未払金 米ドル	費用計上額 米ドル	未払金 米ドル
管理会社報酬	64,556	5,377	69,185	5,861
管理事務代行会社報酬	12,910	1,075	13,837	2,308
保管会社報酬	3,998	108	3,082	231
受託会社報酬	6,233	1,260	7,050	2,932
代行協会員報酬	6,456	1,018	6,918	1,154
財務書類作成費用	10,104	2,115	8,011	8,011

サブ・ファンドは、銀行業および有価証券保管業に関する通常の営業過程において管理事務代行会社の銀行サービスを利用している。現金および現金同等物に関する情報は注記3において開示されている。2017年10月31日に終了した会計年度において、管理事務代行会社により保全されていた銀行残高に係る受取利息は140米ドル(2016年：0米ドル)であった。

2017年10月31日および2016年10月31日現在、サブ・ファンドの受益証券保有者は関連当事者ではない。発行
済および買戻受益証券に関する情報は注記8において開示されている。

10 見積りの不確実性に関する主要な情報

公正価値の見積り

損益を通じて公正価値で測定する金融資産の公正価値は、注記2(d)()に記載のとおり、現在の市場パラ
メータを用いる評価モデルから得られる。公正価値の見積りは、市況および金融商品に関する情報に基づき、
指定された時点で実施される。これらの見積りは主観的な性質を有し、不確実性および重要な判断事項を含む
ため、正確に算定することができない。それでも、公正価値は合理的な見積りの範囲内で信頼性をもって算定
可能である。

11 2017年10月31日に終了した会計年度において公表されているが未発効の修正、新基準および解釈指針の潜在的 影響

本財務書類の公表日までに、HKICPAは、2017年10月31日に終了した会計年度において未発効で本財務書
類に適用されていない、多くの改訂および新基準を公表した。これらにはサブ・ファンドに関連する可能性のあ
る以下のものが含まれている。

以下の日以降に開始する
会計期間に適用

HKAS第7号の修正「キャッシュ・フロー計算書：開示
イニシアティブ」

2017年1月1日

HKFRS第9号「金融商品」

2018年1月1日

サブ・ファンドは、HKFRS第9号「金融商品」の適用を2018年1月1日から要求されている。HKFRS第9号は、
HKAS第39号「金融商品：認識および測定」を置き換えるものである。HKFRS第9号には、金融商品の分類および
測定に関して改訂されたガイダンス、金融資産の減損の計算に関する新たな予想信用損失モデルおよび新たな一
般ヘッジ会計の要件が含まれる。またHKFRS第9号は、金融商品の認識および認識の中止に関するガイダンスを
HKAS第39号から引き継いでいる。

サブ・ファンドの評価に基づき、この基準は、現在、HKAS第39号の下で損益を通じて公正価値で測定される金
融商品が売却目的保有に分類され、文書化された投資戦略に従って公正価値基準で管理されているため、金融資
産および金融負債の分類に重要な影響を及ぼすことはない見込みである。

したがって、当該金融商品は引き続き、HKFRS第9号の下で損益を通じて公正価値で測定される。さらに、金
融資産の大半が損益を通じて公正価値で測定され、減損の要件が当該商品に当てはまらないため、減損モデルの
変更が重要な影響を及ぼすことはない見込みである。

サブ・ファンドは、これらの修正および新基準が初度適用の期間に及ぼす影響について評価中である。

（３）【投資有価証券明細表等】

補足情報(未監査)

投資有価証券明細表

2017年10月31日現在

(表示：米ドル)

	保有受益証券数	公正価値 米ドル	純資産価額 の比率
損益を通じて公正価値で測定する金融資産			
2020年7月31日満期のシティ・カントリー・セクター・ストラテジー(米ドル)の受益証券に関連する証券	88,490	12,093,043	100.39%

パフォーマンス表

(表示：米ドル)

	2017年 米ドル	2016年 米ドル
純資産価額合計(英文目論見書に準拠して計算されている)	12,046,313	13,756,320
受益証券1口当たり純資産価格(英文目論見書に準拠して計算されている)	12.027	9.928
計上金額(英文目論見書に準拠して計算されている)：		
- 当期の受益証券1口当たり純資産価格最高額	12.248	10.036
- 当期の受益証券1口当たり純資産価格最低額	9.354	7.633
当期の投資純利益	21.14%	10.94%

2017年および2016年の投資純利益は、百分率による利益を入手するために、期末日と期首日のサブ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格の差額を期首日の価格で除した金額を参照して算定された。

[次へ](#)

Country Selector Foreign Currency Series -
a series trust of Red Arc Global Investments (Cayman) Trust
Financial statements for the year ended 31 October 2017

Statement of financial position as at 31 October 2017
(Expressed in United States dollars)

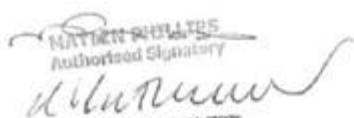
	Note	2017	2016
Assets			
Cash and cash equivalents	3, 9	\$ 83,174	\$ 15,279
Financial assets at fair value through profit or loss	4, 9	12,093,043	13,816,580
Amounts due from brokers	5	-	66,042
Total assets		<u>\$ 12,176,217</u>	<u>\$ 13,897,901</u>
Liabilities			
Redemption payable	6	\$ 57,764	\$ 57,804
Accruals and other payables	9	72,125	83,777
Total liabilities		<u>\$ 129,889</u>	<u>\$ 141,581</u>
Net assets attributable to unitholders	8(a), 8(b)	<u>\$ 12,046,328</u>	<u>\$ 13,756,320</u>

Country Selector Foreign Currency Series -
a series trust of Red Arc Global Investments (Cayman) Trust
Financial statements for the year ended 31 October 2017

Statement of financial position as at 31 October 2017
(continued)
(Expressed in United States dollars)

	Note	2017	2016
Representing:			
Total equity		\$ 12,046,328	\$ 13,756,320
Net asset value per unit based on 1,001,601 (2016: 1,385,609) units issued	8(a)	\$ 12.027	\$ 9.928

Approved and authorised for issue by the Trustee and the Manager on 22 March 2018


NATHAN PHILLIPS
Authorised Signatory

)
) For and on behalf of
) CIBC Bank and Trust Company
) (Cayman) Limited ("Trustee")
)

RONNIE CUTHBERT
Authorised Signatory



)
) For and on behalf of
) Citigroup First Investment
) Management Limited ("Manager")
)

The notes on pages 12 to 30 form part of these financial statements.

Country Selector Foreign Currency Series -
a series trust of Red Arc Global Investments (Cayman) Trust
Financial statements for the year ended 31 October 2017

Statement of comprehensive income
for the year ended 31 October 2017
(Expressed in United States dollars)

	Note	2017	2016
Interest income	9	\$ 140	\$ -
Net realised gain/(loss) on financial assets at fair value through profit or loss		282,750	(728,221)
Net unrealised gain on financial assets at fair value through profit or loss		2,419,736	2,294,043
Net foreign exchange (loss)/gain		(67)	292
Total income		\$ 2,702,559	\$ 1,566,114
Management fee	9	\$ (64,556)	\$ (69,185)
Administration fee	9	(12,910)	(13,837)
Distributor fee		(96,835)	(103,777)
Custodian fee	9	(3,998)	(3,082)
Trustee fee	9	(6,233)	(7,050)
Audit fee		(32,615)	(33,121)
Agent company fee	9	(6,456)	(6,918)
Financial statements preparation fee	9	(10,104)	(8,011)
Others		(38,515)	(56,831)
Total operating expenses		\$ (272,222)	\$ (301,812)
Change in net assets attributable to unitholders from operations and total comprehensive income for the year		\$ 2,430,337	\$ 1,264,302

The notes on pages 12 to 30 form part of these financial statements.

*Country Selector Foreign Currency Series -
a series trust of Red Arc Global Investments (Cayman) Trust
Financial statements for the year ended 31 October 2017*

**Statement of changes in equity
for the year ended 31 October 2017**
(Expressed in United States dollars)

	<i>Note</i>	<i>2017</i>	<i>2016</i>
Balance at the beginning of the year		\$ 13,756,320	\$ 16,026,451
Change in net assets attributable to unitholders from operations and total comprehensive income for the year		\$ 2,430,337	\$ 1,264,302
Transactions with unitholders, recorded directly in equity			
Subscription of units	8(a)	\$ 1,182,547	\$ 46,928
Redemption of units	8(a)	(5,322,876)	(3,581,361)
Total transactions with unitholders		\$ (4,140,329)	\$ (3,534,433)
Balance at the end of the year		\$ 12,046,328	\$ 13,756,320

The notes on pages 12 to 30 form part of these financial statements.

Country Selector Foreign Currency Series -
a series trust of Red Arc Global Investments (Cayman) Trust
Financial statements for the year ended 31 October 2017

Statement of cash flows
for the year ended 31 October 2017
(Expressed in United States dollars)

	2017	2016
Operating activities		
Change in net assets attributable to unitholders from operations and total comprehensive income for the year	\$ 2,430,337	\$ 1,264,302
Adjustment for:		
Interest income	(140)	-
Operating profit before changes in working capital	\$ 2,430,197	\$ 1,264,302
Decrease in financial assets at fair value through profit or loss	1,723,537	2,261,841
Decrease/(increase) in amounts due from brokers	66,042	(17,122)
(Decrease)/increase in accruals and other payables	(11,652)	17,740
Interest received	140	-
Net cash generated from operating activities	\$ 4,208,264	\$ 3,526,761
Financing activities		
Proceeds from unit subscriptions	\$ 1,182,547	\$ 46,928
Payments on unit redemptions	(5,322,916)	(3,568,340)
Net cash used in financing activities	\$ (4,140,369)	\$ (3,521,412)
Net increase in cash and cash equivalents	\$ 67,895	\$ 5,349
Cash and cash equivalents at the beginning of the year	15,279	9,930
Cash and cash equivalents at the end of the year	\$ 83,174	\$ 15,279

The notes on pages 12 to 30 form part of these financial statements.

*Country Selector Foreign Currency Series -
a series trust of Red Arc Global Investments (Cayman) Trust
Financial statements for the year ended 31 October 2017*

Notes to the financial statements

(Expressed in United States dollars)

1 General

Red Arc Global Investments (Cayman) Trust (the "Trust") is an umbrella unit trust established as an exempted trust under the Trust Laws of the Cayman Islands by a Trust Deed dated 21 October 2008, as amended and restated on 10 March 2015, between Citigroup First Investment Management Limited as manager (the "Manager") and CIBC Bank and Trust Company (Cayman) Limited as trustee (the "Trustee") (jointly "Management"). The Trust registered under the Mutual Funds Law of the Cayman Islands on 27 October 2008. Country Selector Foreign Currency Series (the "Series Trust") was established on 4 June 2010. The Series Trust is registered with the Financial Services Agency of Japan. The Series Trust's first dealing day was 16 July 2010.

The investment objective of the Series Trust is to provide investors with a return linked to the performance of the investment strategy set out in note 7(a).

As at 31 October 2017 and 31 October 2016, the Trust and the Series Trust had no employees. The investment activities of the Series Trust are managed by the Manager. The administration and custodian functions of the Series Trust are delegated to Citibank N.A. Hong Kong Branch (the "Administrator" and the "Custodian"). SMBC Trust Bank Ltd. is the distributor (the "Distributor") of the Series Trust.

2 Significant accounting policies

(a) Statement of compliance

These financial statements have been prepared in accordance with all applicable Hong Kong Financial Reporting Standards ("HKFRSs"), which collective term includes all applicable individual HKFRSs, Hong Kong Accounting Standards ("HKASs") and Interpretations issued by the Hong Kong Institute of Certified Public Accountants ("HKICPA") and accounting principles generally accepted in Hong Kong. A summary of the significant accounting policies adopted by the Series Trust is set out below.

The HKICPA has issued certain new and revised HKFRSs that are first effective or available for early adoption for the current accounting period of the Series Trust. Note 2(c) provides information on any changes in accounting policies resulting from initial application of these developments to the extent that they are relevant to the Series Trust for the current and prior accounting periods reflected in these financial statements.

Country Selector Foreign Currency Series -
a series trust of Red Arc Global Investments (Cayman) Trust
Financial statements for the year ended 31 October 2017

2 Significant accounting policies (continued)

(b) Basis of preparation

The functional and presentation currency of the financial statements is the United States dollar ("USD") (rounded to the nearest USD) and not the local currency of the Cayman Islands reflecting the fact that the units of the Series Trust are issued and redeemed in USD and the Series Trust's performance is measured in USD terms.

The measurement basis used in the preparation of the financial statements is the historical cost basis except that certain financial instruments are stated at their fair value as explained in the accounting policies, note 2(d) below.

The preparation of financial statements in conformity with HKFRSs requires Management to make judgements, estimates and assumptions that affect the application of policies and the reported amounts of assets, liabilities, income and expenses. The estimates and associated assumptions are based on historical experience and various other factors that are believed to be reasonable under the circumstances, the results of which form the basis of making the judgements about carrying values of assets and liabilities that are not readily apparent from other sources. Actual results may differ from these estimates.

The estimates and underlying assumptions are reviewed on an ongoing basis. Revisions to accounting estimates are recognised in the period in which the estimate is revised if the revision affects only that period, or in the period of the revision and future periods if the revision affects both current and future periods.

Judgements made by Management in the application of HKFRSs that have significant effect on the financial statements and major sources of estimation uncertainty are discussed in note 10.

(c) Changes in accounting policies

The HKICPA has issued a number of amendments to HKFRSs that are first effective for the current accounting period of the Series Trust. None of these developments are relevant to the Series Trust's results and financial position.

The Series Trust has not applied any new standard or interpretation that is not yet effective for the current accounting period (see note 11).

(d) Foreign currency translation

Foreign currency transactions during the year are translated into USD at the foreign exchange rates at the transaction dates. Monetary assets and liabilities denominated in foreign currencies are translated into USD at the foreign exchange rate ruling at the end of the reporting period.

Foreign currency differences arising on translation are recognised in profit or loss as net foreign exchange gain or loss, except for those arising from financial instruments at fair value through profit or loss, which are recognised as a component of the net gain or loss on financial instruments at fair value through profit or loss.

*Country Selector Foreign Currency Series -
a series trust of Red Arc Global Investments (Cayman) Trust
Financial statements for the year ended 31 October 2017*

2 Significant accounting policies (continued)

(e) Financial instruments

(i) Initial recognition

The Series Trust classifies its financial instruments into different categories at inception as mentioned in (ii) below. Financial instruments are measured initially at fair value, which normally will be equal to the transaction price. Transaction costs on financial assets and financial liabilities at fair value through profit or loss are expensed immediately.

The Series Trust recognises financial assets and financial liabilities on the date it becomes a party to the contractual provisions of the instrument. A regular way purchase or sale of financial assets and financial liabilities at fair value through profit or loss is recognised using trade date accounting. From these dates, any gains and losses arising from changes in fair value of the financial assets or financial liabilities at fair value through profit or loss are recorded as they occur.

(ii) Categorisation

Financial assets and liabilities at fair value through profit or loss comprise financial assets and liabilities held for trading purpose, and those designated at fair value through profit or loss upon initial recognition.

Trading financial instruments are those financial assets and liabilities which are acquired or incurred principally for the purpose of short-term profit taking. In addition, derivatives are accounted for as trading instruments.

Financial instruments are designated at fair value through profit or loss upon initial recognition when:

- the assets or liabilities are managed, evaluated and reported internally on a fair value basis;
- the designation eliminates or significantly reduces an accounting mismatch which would otherwise arise;
- the asset or liability contains an embedded derivative that significantly modifies the cash flows that would otherwise be required under the contract; or
- the separation of the embedded derivative(s) from the financial instrument is not prohibited.

Financial assets and financial liabilities under this category are carried at fair value. Changes in the fair value are included in profit or loss in the period in which they arise. Upon disposal or repurchase, the difference between the net sale proceeds or the net payment and the carrying value is included in the net realised gain or loss at financial assets at fair value through profit or loss.

The Series Trust uses the weighted average method to determine realised gains and losses to be recognised in profit or loss on derecognition.

*Country Selector Foreign Currency Series -
a series trust of Red Arc Global Investments (Cayman) Trust
Financial statements for the year ended 31 October 2017*

2 Significant accounting policies (continued)

Financial assets classified as loans and receivables are carried at amortised cost using the effective interest method, less impairment, if any. Financial assets that are classified as loans and receivables include cash and cash equivalents and amounts due from brokers.

Financial liabilities that are not designated at fair value through profit or loss are measured at amortised cost using the effective interest method, and include redemption payable and accruals and other payables.

(iii) Fair value measurement principles

Fair value is the price that would be received to sell an asset or paid to transfer a liability in an orderly transaction between market participants at the measurement date in the principal or, in its absence, the most advantageous market to which the Series Trust has access at that date. The fair value of a liability reflects its non-performance risk.

When available, the Series Trust measures the fair value of a financial instrument using the quoted price in an active market for that instrument without any deduction for estimated future selling costs. A market is regarded as active if transactions for the asset or liability take place with sufficient frequency and volume to provide pricing information on an ongoing basis.

If there is no quoted market price on a recognised stock exchange or a price from a broker/dealer for non-exchange-traded financial instruments, or if the market for it is not active, the fair value of the instrument is estimated using valuation techniques that provide a reliable estimate of prices which could be obtained in actual market transactions.

The best evidence of the fair value of a financial instrument at initial recognition is normally the transaction price - i.e. the fair value of the consideration given or received. If the Series Trust determines that the fair value at initial recognition differs from the transaction price and the fair value is evidenced neither by a quoted price in an active market for an identical asset or liability nor based on a valuation technique that used only data from observable markets, the financial instrument is initially measured at fair value, adjusted to defer the difference between the fair value at initial recognition and the transaction price. Subsequently, that difference is recognised in profit or loss on an appropriate basis over the life of the instrument but no later than when the valuation is supported wholly by observable market data or the transaction is closed out.

Where discounted cash flow techniques are used, estimated future cash flows are based on Management's best estimates and the discount rate used is a market rate at the end of the reporting period applicable for an instrument with similar terms and conditions. Where other pricing models are used, inputs are based on market data at the end of the reporting period.

The Series Trust recognises transfers between levels of the fair value hierarchy as at the end of the reporting period in which they occur.

*Country Selector Foreign Currency Series -
a series trust of Red Arc Global Investments (Cayman) Trust
Financial statements for the year ended 31 October 2017*

2 Significant accounting policies (continued)

(iv) Impairment

Financial assets that are stated at cost or amortised cost are reviewed at the end of the reporting period to determine whether there is objective evidence of impairment. If any such indication exists, an impairment loss is recognised in profit or loss as the difference between the asset's carrying amount and the present value of estimated future cash flows discounted at the financial asset's original effective interest rate.

If in a subsequent period the amount of an impairment loss recognised on a financial asset carried at amortised cost decreases and the decrease can be linked objectively to an event occurring after the write-down, the write-down is reversed through profit or loss. A reversal of an impairment loss shall not result in the asset's carrying amount exceeding that which would have been determined had no impairment loss been recognised in prior years.

(v) Derecognition

A financial asset is derecognised when the contractual rights to receive the cash flows from the financial asset expire, or where the financial asset together with substantially all the risks and rewards of ownership have been transferred.

A financial liability is derecognised when the obligation specified in the contract is discharged, cancelled or expired.

(vi) Offsetting

Financial assets and financial liabilities are offset and the net amount presented in the statement of financial position when, and only when, the Series Trust has a legal right to offset the amounts and it intends to either settle on a net basis or to realise the asset and settle the liability simultaneously.

(f) Cash and cash equivalents

Cash and cash equivalents comprise deposits with banks. Cash equivalents are short-term, highly liquid investments that are readily convertible into known amounts of cash and which are subject to an insignificant risk of changes in value, having been within three months of maturity at acquisition.

(g) Interest income

Interest income is recognised in profit or loss as it accrues, using the original effective interest rate of the instrument calculated at the acquisition or origination date. Interest income includes the amortisation of any discount or premium, transaction costs or other differences between the initial carrying amount of an interest-bearing instrument and its amount at maturity calculated on an effective interest rate basis.

It is recorded gross of withholding tax imposed in the country of origin and such tax is separately recognised in profit or loss, if any.

Country Selector Foreign Currency Series -
a series trust of Red Arc Global Investments (Cayman) Trust
Financial statements for the year ended 31 October 2017

2 Significant accounting policies (continued)

(h) Net gain or loss from financial instruments at fair value through profit or loss

Net gain or loss from financial instruments at fair value through profit or loss includes all realised and unrealised fair value changes and foreign exchange differences.

(i) Expenses

All expenses are recognised in profit or loss on an accrual basis.

(j) Income tax

Cayman Islands

Under the current taxation regime in the Cayman Islands, the Series Trust is exempt from paying taxes on income, profits or capital gains. The Trust has received an undertaking from the Governor in Cabinet of the Cayman Islands exempting it from tax for a period of 50 years from the date of the creation of the Trust. Accordingly, no provision for income taxes is included in these financial statements.

Hong Kong

The Series Trust is not expected to be subject to Hong Kong tax in respect of any of its investment activities.

(k) Realisation of units by unitholders

Unitholders may realise units on any day on which the principal stock exchange in each of Hong Kong, London, Mumbai, New York, Singapore, Sao Paulo and Russia is open for business, and/or any other day or days designated in writing by the Manager from time to time (the "Repurchase Day"). Units will be realised at the net asset value per unit on the relevant Repurchase Day less a partial repurchase charge equal to 0.5% of the net asset value per unit, a price which is calculated by reference to the net asset value of the Series Trust as at the applicable Repurchase Day.

Country Selector Foreign Currency Series -
a series trust of Red Arc Global Investments (Cayman) Trust
Financial statements for the year ended 31 October 2017

2 Significant accounting policies (continued)

(f) Units in issue

The Series Trust classifies financial instruments issued as financial liabilities or equity instruments in accordance with the substance of the contractual terms of the instruments.

A puttable financial instrument that includes a contractual obligation for the issuer to repurchase or redeem that instrument for cash or another financial asset is classified as equity if it meets all of the following conditions:

- (i) it entitles the holder to a *pro rata* share of the Series Trust's net assets in the event of the Series Trust's liquidation;
- (ii) it is in the class of instruments that is subordinate to all other classes of instruments;
- (iii) all financial instruments in the class of instruments that is subordinate to all other classes of instruments have identical features;
- (iv) apart from the contractual obligation for the Series Trust to repurchase or redeem the instrument for cash or another financial asset, the instrument does not include any other features that would require classification as a liability; and
- (v) the total expected cash flows attributable to the instrument over its life are based substantially on the profit or loss, the change in the recognised net assets or the change in the fair value of the recognised and unrecognised net assets of the Series Trust over the life of the instrument.

The Series Trust has one class of redeemable units in issue. This is the most subordinate class of financial instruments in the Series Trust and rank *pari passu* in all material respects and has identical terms and conditions. The redeemable units provide unitholders with the right to require redemption for cash at a value proportionate to the unitholder's share in the net assets of the Series Trust at each Repurchase Day, and also in the event of the Series Trust's liquidation.

The Series Trust's realisable units meet these conditions and are classified as equity.

Incremental costs directly attributable to the issue or redemption of units are recognised directly in equity as a deduction from the proceeds or part of the acquisition cost.

Country Selector Foreign Currency Series -
a series trust of Red Arc Global Investments (Cayman) Trust
Financial statements for the year ended 31 October 2017

2 Significant accounting policies (continued)

(m) Related parties

- (a) A person, or a close member of that person's family, is related to the Series Trust if that person:
- (i) has control or joint control over the Series Trust;
 - (ii) has significant influence over the Series Trust; or
 - (iii) is a member of the key management personnel of the Series Trust or the Series Trust's parent.
- (b) An entity is related to the Series Trust if any of the following conditions applies:
- (i) The entity and the Series Trust are members of the same group (which means that each parent, subsidiary and fellow subsidiary is related to the others).
 - (ii) One entity is an associate or joint venture of the other entity (or an associate or joint venture of a member of a Series Trust of which the other entity is a member).
 - (iii) Both entities are joint ventures of the same third party.
 - (iv) One entity is a joint venture of a third entity and the other entity is an associate of the third entity.
 - (v) The entity is a post-employment benefit plan for the benefit of employees of either the Series Trust or an entity related to the Series Trust.
 - (vi) The entity is controlled or jointly controlled by a person identified in (a).
 - (vii) A person identified in (a)(i) has significant influence over the entity or is a member of the key management personnel of the entity (or of a parent of the entity).
 - (viii) The entity, or any member of a group of which it is a part, provides key management personnel services to the Series Trust or the Series Trust's parent.

Close members of the family of a person are those family members who may be expected to influence, or be influenced by, that person in their dealings with the Series Trust.

*Country Selector Foreign Currency Series -
a series trust of Red Arc Global Investments (Cayman) Trust
Financial statements for the year ended 31 October 2017*

3 Cash and cash equivalents

	2017	2016
Current deposits with a bank	\$ 83,174	\$ 15,279

Cash held by the Series Trust is deposited with Citibank N.A. Hong Kong Branch.

4 Financial assets at fair value through profit or loss

	2017	2016
Structured notes	\$ 12,083,043	\$ 13,816,580

The structured notes are in the form of certificates issued by Citigroup Global Markets Holdings Inc., the intermediate parent of the Manager. The return of the structured notes is linked to the performance of the Citi Country Selector Strategy as mentioned in note 7(a). The certificates will be settled by way of cash payment on 31 July 2020. After the certificates are settled on 31 July 2020, the Manager will seek to invest the redemption money from the certificates in Citigroup financial instruments that provide the return linked to the performance of the Citi Country Selector Strategy (USD) (the "Strategy").

During the year ended 31 October 2017, the Series Trust purchased and sold structured notes of \$705,451 (2016: \$Nil) and \$5,131,474 (2016: \$3,827,662) respectively.

5 Amounts due from brokers

The balance represents the amounts receivable for investments sold but not yet settled as at the reporting date. This balance is expected to be settled within one month.

6 Redemption payable

The balance represents the amounts payable to unitholders for redeemed units but not yet settled as at the reporting date. This balance is expected to be settled within one month.

*Country Selector Foreign Currency Series -
a series trust of Red Arc Global Investments (Cayman) Trust
Financial statements for the year ended 31 October 2017*

7 Financial instruments and associated risks

The Series Trust's investing activities expose it to various types of financial risk that are associated with the financial instruments and markets in which it invests according to the investment strategy. The risks that the Series Trust is exposed to are market risk, credit risk and liquidity risk. Market risk includes interest rate risk, currency risk and price risk.

The nature and extent of the financial instruments outstanding at the end of the reporting period and their associated financial risks, as well as the risk management policies employed by the Series Trust are discussed below.

(a) *Investment strategy*

As mentioned in note 1, the investment objective of the Series Trust is to provide investors with a return (net of fees and expenses) linked to the performance of the Strategy. The Series Trust invests substantially all of the proceeds from the issue of units in the USD denominated certificates issued by Citigroup Global Markets Holdings Inc. The performance of the certificates is based on the Strategy's net asset value calculated according to the formula set out in the offering memorandum.

The Strategy is a USD denominated long-only equity strategy that takes equally-weighted notional exposure to six country-specific equity indices selected on a monthly basis using a quantitative equity selection model (the "Model") developed by Citigroup's Global Quantitative Research Team (the "Model Sponsor").

At the beginning of each calendar month, the Model identifies six country equity markets that are considered statistically most likely to outperform the average performance of all country equity markets observed by the Model during the coming month.

In analysing the country equity market performance, the Model periodically considers the returns of the following country indices: (i) the Morgan Stanley Capital International Inc. (MSCI) Daily Total Return Net Indices for each of Australia, Austria, Belgium, Brazil, Canada, France, Germany, Hong Kong, India, Italy, Japan, Malaysia, Mexico, Netherlands, People's Republic of China, Russia, Singapore, South Africa, South Korea, Spain, Sweden, Switzerland, Taiwan, United Kingdom and United State of America, and (ii) the Standard & Poor's 500 Total Return Index (collectively the "Underlying Indices").

Each month the Strategy is rebalanced based on the Model results.

(b) *Market risk*

All investments held by the Series Trust are measured at fair value through profit or loss, and all changes in market conditions directly affect profit or loss. Market risk is the risk that the value of the investments will fluctuate as a result of changes in interest rates, exchange rates or prices.

(i) *Interest rate risk*

The Series Trust does not have any significant interest-bearing financial instrument that is subject to interest rate risk.

*Country Selector Foreign Currency Series -
a series trust of Red Arc Global Investments (Cayman) Trust
Financial statements for the year ended 31 October 2017*

7 Financial instruments and associated risks (continued)

(ii) Currency risk

Currency risk arises from the effects of exchange rate fluctuation on the performance of the Strategy, which takes equally weighted notional exposure of the six country-specific equity indices selected on a monthly basis. The fair value of the structured note invested by the Series Trust is linked to the Strategy.

(iii) Price risk

Price risk is the risk that the value of a financial instrument will fluctuate as a result of changes in market prices, whether caused by factors specific to an individual investment, its issuer or factors affecting all instruments traded in the market.

The performance of the structured notes is linked to the Strategy, which takes equally weighted notional exposure to six country-specific equity indices selected on a monthly basis. As at 31 October 2017, the indices selected by the Strategy are MSCI Daily Total Return Net Indices for Australia, Austria, Brazil, China, Korea and Russia (2016: Russia, Spain, Korea, Germany, Australia and Brazil). The exposure to the equity indices was \$12,093,043 (2016: \$13,816,580).

Sensitivity Analysis

As at 31 October 2017, it is estimated that an appreciation of 10% (2016: 10%) in the relevant equity market indices would have increased the Series Trust's net assets attributable to unitholders and total comprehensive income by \$1,209,304 (2016: \$1,381,658). A decrease in the relevant risk variable would have approximately the same but opposite effect on the net assets attribute to unitholders and total comprehensive income.

The sensitivity analysis indicates the instantaneous change in the Series Trust's net assets attributable to unitholders and total comprehensive income that would arise assuming that the changes in the relevant parameters had occurred at the end of the reporting period and had been applied to re-measure those financial instruments held by the Series Trust which expose the Series Trust to equity price risk at that date.

(c) Credit risk

The Series Trust is exposed to counterparty risk as a result of cash placed with banks, and on the structured notes in which the issuer of the structured notes may fail to honour its commitment under the term sheet.

All the cash held by the Series Trust is deposited with Citibank N.A. Hong Kong Branch which is also the Administrator and Custodian. As at 31 October 2017 and 31 October 2016, the issuer of the structured notes is Citigroup Global Markets Holdings Inc., therefore the Series Trust is exposed to the credit risk of Citigroup Global Markets Holdings Inc. Citigroup Global Markets Holdings Inc. is rated as BBB+ (2016: BBB+) by Standard & Poor's.

The maximum exposure to credit risk is represented by the carrying amount of cash and cash equivalents and the structured notes in the statement of financial position.

*Country Selector Foreign Currency Series -
a series trust of Red Arc Global Investments (Cayman) Trust
Financial statements for the year ended 31 October 2017*

7 Financial instruments and associated risks (continued)

(d) Liquidity risk

Liquidity risk arises from the risk that the Manager may not be able to convert investments into cash to meet liquidity needs in a timely manner. As unitholders may realise units on any Repurchase Day, the Series Trust is exposed to liquidity risk of meeting unitholder redemptions. Any amount payable to unitholders in respect of the realisation of units shall normally be paid within four business days following the relevant Repurchase Day as defined in note 2(j), subject to the receipt of the applicable sale proceeds of the structured notes.

Analysis of liabilities by remaining maturity

The following table details the remaining contractual maturities of the Series Trust's liabilities as at 31 October 2017 and 31 October 2016:

	2017						
	Total	Repayable on demand	Less than 1 month	1 month to 3 months	Over 3 months to 1 year	Over 1 year to 5 years	Over 5 years
Non-trading liabilities							
Redemption payable	\$ 57,764	\$ -	\$ 57,764	\$ -	\$ -	\$ -	\$ -
Accruals and other payables	72,125	-	24,959	-	47,166	-	-
Total	\$ 129,889	\$ -	\$ 82,723	\$ -	\$ 47,166	\$ -	\$ -
	2016						
	Total	Repayable on demand	Less than 1 month	1 month to 3 months	Over 3 months to 1 year	Over 1 year to 5 years	Over 5 years
Non-trading liabilities							
Redemption payable	\$ 57,804	\$ -	\$ 57,804	\$ -	\$ -	\$ -	\$ -
Accruals and other payables	83,777	-	34,872	-	48,905	-	-
Total	\$ 141,581	\$ -	\$ 92,676	\$ -	\$ 48,905	\$ -	\$ -

*Country Selector Foreign Currency Series -
a series trust of Red Arc Global Investments (Cayman) Trust
Financial statements for the year ended 31 October 2017*

7 Financial instruments and associated risks (continued)

(e) Fair values

(i) Financial instruments carried at fair value

The following table presents the fair value of the Series Trust's financial instruments measured at the end of the reporting period on a recurring basis, categorised into the three-level fair value hierarchy as defined in HKFRS 13, *Fair value measurement*. The level into which a fair value measurement is classified is determined with reference to the observability and significance of the inputs used in the valuation technique as follows:

- Level 1 valuations: Fair value measured using only Level 1 inputs i.e. unadjusted quoted prices in active markets for identical assets or liabilities at the measurement date
- Level 2 valuations: Fair value measured using Level 2 inputs i.e. observable inputs which fail to meet Level 1, and not using significant unobservable inputs. Unobservable inputs are inputs for which market data are not available
- Level 3 valuations: Fair value measured using significant unobservable inputs

	2017			Total
	Level 1	Level 2	Level 3	
Assets				
Financial assets at fair value through profit or loss:				
- Structured notes	\$ -	\$ 12,093,043	\$ -	\$ 12,093,043

	2016			Total
	Level 1	Level 2	Level 3	
Assets				
Financial assets at fair value through profit or loss:				
- Structured notes	\$ -	\$ 13,816,580	\$ -	\$ 13,816,580

During the year ended 31 October 2017 and 31 October 2016, there were no transfer among instruments in Level 1, Level 2 and Level 3.

*Country Selector Foreign Currency Series -
a series trust of Red Arc Global Investments (Cayman) Trust
Financial statements for the year ended 31 October 2017*

7 Financial instruments and associated risks (continued)

(ii) Financial instruments carried at other than fair value

The financial instruments not measured at fair value through profit or loss are short-term financial assets and financial liabilities whose carrying amounts approximate fair value.

The following table sets out the fair value of financial instruments not measured at fair value and analyses it by the level in the fair value hierarchy into which each fair value measurement is categorised.

		2017			
		Level 1	Level 2	Level 3	Total
Financial assets					
Cash and cash equivalents	\$	-	\$ 83,174	\$ -	\$ 83,174
Amounts due from brokers		-	-	-	-
	\$	-	\$ 83,174	\$ -	\$ 83,174
Financial liabilities					
Redemption payable	\$	-	\$ 57,764	\$ -	\$ 57,764
Accruals and other payables		-	72,125	-	72,125
	\$	-	\$ 129,889	\$ -	\$ 129,889
		2016			
		Level 1	Level 2	Level 3	Total
Financial assets					
Cash and cash equivalents	\$	-	\$ 15,279	\$ -	\$ 15,279
Amounts due from brokers		-	66,042	-	66,042
	\$	-	\$ 81,321	\$ -	\$ 81,321
Financial liabilities					
Redemption payable	\$	-	\$ 57,804	\$ -	\$ 57,804
Accruals and other payables		-	83,777	-	83,777
	\$	-	\$ 141,581	\$ -	\$ 141,581

*Country Selector Foreign Currency Series -
a series trust of Red Arc Global Investments (Cayman) Trust
Financial statements for the year ended 31 October 2017*

8 Net assets attributable to unitholders

(a) Units issued and redeemed

	<i>Number of units</i>	
	<i>2017</i>	<i>2016</i>
At the beginning of the year	1,385,609	1,787,530
Subscription of units during the year	105,150	5,682
Redemption of units during the year	(489,158)	(407,603)
At the end of the year	<u>1,001,601</u>	<u>1,385,609</u>

As at 31 October 2017 and 31 October 2016, all units issued by the Series Trust are classified as equity.

In meetings of unitholders for any resolution to be proposed in respect of the Series Trust, individual unitholder present in person, by proxy or by representative, has one vote for every unit of which he is the holder.

The Trust and the Series Trust do not have any externally imposed capital requirements. As at 31 October 2017, the Series Trust had a total equity of \$12,046,328 (2016: \$13,756,320). The Series Trust strives to invest the funds received from the issue of units in investments that meet the Series Trust's investment objectives while maintaining sufficient liquidity to meet the funding needs when unitholders redeem their units.

Unitholders of the Series Trust cannot switch their units into units of any other series trust of the Trust.

The Series Trust does not intend to pay dividends or other distributions for the current year.

*Country Selector Foreign Currency Series -
a series trust of Red Arc Global Investments (Cayman) Trust
Financial statements for the year ended 31 October 2017*

8 Net assets attributable to unitholders (continued)

(b) Reconciliation of net assets

In accordance with the Series Trust's offering memorandum, the net assets of the Series Trust are computed using the pre-determined cut-off time for all transactions. Transactions after that offering memorandum based cut-off time are recorded the next day. Under the HKFRSs requirements, these transactions are recorded on the same day to comply with recognition and derecognition criteria for the financial instruments. This approach creates a timing difference between the HKFRSs net assets and units issued and the offering memorandum net assets and units issued.

A reconciliation of the net assets between the amounts computed for valuation purposes and the amounts computed in accordance with HKFRSs as reported is as follows:

	2017	2016
Net assets attributable to unitholders for valuation purposes	\$ 12,046,313	\$ 13,756,320
Adjustment on timing difference	<u>15</u>	<u>-</u>
Net assets attributable to unitholders as reported in the financial statements	<u>\$ 12,046,328</u>	<u>\$ 13,756,320</u>

A reconciliation of the units issued between the number used for valuation purposes and the number recorded in accordance with HKFRSs as reported is as follows:

	<u>Number of units</u> 2017	2016
Units issued for valuation purpose	1,001,601	1,385,609
Adjustment on timing difference	<u>-</u>	<u>-</u>
Units issued as reported in the financial statements	<u>1,001,601</u>	<u>1,385,609</u>

*Country Selector Foreign Currency Series -
a series trust of Red Arc Global Investments (Cayman) Trust
Financial statements for the year ended 31 October 2017*

9 Related parties

Charges and expenses from related parties in respect of services provided to the Series Trust are as follows:

Management fee:	The Manager is entitled to a management fee of 0.50% per annum of the net asset value of the Series Trust. The fee is accrued daily and payable monthly in arrears.
Administration fee:	The Administrator is entitled to a combined fee of up to 0.10% per annum of the net asset value of the Series Trust. The fee is accrued daily and payable monthly in arrears.
Custodian fee:	The Custodian charges a fee up to 0.01% per annum of the net asset value of the Series Trust. The fee is accrued daily and payable monthly in arrears.
Trustee fee:	The Trustee charges a fee of \$5,000 per annum which is payable annually in arrears.
Agent company fee:	The Agent Company charges a fee up to 0.05% per annum of the net asset value of the Series Trust. The fee is accrued daily and payable monthly in arrears.
Financial statements preparation fee:	The Administrator is entitled to a fee of \$8,000 per annum. The fee is accrued daily and payable monthly in arrears.

The following summarises the significant related party transactions of the Series Trust:

	2017		2016	
	Expenses	Payable	Expenses	Payable
Management fee	\$ 64,556	\$ 5,377	\$ 69,185	\$ 5,861
Administration fee	12,910	1,075	13,837	2,308
Custodian fee	3,998	108	3,082	231
Trustee fee	6,233	1,260	7,050	2,932
Agent company fee	6,456	1,018	6,918	1,154
Financial statements preparation fee	10,104	2,115	8,011	8,011

*Country Selector Foreign Currency Series -
a series trust of Red Arc Global Investments (Cayman) Trust
Financial statements for the year ended 31 October 2017*

9 Related parties (continued)

The Series Trust utilises the banking services of the Administrator in the ordinary course of their banking and securities custodian business. Information relating to the cash and cash equivalents is disclosed in note 3. During the year ended 31 October 2017, the interest income earned from the bank balances maintained with the Administrator amounted to \$140 (2016: \$Nil).

As at 31 October 2017 and 31 October 2016, the unitholders of the Series Trust are not related parties. Information relating to units issued and redeemed is disclosed in note 8.

10 Key sources of estimation uncertainty

Estimation of fair values

The fair values of financial assets designated at fair value through profit or loss are derived by valuation models using current market parameters as described in note 2(d)(iii). Fair value estimates are made at a specified point in time, based on market conditions and information about the financial instruments. These estimates are subjective in nature and involve uncertainties and matters of significant judgement and therefore cannot be determined with precision. Nevertheless, fair values can be reliably determined within a reasonable range of estimates.

11 Possible impact of amendments, new standards and interpretations issued but not yet effective for the year ended 31 October 2017

Up to the date of issue of these financial statements, the HKICPA has issued a number of amendments and new standards which are not yet effective for the year ended 31 October 2017 and which have not been adopted in these financial statements. These include the following which may be relevant to the Series Trust:

	<i>Effective for accounting periods beginning on or after</i>
Amendments to HKAS 7, <i>Statement of cash flows: Disclosure initiative</i>	1 January 2017
HKFRS 9, <i>Financial instruments</i>	1 January 2018

The Series Trust is required to adopt HKFRS 9 *Financial instruments* from 1 January 2018. HKFRS 9 replaces HKAS 39 *Financial instruments: Recognition and measurement*. It includes revised guidance on the classification and measurement of financial instruments, a new expected credit loss model for calculating impairment on financial assets and new general hedge accounting requirements. It also carries forward the guidance on recognition and derecognition of financial instruments from HKAS 39.

*Country Selector Foreign Currency Series -
a series trust of Red Arc Global Investments (Cayman) Trust
Financial statements for the year ended 31 October 2017*

11 Possible impact of amendments, new standards and interpretations issued but not yet effective for the year ended 31 October 2017 (continued)

Based on the Series Trust's assessment, this standard is not expected to have a material impact on the classification of financial assets and financial liabilities because the financial instruments currently measured at fair value through profit or loss under HKAS 39 are classified as held-for-trading and are managed on a fair value basis in accordance with the documented investment strategy.

Accordingly, these financial instruments will continue to be measured at fair value through profit or loss under HKFRS 9. Furthermore, changes to the impairment model are not expected to have a material impact because majority of the financial assets are measured at fair value through profit or loss and the impairment requirements do not apply to such instruments.

The Series Trust is in the process of making an assessment of what the impact of these amendments and new standards is expected to be in the period of initial application.

*Country Selector Foreign Currency Series -
a series trust of Red Arc Global Investments (Cayman) Trust
Year ended 31 October 2017*

Supplementary information (unaudited)
Investment portfolio
as at 31 October 2017
(Expressed in United States dollars)

	<i>Unit holdings</i>	<i>Fair value</i>	<i>% of net asset value</i>
Financial assets designated at fair value through profit or loss			
Certificates relating to units of the Citi Country Selector Strategy (USD) due 31 July 2020	<u>88,490</u>	<u>12,093,043</u>	<u>100.39%</u>

*Country Selector Foreign Currency Series -
a series trust of Red Arc Global Investments (Cayman) Trust
Year ended 31 October 2017*

Supplementary information (unaudited) (continued)

Performance table

(Expressed in United States dollars)

	2017	2016
Total net asset value (calculated in accordance with the Offering Memorandum)	\$ 12,046,313	\$ 13,756,320
Net asset value per unit (calculated in accordance with the Offering Memorandum)	\$ 12.027	\$ 9.928
Price record (calculated in accordance with the Offering Memorandum):		
– Highest unit net asset value during the year	\$ 12.248	\$ 10.036
– Lowest unit net asset value during the year	\$ 9.354	\$ 7.633
Net investment return during the year	21.14%	10.94%

The net investment return for 2017 and 2016 was calculated by reference to the difference between the net asset value per unit (calculated in accordance with the Offering Memorandum) of the Series Trust at the year end date and the year beginning date, divided by the year beginning date price to obtain the return in percentage.

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(2018年2月末日現在)

	米ドル (. を除く。)	円 (. を除く。)
・ 資産総額	11,326,884.18	1,216,167,554
・ 負債総額	90,204.80	9,685,289
・ 純資産総額 (-)	11,236,679.38	1,206,482,265
・ 発行済口数	851,336.761口	
・ 1口当たり純資産価格 (/)	13.199	1,417

第4【外国投資信託受益証券事務の概要】

（イ）受益証券の名義書換

サブ・ファンドの記名式受益証券の名義書換機関は次のとおりである。

取扱機関 シティトラスト・リミテッド

取扱場所 香港、セントラル、ガーデン・ロード3、チャンピオン・タワー50/F

日本の受益者については、受益証券の保管を販売会社に委託している場合、その販売会社の責任で必要な名義書換手続がとられ、それ以外のものについては本人の責任で行う。

名義書換の費用は受益者から徴収されない。

（ロ）受益者集会

受託会社または管理会社は、以下に掲げる場合において、トラストまたは関連するサブ・ファンド（場合による。）の受益者集会を、当該集会の招集通知に定める時間および場所において招集する。

（a）信託証書の規定により要求される場合

（b）管理会社または受託会社の書面による請求がある場合

（c）（全受益者集会の場合）当該時点において発行済受益証券の合計10分の1以上の保有が登録されている受益者の書面による請求がある場合

（d）（いずれかのサブ・ファンドの受益者集会の場合）当該サブ・ファンドの当該時点において発行済受益証券の合計10分の1以上の保有が登録されている受益者の書面による請求がある場合

集会は、トラストまたは関連するサブ・ファンドの受益者に対して中10日以上前の事前の通知により招集されなければならない。通知は、集会の日時および場所ならびに当該集会で提案される決議の議題を明記しなくてはならない。受益者決議、議決または定足数に関する計算は、関連する基準日（ただし、当該基準日が評価日ではない場合、当該基準日の直前の評価日）の時点における純資産価額を参照して行われる。いずれかの集会に関する基準日は、管理会社により決定される日（集会の招集通知に明記される集会の日から中14日以上前）とする。事故によるいずれかの受益者に対する通知の不到達または受益者による通知の不受領は、集会の議事を無効にするものではない。受託会社または管理会社の授権された代理人は、集会に出席し発言する権利を有する。集会の定足数は、時点におけるトラストまたはサブ・ファンド（場合による。）の当該時点における発行済受益証券の保有者の単純過半数である。集会の議決に付される決議は、書面で行われる投票により決定され、当該決議がサブ・ファンド決議または受益者決議（場合による。）の必要過半数により承認された場合、投票の結果は、集会の決議とみなされる。投票において、議決は本人または代理人により行使されることができる。

（ハ）受益者に対する特典、譲渡制限

いかなる特典も、受益者に対して、付与されない。

受益証券の譲渡

以下に記載される規定および管理会社が決定するその他の条件に基づき、受益者は、管理会社および受託会社の承諾を得た上、自らが保有する受益証券を管理会社が随時承認するいかなる書式の書面証書によっても譲渡することができる。すべての譲渡証書は、譲渡人またはその代理人および譲受人またはその代理人の署名が付されなければならない。

いずれかの譲渡に関して、管理会社または受託会社は、それぞれの絶対的な裁量により、譲受人に対して、管理会社または受託会社が必要もしくは望ましいと判断するいかなる様式によるいかなる情報（関連する法域または適用ある法域における制定法の規定、政府その他の要件もしくは規則または当該時に有効な管理会社もしくは受託会社の方針の遵守を容易にするために管理会社または受託会社が要求する情報または文書を含む。）も提供することを要求することができる。

受託会社および管理会社は、信託証書の規定に反するいかなる譲渡の確認、合意、名義書換または名義書換の取次ぎも行わず、また受託会社または管理会社が譲受人の氏名を受益者名簿に記入するか、または受益者名

簿への記入を取次ぐまでは、譲渡の対象である受益証券に対するあらゆる権利に関して引き続き譲渡人を受益者として扱う。

受託会社または管理会社のいずれも、関連する譲渡契約または申込契約における表明に依拠してその承諾を行うことにつき責任を有することはなく、またそれぞれ完全に保護される。

上記の規定に違反して譲渡されるいずれの受益証券も、以下の「強制買戻しおよび譲渡」の項に記載される方法による強制的な買戻しまたは譲渡の対象となる。

強制買戻しおよび譲渡

受託会社は、いつでも影響を受ける受益者に対して事前の書面による通知を行うことにより、適用ある買戻価格（送金費用の控除後）により、関連する買戻日において、当該受益者によって保有されるすべてのまたはいずれかの受益証券を買い戻すことができる。かかる強制買戻しは、以下に掲げる状況において行われることができる。

- （ a ）受益証券が、直接または実質的に以下の者によって所有されていると受託会社もしくは管理会社が認識し、またはそのように認識することについて理由がある場合。
 - （ i ）いずれかの国、政府、司法または財務当局の法律、規制または法的拘束力を有する要件に違反する者
 - （ ）関連するサブ・ファンドについて適格投資家でない者、または関連するサブ・ファンドに関する適格投資家でない者の利益のために受益証券を取得した者
 - （ ）受託会社または管理会社の意見において関連するサブ・ファンドの信託財産、受託会社または管理会社が本来であれば負うはずのない納税責任を負い、または法律上、金銭上、規制上もしくは重大な運営上、結果的に不利益を被ることになると受託会社または管理会社が判断する状況下にある者
- （ b ）受益証券が、受益者に対して、有価証券届出書「第二部 ファンド情報、第4 外国投資信託受益証券事務の概要、（八）受益者に対する特典、譲渡制限」の項に要約される信託証書の適用ある規定に違反して譲渡された場合。

第二部【特別情報】

第1【管理会社の概況】

1【管理会社の概況】

（1）資本金の額

管理会社の資本金は、200万200香港ドル（約2,742万円）で、2018年2月末日現在全額払込済である。なお、1株100香港ドル（約1,371円）の記名式株式2万2株を発行済である。

また、管理会社の純資産の額は、2018年2月末日現在215,565,622香港ドル（約29億5,540万円）であった。

過去5年間、管理会社の資本金の増減はない。

（2）会社の機構

管理会社が総会で異なる決定を下さない限り、取締役の人数は一名以上とし、最大人数はないものとする。

取締役の資格として管理会社の株式を保有する必要はない。管理会社の株主でない取締役は総会またはいずれかの種類株式の保有者総会に出席して、発言する権利を有するものとする。

管理会社の事業は取締役会が管理するものとする。取締役会は管理会社の設立および登録に関するすべての費用を支払うものとする。取締役会は会社法（第32章）およびこれと一体をなすその他一切の法令（以下「香港会社法」という。）または通常定款に従って管理会社によって総会で行使されるべき管理会社のすべての権限を、通常定款に定める規則、香港会社法に定める規定および管理会社が総会で定めた上記の規則および規定と矛盾しない規則に従って、行使することができる。ただし、管理会社が総会で定めた規則は、かかる規則が定められていなければ有効な以前の実行取締役会の行為を無効化しないものとする。

香港会社法に定める関係規定に従って、取締役会は香港等において管理会社の業務を管理する委員会、地方委員会または機関を設置し、事業を行うために適当と判断する規則を定め、変更し、いずれかの者を上記の委員会、地方委員会または機関の構成員に選任し、報酬を定めるほか、取締役会に帰属する権限または裁量権を、上記の委員会、地方委員会または機関に委託し、上記の委員会、地方委員会または機関の構成員に欠員を補充し、または欠員を補充することなく職務を務めることを認めることができる。上記の選任または委託は取締役会が適当と判断する条件に基づくものとする。また取締役会は上記の要領で選任された者を解任し、または委託を撤回し、もしくは変更することができるが、誠実で取引を行い、かつかかる撤回または変更を通知されていない者は上記の規定による影響を受けないものとする。

取締役会は随時管理会社の社印を押した委任状により、いずれかの者を、取締役会が適当と考える期間、取締役会が適当と考える条件に基づき、取締役会が適当と考える目的のために、取締役会が適当と考える権限および裁量権（再委託の権限を含む。）を授与した上で、管理会社の代理人または委託先に選任することができる。上記の選任は、（取締役会が適当と判断する場合）取締役または上記の委員会もしくは地方委員会の構成員またはいずれかの企業もしくは会社の取締役、名義人もしくは経営者または取締役会が直接もしくは間接的に指名した人もしくは団体を受益者とし、また上記の委任状には上記の代理人と取引を行う者を保護し、かつ便宜を図るために取締役会が適当と考える規定を織り込むことができる。

取締役会は、随時取締役会が適当と考える期間、取締役会が適当と考える条件に基づき、取締役会が適当と考える報酬により、一名以上の取締役を管理会社の業務執行取締役または共同業務執行取締役に選任し、または管理会社の事業の管理、運営に携わる役職に就任させることができる。また取締役会は、随時（取締役と管理会社との間で合意した契約に定める規定に従い）上記の実行取締役を解任し、他の取締役を後任に選任することができる。

業務執行取締役または共同業務執行取締役に（業務執行取締役または共同業務執行取締役と管理会社との間で合意した契約に定める規定に従い）管理会社のその他の取締役の辞任および解任に関する規定と同じ規定が適用されるものとし、取締役ではなくなった場合、直ちに業務執行取締役または共同業務執行取締役ではなくなるものとする。

取締役会は業務執行取締役、共同業務執行取締役または管理会社の事業の管理、運営に携わるその他の役職を務める取締役に、取締役会が適当と考える条件および制限に従い、定款に基づき行使され得る取締役会が適当と考える権限を、取締役会自身の権限と併存し、または取締役会自身の権限を排除して授与し、委託するとともに、随時かかる権限の一部または全部を撤回し、取消し、または変更することができる。

- (i) 取締役会は、随時管理会社の支配人を選任して、報酬、手数料を支払い、または管理会社の利益への参加権を授与し、またはそれらの混合による報酬を定め、管理会社の事業により支配人が雇用した支配人の職員の費用を支払うことができる。
- () 支配人の選任は取締役会が決定した期間として、取締役会は適当と考える権限の一部または全部を支配人に授与することができる。
- () (i) 号および() 号に関連して、取締役会は、その独自の裁量により、適当と判断する条件（管理会社の事業を行うために副支配人またはその他の従業員を選任する支配人の権限を含む。）に基づき支配人と契約を締結することができる。

2【事業の内容及び営業の概況】

シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッドは、トラストの管理会社である。

管理会社は、管理会社が受託会社に対して当該委託が生ずる前または当該委託が生じた後合理的な期間内に当該委託について書面により通知することを条件に、受託会社の事前の承認を得ることなく、管理会社が決定する1以上の個人、団体または法人に対して、その権利、特典、権能、義務および裁量の全部または一部ならびに信託証書に基づくそのいずれかの職務の履行を（関連するサブ・ファンドの費用で）委託する権能および権限を有する。ただし、以下に掲げる事項をその条件とする。

- (a) 管理会社は、各委託先が信託証書の規定（適用ある範囲において）を遵守することを確保するために、あらゆる合理的な努力をする。
- (b) 適用ある法律によって要求される限りにおいて、管理会社は、当該委託先の作為または不作為についてかかる作為または不作為が管理会社自身のものであるかのように責任を負うが、その他当該委託先またはその再委託先の行為を監督することを義務付けられず、かつ、かかる損失が管理会社の現実の詐欺または故意の不履行の結果として発生した場合を除き、委託先または再委託先の作為または不作為を理由としてトラスト（いずれかのサブ・ファンドを含む。）が被った損失について一切責任を負わない。
- (c) 当該者との書面による合意は、個別的に受託会社に対してではなく、関連するサブ・ファンドの信託財産のみに対して当該合意に基づく求償を制限する条項を含む。

管理会社は、いかなる場合または理由においても、信託財産またはそのいずれか一部が被ったまたはその収益について生じた損失または損害につき責任を負わない。ただし、かかる損失または損害が管理会社の現実の詐欺または故意の不履行により生じたものである場合はこの限りではない。

管理会社は、トラストに関する潜在的債権者との取引においても、当該債権者に対して支払義務を負うもしくは将来その可能性がある債務、義務または負債を満足させるために、当該債権者が関連するサブ・ファンドの資産に対してのみ求償権を有することを確保する。

管理会社は、関連するサブ・ファンドの管理会社として負担しまたは当事者となった訴訟、訴訟手続、債務、経費、請求、損害、費用（すべての合理的な弁護士費用、専門家費用およびその他の類似費用を含む。）または要求の全部もしくは一部に対して、当該サブ・ファンドの信託財産より補償される。上記にかかわらず、

- (a) 管理会社は、あるサブ・ファンドの信託財産から、他のサブ・ファンドに関して被った債務に対して補償を受ける権利を有さない。
- (b) 管理会社は、管理会社が被った訴訟、訴訟手続、債務、経費、請求、損害、費用または要求で、ケイマン諸島の裁判所によって管理会社またはその関連会社およびこれらの取締役、役員もしくは従業員の現実の

詐欺または故意の不履行より生じたものであることが認定されたものに関しては、いかなる補償も受けることができない。

管理会社は、受託会社に対して90日前（または受託会社が合意するより短い期間）の書面による通知を行うことにより退任することができる。管理会社が退任の意思を示した通知を行ってから60日以内に承継管理者が任命されていない場合、すべてのサブ・ファンドが終了する。

管理会社は、受託会社が信託証書に基づくその義務の重大な違反を行い、かつ（当該違反が治癒可能である場合に）当該違反の治癒を要求する管理会社による通知の受領から30日以内にこれを是正しない場合、受託会社に対して書面による通知を行うことにより、いつでも信託証書に基づくその任務から退く権利を有する。

管理会社が退任するかまたは解任された場合であって、かつかかる退任または解任の後受託会社が決定する期間内にあらゆる点において管理会社に代わる者として相応しい者であると受託会社が決定する後任の管理会社を受託会社が特定することができない場合、受託会社は、直ちに全受益者による集会を招集する。当該受益者集会において、受益者は、受益者決議をもって管理会社の任務を受諾する意思のある他の者、団体または会社を受益者の望む後任の管理会社として指名することができ、受益者は、受託会社に対して、その旨を書面により通知するものとする。当該通知後直ちに、受託会社は、追補信託証書および／または適切な場合、投資運用契約の条項により、望ましい後任の管理会社を管理会社として選任する。受益者が管理会社の任務を受諾する意思のある他の者、団体または会社を受益者の望む後任の管理会社として指名しなかった場合、受託会社は、トラストを終了させることができる。

受託会社は、投資運用契約に定める条件でトラストおよび各サブ・ファンドの投資運用者として行為するよう管理会社を任命している。投資運用契約の条件に基づき、管理会社は、各サブ・ファンドの資産の投資および再投資ならびに投資運用サービスの履行につき責任を負う。

投資運用契約に基づき、管理会社は、いかなる場合または理由においても、受託会社、信託財産またはいずれかのサブ・ファンドが負担または被った損失または損害につき責任を負わない。ただし、かかる損失または損害が管理会社の現実の詐欺または故意の不履行により生じたものである場合はこの限りではない。管理会社は、間接的、特別または派生的な損失につき責任を負わない。管理会社は、関連するサブ・ファンドの管理会社として負い、負担または被る可能性のある訴訟、訴訟手続、債務、経費、請求、損害、費用（すべての合理的な弁護士費用、専門家費用およびその他の類似費用を含む。）または要求の全部もしくは一部に対して、当該サブ・ファンドの信託財産から補償を受ける権利を有する。ただし、管理会社は、管理会社が被った訴訟、訴訟手続、債務、経費、請求、損害、費用または要求で、ケイマン諸島の裁判所によって管理会社またはその関連会社およびこれらの取締役、役員もしくは従業員の現実の詐欺または故意の不履行より生じたものであることが認定されたものに関しては、いかなる補償も受けることができない。投資運用契約は、管理会社が受託会社に対して90日以上前に書面による通知を行うことにより（その逆の場合も同様とする。）、または投資運用契約に定めるその他の状況において終了する。

シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッドは、香港で設立された会社であり、シティグループ・インクの間接完全子会社であるシティグループ・グローバル・マーケッツ・ホンコン・ホールディングス・リミテッドの完全子会社である。SF0第116条に従って、管理会社は、SF0の別紙5に定義されるタイプ4および9の規制対象活動に関して認可を受けている。かかる規制対象活動は、証券および資産運用に関する助言を含む。

管理会社の取締役は以下のとおりである。

シリル・トルブレウィッチ氏は、シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメントのアジア・パシフィックの取締役兼アジア・パシフィック・マルチ・アセット・グループの長である。マルチ・アセット・グループは、資産家、個人、企業および機関顧客に対する投資商品および投資ソリューションの販売の考案、組成および手配を行う地域的投資ソリューションの基盤となる組織である。トルブレウィッチ氏は、グループ長の職務に就くまで、アジアの機関顧客および販売パートナーに対する新商品戦略の指揮をとり、受賞歴のある幅広いソリューション開発を監督していた。トルブレウィッチ氏は、2003年にロンドンのシティグループ・グローバル・

マーケッツ・リミテッドにマルチ・アセット・デリバティブ・ストラクチャラーとして入社し、2007年にアジアに異動した。

ソン・リ氏は、シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメントのアジア・パシフィックの長であり、シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメントのアジア・パシフィックの地域の投資ファンド事業の運営および開発に責任を負う。シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメントのアジア・パシフィックは、アジア・パシフィックの機関投資家、富裕投資家および一般投資家のために投資ファンドおよびファンド・ソリューションを作り出す。リ氏は、ウォール・ストリートおよびアジアにおいて23年以上の投資経験を有する。シティグループに入社する前は、ニューヨークおよび最近では香港のアライアンス・バーンスタイン・アセット・マネジメントにおいて、少数の主力商品で1,600億米ドルにのぼる運用資産額を監督するブレンド・ソリューション・チームでシニア・ポートフォリオ・マネジャーを務めた。アライアンス・バーンスタインに勤務する前は、ニューヨークのドイチェ・アセット・マネジメントおよびシティグループ・アセット・マネジメントでポートフォリオ管理およびリサーチに関する様々な職務に携わっていた。

管理会社は、2018年2月末日現在、46本のファンドを運用している。

管理会社が運用している46本のファンドは、以下のとおり、分類される。

分類		内訳
A分類	通貨建別運用金額	米ドル建 615,527,661米ドル
		豪ドル建 725,838豪ドル
		円建 645,892,960,504円
B分類	ファンドの種類 (基本的性格)	ケイマン籍・契約型・オープン・エンド型 23本
		その他 23本

3【管理会社の経理状況】

- a．管理会社の直近2事業年度の日本文の財務書類は、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定を適用して管理会社によって作成された財務書類の原文を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。
- b．上記財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるケーピーエムジーから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c．管理会社の原文の財務書類は香港ドルで表示されている。日本文の財務書類には、主要な事項について2018年2月28日現在における株式会社三菱ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1香港ドル＝13.71円）で換算された本邦通貨換算額が併記されている。なお、1円未満の金額は四捨五入されている。円換算額は、四捨五入のため合計欄の数値が総額と一致しない場合がある。

（１）【貸借対照表】

シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッド
2016年12月31日に終了した事業年度の財務書類

純損益およびその他の包括利益計算書
2016年12月31日に終了した事業年度
（表示：香港ドル）

	注記	2016年 香港ドル	2016年 円	2015年 香港ドル	2015年 円
売上高	2	48,686,201	667,487,816	52,963,830	726,134,109
その他の（損失）／利益純額	3	(4,002,175)	(54,869,819)	639	8,761
その他の営業費用		<u>(33,392,370)</u>	<u>(457,809,393)</u>	<u>(35,481,711)</u>	<u>(486,454,258)</u>
税引前利益	4	11,291,656	154,808,604	17,482,758	239,688,612
法人税	5 (a)	<u>(1,876,390)</u>	<u>(25,725,307)</u>	<u>(2,876,446)</u>	<u>(39,436,075)</u>
当期利益		9,415,266	129,083,297	14,606,312	200,252,538
当期その他の包括利益		<u>-</u>	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>-</u>
当期包括利益合計		<u>9,415,266</u>	<u>129,083,297</u>	<u>14,606,312</u>	<u>200,252,538</u>

11ページから28ページ（訳注：原文のページ）の注記は本財務書類の一部である。

シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッド

2016年12月31日に終了した事業年度の財務書類

財政状態計算書

2016年12月31日現在

（表示：香港ドル）

	注記	2016年 香港ドル	2016年 円	2015年 香港ドル	2015年 円
非流動資産					
繰延税金資産	5 (c)	550,251	7,543,941	2,426,641	33,269,248
流動資産					
現金および現金同等物	7	209,444,850	2,871,488,894	188,284,849	2,581,385,280
兄弟会社に対する債権	8	2,182,210	29,918,099	475,584	6,520,257
売掛金およびその他の資産	9	9,651,854	132,326,918	18,506,850	253,728,914
		221,278,914	3,033,733,911	207,267,283	2,841,634,450
流動負債					
買掛金および未払費用	10	6,636,235	90,982,782	10,506,133	144,039,083
兄弟会社に対する債務	8	10,058,894	137,907,437	3,469,021	47,560,278
		16,695,129	228,890,219	13,975,154	191,599,361
純流動資産		204,583,785	2,804,843,692	193,292,129	2,650,035,089
純資産		205,134,036	2,812,387,634	195,718,770	2,683,304,337
資本および剰余金					
株式資本	11(a)	2,000,200	27,422,742	2,000,200	27,422,742
剰余金		203,133,836	2,784,964,892	193,718,570	2,655,881,595
資本合計		205,134,036	2,812,387,634	195,718,770	2,683,304,337

2017年4月24日に取締役会によって発行を承認、認可された。

)
 [署名])
) 取締役
 [署名])
)

11ページから28ページ（訳注：原文のページ）の注記は本財務書類の一部である。

シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッド

2016年12月31日に終了した事業年度の財務書類

資本変動計算書

2016年12月31日に終了した事業年度

（表示：香港ドル）

	株式資本 香港ドル	剰余金 香港ドル	合計 香港ドル
2015年 1 月 1 日現在残高	2,000,200	179,112,258	181,112,458
当期包括利益合計	-	14,606,312	14,606,312
2015年12月31日および2016年 1 月 1 日現在残高	2,000,200	193,718,570	195,718,770
当期包括利益合計	-	9,415,266	9,415,266
2016年12月31日現在残高	2,000,200	203,133,836	205,134,036
	株式資本 円	剰余金 円	合計 円
2015年 1 月 1 日現在残高	27,422,742	2,455,629,057	2,483,051,799
当期包括利益合計	-	200,252,538	200,252,538
2015年12月31日および2016年 1 月 1 日現在残高	27,422,742	2,655,881,595	2,683,304,337
当期包括利益合計	-	129,083,297	129,083,297
2016年12月31日現在残高	27,422,742	2,784,964,892	2,812,387,634

11ページから28ページ（訳注：原文のページ）の注記は本財務書類の一部である。

シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッド

2016年12月31日に終了した事業年度の財務書類

キャッシュ・フロー計算書

2016年12月31日に終了した事業年度

(表示：香港ドル)

	注記	2016年 香港ドル	2016年 円	2015年 香港ドル	2015年 円
営業活動					
税引前利益		11,291,656	154,808,604	17,482,758	239,688,612
調整：					
受取利息	3	(23,908)	(327,779)	(14,069)	(192,886)
運転資本変動前営業利益		11,267,748	154,480,825	17,468,689	239,495,726
兄弟会社に対する債権の(増加) / 減少		(1,706,626)	(23,397,842)	167,489	2,296,274
売掛金およびその他の資産の減少 / (増加)		8,854,996	121,401,995	(6,445,621)	(88,369,464)
買掛金および未払費用の減少		(3,869,898)	(53,056,302)	(1,041,531)	(14,279,390)
兄弟会社に対する債務の増加		6,589,873	90,347,159	3,328,568	45,634,667
営業活動から生じた正味現金		21,136,093	289,775,835	13,477,594	184,777,814
投資活動					
利息受取額		23,908	327,779	14,069	192,886
投資活動から生じた正味現金		23,908	327,779	14,069	192,886
現金および現金同等物の純増加		21,160,001	290,103,614	13,491,663	184,970,700
1月1日現在の現金および現金同等物		188,284,849	2,581,385,280	174,793,186	2,396,414,580
12月31日現在の現金および現金同等物	7	209,444,850	2,871,488,894	188,284,849	2,581,385,280

11ページから28ページ（訳注：原文のページ）の注記は本財務書類の一部である。

シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッド

2016年12月31日に終了した事業年度の財務書類

財務書類に対する注記

(表示：香港ドル)

1 重要な会計方針

(a) 法令遵守の表明

本財務書類は、該当するすべての香港財務報告基準（以下「HKFRS」という。）に準拠して作成されている。HKFRSとは、香港公認会計士協会（以下「HKICPA」という。）が公表した該当するすべての個々の香港財務報告基準、香港会計基準（以下「HKAS」という。）および解釈指針、香港で一般に公正妥当と認められる会計原則ならびに香港会社法の適用要件を含む総称である。当社が適用した重要な会計方針は、以下に開示されている。

HKICPAは、当社の当会計期間に初度適用される、または早期適用が可能である、特定の新規および改訂されたHKFRSを公表している。注記1(c)には、これらの変更の初度適用による会計方針の変更にに関する情報が、本財務書類に反映される当会計期間および過年度の会計期間において当社に関連する範囲で記載されている。

(b) 財務書類作成の基礎

本財務書類の作成に用いている測定基準は、取得原価主義である。

当社は、当社に関連する原資産および状況の経済的実質を反映する機能通貨として香港ドルを選択している。別段の指示がない限り、すべての価額について香港ドル未満の位は四捨五入されている。

HKFRSに準拠した財務書類の作成において、経営陣は、会計方針の適用ならびに資産、負債、収益および費用の報告金額に影響を与える判断、見積りおよび仮定を行うことが要求される。見積りおよび関連する仮定は、状況に応じて合理的であると考えられる過去の実績およびその他の様々な要因に基づいており、その結果は、他の根拠からでは算定が容易でない資産および負債の帳簿価額について判断を下す際の根拠となっている。実際の結果はこれらの見積りとは異なる可能性がある。

見積りおよび基礎となる仮定は、継続的に検証される。会計上の見積りの変更が特定の期間だけに影響を与える場合は、見積りの変更が行われる期間に認識され、変更が当期間および将来の期間に影響を与える場合は、変更が行われる期間および将来の期間に認識される。

(c) 会計方針の変更

H K I C P Aは、当社の当会計期間に初度適用される、多くのH K F R Sの修正を公表した。このうち、当会計期間または過年度の会計期間において当社の業績および財政状態の作成または表示方法に重要な影響を及ぼした変更はない。

当社は、当会計期間において未発効の新しい基準または解釈指針を適用していない(注記15参照)。

(d) 現金および現金同等物

現金および現金同等物は、当座預金、手元現金、銀行およびその他の金融機関に対する要求払預金、ならびに取得時点から満期までの期間が3か月以内であり、確定金額に容易に換金が可能で、かつ価格の変動リスクが小さい、短期で流動性の高い投資から構成される。

(e) 収益の認識

収益は、受け取った、または今後受け取る対価の公正価値で測定される。収益は、経済的便益が当社に流入し、収益および費用（該当する場合）が信頼性をもって測定することができる可能性が高い場合に純損益およびその他の包括利益計算書に認識される。

- 受取報酬は、該当するサービスが提供された時点で認識される。
- 受取利息は、実効金利法を用いて発生した時点で認識される。

(f) 引当金および偶発債務

引当金は、当社に過去の事象の結果として発生した法的債務または推定債務があり、当該債務を決済するために経済的便益の流出が必要となる可能性が高く、かつ信頼性の高い見積りが可能な場合に、時期または金額が不確定の負債に関して認識される。貨幣の時間的価値が重要な場合、引当金は当該債務を決済するために予想される費用の現在価値で計上される。

経済的便益の流出が必要となる可能性が低い、または信頼性をもって金額を見積ることができない場合、当該債務は偶発債務として開示される。ただし、経済的便益の流出の可能性が僅少の場合を除く。発生可能性のある債務で、その存在が将来の1つまたは複数の事象が発生する、あるいは発生しないことによるのみ確認される場合もまた、偶発債務として開示される。ただし、経済的便益の流出の可能性が僅少の場合を除く。

(g) 売掛金およびその他の債権

売掛金およびその他の債権は公正価値で当初認識され、その後、不良債権の減損引当金控除後の実効金利法を用いた償却原価で計上される。ただし、債権が定められた返済条件のない関連当事者に対する無金利融資である場合、または割引の影響に重要性がない場合には、債権は不良債権の減損引当金控除後の取得原価で計上される。

不良債権に関する減損損失は、減損の客観的な証拠が存在する場合に認識され、当該金融資産の帳簿価額と、割引の影響が重要である場合は当該資産の当初の実効金利で割り引いた見積将来キャッシュ・フローとの差額として測定される。

減損の客観的な証拠には、借手の著しい財政的困難といった資産の見積将来キャッシュ・フローに影響を及ぼす事象について、当社が認識する観察可能なデータが含まれている。

(h) 外貨換算

期中の外貨建取引は、取引日現在の外国為替レートで香港ドルに換算される。外貨建の貨幣性資産および負債は、報告期間の期末時点の為替レートで香港ドルに換算される。為替差損益は純損益およびその他の包括利益計算書に認識される。

(i) 法人税

当期法人税は、当期税金費用および繰延税金資産と繰延税金負債の変動で構成される。当期税金費用および繰延税金資産の変動は純損益およびその他の包括利益計算書に認識される。ただし、その他の包括利益に認識される、または資本に直接認識される項目に関連する場合には、法人税のうちの該当する金額がそれぞれ、その他の包括利益に認識される、または資本に直接認識される。

当期税金費用は、報告期間の期末時点の実効税率または実質的な実効税率を使用した、当期の課税所得に係る予想未払税額および過年度の未払税金に対する調整額である。

繰延税金資産は、資産および負債の財務報告上の帳簿価額と課税基準の差額である、減算一時差異から発生する。繰延税金資産は、未使用の税務上の欠損金および未使用の税額控除からも発生する。資産および負債の当初認識時から発生する差額を除き、すべての繰延税金資産は、当該資産が利用できる将来の課税所得の実現可能性が高い場合に限り、認識される。

繰延税金の認識額は、当該資産および負債の帳簿価額の実現または決済において予想される方法に基づき、報告期間の期末時点の実効税率または実質的な実効税率を使用して測定される。繰延税金資産および負債は割り引かれない。

当期税金残高および繰延税金残高ならびにその変動は、それぞれ個別に表示され、相殺されない。当社が当期税金資産を当期税金負債と相殺する法的強制力のある権利を有する場合に限り、当期税金資産は当期税金負債と相殺され、繰延税金資産は繰延税金負債と相殺される。相殺の原則は通常、同一の税務当局が同一の課税企業に課す法人税に対して適用される。

(j) 関連当事者

(a) 個人または当該個人の近親者は、当該個人が次のいずれかに該当する場合には、当社と関連がある。

- () 当社に対する支配または共同支配を有している。
- () 当社に対する重要な影響力を有している。あるいは
- () 当社または当社の親会社の経営幹部の一員である。

(b) 企業は、次のいずれかの条件に該当する場合には、当社と関連がある。

- () 当該企業および当社が同一のグループの一員である（これは、親会社、子会社および兄弟会社は互いに関連があることを意味している）。
- () 一方の企業が、他方の企業の関連会社または共同支配企業（あるいは他方の企業が一員となっているグループの一員の関連会社または共同支配企業）である。
- () 双方の企業が同一の第三者の共同支配企業である。
- () 一方の企業が第三者の共同支配企業であり、他方の企業が当該第三者の関連会社である。
- () 当該企業が当社または当社と関連がある企業のいずれかの従業員の給付のための退職後給付制度である。
- () 当該企業が(a)に示した個人に支配または共同支配されている。
- () (a)() に示した個人が当該企業に重要な影響力を有しているか、あるいは当該企業（または当該企業の親会社）の経営幹部の一員である。
- () 当該事業体、あるいはその一部であるグループの一員が、当社または当社の親会社に経営幹部サービスを提供する。

個人の近親者とは、企業との取引において当該個人に影響を与えるか、または影響されると予想される親族の一員のことである。

(k) 金融商品

- () 当初認識

金融商品は当初、公正価値で測定されるが、これは通常、取引価格と同額である。損益を通じて公正価値で測定する金融資産または金融負債以外の金融資産または金融負債の場合、当該金融資産または金融負債の取得または発行に直接帰属する取引費用が公正価値に加えられる。

当社は、金融資産および金融負債を、当該商品の契約上の規定の当事者になった日に認識する。金融資産の通常の売買は、取引日基準を用いて認識される。当該取引日から、金融資産または金融負債の公正価値の変動から発生する損益が計上される。

- () 区分

その他の金融資産および負債

金融資産および負債は当初、帰属する取引費用控除後の公正価値で認識される。当初認識の後、金融資産および負債は、実効金利法を用いた償却原価で計上される。

() 認識の中止

金融資産は、当該金融資産からのキャッシュ・フローを受け取る契約上の権利が消滅した場合、あるいは当該金融資産とともに所有に関する実質的にすべてのリスクおよび経済価値が譲渡された場合に、認識が中止される。

金融負債は、契約で特定された債務が免除、解消あるいは消滅した場合に、認識が中止される。

() 相殺

認識額を相殺する法的強制力のある権利があり、純額ベースでの決済、または資産の実現と負債の決済を同時に行う意図がある場合、金融資産と金融負債は相殺され、その純額が財政状態計算書に計上される。

2 売上高

当社の主たる事業は、投資運用サービスの提供である。

	2016年 香港ドル	2015年 香港ドル
受取投資運用報酬	48,686,201	47,343,098
受取パフォーマンス報酬	-	5,620,732
	<u>48,686,201</u>	<u>52,963,830</u>

上記の受取報酬の性質については、注記13に開示されている。

3 その他の(損失) / 利益純額

	2016年 香港ドル	2015年 香港ドル
兄弟会社の銀行における預金からの受取利息	23,908	14,069
為替差損	(134,293)	(13,430)
その他の損失	(3,891,790)	-
	<u>(4,002,175)</u>	<u>639</u>

その他の損失の性質については、注記13(e)に開示されている。

4 税引前利益

税引前利益は、以下の借方計上後の金額で計上されている。

	2016年 香港ドル	2015年 香港ドル
支払管理報酬	13,208,885	4,904,160
支払トレーラー報酬	6,609,101	9,524,848
支払サブ・マネージャー報酬	8,541,958	12,459,099
支払事務管理報酬	-	1,742,291
弁護士および専門家報酬	2,518,358	2,923,830
監査報酬	470,661	471,205

上記の関連当事者への支払報酬の一部の性質については、注記13に開示されている。

5 法人税

(a) 純損益およびその他の包括利益計算書に係る法人税は以下の通りである。

	2016年 香港ドル	2015年 香港ドル
繰延税金費用	1,876,390	2,876,446

当期においては、税務上の繰越欠損金が課税所得を上回っていたため、当事業年度および過年度の財務書類上で香港法人税に対する引当金は計上されなかった。

(b) 法人税と適用税率で算定された会計上の利益の調整：

	2016年 香港ドル	2015年 香港ドル
税引前利益	11,291,656	17,482,758
税率16.5%（2015年：16.5%）での税引前利益に係る 想定税額	1,863,123	2,884,655
非課税所得および損金不算入損失の税効果	13,267	(8,209)
実際の税金費用	1,876,390	2,876,446

(c) 財政状態計算書に係る法人税は以下の通りである。

繰延税金資産認識額：

財政状態計算書において認識される繰延税金資産の内訳および当事業年度における変動は、以下の通りである。

	2016年 香港ドル	2015年 香港ドル
税務上の欠損金から発生する繰延税金：		
1月1日現在	2,426,641	5,303,087
純損益およびその他の包括利益計算書への借方計上額	(1,876,390)	(2,876,446)
12月31日現在	550,251	2,426,641

2016年12月31日現在、認識されていない、または引当計上されていない重要な繰延税金資産または負債はなかった（2015年：ゼロ）。

6 取締役の報酬

香港会社法の第383条(1)および社内規定のパート2（取締役の給付に関する情報の開示）に準拠して開示される取締役の報酬は以下の通りである。

	2016年 香港ドル	2015年 香港ドル
取締役の報酬	-	-
給与、手当及び現物給付	8,262,775	7,982,474
変動賞与	7,179,601	6,152,849
株式報酬	1,228,914	1,007,407
退職制度への拠出額	740,100	700,075
	17,411,390	15,842,805

7 現金および現金同等物

2016年12月31日および2015年12月31日現在、現金および現金同等物は、兄弟会社の銀行に保有されている預金を表している。

8 兄弟会社に対する債権債務

兄弟会社に対する債権債務は、無担保、無金利であり、要求に応じて返済される。

9 売掛金およびその他の資産

	2016年 香港ドル	2015年 香港ドル
未収投資運用報酬	8,367,122	12,445,532
未収パフォーマンス報酬	-	5,620,732
未収弁護士および専門家報酬	844,766	439,253
前払費用	-	1,333
未収税金	439,966	-
	9,651,854	18,506,850

未収税金を除いた上記の未収報酬はすべて、当社が運用するファンドから支払われる。すべての未収報酬は、無金利、無担保であり、3か月以内に決済される見込みである。

10 買掛金および未払費用

	2016年 香港ドル	2015年 香港ドル
未払サブ・マネージャー報酬	2,814,707	5,797,331
未払トレーラー報酬	1,574,016	2,350,604
未払弁護士および専門家報酬	1,664,010	1,784,337
その他	583,502	573,861
	6,636,235	10,506,133

未払サブ・マネージャー報酬には、兄弟会社に対する債務が1,877,205香港ドル（2015年：2,001,927香港ドル）含まれていた。未払トレーラー報酬には、兄弟会社に対する債務が453,476香港ドル（2015年：709,129香港ドル）含まれていた。すべての買掛金および未払費用は、無金利、無担保であり、3か月以内に決済される見込みである。

11 株式資本

(a) 発行済株式資本

	2016年		2015年	
	株数	金額 香港ドル	株数	金額 香港ドル
発行済、全額払込済普通株式：				
1月1日および12月31日現在	20,002	2,000,200	20,002	2,000,200

普通株式の株主には、折々に宣言される配当を受け取る権利があり、当社の株主総会において1株につき1議決権を有する。すべての普通株式は、当社の残存資産に関して同等に位置づけられている。

(b) 資本管理

資本管理における当社の主たる目的は、継続企業として存続する当社の能力を保護することである。当社はある大規模なグループの一部であるため、当社の追加資本の源泉および余剰資金の分配に関する方針は、当該グループの資本管理目的の影響も受けることがある。

当社は、資本のすべての構成要素を含めて「資本」として定義している。この基準において、2016年12月31日現在の資本金額は205,134,036香港ドル（2015年：195,718,770香港ドル）であった。

当社の資本構造は、当社が所属するグループの資本管理の方策に配慮して定期的に見直され、管理されている。当社の資本構造の調整は、当社またはグループに影響を及ぼす経済環境の変化を考慮し、当社に対する取締役会の忠実義務または香港会社法の要件と矛盾しない範囲で行われる。取締役会による当社の資本構造の見直しの結果は、配当が宣言される場合に、配当水準を決定するための基準として使用される。

香港証券先物法に基づき登録された認可企業として、当社は香港証券先物（金融資源）規則（以下「FRR」という。）の資本規制の対象にもなっている。流動資本の最低必要額は、100,000香港ドルとFRRで定められた必要流動資本のいずれか高い方である。当社は、FRRの要件を遵守していることを日次ベースでモニターしている。当事業年度中、当社は常にFRRの要件を遵守していた。

12 金融商品

信用リスク、流動性リスクおよび金利リスクならびに為替リスクに対するエクスポージャーは、当社の通常の営業過程において生じる。これらのリスクは、下記の当社の財務管理方針および施策によって管理されている。

(a) 信用リスク

当社の信用リスクは、主に兄弟会社の銀行に保有されている現金および現金同等物、当社の投資運用活動により生じる未収報酬に起因する。経営陣は、信用方針を整備しており、信用リスクのエクスポージャーを継続的にモニターしている。

当社は主に、兄弟会社と取引を行っている。経営陣は、グループ会社に預け入れている金融資産の不履行リスクは僅少であると考えている。

信用リスクの最大エクスポージャーは、報告期間の期末時点の当該金融資産の帳簿価額に相当する。

(b) 流動性リスク

当社の方針により、短期および長期の流動性要件を満たすための十分な現金の維持を確保する目的で、現在の流動性要件と予想される流動性要件を定期的にモニターしている。

2016年12月31日および2015年12月31日現在、すべての金融負債は1年以内に満期が到来するか、または、要求に応じて返済される。金融負債の最も早い契約上の決済日の詳細は、注記8および10に開示されている。

(c) 金利リスク

当社は、当社が現金および現金同等物に係る銀行利息を得る範囲でのみ、金利リスクにさらされている。

感応度分析

以下の表は、報告期間の期末時点で、他のすべてのリスク変数を一定と仮定した場合の金利の変動の見積りに対応する当社の税引前利益の変動の見積りを表している。

	2016年		2015年	
	税引前利益の 増加/(減少) 香港ドル		税引前利益の 増加/(減少) 香港ドル	
金利の変動				
- 増加	0.48%	973,532	0.61%	1,004,970
- 減少	N/A	N/A	N/A	N/A

上記の感応度分析は、報告期間の期末時点で金利の変動が生じており、かつ、報告期間の期末時点で金利リスクのある当社保有の金融商品の再測定に当該金利を適用したと仮定した場合に生じると考えられる、当社の税引前利益に対する通年計算による影響額を表している。感応度分析は、2015年度と同じ基準で実施されている。

(d) 為替リスク

為替リスクは、為替レートの変動が金融商品の価値に影響を与える可能性によって生じる。

為替リスクのエクスポージャーを最小化するため、経営陣は、相殺が必要な外貨を直物レートで売買することにより正味エクスポージャーが許容水準に保たれることを確認している。

() 為替リスクに対するエクスポージャー

当社の機能通貨以外の通貨建である資産および負債の認識額から生じた為替リスクに対する、当社の報告期間の期末時点のエクスポージャーの詳細は以下の表の通りである。

	2016年				2015年		
	豪ドル建 香港ドル相当	ユーロ建 香港ドル相当	日本円建 香港ドル相当	米ドル建 香港ドル相当	豪ドル建 香港ドル相当	日本円建 香港ドル相当	米ドル建 香港ドル相当
現金および現金同等物	698,879	-	2,564,719	11,228,044	686,800	4,102,188	37,397
兄弟会社に対する債権	-	-	4,187	2,142,427	-	-	475,584
売掛金およびその他の資産	1,241	-	6,844,588	2,366,058	7,184	1,003,995	17,451,668
買掛金および未払費用	-	(1,495,422)	(1,895,438)	(2,731,181)	-	(2,935,055)	(7,074,203)
兄弟会社に対する債務	-	-	-	(9,907,802)	-	(588)	(3,504,029)
正味エクスポージャー	700,120	(1,495,422)	7,518,056	3,097,546	693,984	2,170,540	7,386,417

香港ドルは米ドルに対するペッグ制が施行されているため、当社は米ドルと香港ドルの為替レート変動のリスクは重要ではないと考えている。

() 感応度分析

以下の表は、他のすべてのリスク変数を一定と仮定した場合に、報告期間の期末時点で当社が多額のエクスポージャーを有している為替レートが同日に変更された場合に生じると考えられる当社の税引前利益の瞬時的な変動を表している。

	2016年		2015年	
	為替レートの 上昇 / (下落)	税引前利益の 増加 / (減少) 香港ドル	為替レートの 上昇 / (下落)	税引前利益の 増加 / (減少) 香港ドル
豪ドル	4.20%	29,401	N/A	N/A
	(4.45)%	(31,169)	(3.84)%	(26,634)
ユーロ	2.12%	(31,698)	N/A	N/A
	(5.83)%	87,128	N/A	N/A
日本円	2.93%	220,620	8.57%	186,034
	(5.68)%	(426,874)	N/A	N/A

感応度分析では、為替レートの変動が、報告期間の期末時点で為替リスクのある当社保有の金融商品の再測定に適用されたと仮定し、機能通貨以外の通貨建である内部取引による債権債務を含めている。感応度分析は、2015年度と同じ基準で実施されている。

(e) 金融資産および負債の公正価値

金融資産および負債の公正価値は、2016年12月31日および2015年12月31日現在の財政状態計算書の帳簿価額と大きな相違はないと考えられる。

13 重要な関連当事者取引

本財務書類において別途開示されている取引の他、当社は、通常の営業過程において関連当事者と以下の取引を行った。

(a) 受取報酬および支払報酬

	注記	2016年 香港ドル	2015年 香港ドル
受取報酬			
受取投資運用報酬	()	48,686,201	47,343,098
受取パフォーマンス報酬	()	-	5,620,732
支払報酬			
支払トレーラー報酬	()	6,609,101	9,524,848
支払サブ・マネージャー報酬	()	8,541,958	12,459,099

() 当社は当事業年度において以下のファンドのファンド・マネージャーである。

- 米ドル建元本確保型ダウ・ジョーンズ工業株価平均連動ファンド（2008 - 12）早期償還条項なし（以下「ファンド・シリーズ1」という。）
- 米ドル建元本確保型ダウ・ジョーンズ工業株価平均連動ファンド（2008 - 12）早期償還条項あり（以下「ファンド・シリーズ2」という。）
- 豪ドル建元本確保型日経225連動ファンド（2009 - 01）早期償還条項なし（以下「ファンド・シリーズ4」という。）
- 円建 / 日経225連動ファンド2009 - 02(最安値参照 / ノックイン型)早期償還条項なし（以下「ファンド・シリーズ6」という。）
- カントリー・セクター 外貨建てシリーズ（米ドル建）（以下「ファンド・シリーズ12」という。）
- ハイブリッド・トライ・アセット・ファンド（円建）（以下「ファンド・シリーズ14」という。）
- ワールド・C B・ファンド（円建）（以下「ファンド・シリーズ15」という。）
- アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド（以下「ファンド・シリーズ18」という。）
- メキシコ・ボンド・ファンド（以下「ファンド・シリーズ19」という。）
- テンプルトン世界債券ファンド 外貨建てシリーズ（以下「ファンド・シリーズ20」という。）
- 円95日・リクイディティ・ファンド（以下「ファンド・シリーズ23」という。）(2016年度に償還)
- 米ドル95日・リクイディティ・ファンド（以下「ファンド・シリーズ24」という。）
- グローバル・バランス・プラス・ファンド（以下「ファンド・シリーズ25」という。）
- ノース・アメリカン・エクイティ・インカム・カバード・コール・ストラテジー・ファンド（以下「ファンド・シリーズ26」という。）

- 米国成長株集中投資ファンド 外貨建てシリーズ(以下「ファンド・シリーズ27」という。)
- トレジャリー・プレミアム・プラス・ファンド(以下「ファンド・シリーズ28」という。)
- フィックスド・インカム・ファンド(以下「ファンド・シリーズ30」という。)
- トレジャリー・プレミアム・プラス ファンド(以下「ファンド・シリーズ31」という。)
- チャイナ・セレクト・ファンド(以下「CSF」という。)
- チャイナ・ストームライダーズ・ファンド(以下「CSR F」という。)
- チャイナ・バランス・ファンド(以下「CBF」という。)
- 80%確保型ダイナミック・アロケーション・ファンド(米ドル建)(以下「ブラックロック」という。)
- CGMYL インデックス・ターゲット・ボラティリティ・ファンド2012(SP)(以下「CGMYL」という。)
- あおぞら・USトリプルプラス・ファンド(以下「あおぞら」という。)
- あおぞら・US政府債ファンド<為替アクティブヘッジ付>(以下「あおぞら政府債」という。)
- カナダドル政府債ファンド7-10<為替アクティブヘッジ/私募>(以下「CGB」という。)
- ダイワ高格付カナダドル債オープン・為替アクティブヘッジ(毎月決算型)(以下「ダイワ」という。)
- トルコ債券オープン(毎月決算型)為替アクティブヘッジ(以下「KAM」という。)
- 三菱UFJ メキシコ債券オープン<為替アクティブヘッジ>(毎月分配型)(以下「MUAM メキシコ債券」という。)
- 三菱UFJ 米国配当成長株ファンド<為替アクティブヘッジ>(以下「MUAM 米国配当」という。)
- ニュージーランド債券オープン<アクティブヘッジ>(毎月分配型)(以下「ノムラ・マンスリー」という。)
- ニュージーランド債券オープン<アクティブヘッジ>(年2回決算型)(以下「ノムラ・セミアニュアリー」という。)
- インベスコ・英ポンド債券ファンド<為替アクティブヘッジ/毎月分配型>(以下「インベスコ」という。)
- 16-06 JBGRリパック・ファンド<日本円アクティブヘッジ>私募(以下「岡三 16-06」という。)
- 16-11 USトレジャリー・7-10年物ラダー・ファンド<日本円アクティブヘッジ>私募(以下「岡三 16-11」という。)
- 16-12 USトレジャリー・ファンド<日本円アクティブヘッジ>私募(以下「岡三 16-12」という。)
- QF マネージドアカウント(以下「QF」という。)(2016年度に償還)

当社は当事業年度において以下のファンドのファンド・アドバイザーである。

- 日本厳選プレミアム株式オープン(以下「KAM日本厳選」という。)

- () 当社は、当社の管理下にある以下のファンドから、報酬を受け取る権利を有している。

受取投資運用/助言報酬

ファンド・シリーズ12、14、15、18、19、20、23、24、25、26、27、28、30および31、CSF、CSR F、CBF、CGMYL、あおぞら、あおぞら政府債、CGB、ダイワ、KAM、MUAMメキシコ債券、MUAM 米国配当、ノムラ・マンスリー、ノムラ・セミアニュアリー、インベスコ、岡三 16-06、岡三 16-11、岡三 16-12、QF およびKAM日本厳選の受取投資運用報酬は、ファンドの純資産価額の年率0.01%から1.8%で計算される。

シリーズ1、2、4および6の受取投資運用報酬は、発行済受益証券の想定元本の年率0.3%で計算される。

受取パフォーマンス報酬

CSFについて、当社は、純資産価額が関連するパフォーマンス期間において覚書に定義されている最高値を上回る場合に、1口当たり純資産価格の増加額の10%で計算されるパフォーマンス報酬を受け取る権利を有している。

- () 当社と販売会社との間で締結された販売契約に従い、CSR F、CSFおよびCBFについては、トレーラー報酬が、当社の兄弟会社であるシティバンク(香港)リミテッドおよびシティバンク・シンガポール・リミテッドを含む、様々な販売会社に支払われる。トレーラー報酬は、当社と販売会社との間で合意された金額に基づいて請求される。2016年12月31日に終了した報告期間においてシティバンク(香港)リミテッドおよびシティバンク・シンガポール・リミテッドに支払われた支払トレーラー報酬総額は、2,036,499香港ドル(2015年度:3,886,662香港ドル)であった。
- () 当社とCSFおよびCBFのサブ・マネージャーとの間で締結されたサブ・マネジメント契約に従い、支払サブ・マネージャー報酬が、受取管理報酬純額の50%および(該当する場合には)受取パフォーマンス報酬の50%で算定され、サブ・マネージャーに支払われる。2016年12月31日現在においてCSFおよびCBFのサブ・マネージャーに支払われた支払サブ・マネージャー報酬総額は、4,306,583香港ドル(2015年:8,490,235香港ドル)であった。

当社と当社の兄弟会社であるシティグループ・グローバル・マーケット・リミテッド(以下「CGML」という。)との間で締結された書面による契約に従い、KAM日本厳選については、CGMLへの支払サブ・マネージャー報酬は、ファンドの日次の純資産価額に年率0.18%を適用して計算される。2016年12月31日現在においてCGMLに支払われた支払サブ・マネージャー報酬総額は、4,235,375香港ドル(2015年:3,968,864香港ドル)であった。

(b) 支払事務管理報酬

当社は2015年度に、当社に事務管理や技術的なサポートを提供している当社の兄弟会社であるシティグループ・グローバル・マーケッツ・アジア・リミテッド（以下「C G M A L」という。）に事務管理報酬を支払った。支払事務管理報酬は、C G M A L で生じた費用に10%を加算した金額で請求された。2015年12月31日に終了した報告期間におけるC G M A L への支払事務管理報酬は、1,742,291香港ドルであった。

(c) 支払管理報酬

当社は、当社に付帯的な販売サポート・サービスを提供している兄弟会社に管理報酬を支払った。2016年12月31日に終了した報告期間における支払管理報酬は、13,208,885香港ドル（2015年：4,904,160香港ドル）であった。

(d) 経営幹部の報酬

注記6に開示されている取締役の報酬以外に、他の経営幹部の報酬はない。

特定の経営幹部に対して合計17,411,390香港ドル（2015年：15,842,805香港ドル）の報酬を含む開示金額が、当社のグループ会社によって支払われた。当社は、経営幹部の役務の提供についてグループ会社を補償しなかった。

(e) その他の損失

当社は2016年度に、当社に起因して生じたオペレーション上の損失についてファンド・シリーズ25を補償する義務を負っており、当該補償額は3,891,790香港ドルであった。

14 直接の親会社および最終的な支配会社

2016年12月31日現在、取締役会は、当社の直接の親会社は、香港で設立されたシティグループ・グローバル・マーケッツ・ホンコン・ホールディングス・リミテッドであるとみなしている。同社は財務書類を作成しているが、公衆の閲覧に供されていない。2016年12月31日現在の当社の最終的な支配会社は、米国で設立されたシティグループ・インクであるとみなされる。シティグループ・インクは米国で一般に認められる会計原則に基づき連結財務書類を作成しており、公衆の閲覧に供されている。

15 公表されているが2016年12月31日に終了した事業年度において未発効の修正、新基準および解釈指針の潜在的影響

本財務書類の公表日までに、H K I C P Aは2016年12月31日に終了した事業年度において未発効で、本財務書類に適用されていない、多くの改訂および新基準を公表した。本財務書類には、当社に関連する可能性がある以下が含まれている。

以下の日付以降に開始する会計期間より適用

H K A S 第7号の修正「キャッシュ・フロー計算書：開示インシアティブ」	2017年1月1日
H K A S 第12号の修正「法人所得税：未実現損失に関する繰延税金資産の認識」	2017年1月1日
H K F R S 第9号「金融商品」	2018年1月1日
H K F R S 第15号「顧客との契約から生じる収益」	2018年1月1日

当社は、これらの修正が初度適用の期間に及ぼす影響について評価中である。これまでのところ、これらの修正の適用が本財務書類に重要な影響を及ぼす可能性はないと考えている。当社はまだ評価を完了していないため、今後さらなる影響を確認する可能性がある。新基準に基づいて認められている代替アプローチが存在する場合には、発効日より前にこれらの新しい要求事項を適用するかどうか、またどの経過アプローチをとるかを考慮する。当社はこれらの修正または新基準を早期適用する予定はない。

[次へ](#)

Citigroup First Investment Management Limited
Financial statements for the year ended 31 December 2016

Statement of profit or loss and other comprehensive income for the year ended 31 December 2016

(Expressed in Hong Kong dollars)

	<i>Note</i>	<i>2016</i> \$	<i>2015</i> \$
Turnover	2	48,686,201	52,963,830
Other net (loss)/gain	3	(4,002,175)	639
Other operating expenses		<u>(33,392,370)</u>	<u>(35,481,711)</u>
Profit before taxation	4	11,291,656	17,482,758
Income tax	5(a)	<u>(1,876,390)</u>	<u>(2,876,446)</u>
Profit for the year		9,415,266	14,606,312
Other comprehensive income for the year		<u>-</u>	<u>-</u>
Total comprehensive income for the year		<u>9,415,266</u>	<u>14,606,312</u>

The notes on pages 11 to 28 form part of these financial statements.

Citigroup First Investment Management Limited
Financial statements for the year ended 31 December 2016

Statement of financial position as at 31 December 2016

(Expressed in Hong Kong dollars)

	Note	2016 \$	2015 \$
Non-current asset			
Deferred tax assets	5(c)	550,251	2,426,641
Current assets			
Cash and cash equivalents	7	209,444,850	188,284,849
Amounts due from fellow subsidiaries	8	2,182,210	475,584
Accounts receivable and other assets	9	9,651,854	18,506,850
		<u>221,278,914</u>	<u>207,267,283</u>
Current liabilities			
Accounts payable and accrued expenses	10	6,636,235	10,506,133
Amounts due to fellow subsidiaries	8	10,058,894	3,469,021
		<u>16,695,129</u>	<u>13,975,154</u>
Net current assets		<u>204,583,785</u>	<u>193,292,129</u>
NET ASSETS		<u>205,134,036</u>	<u>195,718,770</u>
CAPITAL AND RESERVES			
Share capital	11(a)	2,000,200	2,000,200
Retained earnings		<u>203,133,836</u>	<u>193,718,570</u>
TOTAL EQUITY		<u>205,134,036</u>	<u>195,718,770</u>

Approved and authorised for issue by the board of directors on **24 APR 2017**


 Cyrille Dimitri Traub-Danewitch
 
 Song Li

Directors

The notes on pages 11 to 28 form part of these financial statements.

Citigroup First Investment Management Limited
Financial statements for the year ended 31 December 2016

**Statement of changes in equity
for the year ended 31 December 2016**

(Expressed in Hong Kong dollars)

	<i>Share capital \$</i>	<i>Retained earnings \$</i>	<i>Total \$</i>
Balance at and 1 January 2015	2,000,200	179,112,258	181,112,458
Total comprehensive income for the year	-	14,606,312	14,606,312
Balance at 31 December 2015 and 1 January 2016	2,000,200	193,718,570	195,718,770
Total comprehensive income for the year	-	9,415,266	9,415,266
Balance at 31 December 2016	2,000,200	203,133,836	205,134,036

The notes on pages 11 to 28 form part of these financial statements.

Citigroup First Investment Management Limited
Financial statements for the year ended 31 December 2016

Statement of cash flows
for the year ended 31 December 2016
(Expressed in Hong Kong dollars)

	Note	2016 \$	2015 \$
Operating activities			
Profit before taxation		11,291,656	17,482,758
Adjustment for:			
Interest income	3	<u>(23,908)</u>	<u>(14,069)</u>
Operating profit before changes in working capital		11,267,748	17,468,689
(Increase)/decrease in amounts due from fellow subsidiaries		(1,706,626)	167,489
Decrease/(increase) in accounts receivable and other assets		8,854,996	(6,445,621)
Decrease in accounts payable and accrued expenses		(3,869,898)	(1,041,531)
Increase in amounts due to fellow subsidiaries		<u>6,589,873</u>	<u>3,328,568</u>
Net cash generated from operating activities		<u>21,136,093</u>	<u>13,477,594</u>
Investing activity			
Interest received		<u>23,908</u>	<u>14,069</u>
Net cash generated from investing activity		<u>23,908</u>	<u>14,069</u>
Net increase in cash and cash equivalents		21,160,001	13,491,663
Cash and cash equivalents at 1 January		<u>188,284,849</u>	<u>174,793,186</u>
Cash and cash equivalents at 31 December	7	<u>209,444,850</u>	<u>188,284,849</u>

The notes on pages 11 to 28 form part of these financial statements.

Citigroup First Investment Management Limited
Financial statements for the year ended 31 December 2016

Notes to the financial statements

(Expressed in Hong Kong dollars)

1 Significant accounting policies

(a) *Statement of compliance*

These financial statements have been prepared in accordance with all applicable Hong Kong Financial Reporting Standards ("HKFRSs"), which collective term includes all applicable individual Hong Kong Financial Reporting Standards, Hong Kong Accounting Standards ("HKASs") and Interpretations issued by the Hong Kong Institute of Certified Public Accountants ("HKICPA"), accounting principles generally accepted in Hong Kong and the requirements of the Hong Kong Companies Ordinance. Significant accounting policies adopted by the Company are disclosed below.

The HKICPA has issued certain new and revised HKFRSs that are first effective or available for early adoption for the current accounting period of the Company. Note 1(c) provides information on any changes in accounting policies resulting from initial application of these developments to the extent that they are relevant to the Company for the current and prior accounting periods reflected in these financial statements.

(b) *Basis of preparation of the financial statements*

The measurement basis used in the preparation of the financial statements is the historical cost basis.

The Company has chosen Hong Kong dollars as its functional currency which reflects the economic substance of the underlying assets and circumstances relevant to the Company. All values are rounded to the nearest Hong Kong dollar, unless otherwise indicated.

The preparation of financial statements in conformity with HKFRSs requires management to make judgements, estimates and assumptions that affect the application of policies and reported amounts of assets, liabilities, income and expenses. The estimates and associated assumptions are based on historical experience and various other factors that are believed to be reasonable under the circumstances, the results of which form the basis of making the judgements about carrying values of assets and liabilities that are not readily apparent from other sources. Actual results may differ from these estimates.

The estimates and underlying assumptions are reviewed on an ongoing basis. Revisions to accounting estimates are recognised in the period in which the estimate is revised if the revision affects only that period, or in the period of the revision and future periods if the revision affects both current and future periods.

Citigroup First Investment Management Limited
Financial statements for the year ended 31 December 2016

1 Significant accounting policies (continued)

(c) Changes in accounting policies

The HKICPA has issued a number of amendments to HKFRSs that are first effective for the current accounting period of the Company. None of these developments have had a material effect on how the Company's results and financial position for the current or prior periods have been prepared or presented.

The Company has not applied any new standard or interpretation that is not yet effective for the current accounting period (see note 15).

(d) Cash and cash equivalents

Cash and cash equivalents comprise cash at bank and on hand, demand deposits with banks and other financial institutions, and short-term, highly liquid investments that are readily convertible into known amounts of cash and which are subject to an insignificant risk of changes in value, having been within three months of maturity at acquisition.

(e) Revenue recognition

Revenue is measured at the fair value of the consideration received or receivable. Provided it is probable that the economic benefits will flow to the Company and the revenue and costs, if applicable, can be measured reliably, revenue is recognised in statement of profit or loss and other comprehensive income as follows:

- Fee income is recognised when the relevant services have been rendered.
- Interest income is recognised as it accrues using the effective interest method.

(f) Provisions and contingent liabilities

Provisions are recognised for liabilities of uncertain timing or amount when the Company has a legal or constructive obligation arising as a result of a past event, it is probable that an outflow of economic benefits will be required to settle the obligation and a reliable estimate can be made. Where the time value of money is material, provisions are stated at the present value of the expenditures expected to settle the obligation.

Where it is not probable that an outflow of economic benefits will be required, or the amount cannot be estimated reliably, the obligation is disclosed as a contingent liability, unless the probability of outflow of economic benefits is remote. Possible obligations, whose existence will only be confirmed by the occurrence or non-occurrence of one or more future events, are also disclosed as contingent liabilities unless the probability of outflow of economic benefits is remote.

1 Significant accounting policies (continued)

(g) Accounts and other receivables

Accounts and other receivables are initially recognised at fair value and thereafter stated at amortised cost using the effective interest method, less allowance for impairment of doubtful debts, except where the receivables are interest-free loans made to related parties without any fixed repayment terms or the effect of discounting would be immaterial. In such cases, the receivables are stated at cost less allowance for impairment of doubtful debts.

Impairment losses for bad and doubtful debts are recognised when there is objective evidence of impairment and are measured as the difference between the carrying amount of the financial asset and the estimated future cash flows, discounted at the asset's original effective interest rate where the effect of discounting is material.

Objective evidence of impairment includes observable data that comes to the attention of the Company about events that have an impact on the asset's estimated future cash flows such as significant financial difficulty of the debtor.

(h) Translation of foreign currencies

Foreign currency transactions during the year are translated into Hong Kong dollars at the foreign exchange rates ruling at the transaction dates. Monetary assets and liabilities denominated in foreign currencies are translated into Hong Kong dollars at the exchange rates ruling at the end of reporting period. Exchange gains and losses are recognised in statement of profit or loss and other comprehensive income.

(i) Income tax

Income tax for the year comprises current tax and movements in deferred tax assets and liabilities. Current tax and movements in deferred tax assets are recognised in the statement of profit or loss except to the extent that they relate to items recognised in other comprehensive income or directly in equity, in which case the relevant amounts of tax are recognised in other comprehensive income or directly in equity, respectively.

Current tax is the expected tax payable on the taxable income for the year, using tax rates enacted or substantively enacted at the end of the reporting period, and any adjustment to tax payable in respect of previous years.

Deferred tax assets arise from deductible temporary differences, being the differences between the carrying amounts of assets and liabilities for financial reporting purposes and the tax bases. Deferred tax assets also arise from unused tax losses and unused tax credits. Apart from differences which arise on initial recognition of assets and liabilities, all deferred tax assets to the extent that it is probable that future taxable profits will be available against which the asset can be utilised, are recognised.

The amount of deferred tax recognised is measured based on the expected manner of realisation or settlement of the carrying amount of the assets and liabilities, using tax rates enacted or substantively enacted at the end of reporting period. Deferred tax assets and liabilities are not discounted.

Citigroup First Investment Management Limited
Financial statements for the year ended 31 December 2016

1 Significant accounting policies (continued)

(i) Income tax (continued)

Current tax balances and deferred tax balances, and movements therein, are presented separately from each other and are not offset. Current tax assets are offset against current tax liabilities, and deferred tax assets against deferred tax liabilities if, and only if, the Company has the legally enforceable right to set off current tax assets against current tax liabilities. The principle of offsetting usually applies to income tax levied by the same tax authority on the same taxable entity.

(j) Related parties

- (a) A person, or a close member of that person's family, is related to the Company if that person:
- (i) has control or joint control over the Company;
 - (ii) has significant influence over the Company; or
 - (iii) is a member of the key management personnel of the Company or the Company's parent.
- (b) An entity is related to the Company if any of the following conditions applies:
- (i) The entity and the Company are members of the same group (which means that each parent, subsidiary and fellow subsidiary is related to the others).
 - (ii) One entity is an associate or joint venture of the other entity (or an associate or joint venture of a member of a group of which the other entity is a member).
 - (iii) Both entities are joint ventures of the same third party.
 - (iv) One entity is a joint venture of a third entity and the other entity is an associate of the third entity.
 - (v) The entity is a post-employment benefit plan for the benefit of employees of either the Company or an entity related to the Company.
 - (vi) The entity is controlled or jointly controlled by a person identified in (a).
 - (vii) A person identified in (a)(i) has significant influence over the entity or is a member of the key management personnel of the entity (or of a parent of the entity).
 - (viii) The entity, or any member of a group of which it is a part, provides key management personnel services to the Company or to the Company's parent.

Close members of the family of a person are those family members who may be expected to influence, or be influenced by, that person in their dealings with the entity.

Citigroup First Investment Management Limited
Financial statements for the year ended 31 December 2016

1 Significant accounting policies (continued)

(k) Financial instruments

(i) Initial recognition

Financial instruments are measured initially at fair value, which normally will be equal to the transaction price, plus, in case of a financial asset or financial liability not held at fair value through profit or loss, transaction costs that are directly attributable to the acquisition or issue of the financial asset or financial liability.

The Company recognises financial assets and financial liabilities on the date it becomes a party to the contractual provisions of the instrument. A regular way purchase or sale of financial assets is recognised using trade date accounting. From this date, any gains and losses arising from changes in fair value of the financial assets or financial liabilities are recorded.

(ii) Categorisation

Other financial assets and liabilities

Financial assets and liabilities are recognised initially at fair value less attribution transaction costs. Subsequent to initial recognition, financial assets and liabilities are stated at amortised cost using the effective interest method.

(iii) Derecognition

A financial asset is derecognised when the contractual rights to receive the cash flows from the financial asset expire, or where the financial asset together with substantially all the risks and rewards of ownership, have been transferred.

A financial liability is derecognised when the obligation specified in the contract is discharged, cancelled or expires.

(iv) Offsetting

Financial assets and financial liabilities are offset and the net amount is reported in the statement of financial position where there is a legally enforceable right to offset the recognised amounts and there is an intention to settle on a net basis, or realise the asset and settle the liability simultaneously.

Citigroup First Investment Management Limited
Financial statements for the year ended 31 December 2016

2 Turnover

The principal activity of the Company is the provision of investment management services.

	2016 \$	2015 \$
Investment management fee income	48,686,201	47,343,098
Performance fee income	-	5,620,732
	<u>48,686,201</u>	<u>52,963,830</u>

The nature of the above fee income is disclosed in note 13.

3 Other net (loss)/gain

	2016 \$	2015 \$
Interest income from bank deposits with a fellow subsidiary bank	23,908	14,069
Foreign exchange loss	(134,293)	(13,430)
Other loss	(3,891,790)	-
	<u>(4,002,175)</u>	<u>639</u>

The nature of other loss is disclosed in note 13(e).

4 Profit before taxation

Profit before taxation is arrived at after charging:

	2016 \$	2015 \$
Management fee expenses	13,208,885	4,904,160
Trailer fee expenses	6,609,101	9,524,848
Sub-manager fee expenses	8,541,958	12,459,099
Administrative fee expenses	-	1,742,291
Legal and professional fee	2,518,358	2,923,830
Auditors' remuneration	470,661	471,205

The nature of certain of the above related party fee expenses is disclosed in note 13.

Citigroup First Investment Management Limited
Financial statements for the year ended 31 December 2016

5 Income tax

(a) **Income tax in the statement of profit or loss and other comprehensive income represents:**

	2016 \$	2015 \$
Deferred tax expense	<u>1,876,390</u>	<u>2,876,446</u>

No provision for Hong Kong profits tax was made in the financial statements for the current and prior years as the tax losses brought forward were in excess of the assessable profit for the year.

(b) **Reconciliation between income tax and accounting profit at applicable tax rates:**

	2016 \$	2015 \$
Profit before taxation	<u>11,291,656</u>	<u>17,482,758</u>
Notional tax on profit before taxation at 16.5% (2015: 16.5%)	1,863,123	2,884,655
Tax effect of non-taxable income and non-deductible loss	<u>13,267</u>	<u>(8,209)</u>
Actual tax expense	<u>1,876,390</u>	<u>2,876,446</u>

(c) **Income tax in the statement of financial position represents:**

Deferred tax assets recognised:

The components of deferred tax assets recognised in the statement of financial position and the movements during the year are as follows:

	2016 \$	2015 \$
Deferred tax arising from tax losses:		
At 1 January	2,426,641	5,303,087
Charged to statement of profit or loss and other comprehensive income	<u>(1,876,390)</u>	<u>(2,876,446)</u>
At 31 December	<u>550,251</u>	<u>2,426,641</u>

As at 31 December 2016, there is no significant deferred tax asset or liability not recognised or provided for (2015: \$Nil).

Citigroup First Investment Management Limited
Financial statements for the year ended 31 December 2016

6 Directors' emoluments

Directors' emoluments disclosed pursuant to section 383(1) of the Hong Kong Companies Ordinance and Part 2 of the Companies (Disclosure of Information about Benefits of Directors) Regulations are as follows:

	2016 \$	2015 \$
Directors' fees	-	-
Salaries, allowances and benefits in kind	8,262,775	7,982,474
Discretionary bonuses	7,179,601	6,152,849
Share based payments	1,228,914	1,007,407
Retirement scheme contributions	740,100	700,075
	<u>17,411,390</u>	<u>15,842,805</u>

7 Cash and cash equivalents

Cash and cash equivalents represent deposits held at a fellow subsidiary bank as at 31 December 2016 and 31 December 2015.

8 Amounts due from/to fellow subsidiaries

The amount due from/to fellow subsidiaries are unsecured, interest free and repayable on demand.

9 Accounts receivable and other assets

	2016 \$	2015 \$
Investment management fee receivable	8,367,122	12,445,532
Performance fee receivable	-	5,620,732
Legal and professional fee receivable	844,766	439,253
Prepaid expenses	-	1,333
Tax receivables	439,966	-
	<u>9,651,854</u>	<u>18,506,850</u>

All of the above fee receivables except tax receivables are due from funds managed by the Company. All the fee receivables are interest free, unsecured and expected to be settled within three months.

Citigroup First Investment Management Limited
Financial statements for the year ended 31 December 2016**10 Accounts payable and accrued expenses**

	2016 \$	2015 \$
Sub-manager fee payable	2,814,707	5,797,331
Trailer fee payable	1,574,016	2,350,604
Legal and professional fee payable	1,664,010	1,784,337
Others	583,502	573,861
	<u>6,636,235</u>	<u>10,506,133</u>

Included in sub-manager fee payable is an amount due to a fellow subsidiary of \$1,877,205 (2015: \$2,001,927). Included in trailer fee payable is an amount due to fellow subsidiaries of \$453,476 (2015: \$709,129). All accounts payable and accrued charges are interest free, unsecured and expected to be settled within three months.

11 Share capital**(a) Issued share capital**

	2016		2015	
	No. of shares	Amount \$	No. of shares	Amount \$
Ordinary shares, issued and fully paid:				
At 1 January and 31 December	<u>20,002</u>	<u>2,000,200</u>	<u>20,002</u>	<u>2,000,200</u>

The holders of ordinary shares are entitled to receive dividends as declared from time to time and are entitled to one vote per share at meetings of the Company. All ordinary shares rank equally with regard to the Company's residual assets.

(b) Capital management

The Company's primary objective when managing capital is to safeguard the Company's ability to continue as a going concern. As the Company is part of a larger group, the Company's sources of additional capital and policies for distribution of excess capital may also be affected by the group's capital management objectives.

The Company defines "capital" as including all components of equity. On this basis the amount of capital employed at 31 December 2016 was \$205,134,036 (2015: \$195,718,770).

Citigroup First Investment Management Limited
Financial statements for the year ended 31 December 2016

11 Share capital (continued)

(b) Capital management (continued)

The Company's capital structure is regularly reviewed and managed with due regard to the capital management practices of the group to which the Company belongs. Adjustments are made to the capital structure in light of changes in economic conditions affecting the Company or the group, to the extent that these do not conflict with the directors' fiduciary duties towards the Company or the requirements of the Hong Kong Companies Ordinance. The results of the directors' review of the Company's capital structure are used as a basis for the determination of the level of dividends, if any, that are declared.

As a licensed corporation registered under the Hong Kong Securities and Futures Ordinance, the Company is also subject to the capital requirements of the Hong Kong Securities and Futures (Financial Resources) Rules ("FRR"). The minimum liquid capital requirement is the higher of \$100,000 and the variable required liquid capital as defined in the FRR. The Company monitors its compliance with the requirements of the FRR on a daily basis. The Company complied with the requirements of the FRR at all times during the year.

12 Financial instruments

Exposure to credit, liquidity and interest rate risks and foreign currency risk arise in the normal course of the Company's business. These risks are managed by the Company's financial management policies and practices described below.

(a) Credit risk

The Company's credit risk is primarily attributable to cash and cash equivalents held at a fellow subsidiary bank and outstanding fees receivable arising from the Company's investment management activities. Management has a credit policy in place and exposure to credit risks is monitored on an ongoing basis.

The Company mainly transact with fellow subsidiaries. Management considers the default risk of the financial assets placed with the group companies to be remote.

The maximum exposure to credit risk is equal to the carrying amount of these financial assets as of the end of the reporting period.

Citigroup First Investment Management Limited
Financial statements for the year ended 31 December 2016

12 Financial instruments (continued)

(b) *Liquidity risk*

The Company's policy is to regularly monitor its current and expected liquidity requirements to ensure that it maintains sufficient reserves of cash to meet its liquidity requirements in the short and longer term.

At 31 December 2016 and 31 December 2015, all financial liabilities mature within one year or are repayable on demand. Details of the earliest contractual settlement dates of the financial liabilities are disclosed in notes 8 and 10.

(c) *Interest rate risk*

The Company is exposed to interest rate risk only to the extent that it earns bank interest on cash and cash equivalents.

Sensitivity analysis

The following table indicates the estimated changes in the Company's profit before tax in response to estimated changes in interest rate with all other variables held constant at the end of the reporting period.

	2016		2015	
		<i>Profit before tax increase/ (decrease)</i>		<i>Profit before tax increase/ (decrease)</i>
	%	\$	%	\$
Changes in interest rate				
- Increase	0.48	973,532	0.61	1,004,970
- Decrease	N/A	N/A	N/A	N/A

The sensitivity analysis above indicates the annualised impact on the Company's profit before tax that would arise assuming that the change in interest rates had occurred at the end of the reporting period and had been applied to re-measure those financial instruments held by the Company which expose the Company to interest rate risk at the end of reporting period. The analysis is performed on the same basis for 2015.

Citigroup First Investment Management Limited
Financial statements for the year ended 31 December 2016

12 Financial instruments (continued)

(d) Currency risk

Currency risk arises from the possibility that changes in foreign exchange rate will impact the value of financial instruments.

To minimise the exposures to foreign currency risk, management ensures that the net exposure is kept at an acceptable level by buying or selling foreign currencies at spot rates where necessary to cover the foreign currencies.

(i) Exposure to currency risk

The following table details the Company's exposure at the end of the reporting period to currency risk arising from recognised assets or liabilities denominated in currencies other than the functional currency of the Company to which they relate.

	2016				2015			
	Australian Dollars HKD equivalent	Euro HKD equivalent	Japanese Yen HKD equivalent	US Dollars HKD equivalent	Australian Dollars HKD equivalent	Japanese Yen HKD equivalent	US Dollars HKD equivalent	
Cash and cash equivalents	698,879	-	2,564,719	11,228,044	686,800	4,102,188	37,397	
Amounts due from fellow subsidiaries	-	-	4,187	2,142,427	-	-	475,584	
Accounts receivable and other assets	1,241	-	6,844,588	2,366,058	7,184	1,003,995	17,451,668	
Accounts payable and accrued expenses	-	(1,495,422)	(1,895,438)	(2,731,181)	-	(2,935,055)	(7,074,203)	
Amounts due to fellow subsidiaries	-	-	-	(9,907,802)	-	(588)	(3,504,029)	
Overall net exposure	700,120	(1,495,422)	7,516,056	3,097,546	693,984	2,170,540	7,386,417	

Hong Kong dollar ("HKD") is pegged to the United States dollar ("USD"), the Company therefore consider the risk of movements in exchange rates between the USD and the HKD to be insignificant.

Citigroup First Investment Management Limited
Financial statements for the year ended 31 December 2016**12 Financial instruments (continued)****(d) Currency risk (continued)****(ii) Sensitivity analysis**

The following table indicates the instantaneous change on the Company's profit before tax that would arise if foreign exchange rate to which the Company has significant exposure at the end of reporting period had changed at that date, assuming all other risk variables remained constant.

	2016		2015	
	Increase/ (decrease) in foreign exchange rates %	Increase/ (decrease) on profit before tax \$	Increase/ (decrease) in foreign exchange rates %	Increase/ (decrease) on profit before tax \$
Australian dollars	4.20 (4.45)	29,401 (31,169)	N/A (3.84)	N/A (26,634)
Euro	2.12 (5.83)	(31,698) 87,128	N/A N/A	N/A N/A
Japanese Yen	2.93 (5.68)	220,620 (426,874)	8.57 N/A	186,034 N/A

The sensitivity analysis assumes that the change in foreign exchange rates had been applied to re-measure those financial instruments held by the Company which expose the Company to foreign currency risk at the end of the reporting period, including intercompany payables and receivables that are denominated in currencies other than the functional currency. The analysis is performed on the same basis for 2015.

(e) Fair values of financial assets and liabilities

The fair values of financial assets and liabilities are considered not to be materially different from the carrying values in the statement of financial position as at 31 December 2016 and 31 December 2015.

Citigroup First Investment Management Limited
Financial statements for the year ended 31 December 2016

13 Material related party transactions

In addition to those disclosed elsewhere in the financial statements, the Company had transactions in the normal course of business with related parties as follows:

(a) **Fee income and expenses**

	Note	2016 \$	2015 \$
Fee income			
Investment management fee income	(ii)	48,686,201	47,343,098
Performance fee income	(ii)	-	5,620,732
Fee expenses			
Trailer fee expenses	(iii)	6,609,101	9,524,848
Sub-manager fee expenses	(iv)	8,541,958	12,459,099

(i) The Company is the fund manager of the following funds during the year:

- Principal Protected Dow Jones Industrial Average Linked Fund without Target Auto Redemption (USD) (2008-12) ("Fund Series 1")
- Principal Protected Dow Jones Industrial Average Linked Fund with Target Auto Redemption (USD) (2008-12) ("Fund Series 2")
- Principal Protected Nikkei 225 Linked Fund without Target Auto Redemption (AUD) (2009-01) ("Fund Series 4")
- Knock-in Type/Lowest Price Reference Nikkei 225 Linked Fund without Target Auto Redemption (JPY) (2009-02) ("Fund Series 6")
- Country Selector Foreign Currency Series (USD) ("Fund Series 12")
- Hybrid Tri-Asset Fund (JPY) ("Fund Series 14")
- World CB Fund (JPY) ("Fund Series 15")
- Asia High Yield Bond Fund ("Fund Series 18")
- Mexico Bond Fund ("Fund Series 19")
- Templeton Global Bond Fund Foreign Currency Series ("Fund Series 20")
- JPY 95 Day Liquidity Fund ("Fund Series 23") (Terminated in 2016)
- USD 95 Day Liquidity Fund ("Fund Series 24")
- Global Balance Plus Fund ("Fund Series 25")

Citigroup First Investment Management Limited
Financial statements for the year ended 31 December 2016

13 Material related party transactions (continued)

(a) Fee income and expenses (continued)

(i) The Company is the fund manager of the following funds during the year: (continued)

- North American Equity Income Covered Call Strategy Fund ("Fund Series 26")
- US Focused Growth Equity Foreign Currency Series ("Fund Series 27")
- Treasury Premium Plus Fund ("Fund Series 28")
- Fixed Income Fund ("Fund Series 30")
- Treasury Premium Plus II Fund ("Fund Series 31")
- China Select Fund ("CSF")
- China StormRiders Fund ("CSRF")
- China Balanced Fund ("CBF")
- 80% Protected Dynamic Allocation Fund (USD) ("Blackrock")
- CGMYL Index Target Volatility Fund 2012 (SP) ("CGMYL")
- Aozora US Triple Plus Fund ("Aozora")
- Aozora US Government Bond Fund (with Active Currency Hedge) ("Aozora Government Bond")
- Canadian Government Bond Fund 7-10 (Currency Active Hedge/Private Placement) ("CGB")
- Daiwa High Grade Canadian Bond Open Currency Active Hedge (Monthly Settlement Type) ("Daiwa")
- Kokusai Turkish Bond Open (1M) Active Currency Hedge ("KAM")
- Mitsubishi UFJ Mexican Bond Open (Currency Actively Hedged) (Monthly Dividend) ("MUAM Mexican Bond")
- Mitsubishi UFJ US Dividend Growth Stock Fund (Currency Actively Hedged) ("MUAM US Dividend")
- New Zealand Bond Open (Actively Hedged) Monthly Distribution Type ("Nomura Monthly")
- New Zealand Bond Open (Actively Hedged) Semiannually Settlement Type ("Nomura Semiannually")
- Invesco Sterling Bond Fund (Active Hedged/Monthly Distribution) ("Invesco")

Citigroup First Investment Management Limited
Financial statements for the year ended 31 December 2016

13 Material related party transactions (continued)

(a) Fee income and expenses (continued)

(i) The Company is the fund manager of the following funds during the year: (continued)

- 16-06 JBG Repack Fund (JPY Active Hedged) Private Placement ("Okasan 16-06")
- 16-11 US Treasury 7 to 10 year Ladder Fund (JPY Active Hedged) Private Placement ("Okasan 16-11")
- 16-12 US Treasury Fund (JPY Active Hedged) Private Placement ("Okasan 16-12")
- QFIL Managed Account ("QFIL") (Terminated in 2016)

The Company is the fund advisor of the following fund during the year:

- Japan Prime Selection Premium Equity Open Mother Fund ("KAM Japan Prime Selection")

(ii) The Company is entitled to fee income from the following funds under its management:

Investment management/advisory fee income

For Fund Series 12, 14, 15, 18, 19, 20, 23, 24, 25, 26, 27, 28, 30 and 31, CSF, CSRF, CBF, CGMYL, Aozora, Aozora Government Bond, CGB, Daiwa, KAM, MUAM Mexican Bond, MUAM US Dividend, Nomura Monthly, Nomura Semiannually, Invesco, Okasan 16-06, Okasan 16-11, Okasan 16-12, QFIL and KAM Japan Prime Selection, fees are calculated at 0.01% to 1.8% per annum of the net asset value of the funds.

For Series 1, 2, 4 and 6, fees are calculated at 0.3% per annum of the notional amount of units in issue.

Performance fee income

For CSF, the Company is entitled to receive performance fee income which is calculated at 10% of the appreciation in the net asset value per unit if the net asset value is above the high watermark as defined in explanatory memorandum during the relevant performance period.

(iii) Pursuant to the distribution agreements signed between the Company and the distributors, trailer fee expenses are payable to various distributors, including Citibank (Hong Kong) Limited and Citibank Singapore Limited, which are fellow subsidiaries of the Company, in respect of CSRF, CSF and CBF. Fees are charged based on amounts agreed between the Company and the distributors. The total trailer fee expenses paid to Citibank (Hong Kong) Limited and Citibank Singapore Limited for the reporting period as at 31 December 2016 amounted to \$2,036,499 (2015: \$3,886,662).

Citigroup First Investment Management Limited
Financial statements for the year ended 31 December 2016

13 Material related party transactions (continued)

(a) Fee income and expenses (continued)

- (iv) Pursuant to the sub-management agreement signed between the Company and the sub-managers for CSF and CBF, the sub-managers' fee expenses are payable to the sub-managers calculated at 50% of the net management fee income and, if applicable, 50% of the performance fee income received. The total sub-managers' fee expenses paid to the sub-managers for CSF and CBF as at 31 December 2016 amounted to \$4,306,583 (2015: \$8,490,235).

Pursuant to the letter agreement signed between the Company and Citigroup Global Markets Limited ("CGML"), a fellow subsidiary of the Company, for KAM Japan Prime Selection, the sub-manager fee expense payable to CGML are calculated at 0.18% per annum applied to the daily net asset value of the fund. The total sub-manager fee expenses paid to CGML as at 31 December 2016 amounted to \$4,235,375 (2015: \$3,968,864).

(b) Administrative fee expenses

In 2015, the Company paid administrative fee expenses to Citigroup Global Markets Asia Limited ("CGMAL"), a fellow subsidiary of the Company, which provided administrative and technical support to the Company. Administrative fee expenses were charged based on the expenses incurred by CGMAL plus a mark up of 10%. The administrative fee expenses to CGMAL for the reporting period as at 31 December 2015 amounted to \$1,742,291.

(c) Management fee expenses

The Company paid management fee expenses to fellow subsidiaries, which provided ancillary sale support services to the Company. The management fee expense for the reporting period as at 31 December 2016 amounted to \$13,208,885 (2015: \$4,904,160).

(d) Key management personnel emoluments

Besides the directors' emoluments disclosed in note 6, there were no other key management personnel emoluments.

Amounts disclosed include emoluments totalling \$17,411,390 (2015: \$15,842,805) to certain key management personnel were paid by group companies of the Company. The Company did not reimburse the group companies for the service provided.

(e) Other loss

In 2016, the Company is obliged to compensate Fund Series 25 for an operational loss caused by the Company. The compensation amounted to \$ 3,891,790.

Citigroup First Investment Management Limited
Financial statements for the year ended 31 December 2016

14 Immediate parent and ultimate controlling party

At 31 December 2016, the directors consider the Company's immediate parent to be Citigroup Global Markets Hong Kong Holdings Limited, which was incorporated in Hong Kong. This entity produces financial statements but not available for public use. Its ultimate controlling party at 31 December 2016 is considered to be Citigroup Inc., which was incorporated in the United States of America. Citigroup Inc. produces consolidated financial statements under generally accepted accounting principles in the United States of America, which are available for public use.

15 Possible impact of amendments, new standards and interpretations issued but not yet effective for the year ended 31 December 2016

Up to the date of issue of these financial statements, the HKICPA has issued a number of amendments and new standards which are not yet effective for the year ended 31 December 2016 and which have not been adopted in these financial statements. These include the following which may be relevant to the Company.

	<i>Effective for accounting periods beginning on or after</i>
Amendments to HKAS 7, <i>Statement of cash flows: Disclosure initiative</i>	1 January 2017
Amendments to HKAS 12, <i>Income taxes: Recognition of deferred tax assets for unrealised losses</i>	1 January 2017
HKFRS 9, <i>Financial instruments</i>	1 January 2018
HKFRS 15, <i>Revenue from contracts with customers</i>	1 January 2018

The Company is in the process of making an assessment of what the impact of these amendments is expected to be in the period of initial application. So far it has concluded that the adoption of them is unlikely to have a significant impact on the financial statements. As the Company has not completed its assessment, further impacts may be identified in due course and will be taken into consideration when determining whether to adopt any of these new requirements before their effective date and which transitional approach to take, where there are alternative approaches allowed under the new standards. The Company does not intend to early adopt any of these amendments or new standards.

（２）【損益計算書】

管理会社の損益計算書については、「（１）貸借対照表」の項目に記載した管理会社の純損益およびその他の包括利益計算書を御参照ください。

4【利害関係人との取引制限】

利益相反

受託会社および管理会社の業務は、トラストに対するものに限られず、受託会社および管理会社は、その他の者に対して、受託会社および管理会社が取り決める条件により類似のまたはその他のサービスを自由に提供し、またこれにより支払われる報酬またはその他の金銭を、自らの利用および利益のために保持することができる。管理会社は、管理会社がその他の者に類似のサービスを提供する過程において、またはその他の資格におけるもしくは信託証書に基づくその義務を履行する過程におけるもの以外の何らかの方法によるその業務の過程において、管理会社またはその従業員もしくは代理人の知るところとなった事実または事項に関する通知により影響を受け、または受託会社に対しかかる情報を開示する義務を負うことになるとはみなされない。

適用ある法律および規制に定めるところに従い、信託証書のいかなる記載も、管理会社（または管理会社が運用するファンドもしくは管理会社の関係者）が以下に掲げることを行うことを妨げるものではない。

- （a）受益証券の保有者となり、また管理会社が信託証書の当事者でなかった場合に有するものと同一の権利をもって受益証券の保有、処分またはその他取引を行うこと。
- （b）自らの計算において信託財産を構成するいずれかの投資対象と同一または類似の投資対象を買付け、保有しおよび取引すること。ただし、受託会社が、管理会社（または管理会社が運用するファンドもしくは管理会社の関係者）から資産を買付けまたは管理会社（または管理会社が運用するファンドもしくは管理会社の関係者）に対して信託財産を構成する資産を売付ける場合、関連するサブ・ファンドは、公開市場で、同一の規模および同一の性質の取引が信頼性のある相手方との間に行われる際に関連する市場において利用可能な最良の条件をもって取引を実行した場合より劣位の条件には置かれないものとする。
- （c）（前項（b）項に定めるところに従い）受託会社との間に金融取引、銀行取引もしくはその他の取引またはいずれかの受益者または信託財産を構成する証券を有するいずれかの者との間に当該取引を契約しもしくは締結すること、またはかかる契約もしくは取引に関与すること。管理会社（または管理会社が運用するファンドもしくは管理会社の関係者）は、いかなる場合も受益者および受託会社に対する管理会社の義務に基づき、関連する当事者間の関係のみを理由としてかかる契約または取引に関して説明することを要求されないものとする。
- （d）管理会社のいずれかの取締役もしくはパートナーまたは当該取締役の関係者のいずれかの取締役もしくはパートナーが利害関係を有すると管理会社が認識する信託財産に関して、受託会社との間に、または受託会社のために取引を行うこと。ただし、当該利害関係の性質が最初に受託会社に対して開示されることを条件とする。

5【その他】

（1）定款の変更

総会の特別決議により、管理会社の通常定款は変更することができる。

（2）事業譲渡または事業譲受

該当なし。

（3）出資の状況

該当なし。

（4）訴訟事件その他の重要事項

管理会社については、2018年4月末日前12か月以内において、訴訟事件その他管理会社に重要な影響を与えた事実または与えると予想される事実はない。

管理会社の会計年度は、12月末日に終了する1年である。

管理会社の存続期間は無期限である。ただし、株主総会の決議によりいつでも解散することができる。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

（1）CIBC・バンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（「受託会社」）

（イ）資本金の額

2018年2月末日現在、2,592万米ドル（約27億8,303万円）

（ロ）事業の内容

CIBC・バンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッドは、ケイマン諸島の法律に基づき設立され、また存続する会社である。受託会社は、世界有数の規模の銀行の一つであるカナダ帝国商業銀行が91.67%の株式を保有している子会社であるCIBCファースト・カリビアン・インターナショナル銀行の完全子会社である。1965年に設立された受託会社は、ケイマン諸島における有数の完全に統合された銀行および信託会社の一つであり、銀行業、信託業および投資業のすべての分野の業務を提供している。受託会社は、適式に設立され、有効に存続しており、ケイマン諸島の銀行および信託会社法（2018年改正）の規定に基づく業務を引受けることについて認可を得ている。同社は、ミューチュアル・ファンド法に基づきミューチュアル・ファンド管理者の免許も受けている。

（2）香港支店を通じて行為するシティバンク・エヌ・エイ（「保管会社」、「管理事務代行会社」）

（イ）資本金の額

2017年12月末日現在、751百万米ドル（約806億3,487万円）

（ロ）事業の内容

シティバンク・エヌ・エイおよびその子会社（以下、総称して「シティバンク・エヌ・エイ」という。）は、1814年にアメリカ合衆国において設立されて以来、国内外の顧客に対する保管および決済業務の提供者である。1962年から1990年にかけて、シティバンク・エヌ・エイは、シティバンクの支店、子会社およびコルレス銀行によって組織される国際的な保管ネットワークを設立した。今日、シティバンク・エヌ・エイの国際的な保管ネットワークは、すべての先進市場および新興市場を網羅している。

シティバンク・エヌ・エイは、香港において1970年代のころから証券業務の提供を開始し、1980年代のころには完全に運営される保管業務を開始した。今日、香港におけるシティバンク・エヌ・エイの証券業務は、一流の銀行、ファンド・マネージャー、証券業者、保険会社および政府団体による国際的な顧客基盤を有している。

（3）シティトラスト・リミテッド（「名義書換代理人」）

（イ）資本金の額

2018年2月末日現在、34百万香港ドル（約4億6,614万円）

（ロ）事業の内容

名義書換代理人は、香港において信託会社としての登録を受けており、シティグループ・インクの関連会社である。主要な国際的金融サービス・グループとして、シティグループ・インクおよびその子会社は、消費者、法人、政府および機関に対して、消費者向け銀行業務および信用供与、企業向け銀行業務および投資銀行業務、証券業務ならびにウェルス・マネジメントを含む幅広い金融商品および金融サービスを提供している。

（4）シティグループ証券株式会社（「代行協会員」）

（イ）資本金の額

2018年2月末日現在、963億7百万円

（ロ）事業の内容

金融商品取引法に基づく登録を受け、日本において金融商品取引業を行っている。同社の主たる業務は、投資銀行業務、セールス・アンド・トレーディング業務、リサーチ業務である。同社はまた、外国投資信託の日本における販売の取扱いを行っている。

（５）株式会社ＳＭＢＣ信託銀行（「販売会社」）

（イ）資本金の額

2018年２月末日現在、875億5,000万円

（ロ）事業の内容

株式会社ＳＭＢＣ信託銀行は、銀行法に基づき、銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいる。

２【関係業務の概要】

（１）CIBC・バンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド

CIBC・バンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッドは、トラストの受託会社である。受託会社は、信託証書に基づき、各サブ・ファンドの信託財産を構成する投資対象を運用する責任を有する。

受託会社は、以下に掲げる事項を条件として、法律または信託証書に基づき付与された権利、特典、機能、職務、信託および裁量の全部または一部をいずれかの人、機関、団体または法人（管理会社を含むがこれに限られない。）に対して委託する機能を有する。

（a）受託会社は、管理会社に対して、当該委託が生ずる前または当該委託の発生後合理的期間内に当該委託について通知するものとする。

（b）受託会社は、各当該委託先が（適用ある限り）信託証書の規定を遵守することを確保するためその合理的な努力のすべてを用いるものとする。

（c）かかる者との間の書面による契約においては、同契約に基づく求償権が関連するサブ・ファンドの信託財産のみに制限され受託会社の自己勘定の資産に及ばないように制限する旨の条項が含まれているものとする。

受託会社は、管理会社との間で投資運用契約を締結しており、投資運用契約に基づき、受託会社は、各サブ・ファンドの資産の投資および再投資ならびに投資運用サービスの履行に関する自由裁量の責務を管理会社に委譲している。

受託会社は、いかなる時においても、いかなる原因によるものであっても、あるサブ・ファンドの信託財産もしくはその一部もしくはその収益について発生し、またはこれらが被った損失、損害、請求、経費または費用に関して責任を負わない。ただし、かかる損失または損害が受託会社自身の現実の詐欺または故意の不履行によって生じた場合はこの限りではない。

受託会社は、トラストに関する潜在的な債権者との間のいかなる取引においても、支払義務が生じ、かつ当該債権者に対して支払われるべき負債、債務または責任を履行するために当該債権者が関連するサブ・ファンドの資産のみに対して求償権を有することを確保する。

受託会社は、受託会社に対して、当該サブ・ファンドの受託会社として提示され、発生しまたは被ったいかなる訴訟、手続、責任、経費、請求、損害、費用（一切の訴訟費用、専門家費用およびその他類似の費用を含む。）のすべてまたはこれらのいずれかに対して、関連するサブ・ファンドの信託財産から補償を受ける。上記にかかわらず、

（a）受託会社は、あるサブ・ファンドの信託財産から、その他のサブ・ファンドに関連して発生した責任について補償を受ける権利を有さない。

（b）ケイマン諸島の裁判所によって受託会社またはその関連会社およびこれらの取締役、役員または従業員の現実の詐欺または故意の不履行の結果生じたものであると認定された受託会社が被った訴訟、手続、責任、経費、請求、損害、費用または要求に関しては、受託会社が補償を受けることはできない。

受託会社は、管理会社および全受益者に90日以上前の事前の通知を行うことにより退任することができる。かかる退任は、後任の受託会社の選任後にのみ効力を生ずる。受益者は、受益者決議による承認を得た上で、いつでも受託会社を解任し、後任の受託会社を指定することができる。

（2）香港支店を通じて行為するシティバンク・エヌ・エイ

受託会社は、香港支店を通じて行為するシティバンク・エヌ・エイをサブ・ファンドの管理事務代行会社として選任した。管理事務代行契約の条項に基づき、管理事務代行会社は、サブ・ファンドの一切の帳簿、記録、文書および財務書類を備置することならびに純資産価額および受益証券1口当たり純資産価格を集計、計算および公表することを含む（ただし、これらに限られない。）サブ・ファンドの運営に必要とされる管理事務業務を提供する。

管理事務代行契約に定めるところにより、受託会社または管理事務代行会社のいずれも、他方当事者に対して90日前の事前の書面による通知を行うことにより、およびその他一定の状況において管理事務代行契約を終了させることができる。

受託会社は、管理事務代行契約に基づく管理事務代行会社の義務の履行によって直接または間接的に発生した一切の要求、請求、訴因、査定、損失、損害、経費、債務、費用および租税（合理的な弁護士費用および立替費用を含むが、これらに限られない。）に関して、管理事務代行会社に対してサブ・ファンドの資産から補償し、かつ管理事務代行会社を無害に保つことを約している。ただし、管理事務代行会社は、管理事務代行会社またはその代理人の過失、詐欺または故意の不履行によって発生した債務に関しては、補償を受け、または無害に保たれないものとする。

受託会社は、香港支店を通じて行為するシティバンク・エヌ・エイをサブ・ファンドの資産の保管会社として行為するよう選任した。

保管会社は、保管契約の条項に基づき、サブ・ファンドの投資対象の安全な保管業務を提供することを約している。

受託会社または保管会社のいずれも、他方当事者に対して90日前の事前の書面による通知を行うことにより保管契約を終了させることができる。

受託会社は、保管契約に関して保管会社が被った一切の損失、経費、損害および費用（合理的な弁護士費用を含む。）ならびにいずれかの請求、要求または訴訟に関する債務（以下、そのそれぞれを「損失」という。）に関して、サブ・ファンドの資産から補償し、かつ保管会社を無害に保つことを約している。ただし、保管会社の過失、故意の非行行為または詐欺の結果による損失を除く。

（3）シティトラスト・リミテッド

受託会社および管理会社は、シティトラスト・リミテッドをサブ・ファンドの登録名義書換代理人として選任した。

名義書換代理人は、名義書換代理契約の条項に基づき、取得および買戻しの申込みの収集および処理（適用あるマネー・ロンダリング防止規則の遵守を確保するため申込者および受益者の確認を行うことを含む。）申込みの支払いの徴収および買戻しの支払いの払い出しならびに受益者名簿の備置またはかかる備置の監督を含

む（ただし、これらに限られない。）受益証券の発行、譲渡および買戻しに関する登録名義書換事務を提供することを約している。

名義書換代理契約に定めるところにより、名義書換代理契約の各当事者は、他方当事者に対して90日前の事前の書面による通知を行うことにより、およびその他一定の状況において名義書換代理契約を終了させることができる。

受託会社および管理会社は、連帯して名義書換代理契約に基づく名義書換代理人の義務の履行によって直接または間接的に発生した一切の要求、請求、訴因、査定、損失、損害、経費、債務、費用および租税（合理的な弁護士費用および立替費用を含むが、これらに限られない。）に関して、名義書換代理人に対してサブ・ファンドの資産から補償し、かつ名義書換代理人を無害に保つことを約している。ただし、名義書換代理人は、名義書換代理人またはその代理人の過失、故意の不履行、故意の非行行為または詐欺によって発生した債務に関しては、補償を受け、または無害に保たれないものとする。

（４）シティグループ証券株式会社

日本における代行協会員業務を行う。

（５）株式会社ＳＭＢＣ信託銀行

日本における受益証券の募集に関し、サブ・ファンドの受益証券の日本における販売・買戻業務を行う。

３【資本関係】

提出者、管理事務代行会社兼保管会社、名義書換代理人および代行協会員は、シティグループ・インクの子会社である。

第3【投資信託制度の概要】

1．ケイマン諸島における投資信託制度の概要

- 1.1 ミューチュアル・ファンド法が制定された1993年までは、ケイマン諸島には投資信託を規制する単独法は存在しなかった。それ以前は、投資信託は特別な規制には服していなかったが、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資信託の受託者は銀行および信託会社法（2018年改訂）（以下「銀行および信託会社法」という。）の下で規制されており、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資運用会社、投資顧問会社およびその他の業務提供者は、銀行および信託会社法、会社管理法（2018年改訂）または地域会社（管理）法（2015年改訂）の下で規制されていた。
- 1.2 ケイマン諸島は連合王国の海外領であり、当時は為替管理上は「ポンド圏」に属していたため、多くのユニット・トラストおよびオープン・エンド型の投資信託が1960年代の終わり頃から設立され、概して連合王国に籍を有する投資運用会社または投資顧問会社をスポンサー（以下「設立計画推進者」という。）として設立されていた。その後、米国、ヨーロッパ、極東およびラテンアメリカの投資顧問会社が設立計画推進者となって、かなりの数のユニット・トラスト、会社ファンド、およびリミテッド・パートナーシップを設定した。
- 1.3 2017年12月現在、活動中の規制を受けている投資信託の数は10,559（2,816のマスター・ファンドを含む。）であった。またそれに加え、適用可能な免除規定に従った相当数の未登録投資信託が存在している。
- 1.4 ケイマン諸島は、カリブ金融活動作業部会（マネー・ロンダリング）およびオフショア・バンキング監督者グループ（銀行規制）のメンバーである。

2．投資信託規制

- 2.1 1993年に最初に制定されたミューチュアル・ファンド法（2015年改訂）（以下「ミューチュアル・ファンド法」という。）は、オープンエンド型の投資信託に対する規則および投資信託管理者に対する規則を制定している。クローズドエンド型ファンドは、ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制の対象ではない。銀行、信託会社、保険会社および会社の管理者をも監督しており金融庁法（2018年改訂）（以下「金融庁法」という。）により設置された法定政府機関であるケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」という。）が、ミューチュアル・ファンド法のもとでの規制の責任を課せられている。ミューチュアル・ファンド法は、同法の規定に関する違反行為に対して厳しい刑事罰を課している。
- 2.2 投資信託とは、ケイマン諸島において設立された会社、ユニット・トラストもしくはパートナーシップ、またはケイマン諸島外で設立されたものでケイマン諸島から運用が行われており、投資者の選択により買い戻しができる受益権を発行し、投資者の資金をプールして投資リスクを分散し、かつ投資を通じて投資者が収益もしくは売買益を享受できるようにする目的もしくは効果を有するものと定義されている。
- 2.3 ミューチュアル・ファンド法第4(4)条のもとで規制を免除されている投資信託は、その受益権に関する投資者が15名以内であり、その過半数によって投資信託の取締役、受託会社もしくはジェネラル・パートナーを選任または解任することができる投資信託およびケイマン諸島外で設立され、ケイマン諸島において公衆に対して勧誘を行う一定の投資信託である。

3．規制を受ける投資信託の三つの型

3.1 免許投資信託

この場合、投資信託によってCIMAに対して、投資信託および投資信託に対する業務提供者の詳細を記述した法定の様式（MF3）による目論見書がその概要とともに提出され、登録時および毎年4,268米ドルの手数料が納入されなければならない。設立計画推進者が健全な評判を有し、投資信託を管理するのに十分な専門性を有した健全な評判の者が存在しており、かつファンドの業務および受益権を募ることが適切な方法で行われると考えられるものとCIMAが判断した場合には、免許が与えられる。それぞれの場合に依拠して、投資信託の取締役、受託会社およびジェネラル・パートナーに関する詳細な情報が要求される。この投資信託は、著名な評判を有する機関が設立計画推進者であって、投資信託管理者としてケイマン諸島の免許を受けた者が選任されない投資信託に適している（第3.2項参照）。

3.2 管理投資信託

この場合、投資信託は、そのケイマン諸島における主たる事務所として免許投資信託管理者の事務所を指定する。同管理者および投資信託により作成された目論見書が、投資信託および投資信託に対する業務提供者の詳細を要約した法定様式（MF2およびMF2A）とともにCIMAに対して提出されなければならない。投資信託管理者は、設立計画推進者が健全な評判の者であること、投資信託の管理が投資信託管理の十分な専門性を有する健全な評判の者により管理されること、投資信託業務および受益権を募る方法が適切に行われること、および投資信託がケイマン諸島において設立または設定されていない場合には、CIMAにより承認された国または領土において設立または設定されていることを満たしていることが要求される。当初手数料および年間手数料は4,268米ドルである。投資信託管理者は主たる事務所を提供している投資信託（もしくはいずれかの設立計画推進者、その取締役、受託会社、もしくはジェネラル・パートナー）がミューチュアル・ファンド法に違反しており、支払不能となっており、またはその他債権者もしくは投資者に対して害を与える方法で行動しているものと信じる理由があるときは、CIMAに対して報告しなければならない。

3.3 登録投資信託（第4(3)条投資信託）

(a) 規制投資信託の第三の類型はさらに三つの類型に分けられる。

- () 一投資者当たりの最低投資額が100,000米ドルであるもの
- () 受益権が公認の証券取引所に上場されているもの
- () 投資信託が（ミューチュアル・ファンド法で定義される）マスター・ファンドであり、下記のいずれかに該当するもの
 - (A) 一投資者当たりの最低投資額が100,000米ドルであるもの、または
 - (B) 受益権が公認の証券取引所に上場されているもの

(b) 上記の()および()に分類される投資信託は、投資信託と業務提供者の一定の詳細内容をCIMAに対して届け出なければならず、かつ4,268米ドルの当初手数料および年間手数料を支払わなければならない。上記の()に分類される投資信託で、販売用書類が存在しない場合、投資信託は、マスター・ファンドの一定の詳細内容をCIMAに対して届け出なければならず（MF4様式）、かつ3,049米ドルの当初手数料および年間手数料を支払わなければならない。

4 . 投資信託の継続的要件

4.1 いずれの規制投資信託も、受益権についてすべての重要な事項を記述し、投資希望者が投資するか否かの判断を十分情報を得た上でなし得るようにするために必要なその他の情報を記載した目論見書を発行しなければならない。さらに、偽りの記述に対する既存の法的義務およびすべての重要事項の適切な開示に関する一般的なコモンロー上の義務が適用される。継続的に募集している場合には、重要な変更、例えば、取締役、受託会社、ジェネラル・パートナー、投資信託管理者、監査人等の変更の場合には改訂目論見書を提出する義務を負っている。

4.2 すべての規制投資信託は、CIMAが承認した監査人を選任しなければならず、決算終了から6か月以内に監査済み会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で投資信託が以下のいずれ

かに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときはCIMAに対し報告する法的義務を負っている。

(a) 投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合

(b) 投資信託の投資者または債権者を害するような方法で、自ら事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合

(c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合

(d) 欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合

(e) ミューチュアル・ファンド法、ミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則（2018年改訂）（以下「マネー・ロンダリング防止規則」という。）または免許の条件を遵守せずに事業を行いまたはそのように意図している場合

4.3 すべての規制投資信託は、登記上の事務所もしくは主たる事務所または受託会社の変更があったときはこれをCIMAに通知しなければならない。

4.4 当初2006年12月27日に効力を生じた投資信託（年次申告書）規則（2018年改訂）に従って、すべての規制投資信託は、投資信託の各会計年度について、会計年度終了後6か月以内に、規則に記載された項目を含んだ正確で完全な申告書を作成し、CIMAに提出しなければならない。CIMAは当該期間の延長を許可することができる。申告書は、投資信託に関する一般的情報、営業情報および会計情報を含み、CIMAにより承認された監査人を通じてCIMAに提出されなければならない。規制投資信託の運営者は、投資信託にこの規則を遵守させることに責任を負う。監査人は、規制投資信託の運営者から受領した各申告書をCIMAに適切な時期に提出することによりのみ責任を負い、提出された申告書の正確性または完全性については法的義務を負わない。

5. 投資信託管理者

5.1 免許には、「投資信託管理者」の免許および「制限的投資信託管理者」の免許の二つの類型がある。ケイマン諸島においてまたはケイマン諸島から投資信託の管理を行う場合は、そのいずれかの免許が要求される。管理とは、投資信託の資産のすべてまたは実質上資産のすべてを支配し投資信託の管理をし、または投資信託に対して主たる事務所を提供し、もしくは受託会社または投資信託の取締役を提供することを含むものとし、管理と定義される。

5.2 いずれの類型の免許を受ける者も、規制投資信託を管理するのに十分な専門性を有し、かつ、投資信託管理者としての業務は、それぞれの地位において取締役、管理者または役員として適格かつ適正な者により行われる、という法定のテスト基準を満たさなければならない。免許を受ける者は、上記の事柄を示しかつそのオーナーのすべてと財務構造およびその取締役と役員を明らかにして詳細な申請書をCIMAに対し提出しなければならない。かかる者は少なくとも2名の取締役を有しなければならない。投資信託管理者の純資産は、最低約48万米ドルなければならない。制限的投資信託管理者には、最低純資産額の要件は課されない。投資信託管理者は、ケイマン諸島に2名の個人を擁する本店をみずから有しているか、ケイマン諸島の居住者であるかケイマン諸島で設立された法人を代行会社として有さねばならず、制限なく複数の投資信託のために行うことができる。

5.3 投資信託管理者の責任は、まず受諾できる投資信託にのみ主たる事務所を提供し、第3.2項に定めた状況においてCIMAに対して知らせる法的義務を遵守することである。

5.4 制限的投資信託管理者は、CIMAが承認する数の免許投資信託に関し管理者として行為することができるが、ケイマン諸島に登記上の事務所を有していることが必要である。この類型は、ケイマンに投資信託の運用会社を創設した投資信託設立推進者が投資信託に関連した一連の投資信託を管理することを認める。CIMAの承認を条件として関連性のないファンドを運用することができる。現在の方針では、制限的投資信託管理者は、投資信託に対して主たる事務所を提供することが許されていない。しかし、制限的投資信託管理者が投資信託管理業務を提供する各規制投資信託は、ミューチュアル・ファン

ド法第4(3)条（第3.3項参照）に基づき規制されていない場合またはミューチュアル・ファンド法第4(4)条（第2.3項参照）に基づく例外にあたる場合は、別個に免許を受けなければならない。

5.5 投資信託管理者は、CIMAの承認を受けた監査人を選任しなければならない、決算期末から6か月以内にCIMAに対し監査済みの会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で投資信託管理者が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときはCIMAに対し報告する法的義務を負っている。

(a) 投資信託管理者がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合

(b) 投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、事業を行いもしくは行っている事業を自発的に解散し、またはそうしようとして意図している場合

(c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合

(d) 欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合

(e) ミューチュアル・ファンド法、ミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則または免許の条件を遵守せずに事業を行いまたはそのように意図している場合

5.6 CIMAは投資信託管理者に対して純資産を増加し、または保証や満足できる財務サポートを提供することを要求することもできる。

5.7 投資信託管理者の株主、取締役、上級役員、またはジェネラル・パートナーの変更についてはCIMAの承認が必要である。

5.8 非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う当初手数料は、24,390米ドルまたは30,488米ドルであり（管理する投資信託の数による。）、また、制限的投資信託管理者の支払う当初手数料は8,536米ドルである。一方、非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う年間手数料は、36,585米ドルまたは42,682米ドルであり（管理する投資信託の数による。）、また、制限的投資信託管理者の支払う年間手数料は8,536米ドルである。

6. ケイマン諸島における投資信託の構造の概要

ケイマン諸島の投資信託について一般的に用いられている法的類型は以下のとおりである。

6.1 免除会社

(a) 最も一般的な投資信託の手段は、会社法（2018年改訂）（以下「会社法」という。）に従って通常額面株式を発行する（無額面株式の発行も認められる）伝統的有限責任会社である。時には、保証による有限責任会社も用いられる。免除会社は、投資信託にしばしば用いられており、以下の特性を有する。

(b) 設立手続には、会社の基本憲章の制定（会社の目的、登記上の事務所、授權資本、株式買戻規定、および内部統制条項を記載した基本定款および定款）、基本定款の記名者による署名を行い、これをその記名者の簡略な法的宣誓文書とともに、授權資本に応じて異なる手数料とともに会社登記官に提出することを含む。

(c) 存続期限のある／存続期間限定会社 - 存続期間が限定される会社型のファンドで外国の税法上（例えば米国）非課税の扱いを受けるかパートナーシップとして扱われるものを設立することは可能である。

(d) 投資信託がいったん登録された場合、会社法の下での主な必要要件は、以下のとおり要約される。

（ ）各会社は、ケイマン諸島に登記上の事務所を有さなければならない。

（ ）取締役、代理取締役および役員の名簿は、登記上の事務所に維持されなければならない、その写しを会社登記官に提出しなければならない。

（ ）会社の財産についての担保その他の負担の記録は、登記上の事務所に維持されなければならない。

- () 株主名簿は、登記上の事務所においてまたは希望すればその他の管轄地において維持することができる。
- () 会社の手続の議事録は、利便性のある場所において維持する。
- () 会社は、会社の業務状況に関する真正かつ公正な所見を提供するもので、かつ会社の取引を説明するために必要な帳簿、記録を維持しなければならない。
- (e) 会社は、株主により管理されていない限り、取締役会を持たなければならない。取締役は、コン・ロー上の忠実義務に服すものとし、注意を払って、かつ会社の最善の利益のために行為しなければならない。
- (f) 会社は、様々な通貨により株主資本を指定することができる。
- (g) 額面株式または無額面株式の発行が認められる（ただし、会社は額面株式および無額面株式の両方を発行することはできない。）。
- (h) いずれのクラスについても償還株式の発行が認められる。
- (i) 株式の買戻しも認められる。
- (j) 収益または払込剰余金からの株式の償還または買戻しの支払に加えて、会社は資本金から株式の償還または買戻しをすることができる。ただし、会社は、資本金からの支払後においても、通常の事業の過程で支払時期が到来する債務を支払うことができる（すなわち、支払能力を維持する）ことを条件とする。
- (k) 会社の払込剰余金勘定からも利益からも分配金を支払うことができる。会社の払込剰余金勘定から分配金を支払う場合は取締役はその支払後、ファンドが通常の事業の過程で支払時期の到来する債務を支払うことができる、すなわち会社が支払能力を有することを確認しなければならない。
- (l) 免除会社は、今後30年間税金が賦課されない旨の約定を取得することができる。実際には、ケイマン諸島の財務長官が与える本約定の期間は20年間である。
- (m) 会社は、名称、取締役および役員、株式資本および定款の変更ならびに自発的解散を行う場合は、所定の期間内に会社登記官に報告しなければならない。
- (n) 免除会社は、毎年会社登記官に対して年次の法定の宣誓書を提出し、年間登録手数料を支払わなければならない。

6.2 免除ユニット・トラスト

- (a) ユニット・トラストは、ユニット・トラストへの参加が会社の株式への参加よりもより受け入れられやすく魅力的な地域の投資者によってしばしば用いられてきた。
- (b) ユニット・トラストは、信託証書に基づき受益者の利益のために信託財産に対する信託を宣言する受託者またはこれを設立する管理者および受託者により形成される。
- (c) ユニット・トラストの受託者は、ケイマン諸島内に、銀行および信託会社法に基づき信託会社として免許を受け、かつミューチュアル・ファンド法に基づき投資信託管理者として免許を受けた法人受託者である場合がある。このように、受託者は、両法に基づいてCIMAによる規制・監督を受ける。
- (d) ケイマン諸島の信託法は、基本的には英国の信託法に従っており、この問題に関する英国の信託法の相当程度の部分を採用している。さらに、ケイマン諸島の信託法（2018年改訂）は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託者に対して資金を払い込み、（受益者である）投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、受託者は、一般的に保管者としてこれを保持する。各受益者は、信託資産の持分比率に応じて権利を有する。
- (e) 受託者は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務がある。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。
- (f) 大部分のユニット・トラストは、「免除信託」として登録申請される。その場合、信託証書およびケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を（限られた一定の場合を除き）受益者とし、ない旨宣言した受託者の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に提出される。
- (g) 免除信託の受託者は、受託者、受益者、および信託財産が50年間課税に服さないとの約定を取得することができる。
- (h) ケイマン諸島の信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できる。

(i) 免除信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

6.3 免除リミテッド・パートナーシップ

(a) 免除リミテッド・パートナーシップは、少人数の投資者のベンチャーキャピタルまたはプライベート・エクイティ・ファンドにおいて一般的に用いられる。

(b) リミテッド・パートナーシップの概念は、基本的に米国において採用されている概念に類似している。それは法によって創設されたものであり、その法とは、英国の1907年リミテッド・パートナーシップ法に基礎を置き、今日では他の法域（特に米国）のリミテッド・パートナーシップ法の諸側面を組み込んでいるケイマン諸島の免除リミテッド・パートナーシップ法（2018年改訂）（以下「免除リミテッド・パートナーシップ法」という。）である。

(c) 免除リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ契約を締結するジェネラル・パートナー（個人、企業またはパートナーシップである場合は、ケイマン諸島の居住者であるか、同島において登録されているかまたは同島で設立されたものでなければならない。）およびリミテッド・パートナーにより形成され、免除リミテッド・パートナーシップ法により登録されることによって形成される。登録はジェネラル・パートナーが、リミテッド・パートナーシップ登記官に対し法定の宣誓書を提出し、手数料を支払うことによって有効となる。

(d) ジェネラル・パートナーは、リミテッド・パートナーを除外して免除リミテッド・パートナーシップの業務の運営を行い、リミテッド・パートナーは、例外的事態（例えば、リミテッド・パートナーが業務の運営に積極的に参加する場合）がない限り、有限責任たる地位を享受する。ジェネラル・パートナーの機能、義務および責任の詳細は、リミテッド・パートナーシップ契約に記載される。

(e) ジェネラル・パートナーは、誠意をもって、かつパートナーシップ契約において別途明示的な規定により異なる定めをしない限り、パートナーシップの利益のために行為する法的義務を負っている。また、たとえばコモンローの下での、またはパートナーシップ法（2013年改訂）の下での、ジェネラル・パートナーシップの法理が適用される。

(f) 免除リミテッド・パートナーシップは、以下の規定を順守しなければならない。

- () ケイマン諸島に登録事務所を維持する。
- () 商号および所在地、リミテッド・パートナーに就任した日ならびにリミテッド・パートナーを退任した日の詳細を含むリミテッド・パートナーの登録簿を（ジェネラル・パートナーが決定する国または領域に）維持する。
- () リミテッド・パートナーの登録簿が維持される所在地に関する記録を登録事務所に維持する。
- () リミテッド・パートナーの登録簿が登録事務所以外の場所で保管される場合は、税務情報庁法（2017年改訂）に従い税務情報庁による指示または通知に基づき、リミテッド・パートナーの登録簿を電子的形態またはその他の媒体により登録事務所において入手可能にする。
- () リミテッド・パートナーの出資額および出資日ならびに当該出資額の引出額および引出日を（ジェネラル・パートナーが決定する国または領域に）維持する。
- () 有効な通知が送達した場合、リミテッド・パートナーが許可したリミテッド・パートナーシップの権利に関する担保権の詳細を示す担保権記録簿を登録事務所に維持する。

(g) リミテッド・パートナーシップ契約に従い、リミテッド・パートナーシップの権利はパートナーシップを解散せずに買い戻すことができる。

(h) リミテッド・パートナーシップ契約に従い、各リミテッド・パートナーは、パートナーシップの業務と財務状況について完全な情報を求める権利を有する。

(i) 免除リミテッド・パートナーシップは、50年間の期間について将来の税金の賦課をしないとの約定を得ることができる。

(j) 免除リミテッド・パートナーシップは、登録内容の変更およびその解散についてリミテッド・パートナーシップ登記官に対して通知しなければならない。

(k) 免除リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ登記官に対して、年次法定申告書を提出し、かつ年間手数料を支払わなければならない。

7. ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制投資信託に対するケイマン諸島金融庁（CIMA）による規制と監督

- 7.1 CIMAは、いつでも、規制投資信託に対して会計が監査されるように指示し、かつCIMAが特定する時までにCIMAにそれを提出するように指示できる。
- 7.2 規制投資信託の運営者（すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社またはジェネラル・パートナー）は、第1項に従い投資信託に対してなされた指示が、所定の期間内に遵守されていることを確保し、本規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金および所定の時期以後も規制投資信託が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 7.3 ある者がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を行なっているか行なおうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合、CIMAは、その者に対して、CIMAが法律による義務を実行するようにするために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 7.4 何人でも、第7.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.5 第7.3項に従って情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるにもかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規程に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.6 投資信託がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を営んでいるか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、（高等裁判所の管轄下にある）グランドコート（以下「グランドコート」という。）に投資信託の投資者の資産を確保するために適切と考える命令を求めて申請することができ、グランドコートは係る命令を認める権限を有している。
- 7.7 CIMAは、規制投資信託が以下の事由のいずれか一つに該当する場合、第7.9項に定めたいずれかの行為またはすべての行為を行うことができる。
- (a) 規制投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できないか、そのおそれがある場合
 - (b) 規制投資信託がその投資者もしくは債権者に有害な方法で業務を行っているかもしくは行おうとしている場合、または自発的にその事業を解散する場合
 - (c) 免許投資信託の場合、免許投資信託がその投資信託免許の条件を遵守せずに業務を行っているか、行おうとしている場合
 - (d) 規制投資信託の指導および運営が適正かつ正当な方法で行われていない場合
 - (e) 規制投資信託の取締役、管理者または役員としての地位にある者が、各々の地位を占めるに適正かつ正当な者ではない場合
- 7.8 第7.7項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについてCIMAを警戒させるために、CIMAは、規制投資信託の以下の事項の不履行の理由について直ちに質問をなし、不履行の理由を確認するものとする。
- (a) CIMAが投資信託に対して発した指示に従ってその名称を変更すること
 - (b) 会計監査を受け、監査済会計書類をCIMAに提出すること
 - (c) 所定の年間許可料または年間登録料を支払うこと
 - (d) CIMAに指示されたときに、会計監査を受けるか、または監査済会計書類をCIMAに対して提出すること
- 7.9 第7.7項の目的のため、規制投資信託に関しCIMAがとる行為は以下のとおりとする。
- (a) 第4(1)(b)条（管理投資信託）または第4(3)条（第4(3)条投資信託）に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録を取り消すこと
 - (b) 投資信託が保有するいずれかの投資信託ライセンスに対して条件を付し、または条件を追加し、それらの条件を改定し、撤廃すること
 - (c) 投資信託の推進者または運営者の入替えを求めること

- (d) 事柄を適切に行うようにファンドに助言する者を選任すること
- (e) 投資信託の事務を支配する者を選任すること
- 7.10 CIMAが第7.9項の行為を行った場合、CIMAは、投資信託の投資者および債権者の利益を保護するために必要と考える措置を行いおよびその後同項に定めたその他の行為をするように命じる命令を求めて、グランドコートに対して、申請することができる。
- 7.11 CIMAは、そうすることが必要または適切であると考え、そうすることが实际的である場合は、CIMAは投資信託に関しみずから行っている措置または行おうとしている措置を、投資信託の投資者に対して知らせるものとする。
- 7.12 第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任された者は、当該投資信託の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、投資信託がCIMAに支払う。
- 7.13 第7.9(e)項により選任された者は、投資信託の投資者および債権者の最善の利益のために運営者を排除して投資信託の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 7.14 第7.13項で与えられた権限は、投資信託の事務を終了する権限をも含む。
- 7.15 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託に関する情報をCIMAに対して提供する。
- (b) 選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託に関し行っている事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は投資信託に関する勧告をCIMAに対して行う。
- (c) 第7.15(b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、勧告をCIMAに対して提供する。
- 7.16 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者が第7.15項の義務を遵守しない場合、またはCIMAの意見によれば当該投資信託に関するその義務を満足に実行していない場合、CIMAは、選任を取り消して他の者をもってこれに替えることができる。
- 7.17 投資信託に関する第7.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- (a) CIMAが特定した方法で投資信託に関する事柄を再編するように要求すること
- (b) 投資信託が会社の場合、会社法の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること
- (c) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したユニット・トラストの場合、ファンドを解散させるため受託会社に対して指示する命令を求めてグランドコートに申し立てること
- (d) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したパートナーシップの場合、パートナーシップの解散命令を求めてグランドコートに申し立てること
- (e) また、CIMAは、第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任される者の選任または再任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 7.18 CIMAが第7.17項の措置をとった場合、投資信託の投資者および債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置および同項または第7.9項に定めたその他の措置をとるよう命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 7.19 規制投資信託がケイマン諸島の法律の下で組織されたパートナーシップの場合でCIMAが第7.9(a)項に従い投資信託の免許を取り消した場合、パートナーシップは、解散されたものとみなす。
- 7.20 グランドコートが第7.17(c)項に従ってなされた申立てに対して命令を発する場合、裁判所は受託会社に対して投資信託資産から裁判所が適切と認める補償の支払を認めることができる。
- 7.21 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、ファンドが投資信託として事業を行うこともしくは行おうとすることを終了しまたは清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、第4(1)(b)条（管理投資信託）または第4(3)条（第4(3)条投資信託）に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録をいつでも取り消すことができる。

8. 投資信託管理に対するCIMAの規制および監督

- 8.1 CIMAは、いつでも免許投資信託管理者に対して会計監査を行い、CIMAが特定する合理的期間内にCIMAに対し提出するように指示することができる。
- 8.2 免許投資信託管理者は、第8.1項により受けた指示に従うものとし、この規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金を課され、かつ所定の時期以後も免許投資信託管理者が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 8.3 ある者がミューチュアル・ファンド法に違反して投資信託管理業を行なっているか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、その者に対して、CIMAがミューチュアル・ファンド法による義務を実行するために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 8.4 何人でも、第8.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.5 第8.3項の目的のために情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるのかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規定に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.6 CIMAが以下に該当すると判断する場合には、CIMAは、当該者によって管理されている投資信託の投資者の資産を維持するために適切と見られる命令を求めてグランドコートに申立てをすることができ、グランドコートはかかる命令を認める権限を有する。
- (a) ある者が投資信託管理者として行為し、またはその業務を行っており、かつ
- (b) 同人がミューチュアル・ファンド法に違反してこれを行っている場合。
- 8.7 CIMAは、投資信託管理者が事業を行うこともしくは行おうとすることを終了または清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、いつでも投資信託管理者免許を取り消すことができる。
- 8.8 CIMAは、免許投資信託管理者が以下のいずれかの事由に該当する場合は、第8.10項所定の措置をとることができる。
- (a) 免許投資信託管理者がその義務を履行するべきときに履行できないか、そのおそれがある場合
- (b) 免許投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、みずから事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合
- (c) 免許投資信託管理者が投資信託管理の業務をその投資信託管理免許の条件を遵守しないで行いまたはそのように意図している場合
- (d) 免許投資信託管理業務の指示および管理が、適正かつ正当な方法で実行されていない場合
- (e) 免許投資信託管理業務について取締役、管理者または役員の地位にある者が、各々の地位に就くには適正かつ正当な者ではない場合
- (f) 上場されている免許投資信託管理業務を支配または所有する者が、当該支配または所有を行うには適正かつ正当な者ではない場合
- 8.9 CIMAは、第8.8項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについて注意を払うために、規制投資信託の以下の事項についてその理由について直ちに質問をなし、かつ確認するものとする。
- (a) 免許投資信託管理者の以下の不履行
- () CIMAに対して規制投資信託の主要事務所の提供を開始したことを通知すること、規制投資信託に関し所定の年間手数料を支払うこと
- () CIMAの命令に従い、保証または財政上の援助をし、純資産額を増加すること
- () 投資信託、またはファンドの設立計画推進者または運営者に関し、条件が満たされていること
- () 規制投資信託の事柄に関し書面による通知をCIMAに対して行うこと
- () CIMAの命令に従い、名称を変更すること
- () 会計監査を受け、CIMAに対して監査済会計書類を送ること
- () 少なくとも2人の取締役をおくこと

- () C I M A から指示されたときに会計監査を受け、かつ監査済会計書類を C I M A に対し提出すること
 - (b) C I M A の承認を得ることなく管理者が株式を発行すること
 - (c) C I M A の書面による承認なく管理者の取締役、主要な上級役員、ジェネラル・パートナーを選任すること
 - (d) C I M A の承認なく、管理者の株式が処分されまたは取り引きされること
- 8.10 第8.8項の目的のために免許投資信託管理者について C I M A がとりうる行為は以下の通りである。
- (a) 投資信託管理者が保有する投資信託管理者免許を撤回すること
 - (b) その投資信託管理者免許に関し条件および追加条件を付し、またかかる条件を変更しまたは取り消すこと
 - (c) 管理者の取締役、類似の上級役員またはジェネラル・パートナーの交代を請求すること
 - (d) 管理者に対し、その投資信託管理の適正な遂行について助言を行う者を選任すること
 - (e) 投資信託管理に関し管理者の業務の監督を引き受ける者を選任すること
- 8.11 C I M A が第8.10項による措置を執った場合、C I M A は、グランドコートに対して、C I M A が当該管理者によって管理されているすべてのファンドの投資者とそのいずれのファンドの債権者の利益を保護するために必要とみなすその他の措置を執るよう命令を求めて申立てを行うことができる。
- 8.12 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者は、当該管理者の費用負担において選任されるものとする。その選任により C I M A に発生した費用は、管理者が C I M A に支払うべき金額となる。
- 8.13 第8.10(e)項により選任された者は、管理者によって管理される投資信託の投資者および管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の最善の利益のために（管財人、清算人を除く）他の者を排除して投資信託に関する管理者の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 8.14 第8.13項で与えられた権限は、投資信託の管理に関連する限り管理者の事務を終了させる権限をも含む。
- 8.15 第8.10(d)項または第8.10(e)項により許可を受けた投資信託管理者に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) C I M A から求められたときは、C I M A の特定する投資信託の管理者の管理に関する情報を C I M A に対して提供する。
 - (b) 選任後 3 か月以内または C I M A が特定する期間内に、選任された者が投資信託の管理者の管理について実行する事柄についての報告書を作成して C I M A に対して提出し、かつそれが適切な場合は管理に関する推奨を C I M A に対して行う。
 - (c) 第8.15(b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後 C I M A が特定する情報、報告書、推奨を C I M A に対して提供する。
- 8.16 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任された者が、
- (a) 第8.15項の義務に従わない場合、または
 - (b) 満足できる形で投資信託管理に関する義務を実行していないと C I M A が判断する場合、C I M A は、選任を取り消しこれに替えて他の者を選任することができる。
- 8.17 免許投資信託管理者に関する第8.15項の情報または報告を受領したときは、C I M A は以下の措置を執ることができる。
- (a) C I M A が特定した方法で投資信託管理者に関する事柄を再編するように要求すること
 - (b) 投資信託管理者が会社の場合、会社法の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること
 - (c) C I M A は、第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者の選任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 8.18 C I M A が第8.16項の措置をとった場合、C I M A は、管理者が管理する投資信託の投資者、管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 8.19 C I M A のその他の権限に影響を与えることなく、C I M A は、以下の場合、いつでも投資信託管理者の免許を取り消すことができる。

- (a) C I M Aは、免許保有者が投資信託管理者としての事業を行うことまたは行おうとすることをやめ
てしまっているという要件を満たした場合
 - (b) 免許の保有者が、解散、または清算に付された場合
- 8.20 免許投資信託管理者がケイマン諸島の法律によって組織されたパートナーシップの場合で、C I M A
が第8.10項に従い、その投資信託管理者の免許を取り消した場合、パートナーシップは解散されたもの
とみなされる。
- 8.21 投資信託管理者が免許信託会社の場合、たとえば、投資信託の受託者である場合、銀行および信託会
社法によりC I M Aによっても規制され監督される。かかる規制と監督の程度はミューチュアル・ファ
ンド法の下でのそれにおよそ近いものである。

9. ミューチュアル・ファンド法のもとでの一般的法の執行

- 9.1 下記の解散の申請がC I M A以外の者によりなされた場合、C I M Aは、申請者より申請の写しの送
達を受け、申請の聴聞会に出廷することができる。
- (a) 規制投資信託
 - (b) 免許投資信託管理者
 - (c) 規制投資信託であった人物、または
 - (d) 免許投資信託管理者であった人物
- 9.2 解散のための申請に関する書類および第9.1(a)項から第9.1(d)項に規定された人物またはそれぞれの
債権者に送付が要求される書類はC I M Aにも送付される。
- 9.3 C I M Aにより当該目的のために任命された人物は、以下を行うことができる。
- (a) 第9.1(a)項から第9.1(d)項に規定された人物の債権者会議に出席すること
 - (b) 仲裁または取り決めに審議するために設置された委員会に出席すること
 - (c) 当該会議におけるあらゆる決済事項に関して代理すること
- 9.4 執行官が、C I M Aまたはインスペクターと同じレベル以上の警察官が、ミューチュアル・ファンド
法の下での犯罪行為がある一定の場所で行われたか、行われつつあるかもしくは行われようとしてい
ると疑う合理的な根拠があるとしてなした申請に納得できた場合、執行官はC I M Aまたは警察官および
その者が支援を受けるため合理的に必要とするその他の者に以下のことを授權する令状を発行するこ
とができる。
- (a) 必要な場合は強権を用いてそれらの場所に立ち入ること
 - (b) それらの場所またはその場所にいる者を搜索すること
 - (c) 必要な場合は、記録が保存されているか、隠されている場所において、強制的に開扉して搜索をす
ること
 - (d) ミューチュアル・ファンド法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われ
ようとしていることを示すと思われる記録の占有を確保し安全に保持すること
 - (e) ミューチュアル・ファンド法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われ
ようとしていることを示すと思われる場所において記録の点検をし写しをとること。もし、それが実
際的でない場合は、かかる記録を持ち去ってC I M Aに対して引き渡すこと
- 9.5 C I M Aが記録を持ち去ったとき、またはC I M Aに記録が引き渡されたときC I M Aはこれを点検
し、写しや抜粋を取得するために必要な期間これを保持することができるが、その後は、それが持ち去
られた場所に返還すべきものとする。
- 9.6 何人もC I M Aがミューチュアル・ファンド法の下での権限を行使することを妨げてはならない。こ
の規定に違反する者は罪に問われ、かつ20万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

10. C I M Aによるミューチュアル・ファンド法上またはその他の法律上の開示

10.1 ミューチュアル・ファンド法または金融庁法により、C I M Aは、下記のいずれかに関係する情報を開示することができる。

- (a) ミューチュアル・ファンド法のもとでの免許を受けるためにC I M Aに対してなされた申請
- (b) 投資信託に関する事柄
- (c) 投資信託管理者に関する事柄

ただし、これらの情報は、C I M Aがミューチュアル・ファンド法により職務を行い、その任務を実行する過程で取得したもので次のいずれかの場合に限られる。

- (a) C I M Aがミューチュアル・ファンド法により付与された職務を行うことを援助する目的の場合
- (b) 例えば2016年秘密情報公開法、犯罪収益に関する法律（2018年改訂）または薬物濫用法（2017年改訂）等にもとづき、ケイマン諸島内の裁判所によりこれを行うことが合法的に要求されまたは許可された場合
- (c) 開示される情報が投資者の身元を開示することなく（当該開示が許される場合を除く）、要約または統計的なものである場合
- (d) ケイマン諸島外の金融監督当局に対し、C I M Aにより免許に関し遂行される任務に対応する任務を当該当局が遂行するために必要な情報を開示する場合。ただし、C I M Aは情報の受領が予定されている当局が更なる開示に関し十分な法的規制を受けていることについて満足していることを条件とする。
- (e) 投資信託、投資信託管理者または投資信託の受託者の解散、清算または免許所有者の管財人の任命もしくは職務に関連する法的手続を目的とする場合

11．ケイマン諸島投資信託の受益権の募集／販売に関する一般的な民法上の債務

11.1 過失による誤った事実表明

販売書類における不実表示に対しては民事上の債務が発生しうる。販売書類の条件では、販売書類の内容を信頼して受益権を申込み者のために、販売書類の内容について責任のある者、例えば（場合に応じ）ファンド、取締役、運用者、ジェネラル・パートナー等に注意義務を課している。この義務の違反は、販売文書の中のかかる者によって明示的または黙示的に責任を負うことが受け入れられている者に対する不実表示による損失の請求を可能にするであろう。

11.2 欺罔的な不実表明

事実の欺罔的な不実表明（約束、予想、または意見の表明でなくとも）に関しては、不法行為の民事責任も生じうる。ここにいう「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解される。

11.3 契約法（1996年改訂）

- (a) 契約法の第14(1)条では、当該表明が欺罔的に行われていれば責任が生じたであろう場合には、契約前の不実の表明による損害の回復ができるであろう。ただし、かかる表明をした者が、事実が真実であるものと信じ、かつ契約の時まで信じていた合理的理由があったということを証明した場合はこの限りでない。一般的には、本条は、過失による不実の表明に関する損害に対しても法定の権利を与えるものである。同法の第14(2)条は、不実の表明が行われた場合に、取消に代えて損害賠償を容認することを裁判所に対して認めている。
- (b) 一般的に、関連契約はファンド自身（または受託会社）とのものであるため、ファンド（または受託会社）は、次にその運用者、ジェネラル・パートナー、取締役、設立計画推進者または助言者に対し請求することが可能であるとしても、申込人の請求の対象となる者はファンドとなる。

11.4 欺罔に対する訴訟提起

- (a) 損害を受けた投資者は、欺罔行為について訴えを提起し（契約上でなく不法行為上の民事請求権）、以下を証明することにより、欺罔による損害賠償を得ることができる。
 - () 重要な不実の表明が欺罔的になされたこと。
 - () そのような不実の表明の結果、受益証券を申し込むように誘引されたこと。

- (b) 「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解される。だます意図があったことまたは欺罔的な不実表明が投資者を受益権購入に誘引した唯一の原因であったことを証明する必要はない。
- (c) 情報の欠落は、事実についての何らかの積極的な不実の表明があったとき、または欠落情報を入れなかったために表明事項が虚偽となるか誤解を招くものとなるような部分的もしくは断片的な事実の表明があったときは、不実の表明となりうる。
- (d) 表明がなされたときは真実であっても、受益証券の申込の受諾が無条件となる前に表明が真実でなくなったときは、当該変更を明確に指摘せずに受益権の申込を許したことは欺罔にあたるであろうから、欺罔による請求権を発生せしめうる。
- (e) 事実の表明とは違い、意見または期待の表明は、本項の責任を生じることはないであろうが、表現によっては誤っていれば不実表示を構成する事実の表明となることもありうる。

11.5 契約上の債務

- (a) 販売書類もファンド（または受託会社）と持分の成約申込者との間の契約の基礎を形成する。もしそれが不正確か誤解を招くものであれば、申込者は契約を解除または損害賠償を求めて管理会社、設立計画推進者、ジェネラル・パートナーまたは取締役に対し訴えを提起することができる。
- (b) 一般的事柄としては、当該契約はファンド（または受託会社）そのものと締結するので、ファンドは取締役、運用者、ジェネラル・パートナー、設立計画推進者、または助言者に求償することはあっても、申込者が請求する相手方当事者は、ファンド（または受託会社）である。

11.6 隠された利益および利益相反

ファンドの受託会社、ジェネラル・パートナー、取締役、役員、代行会社は、ファンドと第三者との間の取引から利益を得てはならない。ただし、ファンドによって特定の授権されているときはこの限りでない。そのように授権を受けずに得られた利益は、ファンドに帰属する。

12. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集／販売に関する一般刑事法

12.1 刑法（2018年改訂）第257条

会社の役員（もしくはかかる者として行為しようとする者）が株主または債権者を会社の事項について欺罔する意図のもとに、「重要な事項」について誤解を招くか、虚偽であるか、欺罔的であるような声明、計算書を書面にて発行しまたは発行に同調する場合、彼は罪に問われるとともに7年間の拘禁刑に処せられる。

12.2 刑法（2018年改訂）第247条、第248条

- (a) 欺罔により、不正にみずから金銭的利益を得、または他の者をして金銭的利益を得させる者は、罪に問われるとともに、5年間の拘禁刑に処せられる。
- (b) 他の者に属する財産をその者から永久に奪う意図のもとに不正に取得する者は、罪に問われると共に10年の拘禁刑に処せられる。この目的上、彼が所有権、占有または支配を取得した場合は財産を取得したものとみなし、「取得」には、第三者のための取得または第三者をして取得もしくは確保を可能にすることを含む。
- (c) 両条の目的上、「欺罔」とは、事実についてであれ法についてであれ、言葉であれ、行為であれ、欺罔を用いる者もしくはその他の者の現在の意図についての欺罔を含む。

13. 清算

13.1 会社

会社の清算（解散）は、会社法、2008年会社清算規則および会社の定款に準拠する。清算は、自発的なもの（すなわち、株主の議決に従うもの）、または債権者、出資者（すなわち、株主）または会社自体の申立に従い裁判所による強制的なものがある。自発的な解散は、後に裁判所の監督の下になされることになることもある。CIMAも、投資信託または投資信託管理会社が解散されるべきことを裁判所

に申立てる権限を有する（参照：第7.17(b)項および第8.17(b)項）。剰余資産は、もしあれば、定款の規定に従い、株主に分配される。

13.2 ユニット・トラスト

ユニット・トラストの清算は、信託証書の規定に準拠する。C I M A は、受託会社が投資信託を解散すべきであるという命令を裁判所に申請する権限をもっている。（参照：第7.17(c)項）剰余資産は、もしあれば、信託証書の規定に従って分配される。

13.3 リミテッド・パートナーシップ

免除リミテッド・パートナーシップの解散は、免除リミテッド・パートナーシップ法およびパートナーシップ契約に準拠する。C I M A は、パートナーシップを解散させるべしとの命令（参照：第7.17(d)項）を求めて裁判所に申立をする権限を有している。剰余資産は、もしあれば、パートナーシップ契約の規定に従って分配される。

ジェネラル・パートナーまたはパートナーシップ契約に基づき清算人に任命された他の者は、パートナーシップを解散する責任を負っている。パートナーシップが一度解散されれば、ジェネラル・パートナーまたはパートナーシップ契約に基づき清算人に任命された他の者は、免除リミテッド・パートナーシップの登記官に解散通知を提出しなければならない。

13.4 税金

ケイマン諸島においては直接税、源泉課税または為替管理はない。ケイマン諸島は、ケイマン諸島の投資信託に対してまたはよって行われるあらゆる支払に適用されるいかなる国との間でも二重課税防止条約を締結していない。免除会社、受託会社、およびリミテッド・パートナーシップは、将来の課税に対して誓約書を取得することができる（第6.1(i)項、第6.2(g)項および第6.3(i)項参照）。

14. 一般投資家向け投資信託（日本）規則（2018年改正）

14.1 一般投資家向け投資信託（日本）規則（2018年改正）（以下「本規則」という。）は、日本で公衆に向けて販売される一般投資家向け投資信託に関する法的枠組みを定めたものである。本規則の解釈上、「一般投資家向け投資信託」とは、ミューチュアル・ファンド法第4(1)(a)条に基づく免許を受け、その証券が日本の公衆に対して既に販売され、または販売されることが予定されている信託、会社またはパートナーシップである投資信託をいう。日本国内で既に証券を販売し、2003年11月17日現在存在している投資信託、または同日現在存在し、同日後にサブ・トラストを設定した投資信託は、本規則に基づく「一般投資家向け投資信託」の定義に含まれない。上記のいずれかの適用除外に該当する一般投資家向け投資信託は、本規則の適用を受けることをC I M A に書面で届け出ることによって、かかる選択（当該選択は撤回不能である）をすることができる。

14.2 C I M A が一般投資家向け投資信託に交付する投資信託免許にはC I M A が適当とみなす条件の適用がある。かかる条件のひとつとして一般投資家向け投資信託は本規則に従って事業を行わねばならない。

14.3 本規則は一般投資家向け投資信託の設立文書に特定の条項を入れることを義務づけている。具体的には証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、各証券の純資産価額および証券の募集価格および償還価格または買戻価格の計算方法、証券の発行条件、証券の譲渡または転換の条件、証券の買戻しおよびかかる買戻しの中止の条件、監査人の任命などが含まれる。

14.4 一般投資家向け投資信託の証券の発行価格および償還価格または買戻価格は請求に応じて管理事務代行会社の事務所で無料で入手することができなければならない。

14.5 一般投資家向け投資信託は会計年度が終了してから6か月以内、または目論見書に定めるそれ以前の日に、年次報告書を作成し、投資家に配付するか、またはこれらを指示しなければならない。年次報告書には本規則に従って作成された当該投資信託の監査済財務諸表を盛り込まなければならない。

14.6 また一般投資家向け投資信託の運営者は各会計年度末の6か月後から20日以内に、一般投資家向け投資信託の事業の詳細を記載した報告書をC I M A に提出する義務を負う。さらに一般投資家向け投資信託の運営者は、運営者が知る限り、当該投資信託の投資方針、投資制限および設立文書を遵守していること、ならびに当該投資信託は投資家の利益を損なうような運営をしていないことを確認した宣誓書

を、年に一度、CIMAに提出しなければならない。本規則の解釈上、「運営者」とは、ユニット・トラストの場合は信託の受託者、パートナーシップの場合はパートナーシップのジェネラル・パートナー、また会社の場合は会社の取締役をいう。

14.7 管理事務代行会社

- (a) 本規則第13.1条は一般投資家向け投資信託の管理事務代行会社が履行すべき様々な職務を定めている。かかる職務には下記の事項が含まれる。
- () 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約およびその他の関係法に従って証券の発行、譲渡、転換および償還または買戻しが確実に実行されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約および投資家または潜在的投資家に公表されるものに従って確実に証券の純資産価額、発行価格、転換価格および償還価格または買戻価格が計算されるようにすること
 - () 管理事務代行会社が職務を履行するために必要なすべての事務所設備、機器および人員を確保すること
 - () 本規則、会社法およびミューチュアル・ファンド法に従って、一般投資家向け投資信託の運営者が同意した形式で投資家向けの定期報告書が確実に作成されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の会計帳簿が適切に記帳されるように確保すること
 - () 管理事務代行会社が投資家名簿を保管している場合を除き、名義書換代理人の手続および投資家名簿の管理に関して名義書換代理人に与えた指示が実効的に監視されるように確保すること
 - () 別途名義書換代理人が任命されている場合を除き、一般投資家向け投資信託の設立文書で義務づけられた投資家名簿が確実に管理されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の証券に関して適宜宣言されたすべての分配金またはその他の配分が当該投資信託から確実に投資家に支払われるようにすること
- (b) 本規則は、一般投資家向け投資信託の資産の一部または全部が目論見書に定める投資目的および投資制限に従って投資されていないことに管理事務代行会社が気付いた場合、または一般投資家向け投資信託の運営者または投資顧問会社が設立文書または目論見書に定める規定に従って当該投資信託の業務または投資活動を実施していない場合、できる限り速やかにCIMAに連絡し、当該投資信託の運営者に書面で報告することを管理事務代行会社に対して義務づけている。
- (c) 管理事務代行会社は、一般投資家向け投資信託の募集または償還もしくは買戻しを中止する場合、および一般投資家向け投資信託を清算する意向である場合、実務上できる限り速やかにその旨をCIMAに通知しなければならない。
- (d) 管理事務代行会社はケイマン諸島または承認された法域で設立され、または適法に事業を営んでいる者にその職務または任務を委託することができる。ただし、管理事務代行会社は委託した職務または任務の履行に関し引き続き責任を負わなければならない。管理事務代行会社は職務を委託する前にCIMAに届け出るとともに、委託後直ちに運営者、サービス提供者および投資家に通知するものとする。「承認された法域」とは、犯罪収益に関する法律の下でケイマン諸島のマネー・ロンダリング防止対策グループにより承認された法域をいう。

14.8 保管会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、承認された法域またはCIMAが承認したその他の法域で規制を受けている保管会社を任命し、維持しなければならない。保管会社を変更する場合、一般投資家向け投資信託は変更の1か月前までにその旨を書面でCIMA、当該投資信託の投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。
- (b) 本規則は任命された保管会社の職務として、保管会社は投資対象に関する証券および権原に関する書類を保管し、当該投資信託の設立文書、目論見書、申込契約または関係法令と矛盾しない限り、契約により規定される一般投資家向け投資信託の投資に関する管理事務代行会社、投資顧問会社および運営者の指示を実行することを定めている。
- (c) 保管会社は、管理事務代行会社または一般投資家向け投資信託に対して、証券の申込代金の受取りおよび充当、当該投資信託の証券の発行、転換および買戻し、投資対象の売却に際して受取った純収

益の送金、当該投資信託の資本および収益の充当ならびに当該投資信託の純資産価額の計算に関する
写しおよび情報を請求する権利を有する。

- (d) 保管会社は副保管会社を任命することができ、保管会社は適切な副保管会社の選任に際して合理的な
技量、注意および努力を払うものとする。保管会社はその業務を副保管会社に委託することを、1
か月前までに書面でその他のサービス提供者に通知しなければならない。保管会社は保管サービス
を提供する副保管会社の適格性を継続的に確認する責任を負う。保管会社は各副保管会社を適切なレ
ベルで監督し、各副保管会社が引き続きその任務を十分に履行していることを確認するために定期的
に調査しなければならない。

14.9 投資顧問会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、承認された法域またはC I M Aが承認したその他の法域
で設立され、または適法に事業を営んでいる投資顧問会社を任命し、維持しなければならない。本規
則の解釈上、「投資顧問会社」とは、一般投資家向け投資信託の投資活動に関する投資運用業務を提
供する目的で、一般投資家向け投資信託により、または一般投資家向け投資信託のために任命された
事業体をいう。かかる事業体により任命された副投資顧問会社はこれに含まれない。本規則の解釈
上、「投資運用業務」には、ケイマン諸島の証券投資業法（2015年改正）の別表2第3項に規定され
る活動が含まれる。
- (b) 投資顧問会社を変更する場合には、変更の1か月前までにC I M A、投資家およびその他の業務提
供者に当該変更について通知しなければならない。更に、投資顧問会社の取締役を変更する場合
には、運用する各一般投資家向け投資信託の運営者（すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社ま
たはジェネラル・パートナー）の事前の承認を要する。運営者は、かかる変更について、変更の1か
月前までに書面でC I M Aに通知することが要求される。
- (c) 本規則第21条は、ミューチュアル・ファンド法に基づいて投資信託免許を取得する条件のひとつ
として投資顧問会社を任命する契約に一定の職務が記載されていることを要求している。かかる職務
には下記の事項が含まれる。
- () 一般投資家向け投資信託が受取った申込代金が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契
約に従って確実に充当されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の資産の売却に際してその純収益が合理的な期限内に確実に保管会社
に送金されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の収益が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確
実に充当されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の資産が、当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に記載
される当該投資信託の投資目的および投資制限に従って確実に投資されるようにすること
 - () 保管会社または副保管会社が一般投資家向け投資信託に関する契約上の義務を履行するため
に必要な情報および指示を合理的な時に提供すること
- (d) 本規則は、現在、一般投資家向け投資信託の投資顧問会社がユニット・トラストに対して投資顧問
業務を行っているか、または会社に対して行っているかを区別しており、それに応じて、異なる投資
制限が適用されている。
- (e) 投資信託がユニット・トラストである場合、本規則第21条(4)項は投資顧問会社がかかるユニット・
トラストのために引受けてはならない業務を以下の通り定めている。
- () 結果的に当該一般投資家向け投資信託のために空売りされるすべての有価証券の総額がかかる空
売りの直後に当該一般投資家向け投資信託の純資産を超過することになる場合、かかる有価証券の
空売りを行ってはならない。
 - () 結果的に当該投資信託のために行われる借入れの残高の総額がかかる借入れ直後に当該投資信託
の純資産の10%を超えることになる場合、かかる借入れを行ってはならない。ただし、
(A) 特殊事情（一般投資家向け投資信託と別の投資信託、投資ファンドまたはそれ以外の種類の集
団投資スキームとの合併を含むがそれらに限られない。）において、12か月を超えない期間に
限り、本()項において言及される借入制限を超えてもよいものとし、

- (B) 1 当該一般投資家向け投資信託が、有価証券の発行手取金のすべてまたは実質的にすべてを不動産の権利を含む不動産に投資するとの方針を有し、
- 2 投資顧問会社が、当該一般投資家向け投資信託の資産の健全な運営または当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益保護のために、かかる制限を超える借入れが必要であると判断する場合、

本()項において言及される借入制限を超えてもよいものとする。

- () 株式取得の結果、投資顧問会社が運用するすべての投資信託が保有する一会社（投資会社を除く。）の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。
- () 取引所に上場されていないか、または容易に換金できない投資対象を取得する結果として、取得直後に一般投資家向け投資信託が保有するかかる投資対象の総価値が当該投資信託の純資産価額の15%を超えることになる場合、当該投資対象を取得してはならないが、投資顧問会社は、当該投資対象の評価方法が当該一般投資家向け投資信託の目論見書において明確に開示されている場合、当該投資対象の取得を制限されないものとする。
- () 当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益を損なうか、または当該一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に違反する取引（投資信託の受益者ではなく投資顧問会社もしくは第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。）を行ってはならない。
- () 本人として自社またはその取締役と取引を行ってはならない。
- (f) 一般投資家向け投資信託が会社である場合、本規則第21条(5)項は、投資顧問会社が当該会社のために引受けてはならない業務を以下の通り定めている。
- () 株式取得の結果、当該一般投資家向け投資信託が保有する一会社（投資会社を除く。）の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。
- () 当該一般投資家向け投資信託が発行するいかなる証券も取得してはならない。
- () 当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益を損なうか、または当該一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に違反する取引（当該一般投資家向け投資信託の受益者ではなく投資顧問会社もしくは第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。）を行ってはならない。
- (g) 上記にかかわらず、本規則第21条(6)項は、本規則第21条(4)項または第21条(5)項によって、投資顧問会社が、一般投資家向け投資信託のために、以下に該当する会社、ユニット・トラスト、パートナーシップまたはその他の者のすべてのまたはいずれかの株式、証券、持分またはその他の投資対象を取得することを妨げないことを明記している。
- () 投資信託、投資ファンド、ファンド・オブ・ファンズまたはその他の種類の集団投資スキームである場合
- () マスター・ファンド、フィダー・ファンド、その他の類似の組織もしくは会社または事業体のグループの一部を構成している場合
- () 一般投資家向け投資信託の投資目的または投資戦略を、全般的にまたは部分的に、直接促進する特別目的事業体である場合
- (h) 投資顧問会社は副投資顧問会社を任命することができ、副投資顧問会社を任命する場合は事前にその他の業務提供者、運営者およびCIMAに通知しなければならない。投資顧問会社は副投資顧問会社が履行する業務に関して責任を負う。

14.10 財務報告

- (a) 本規則パート は一般投資家向け投資信託の財務報告に充てられている。一般投資家向け投資信託は、各会計年度が終了してから6か月以内に、監査済財務諸表を織り込んだ財務報告書を作成し、ミューチュアル・ファンド法に従って投資家およびCIMAに配付しなければならない。また中間財務諸表については当該投資信託の設立文書および目論見書の中で投資家に説明した要領で作成し、配付すれば足りる。
- (b) 投資家に配付するすべての関連財務情報および純資産価額を算定するために使用する財務情報は、目論見書に定める一般に認められた会計原則に従って準備されなければならない。

- (c) 本規則第26条では一般投資家向け投資信託の監査済財務諸表に入れるべき最低限の情報を定めている。

14.11 監査

- (a) 一般投資家向け投資信託は監査人を任命し、維持しなければならない。監査人を変更する場合は1か月前までに書面でCIMA、投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。また監査人を変更する場合は事前にCIMAの承認を得なければならない。
- (b) 一般投資家向け投資信託は最初に監査人の書面による承認を得ることなく、当該投資信託の監査報告書を公表または配付してはならない。
- (c) 監査人はケイマン諸島以外の法域で一般に認められた監査基準を使用することができ、その際、監査報告書の中でかかる事実および法域の名称を開示しなければならない。
- (d) 監査人は一般投資家向け投資信託の運営者およびその他のサービス提供者から独立していなければならない。

14.12 目論見書

- (a) 本規則パート は、ミューチュアル・ファンド法第4(1)条および第4(6)条に従ってCIMAに届け出られる一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めている。目論見書に重大な変更があった場合もCIMAに届け出なければならない。一般投資家向け投資信託の目論見書は当該投資信託の登記上の事務所またはケイマン諸島に所在するいずれかのサービス提供者の事務所において無料で入手することができなければならない。
- (b) ミューチュアル・ファンド法に定める要件に追加して、本規則第37条は一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めており、以下の詳細が含まれていなければならない。
- () 一般投資家向け投資信託の名称、また会社もしくはパートナーシップの場合はケイマン諸島の登記上の住所
 - () 一般投資家向け投資信託の設立日または設定日（存続期間に関する制限の有無を表示する）
 - () 設立文書および年次報告書または定期報告書の写しを閲覧し、入手できる場所の記述
 - () 一般投資家向け投資信託の会計年度の終了日
 - () 監査人の氏名および住所
 - () 下記の(xx)、(xx)および(xx)に定める者とは別に、一般投資家向け投資信託の業務に重大な関係を有す取締役、役員、名義書換代理人、法律顧問およびその他の者の氏名および営業用住所
 - () 投資信託会社である一般投資家向け投資信託の授權株式および発行済株式資本の詳細（該当する場合は現存する当初株式、設立者株式または経営株式を含む）
 - () 証券に付与されている主な権利および制限の詳細（通貨、議決権、清算または解散の状況、券面、名簿への記録等に関する詳細を含む）
 - () 該当する場合、証券を上場し、または上場を予定する証券取引所または市場の記述
 - () 証券の発行および売却に関する手続および条件
 - (x) 証券の償還または買戻しに関する手続および条件ならびに償還または買戻しを中止する状況
 - (x) 一般投資家向け投資信託の証券に関する配当または分配金の宣言に関する意向の説明
 - (x) 一般投資家向け投資信託の投資目的、投資方針および投資方針に関する制限の説明、一般投資家向け投資信託の重大なリスクの説明、および使用する投資手法、投資商品または借入の権限に関する記述
 - (x) 一般投資家向け投資信託の資産の評価に適用される規則の説明
 - (x) 一般投資家向け投資信託の発行価格、償還価格または買戻価格の決定（取引の頻度を含む）に適用される規則および価格に関する情報を入手することのできる場所の説明
 - (x) 一般投資家向け投資信託から運営者、管理事務代行会社、投資顧問会社、保管会社およびその他のサービス提供者が受取るまたは受取る可能性の高い報酬の支払方法、金額および報酬の計算に関する情報
 - (x) 一般投資家向け投資信託とその運営者およびサービス提供者との間の潜在的利益相反に関する説明

- (x) 一般投資家向け投資信託がケイマン諸島以外の法域またはケイマン諸島以外の監督機関もしくは規制機関で登録し、もしくは免許を取得している場合（または登録し、もしくは免許を取得する予定である場合）、その旨の記述
- (x) 投資家に配付する財務報告書の性格および頻度に関する詳細
- (xx) 一般投資家向け投資信託の財務報告書を作成する際に採用した一般に認められた会計原則
- (xx) 以下の記述
 - 「ケイマン諸島金融庁が交付した投資信託免許は、一般投資家向け投資信託のパフォーマンスまたは信用力に関する金融庁の投資家に対する義務を構成しない。またかかる免許の交付にあたり、金融庁は一般投資家向け投資信託の損失もしくは不履行または目論見書に記載された意見もしくは記述の正確性に関して責任を負わないものとする。」
- (xx) 管理事務代行会社（管理事務代行会社の名称、管理事務代行会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所を含む）
- (xx) 保管会社および副保管会社（下記事項を含む）
 - (A) 保管会社および副保管会社（該当する場合）の名称、保管会社および副保管会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所
 - (B) 保管会社および副保管会社の主たる事業活動
- (xx) 投資顧問会社（下記事項を含む）
 - (A) 投資顧問会社の取締役の氏名および経歴の詳細ならびに投資顧問会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所
 - (B) 投資顧問会社のサービスに関する契約の重要な規定
 - (C) ファンドに対する投資家の持分に関するケイマン諸島の法令に定める重要な規定

第4【参考情報】

当該会計年度中、サブ・ファンドについては、以下の書類が関東財務局長に提出されている。

2017年4月28日	有価証券届出書 有価証券報告書（第7期）
2017年7月31日	半期報告書（第8期中） 有価証券届出書の訂正届出書

第5【その他】

該当事項なし。

[次へ](#)

別紙A 定義

文脈上別異に解すべき場合を除き、本書において、以下の用語は、それぞれ以下に定める意義を有する。

調整係数	有価証券届出書「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、 2 投資方針、（１）投資方針、本ストラテジー、本ストラテジー の純資産価格」の項において定義されるところによる。
管理事務代行契約	受託会社および管理事務代行会社の間の2010年6月4日付で締結さ れた管理事務代行契約（随時修正される。）をいう。
管理事務代行会社	香港支店を通じて行為するシティバンク・エヌ・エイまたはサブ・ ファンドの管理事務代行会社として受託会社によって選任されたそ の他の者をいう。
代行協会員	管理会社の日本における代行協会員としてのシティグループ証券株 式会社をいう。
代行協会員契約	管理会社と代行協会員との間の2010年6月9日付で締結された契約 （随時修正される。）をいう。
申込営業日	ファンド営業日であり、かつ香港、ロンドン、ムンバイ、ニュー ヨーク、シンガポール、サンパウロおよびロシアのそれぞれにおけ る主たる証券取引所が営業を行っている日ならびに／または管理会 社が（管理会社の絶対的な裁量において）随時書面により指定する その他の日をいう。
申込日	いずれかの取得日または買戻日に関連して、かかる取得日または買 戻日の前の申込営業日および／または管理会社が随時書面により指 定するその他の日をいう。
申込書	管理会社または名義書換代理人より入手可能な受益証券の申込みの 様式をいう。
シティグループ	シティグループ・インクをいう。
シティグループ金融商品	シティグループ発行会社が発行し、またはシティグループ発行会社 が相手方となっている金融商品をいう。
シティグループ発行会社	シティグループ・グローバル・マーケッツ・ホールディングス・イ ンクおよび／またはシティグループの関連会社をいう。

米ドルクラス受益証券	米ドルで表示され、「カントリー・セクター 外貨建てシリーズ（米ドル建て）」と指定された受益証券をいう。
保管会社	香港支店を通じて行為するシティバンク・エヌ・エイまたはサブ・ファンドの保管会社として受託会社によって選任されたその他の者をいう。
保管契約	受託会社および保管会社の間の2010年6月4日付で締結された保管契約（随時修正される。）をいう。
販売会社	日本における受益証券またはその実質的権利の販売会社としての株式会社S M B C信託銀行および／または管理会社によって随時選任されたその他の販売会社をいう。
適格投資家	（ i ）米国の居住者、米国において設立されもしくは存続するパートナーシップ、または米国の法律に基づき設立されもしくは米国において存続する法人、信託もしくはその他の主体、（ ）ケイマン諸島に所在または居住する者または団体（慈善信託もしくは慈善権限の対象者またはケイマン諸島の免除もしくは非居住会社を除く。）、（ ）適用ある法律に違反することなく受益証券の申込みまたは保有を行うことができない者、法人または団体、または（ ）上記（ i ）から（ ）に記載される者、法人もしくは団体の保管会社、名義人もしくは受託会社、のいずれにも該当しない者、法人または団体または管理会社がサブ・ファンドに関して随時決定し、受託会社に通知するその他の者、法人もしくは団体をいう。
金融商品取引法	日本の金融商品取引法（昭和23年法律第25号、改正済）をいう。
金融商品	債券、短期債、スワップ、証書または管理会社が随時選定する適用ある法令によって許容された容易に換金することができるその他の金融商品をいう。
基準通貨	米ドルをいう。

ファンド営業日	香港、ロンドン、ニューヨークおよび東京のそれぞれで商業銀行が営業を行っているそれぞれの日（土曜日、日曜日または公休日を除く。）および／または管理会社が随時書面により指定するその他の日をいう。
投資対象	人、団体（法人格の有無を問わない。）、ファンド、信託、世界中の国、州もしくは地域の政府もしくは政府機関によって発行されたあらゆる種類の株、株式、パートナーシップ持分、債券、負債、優先株、ワラント、転換社債、貸株、投資信託の受益証券もしくは副受益証券、株式もしくはストック・オプションもしくは先物取引、通貨スワップ、金利スワップ、レポ取引、譲渡性預金証書、約束手形、為替手形、もしくはあらゆる種類の有価証券、もしくは上記の者に対してなされるローン（もしくはローン・パーティシペーション）、またはミューチュアル・ファンドもしくは類似のスキームへの参加、および、全額もしくは一部払込済または未払いであるかを問わず、不動産または管理会社が随時書面により指定するその他の投資対象もしくはその派生商品をいう。
投資運用契約	受託会社と管理会社との間で締結された投資運用契約（随時修正または追補される。）をいい、投資運用契約に基づき、受託会社は、各サブ・ファンドの信託財産の運用に関する投資運用サービスを管理会社に委託する。
投資運用サービス	投資運用契約に基づき管理会社に委託された各サブ・ファンドに関する業務ならびに／または管理会社および受託会社が書面にて随時合意するその他の業務をいう。
管理会社	シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッドをいう。
本モデル	有価証券届出書「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、（1）投資方針、サブ・ファンド」の項において定義されるところによる。
モデル・スポンサー	シティグループのグローバル・クオンティタティブ・リサーチ・チームをいう。
純資産価額	サブ・ファンドの純資産価額をいう。
受益証券1口当たり純資産価格	純資産価額を計算時における発行済米ドルクラス受益証券の口数で除した額をいう。受益証券1口当たり純資産価格は、小数第3位または管理会社が受託会社と協議の上決定するその他の位まで四捨五入される。
英文目論見書	2015年5月付のトラストに関する英文目論見書（随時修正または補足される。）をいう。

買戻日	各ファンド営業日および／または管理会社が随時書面により指定するその他の日をいう。
買戻通知	管理会社または名義書換代理人より入手可能な様式による受益者がその保有する受益証券に関して提出する買戻通知をいう。
買戻価格	各サブ・ファンドに関して、当該サブ・ファンドの受益証券１口当たりの買戻価格をいい、信託証書に基づき、当該サブ・ファンドに関する関連する英文目論見書補遺に要約される方法で計算される。
選定指数	有価証券届出書「第二部 ファンド情報、第１ ファンドの状況、２ 投資方針、（１）投資方針、本ストラテジー」の項において定義されるところによる。
シリーズ会社	管理会社または受託会社の趣意により設立され、いずれかのサブ・ファンドを参照して指名される有限責任の子会社をいう。
サブ・ファンド	信託証書ならびに受託会社および管理会社の間で2010年６月４日に締結された追補信託証書（2015年４月17日付変更証書により変更済。）（随時修正される。）に基づき設定および設立されたトラストのサブ・ファンドであるカントリー・セクター 外貨建てシリーズをいう。
サブ・ファンド決議	いずれかのサブ・ファンドに関して、（a）当該サブ・ファンドの発行済受益証券の単純過半数を保有し、関連する決議について議決権を行使する権利を有する者が書面により承認した決議、または（b）当該サブ・ファンドの受益者集会において、当該集会に関する基準日において、本人または代理人が出席し、議決権を有しかつ当該集会で議決権を行使する受益者であって、当該サブ・ファンドの受益証券の単純過半数を保有する者により可決された決議をいう。
開始日	有価証券届出書「第二部 ファンド情報、第１ ファンドの状況、２ 投資方針、（１）投資方針、本ストラテジー」の項において定義されるところによる。
本ストラテジー	シティ・カントリー・セクター・ストラテジー（米ドル建て）をいう。
ストラテジー・スポンサー	シティグループのリテール・ストラクチャード商品本部をいう。

取得日	各ファンド営業日および／または管理会社が随時書面により指定するその他の日をいう。
償還日	（ ）いずれかのファンド営業日において純資産価額が1,000万米ドル以下となった後、かつ（ ）管理会社がその絶対的な裁量において、当該日以後においてサブ・ファンドが相当数の追加の受益証券の申込みを受ける見込みがないと判断した後において、管理会社および受託会社が販売会社と協議の上合意した日をいう。
名義書換代理契約	受託会社、管理会社および名義書換代理人の間の2010年6月4日付で締結された登録名義書換代理契約（随時修正される。）をいう。
名義書換代理人	シティトラスト・リミテッドまたはサブ・ファンドに関して登録名義書換事務を提供するよう受託会社および管理会社によって選任されたその他の者をいう。
トラスト	ケイマン諸島の法律に基づき設立されたオープン・エンド型のアンブレラ型ユニット・トラストであるレッド・アーク・グローバル・インベストメンツ（ケイマン）トラストをいう。
信託証書	受託会社および管理会社の間の2008年10月21日付で締結されたトラストの設立に関する信託証書（2015年3月10日付修正・再録信託証書により変更・再録済。（当該変更は2015年5月12日付で効力発生。））（随時修正および追補される。）をいう。
受託会社	CIBC・バンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッドをいう。
信託財産	各サブ・ファンドに関して、当該サブ・ファンドの信託によって受託会社が保有する100米ドルの当初資産および以下の金額の合計をいう。 （a）当該サブ・ファンドの受益証券の発行手取金 （b）信託証書に定められるとおり、当該サブ・ファンドの信託によって受託会社またはその代理人が保有し、または保有しているとみなされる一切の現金およびその他の資産 また、かかる用語が一般的に用いられる場合、「信託財産」とは、すべてのサブ・ファンドに総じて適用する信託財産をいうものとする。

投資先指数	有価証券届出書「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、 2 投資方針、（１）投資方針、本ストラテジー」の項において定義されるところによる。
受益証券	サブ・ファンドの受益証券をいい、また「米ドルクラス受益証券」を含む。
受益者	当該時点での受益証券の登録保有者をいい、受益証券の保有者として共同して登録されるすべての者を含む。
受益者決議	（a）すべてのサブ・ファンドの発行済受益証券の純資産価額の単純過半数を保有する者が書面で承認した決議（当該決議により、各受益者は、すべてのサブ・ファンドの純資産価額の総額に対して当該受益者が保有するすべてのサブ・ファンドの受益証券の純資産価額の総額の比率に基づき比例按分して計算される議決権を受領するものとする。）、または（b）受益者集会において、当該集会に関する基準日に、本人または代理人が出席しており、議決権を有しかつ当該集会で議決権を行使する受益者で、すべてのサブ・ファンドの受益証券の純資産価額の単純過半数を保有する者により可決された決議をいう。
米国	アメリカ合衆国の、その属領および領土をいう。

(訳文)

独立監査人の監査報告書

受託会社御中

監査意見

私どもは、7ページから30ページ（訳注：原文のページ）に記載されたレッド・アーケ・グローバル・インベストメンツ（ケイマン）トラストのサブ・ファンドであるカントリー・セクター 外貨建てシリーズ（以下「サブ・ファンド」という。）の財務書類、すなわち、2017年10月31日現在の財政状態計算書、同日に終了した会計年度における包括利益計算書、資本変動計算書およびキャッシュ・フロー計算書、ならびに重要な会計方針の要約を含む財務書類に対する注記の監査を行った。

私どもは、当該財務書類が、香港公認会計士協会(以下「HKICPA」という。)が発行した香港財務報告基準(以下「HKFRS」という。)に準拠して、サブ・ファンドの2017年10月31日現在の財政状態、ならびに同日に終了した会計年度における経営成績およびキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

私どもは、HKICPAが発行した香港監査基準(以下「HKSA」という。)に準拠して監査を行った。本基準のもとでの私どもの責任は、本報告書の「財務書類の監査に対する監査人の責任」区分に詳述されている。私どもは、ケイマン諸島における財務書類の監査に関連のある倫理上の要求とともにHKICPAの「職業会計士の倫理規程」（以下「当規程」という。）に基づきサブ・ファンドに対して独立性を保持しており、また、これらの要求および当規程で定められるその他の倫理上の責任を果たした。私どもは、監査意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務書類および監査報告書以外の情報

サブ・ファンドの管理会社および受託会社は、その他の記載内容に対して責任を有している。その他の記載内容は、年次報告書のうち、財務書類および監査報告書以外のすべての情報である。

私どもの監査意見の対象範囲には、その他の記載内容は含まれておらず、したがって、私どもは当該その他の記載内容に対していかなる保証の結論も表明しない。

財務書類監査における私どもの責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務書類または私どもが監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか考慮すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な虚偽表示の兆候があるかどうか留意することにある。私どもは、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な虚偽表示があると判断した場合には、当該事実を報告することが求められている。私どもは、その他の記載内容に関して報告すべき事項はない。

財務書類に対するサブ・ファンドの管理会社および受託会社の責任

サブ・ファンドの管理会社および受託会社は、HKICPAが発行したHKFRSに準拠して、当該財務書類を作成し適正に表示すること、および不正または誤謬による重要な虚偽表示のない財務書類を作成するためにサブ・ファンドの管理会社および受託会社が必要と判断した内部統制を整備および運用する責任を有している。

財務書類を作成するに当たり、サブ・ファンドの管理会社および受託会社は、サブ・ファンドが継続企業として存続する能力があるかどうかを評価し、必要がある場合には当該継続企業の前提に関する事項を開示する責任を有し、また、サブ・ファンドの管理会社および受託会社がサブ・ファンドの清算もしくは事業停止の意図があるか、またはそうする以外に現実的な代替案がない場合を除き、継続企業の前提に基づいて財務書類を作成する責任を有している。

財務書類監査に対する監査人の責任

私どもの監査の目的は、全体としての財務書類に、不正または誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかに関する合理的な保証を得て、監査意見を表明することにある。本報告書は、機関としての受託会社に対してのみ作成されたものであり、他の目的では作成されていない。私どもは、本報告書の内容について、他の何人に対しても責任を負わない。

合理的な保証は、高い水準の保証であるが、HKSAに準拠して行った監査が、すべての重要な虚偽表示を常に発見することを保証(guarantee)するものではない。虚偽表示は、不正または誤謬から発生する可能性があり、個別にまたは集計すると、当該財務書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

私どもは、HKSAに準拠して実施する監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持し、また、以下を行う。

- ・ 不正または誤謬による財務書類の重要な虚偽表示リスクを識別、評価し、当該リスクに対応した監査手続を立案、実施し、監査意見の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。不正による重要な虚偽表示リスクを発見できないリスクは、誤謬による重要な虚偽表示を発見できないリスクよりも高くなる。これは、不正には、共謀、文書の偽造、取引等の記録からの除外、虚偽の陳述、または内部統制の無効化が伴うためである。

- ・ 状況に応じて適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を理解する。ただし、これは、サブ・ファンドの内部統制の有効性に対する意見を表明するためではない。
- ・ サブ・ファンドの管理会社および受託会社が採用した会計方針およびその適用方法の適切性、ならびにサブ・ファンドの管理会社および受託会社によって行われた会計上の見積りの合理性を評価し、関連する開示の妥当性を検討する。
- ・ サブ・ファンドの管理会社および受託会社が継続企業を前提として財務書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、サブ・ファンドの継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況に関して重要な不確実性が認められるかどうかを結論付ける。重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務書類の開示に注意を喚起すること、または重要な不確実性に関する財務書類の開示が適切でない場合は、財務書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。私どもの結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、サブ・ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務書類の表示方法が適切であるかどうかを評価すること、関連する注記を含めた全体としての財務書類の表示、構成および内容を検討し、財務書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

私どもは、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、および監査の基準で求められているその他の事項について、サブ・ファンドの管理会社および受託会社に対して報告を行っている。

ケーピーエムジー
ケイマン諸島

2018年3月22日

[次へ](#)

Independent Auditors' Report to the Trustee

Opinion

We have audited the financial statements of Country Selector Foreign Currency Series (the “Series Trust”), a series trust of Red Arc Global Investments (Cayman) Trust, set out on pages 7 to 30, which comprise the statement of financial position as at 31 October 2017, the statement of comprehensive income, the statement of changes in equity and the statement of cash flows for the year then ended, and notes to the financial statements, including a summary of significant accounting policies.

In our opinion, the accompanying financial statements present fairly, in all material respects, the financial position of the Series Trust as at 31 October 2017, and its financial performance and its cash flows for the year then ended in accordance with Hong Kong Financial Reporting Standards (“HKFRSs”) issued by the Hong Kong Institute of Certified Public Accountants (“HKICPA”).

Basis for Opinion

We conducted our audit in accordance with Hong Kong Standards on Auditing (“HKSA”) issued by the HKICPA. Our responsibilities under those standards are further described in the *Auditors' Responsibilities for the Audit of the Financial Statements* section of our report. We are independent of the Series Trust in accordance with the HKICPA's *Code of Ethics for Professional Accountants* (the “Code”) together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements in the Cayman Islands, and we have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with these requirements and the Code. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Information Other than the Financial Statements and Auditors' Report Thereon

The Manager and the Trustee of the Series Trust are responsible for the other information. The other information comprises all the information included in the annual report, but does not include the financial statements and our auditors' report thereon.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit, or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

Independent Auditors' Report to the Trustee (continued)

Responsibilities of the Manager and the Trustee of the Series Trust for the Financial Statements

The Manager and the Trustee of the Series Trust are responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with HKFRSs issued by the HKICPA and for such internal control as the Manager and the Trustee of the Series Trust determine is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the Manager and the Trustee of the Series Trust are responsible for assessing the Series Trust's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Manager and the Trustee of the Series Trust either intend to liquidate the Series Trust or to cease operations, or have no realistic alternative but to do so.

Auditors' Responsibilities for the Audit of the Financial Statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditors' report that includes our opinion. This report is made solely to you, as a body, in accordance with our agreed terms of engagement, and for no other purpose. We do not assume responsibility towards or accept liability to any other person for the contents of this report.

Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with HKSAs will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with HKSAs, we exercise professional judgment and maintain professional scepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.

Independent Auditors' Report to the Trustee (continued)

Auditors' Responsibilities for the Audit of the Financial Statements (continued)

- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Series Trust's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Manager and the Trustee of the Series Trust.
- Conclude on the appropriateness of the Manager's and Trustee's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Series Trust's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditors' report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditors' report. However, future events or conditions may cause the Series Trust to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with the Manager and the Trustee of the Series Trust regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

KPMG

22 March 2018

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

[次へ](#)

（訳文）

独立監査人の監査報告書

シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッド
（香港で設立された有限責任会社）
の株主各位

監査意見

私どもは、7ページから28ページ（訳注：原文のページ）に記載されたシティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッド（以下「会社」という。）の財務書類、すなわち、2016年12月31日現在の財政状態計算書、同日に終了した事業年度における純損益およびその他の包括利益計算書、資本変動計算書およびキャッシュ・フロー計算書、ならびに重要な会計方針の要約を含む財務書類に対する注記の監査を行った。

私どもは、当該財務書類が、香港公認会計士協会(以下「HKICPA」という。)が発行した香港財務報告基準(以下「HKFRS」という。)に準拠して、2016年12月31日現在の会社の財政状態ならびに同日に終了した事業年度の経営成績およびキャッシュ・フローに対して真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

監査意見の根拠

私どもは、HKICPAが発行した実務指針第820号（改訂）「登録会社および仲介業者の関連会社の監査」を参照して監査を行った。本基準のもとでの私どもの責任は、当報告書の「財務書類の監査に対する監査人の責任」区分に詳述されている。私どもは、HKICPAの「職業的監査人の倫理規定」（以下「当規定」という。）に準拠して会社から独立しており、さらに私どもは、当規定に準拠してその他の倫理上の責任を果たした。私どもは、監査意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務書類およびそれに対する監査報告書以外の情報

取締役は、その他の情報について責任を有する。その他の情報は、年次報告書に含まれる全ての情報から成るが、財務書類およびそれに対する監査報告書は含まれない。

財務書類に対する私どもの監査意見は、その他の情報を対象としていないため、私どもは、当該その他の情報に対していかなる形式の保証の結論も表明しない。

財務書類の監査に関する私どもの責任は、その他の情報を通読し、その過程で、当該その他の情報が財務書類もしくは私どもが監査上入手した知識と著しく矛盾していないか、またはそれ以外に重要な虚偽表示であると疑われるようなものがないかを検討することである。

私どもは、実施した作業に基づき、当該その他の情報に重要な虚偽の記載があるとの結論に至った場合、かかる事実を報告する必要がある。私どもはこの点に関し、報告すべきことはない。

財務書類に対する取締役の責任

取締役は、H K I C P A が発行した H K F R S および香港会社法に準拠して、真実かつ公正な概観を与える財務書類を作成する責任、および不正または誤謬による重要な虚偽表示のない財務書類を作成するために取締役が必要と判断する内部統制に対する責任がある。

財務書類の作成において、取締役は、会社の継続企業の前提の評価、継続企業に関連する事項の開示（該当する場合）および継続企業の前提による会計処理の実施に責任を有する。ただし、取締役が会社を清算または業務を停止する意思を有する場合、あるいはそうするより他に現実的な代替方法がない場合はこの限りでない。

さらに、取締役は、当該財務書類が、香港証券先物（記録の保存）規則に基づき保存された記録に準拠し、かつ香港証券先物（会計および監査）規則の要件を充足していることを確保する必要がある。

財務書類の監査に対する監査人の責任

私どもの目的は、全体として財務書類に不正または誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかに関する合理的な保証を得て、監査意見を含む監査報告書を発行することにある。当報告書は香港会社法の第405条に準拠し、集団としての株主に対してのみ作成されるものであり、その他の目的で使用してはならない。私どもは当報告書の内容に関して他のいかなる人物に対する責任も負わず、かつ責務も引き受けない。

合理的な保証は、高い水準の保証であるが、H K S A に準拠して実施された監査が、存在する重要な虚偽表示を常に発見することを確認するものではない。虚偽表示は、不正または誤謬から発生する可能性があり、個別にまたは集計すると、当該財務書類の利用者の経済的意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。また私どもは、当該財務書類が香港証券先物（記録の保存）規則に基づき保存された記録に準拠し、かつ香港証券先物（会計および監査）規則の要件を充足しているかどうかについての合理的な保証を得る必要がある。

H K S A に準拠した監査の一環として、私どもは、監査を通じて職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持する他、以下を行う。

- 不正または誤謬による財務書類の重要な虚偽表示リスクを識別、評価し、当該リスクに対応した監査手続を立案、実施し、監査意見の基礎を提供する十分かつ適切な監査証拠を入手する。不正による重要な虚偽表示を発見できないリスクは、誤謬による当該リスクよりも高くなる。これは、不正には、共謀、文書の偽造、意図的な除外、虚偽の言明、または内部統制の無効化が伴うためである。

- 状況に応じて適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を理解する。ただし、これは、会社の内部統制の有効性に対する意見を表明することが目的ではない。

- 取締役が採用した会計方針の適切性、ならびに取締役によって行われた会計上の見積りおよび関連する開示の妥当性を評価する。

- 取締役が継続企業の前提により会計処理を実施したことの適切性について結論付ける。また、入手した監査証拠に基づき、会社の継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況に関して、重要な不確実性が存在するか否かを判断する。重要な不確実性が存在するとの結論に至った場合、当監査報告書において、財務書類の関連する開示を参照するよう促すか、または当該開示が不適切な場合は、財務書類に対する私どもの監査意見を修正する必要がある。私どもの結論は、監査報告書の日付までに入手した監査証拠に基づいている。しかし、将来の事象または状況により、会社が継続企業として存続しなくなる可能性がある。

- 財務書類の全体的な表示、構成および内容（開示を含む。）、ならびに、財務書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表しているかを評価する。

私どもは、取締役と、特に、計画した監査の範囲とその実施時期、および監査上の重要な発見事項（監査の過程で識別した内部統制の重要な不備を含む。）に関して、協議する。

香港証券先物法の香港証券先物（記録の保存）規則および香港証券先物（会計および監査）規則に基づいた法定事項に関する報告

私どもは、当該財務書類が、香港証券先物（記録の保存）規則に基づき保存された記録に準拠し、かつ香港証券先物（会計および監査）規則の要件を充足しているものと認める。

ケーピーエムジー

公認会計士
香港、セントラル
チャターロード10
プリンスビル8階
2017年4月24日

[次へ](#)

Independent auditor's report to the member of Citigroup
First Investment Management Limited
(Incorporated in Hong Kong with limited liability)

Opinion

We have audited the financial statements of Citigroup First Investment Management Limited (" the Company ") set out on pages 7 to 28, which comprise the statement of financial position as at 31 December 2016, the statement of profit or loss and comprehensive income, the statement of changes in equity and the cash flow statement for the year then ended and notes to the financial statements, including a summary of significant accounting policies.

In our opinion, the financial statements give a true and fair view of the financial position of the Company as at 31 December 2016 and of its financial performance and its cash flows for the year then ended in accordance with Hong Kong Financial Reporting Standards (" HKFRSs ") issued by the Hong Kong Institute of Certified Public Accountants (" HKICPA ") and have been properly prepared in compliance with the Hong Kong Companies Ordinance.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with Hong Kong Standards on Auditing (" HKSAs ") and with reference to Practice Note 820 (Revised), The audit of licensed corporations and associated entities of intermediaries, issued by the HKICPA. Our responsibilities under those standards are further described in the Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements section of our report. We are independent of the Company in accordance with the HKICPA's Code of Ethics for Professional Accountants (" the Code ") and we have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with the Code. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Information other than the financial statements and auditor's report thereon

The directors are responsible for the other information. The other information comprises all the information included in the annual report, other than the financial statements and our auditor's report thereon.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit or otherwise appears to be materially misstated.

If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

Independent auditor's report to the member of Citigroup
First Investment Management Limited (continued)
(Incorporated in Hong Kong with limited liability)

Responsibilities of the directors for the financial statements

The directors are responsible for the preparation of the financial statements that give a true and fair view in accordance with HKFRSs issued by the HKICPA and the Hong Kong Companies Ordinance and for such internal control as the directors determine is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the directors are responsible for assessing the Company's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the directors either intend to liquidate the Company or to cease operations, or have no realistic alternative but to do so.

In addition, the directors are required to ensure that the financial statements are in accordance with the records kept under the Hong Kong Securities and Futures (Keeping of Records) Rules and satisfy the requirements of the Hong Kong Securities and Futures (Accounts and Audit) Rules.

Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditor's report that includes our opinion. This report is made solely to you, as a body, in accordance with section 405 of the Hong Kong Companies Ordinance, and for no other purpose. We do not assume responsibility towards or accept liability to any other person for the contents of this report.

Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with HKSAs will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements. In addition, we are required to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are in accordance with the records kept under the Hong Kong Securities and Futures (Keeping of Records) Rules and satisfy the requirements of the Hong Kong Securities and Futures (Accounts and Audit) Rules

Independent auditor's report to the member of Citigroup
First Investment Management Limited (continued)
(Incorporated in Hong Kong with limited liability)

Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements (continued)

As part of an audit in accordance with HKSAs, we exercise professional judgement and maintain professional scepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Company's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the directors.
- Conclude on the appropriateness of the directors' use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Company's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditor's report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditor's report. However, future events or conditions may cause the Company to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with the directors regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Independent auditor's report to the member of Citigroup
First Investment Management Limited (continued)
(Incorporated in Hong Kong with limited liability)

Report on matters under the Hong Kong Securities and Futures (Keeping of Records) Rules and Hong Kong Securities and Futures (Accounts and Audit) Rules of the Hong Kong Securities and Futures Ordinance

In our opinion, the financial statements are in accordance with the records kept under the Hong Kong Securities and Futures (Keeping of Records) Rules and satisfy the requirements of the Hong Kong Securities and Futures (Accounts and Audit) Rules.

KPMG

Certified Public Accountants

8th Floor, Prince's Building
10 Chater Road
Central, Hong Kong
24 APR 2017

（注）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。